

令和6年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和6年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (9月2日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第8号～報告第10号及び議案第48号～議案第57号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	15

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

2番 桑 澤 直 亨 君

デジタル教育を含む生涯学習環境と個人情報について	20
--------------------------	----

7番 寺 門 勲 君

安全・安心な学校生活を送るための環境づくりについて	38
窓口サービスの見直しについて	41

火災により被災されたかたへの支援について……………	4 4
3 番 原 田 悠 嗣 君	
瓜連庁舎及び分庁舎の今後の在り方検討について……………	4 7
有機農業について……………	4 9
道の駅について……………	5 4
1 3 番 寺 門 厚 君	
マイナ保険証について……………	6 0
那珂市の防災体制について……………	6 3
那珂市の再生可能エネルギーの拡充について……………	7 1
森林環境譲与税活用事業について……………	7 5
1 番 榊 原 一 和 君	
那珂市シティプロモーションを考える……………	7 9
那珂市定住促進を考える……………	8 9
1 6 番 君 嶋 寿 男 君	
防犯対策について……………	9 5
通学路の安全対策や整備について……………	9 9
企業誘致状況と活性化……………	1 0 1
6 番 渡 邊 勝 巳 君	
県北高規格道路（茨城北部幹線道路）について……………	1 0 8
学校施設整備について……………	1 1 3
○散会の宣告……………	1 1 9

第 3 号 （9月5日）

○議事日程……………	1 2 1
○本日の会議に付した事件……………	1 2 1
○出席議員……………	1 2 1
○欠席議員……………	1 2 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 2 2
○議会事務局職員……………	1 2 2
○開議の宣告……………	1 2 3
○諸般の報告……………	1 2 3
○一般質問……………	1 2 3
1 2 番 花 島 進 君	
東海第2原発事故を想定する避難計画と拡散シミュレーションについて……………	1 2 4
水のPFAS検査について……………	1 2 7

市道の雨水排水対策について……………	1 2 9
市内の高規格道路計画について……………	1 2 9
鈴木家住宅について……………	1 3 2
情報システムの統合問題について……………	1 3 3
1 0 番 大和田 和 男 君	
酷暑の中の教育環境について……………	1 3 8
那珂市南東部のインフラ整備について……………	1 4 3
産前産後の支援について……………	1 4 7
1 7 番 遠 藤 実 君	
少子化対策のさらなる充実について……………	1 5 5
防災体制のさらなる強化について……………	1 6 1
1 1 番 富 山 豪 君	
フレイル予防について……………	1 7 2
特定外来生物について……………	1 7 6
植物園のリニューアルについて……………	1 7 8
瓜連支所について……………	1 8 1
9 番 小 宅 清 史 君	
交通弱者対策を考える……………	1 8 4
那珂総合公園について考える……………	1 9 3
那珂市誕生 2 0 年を考える……………	1 9 7
8 番 小 池 正 夫 君	
親が高齢化している障がい者へのサポートについて……………	2 0 0
市民への安全な水道行政について……………	2 0 5
1 5 番 笹 島 猛 君	
那珂市の財政状況について……………	2 1 2
ふるさと納税について……………	2 1 8
○議案等の質疑……………	2 2 9
○議案の委員会付託……………	2 2 9
○請願の委員会付託……………	2 3 0
○散会の宣告……………	2 3 0

第 4 号 (9月20日)

○議事日程……………	2 3 1
○本日の会議に付した事件……………	2 3 1
○出席議員……………	2 3 1

○欠席議員	2 3 2
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	2 3 2
○議会事務局職員	2 3 2
○開議の宣告	2 3 3
○諸般の報告	2 3 3
○議案第 4 8 号～議案第 5 7 号及び請願第 1 号、請願第 2 号の各委員会審査報告、 質疑、討論、採決	2 3 3
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 8
○議員派遣について	2 3 9
○委員会の閉会中の継続調査申出について	2 3 9
○閉会の宣告	2 4 0
○署名議員	2 4 3

那珂市告示第 1 5 9 号

令和 6 年第 3 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 6 年 9 月 2 日（月）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和6年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期19日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	9月2日	月	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月3日	火		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月4日	水	午前10時	本会議	1. 一般質問(桑澤、寺門勲、原田、寺門厚、榊原、君嶋、渡邊)
第4日	9月5日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(花島、大和田、遠藤、富山、小宅、小池、笹島) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月6日	金		休 会	(議事整理)
第6日	9月7日	土		休 会	
第7日	9月8日	日		休 会	
第8日	9月9日	月		休 会	(議事整理)
第9日	9月10日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	9月11日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	9月12日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	9月13日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第13日	9月14日	土		休 会	
第14日	9月15日	日		休 会	
第15日	9月16日	月		休 会	
第16日	9月17日	火		休 会	(議事整理)
第17日	9月18日	水		休 会	(議事整理)
第18日	9月19日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 9 日	9 月 2 0 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	10 番	大和田 和 男 君
11 番	富 山 豪 君	12 番	花 島 進 君
13 番	寺 門 厚 君	14 番	萩 谷 俊 行 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和6年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月2日）

令和6年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月2日（月曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程・説明

報告第 8号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 9号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第10号 令和5年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）

議案第51号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

議案第52号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第54号 茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第55号 令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和5年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第57号 令和5年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 榊 原 一 和 君

3番 原 田 悠 嗣 君

5番 鈴 木 明 子 君

7番 寺 門 勲 君

2番 桑 澤 直 亨 君

4番 木 野 広 宣 君

6番 渡 邊 勝 巳 君

8番 小 池 正 夫 君

9 番 小 宅 清 史 君
 1 1 番 富 山 豪 君
 1 3 番 寺 門 厚 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 遠 藤 実 君

1 0 番 大和田 和 男 君
 1 2 番 花 島 進 君
 1 4 番 萩 谷 俊 行 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君
 1 8 番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君	総 務 部 長	玉 川 一 雄 君
市民生活部長	平 野 敦 史 君	保健福祉部長	生田目 奈若子 君
産 業 部 長	加 藤 裕 一 君	建 設 部 長	高 塚 佳 一 君
上下水道部長	金 野 公 則 君	教 育 部 長	浅 野 和 好 君
消 防 長	堀 江 正 美 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君	選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠 原 広 明 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付をしております。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和6年6月から8月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、小池正夫議員、9番、小宅清史議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間にしたいと思います。これにご異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、大和田和男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第8号～報告第10号及び議案第48号～議案第57号の一括

上程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第3、報告第8号から第10号及び議案第48号から第57号までの以上13件を一括して議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、一昨日の土曜日ですが、なかLucky FM公園にて、本市の夏を代表するイベント「なかひまわりフェスティバル2024」の開催が予定をされておりました。本来であれば、25万本のヒマワリが咲き誇る中、市内外から多くの方が来場し、すばらしいイベントとなる予定でしたが、このたびの台風10号の影響を考慮した結果、来場者の安全を考慮し、実行委員会において開催を見送ったところでございます。

さて、台風10号につきましては、非常に強い勢力を保持しながら九州に上陸し、西日本を東に進みながら、本県に近づいてまいりましたが、1日正午に、東海道沖にて熱帯低気圧となったことに伴い、本市におきましては、幸いにも大きな被害はございませんでした。

市といたしましては、自然災害から市民の安心安全を確保するため、今後も関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な対応ができるよう万全を期すとともに、引き続き、災害に強いまちづくりに努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年第3回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました議案のうち、報告が3件、議案として条例の一部改正が2件、令和6年度各種会計補正予算が3件、その他が5件の計13件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第8号をお開き願います。

報告第8号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について報告するものでございます。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の令和4年度及び令和5年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。

早期健全化基準は、言わば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和5年度は4.2%となり、前年度と比べ0.2ポイント増加しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは市債現在高等の減少により、令和5年度は表示はございません。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和5年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であることを示しております。

監査委員からの令和5年度健全化判断比率審査意見書を別に添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、報告第9号をお開き願います。

報告第9号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について報告をするものでございます。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に、対象となる公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計がありますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちらが国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和5年度におきましても健全な状態であるということを示しております。

監査委員からの令和5年度資金不足比率審査意見書を別に添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、報告第10号をお開き願います。

報告第10号 令和5年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

令和5年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

四中学区コミュニティセンター整備事業施工監理・工事分、高齢者保健福祉計画推進事業に係る継続費について精算が完了し、実績額合計は、それぞれ7億9,502万9,000円、458万7,000円です。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第48号をお開き願います。

議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第49号をお開き願います。

議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例。

令和6年10月1日より那珂地方公平委員会の事務局が、那珂市から東海村に変更になることに伴い、那珂地方公平委員会特別会計を廃止するものでございます。

続いて、議案第50号をお開き願います。

議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,824万1,000円を追加し、241億3,705万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、議会費については、議会運営費において、横手市友好交流訪問に係る経費等を計上するものでございます。

総務費については、業務系システム管理事業において、住民基本台帳ネットワークシステムの更新に伴い、委託料等を増額するものでございます。

民生費については、学童保育事業において、子ども・子育て支援交付金の基準額改定に伴い、民間学童保育所への補助金を、児童入所施設措置事業において、措置費の見込み増に伴い扶助費を、病児保育補助事業において、利用人数の見込み増に伴い補助金等をそれぞれ増

額するものでございます。

衛生費については、ごみ啓発等推進事業において、指定ゴミ袋販売数の見込み増に伴い、ゴミ袋作成に係る委託料等を増額するものでございます。

農林水産業費については、アグリビジネス戦略推進事業において、国の補助事業の関係により予算の組替えを行うものでございます。

土木費については、市営住宅管理事業において修繕料等を増額するものでございます。

教育費については、給食センター運営事業において賄材料費を、総合公園管理事業において施設の修繕料等をそれぞれ増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、額の確定により普通地方交付税を増額するとともに、繰入金を減額するものでございます。その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第51号をお開き願います。

議案第51号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ4,153万2,000円を追加し、51億2,166万2,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において、前年度の精算による国県負担金等返納金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第52号をお開き願います。

議案第52号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、82万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、10月1日から那珂地方公平委員会事務局が東海村に移管となることに伴い、公平委員会設置に係る事務費等を精算し、一般会計への繰出金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出と同様の理由により、精算に伴い繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第53号をお開き願います。

議案第53号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について。

令和6年10月1日より那珂地方公平委員会の事務局が、那珂市から東海村に変更になることに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

続いて、議案第54号をお開き願います。

議案第54号 茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

続いて、議案第55号をお開き願います。

議案第55号 令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額240億417万2,000円、歳出総額228億3,101万5,000円、歳入歳出差引額は11億7,315万8,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,574万6,000円を差し引いた実質収支額は10億4,741万2,000円でございます。

概要としましては、歳入で約1億円程度の減少、歳出で約1億円程度の増加となっております。

歳入は、地方交付税や市債などが増額となった一方で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金の皆減により国庫支出金が減額となったほか、繰越金や市税が減額となり、全体としては減額となっております。

また、歳出は、下菅谷地区街路整備事業の減などにより土木費が減額となったほか、国県負担金等返納金の減などにより諸支出金が減額となっております。一方で、住民税非課税世帯重点支援追加給付金事業の皆増により民生費が増額となったほか、らぼーる改修事業の皆増などにより総務費が、総合公園施設改修事業の増などにより教育費がそれぞれ増額となり、全体としては増額となっております。

令和5年度と比較しますと、歳入総額が0.6%の減、歳出総額が0.5%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が53億5,147万7,000円、歳出総額53億2,322万8,000円でございます。歳入歳出差引額は2,824万9,000円でございます。歳入については、県に納付する国民健康保険事業費納付金が増加したことによる繰入金の増などにより、また、歳出については、一般被保険者医療給付費分の増などにより、歳入、歳出ともに増額となっております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,084万3,000円、歳出総額710万3,000円、歳入歳出差引額は373万9,000円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額49億1,151万2,000円、歳出総額47億7,689万8,000円、歳入歳出差引額は1億3,461万5,000円でございます。令和5年度のサービス給付

事業につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額 8 億 3,432 万 4,000 円、歳出総額 8 億 3,160 万 4,000 円、歳入歳出差引額は 272 万円でございます。

那珂地方公平委員会特別会計につきましては、歳入総額 79 万円、歳出総額 6 万 3,000 円、歳入歳出差引額は 72 万 7,000 円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続いて、議案第 56 号をお開き願います。

議案第 56 号 令和 5 年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和 5 年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収益 12 億 6,354 万 2,000 円に対し、総費用は 11 億 2,923 万 8,000 円となり、差引き 1 億 3,430 万 4,000 円の当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入 4 億 7,737 万 9,000 円に対し、支出 7 億 7,859 万 6,000 円となり、差引き 3 億 121 万 7,000 円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

続いて、議案第 57 号をお開き願います。

議案第 57 号 令和 5 年度那珂市下水道事業会計決算の認定について。

令和 5 年度那珂市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収益 17 億 4,023 万 9,000 円に対し、総費用は 16 億 2,536 万 4,000 円となり、差引き 1 億 1,487 万 5,000 円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入 10 億 8,810 万 7,000 円に対し、支出 17 億 2,079 万 7,000 円となり、差引き 6 億 3,269 万円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

以上、企業会計決算の概要説明でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（木野広宣君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

令和 5 年度那珂市歳入歳出決算審査意見書、令和 5 年度定額運用基金運用状況審査意見書及び令和 5 年度那珂市公営企業会計決算審査意見書、以上 3 件を一括して報告願います。

城宝信保監査委員、登壇願います。

監査委員。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第 55 号、第 56 号、第 57 号、併せて審査結果につ

いてご報告申し上げます。

令和５年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

１ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第233条第２項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和５年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査の期間、令和６年６月14日から令和６年８月19日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、令和５年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿及び証書類が法令に準拠して作成されているか、併せて予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された関係諸帳簿及び証書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても、適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和６年８月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 萩谷俊行。

以上でございます。

引き続き、令和５年度定額運用基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

18ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第241条第５項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和５年度那珂市土地開発基金、令和５年度那珂市印紙等購買基金について審査いたしました。

審査期間、令和６年６月14日から令和６年８月19日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査結果、審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和６年８月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 萩谷俊行。

引き続き、令和５年度那珂市公営企業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。
19ページをご覧ください。

審査の種類、地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和５年度那珂市水道事業会計決算、令和５年度那珂市下水道事業会計決算
について審査いたしました。

審査期間、令和６年６月14日から令和６年８月19日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、決算諸表及び
附属書類等が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されて
いるか、併せて事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係職員から
説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された決算諸表及び附属書類等は、関係法令の諸規定に準拠して作成
されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されているものと
認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和６年８月20日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 萩谷俊行。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１０時３０分

令和6年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月4日）

令和6年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	榊 原 一 和 君	2 番	桑 澤 直 亨 君
3 番	原 田 悠 嗣 君	4 番	木 野 広 宣 君
5 番	鈴 木 明 子 君	6 番	渡 邊 勝 巳 君
7 番	寺 門 勲 君	8 番	小 池 正 夫 君
9 番	小 宅 清 史 君	11 番	富 山 豪 君
12 番	花 島 進 君	13 番	寺 門 厚 君
14 番	萩 谷 俊 行 君	15 番	笹 島 猛 君
16 番	君 嶋 寿 男 君	17 番	遠 藤 実 君
18 番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（1名）

10 番	大和田 和 男 君
------	-----------

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市民生活部長	平 野 敦 史 君
社会福祉課長	猪 野 嘉 彦 君	産 業 部 長	加 藤 裕 一 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	堀 江 正 美 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君	農 務 局 長	

議会事務局職員

事務局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、10番、大和田和男議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から7番までの議員が行います。明日は、通告8番から14番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いをいたします。

また、帽子を着用の方は、脱帽をお願いいたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（木野広宣君） 通告1番、桑澤直亨議員。

質問事項 1. デジタル教育を含む生涯学習環境と個人情報について。

桑澤直亨議員、登壇願います。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨でございます。

まずは、先日の台風10号により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復興をお祈りいたします。

それでは、第3回定例会のトップバッターとして打席に立たさせていただきます。

最近の1番バッターといえば、皆さんご存じのとおり大谷翔平かと思いますが、大谷翔平のニュースから聞こえてくるのは、世界初、前人未到、唯一無二といった言葉かと思います。屈強なメジャーリーガーからも尊敬され、日本人が世界最高の野球選手と言われることは実に誇らしく、子供たちにも大きな夢を与えるまさにスーパースターであります。

私ももちろん大谷選手の活躍ぶりを毎日チェックしておりますが、唯一の共通点である愛犬家の一面を持つ身としては、デコピンの動向も気になるところでございまして、先日の始球式なんかは実に愛くるしい姿でございました。私の犬も今度ソフトボールの試合の始球式にエントリーしようかなと思っておる次第でございます。

少し話がそれてしまいましたが、実は那珂市も今、唯一無二への挑戦、道の駅整備に向けたチャレンジの真ただ中だと思います。私は那珂市のチャレンジがこの道の駅にとどまらず、多くの分野で成功することを願っております。執行部の皆さんと議論を重ね、様々な課題に新しい発想や視点で解決を目指し、迫りくる厳しい時代へ共に立ち向かっていきたいと思っております。

世界初とは言いませんが、日本初、北関東初、あるいは県内初でもいいと思います。周りを見ながら進むことも大切ではありますが、将来を見据え、果敢にチャレンジしていく那珂市、周りをリードしていく自治体となるべく、今回はデジタル教育と生涯学習環境について、通告に従い一般質問させていただきます。

2019年、令和元年に開始されましたGIGAスクール構想は、全国の児童生徒一人一人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備し、特別な支援を必要とする子供も含め、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、個別主体的な学びと共同的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上することを目的とした文部科学省の取組です。

取組の背景としては、学校のICT環境が脆弱で地域間格差も大きかったこと、学校の授業におけるデジタル機器の使用時間がOECD加盟国で最下位であったこと、学校外でのICT利用は学習面ではOECD加盟国平均以下、学習外ではOECD平均以上、つまり学校

外における平日のデジタル機器の利用が勉強や宿題に使われる時間がOECD平均より少ないのに対し、ゲームやチャットに使われる時間がOECD平均より多いといった現状があったわけです。

ただでさえも日本のデジタル化は世界から遅れを取り、デジタル後進国と言われておりましたが、教育分野のデジタル化の遅れは、まさに将来の日本の国力低下に直結する極めてシビアな問題です。

私は日本の生産技術、電子機器や精密機器の生産など、世界ナンバーワンであり、実際にそれを実感しながら生きてまいりました。もちろん今でもナンバーワンの技術、製品は数々あるかと思いますが、生産力やコスト面、技術者の流出など、あっという間に世界に追い越されてきております。まさに日本の危機です。かつて世界を席卷した最先端の半導体生産技術も追い抜かれ、失われた30年と言われるほど経済成長の停滞を招いた要因は数々あるわけですが、デジタル化、DX化が遅れてしまっていることも大きな要因であろうかと思います。

この状況に追い打ちを欠けているのが人口減少、少子高齢化です。デジタル化の波に乗り遅れてしまった日本は、生産年齢人口の低下とともに、今やまさに様々な業界や自治体運営にも危機が迫ってきている状況です。こうした状況を打開するための一つの手段として、2019年、文科省によりGIGAスクール構想が発表され、コロナ禍により計画が前倒しとなり、2021年度末には全国の児童生徒に1人1台の教育用端末の整備がほぼ完了し、本格的なデジタル教育が始まったわけです。

那珂市の児童生徒にも一人一人の端末が配付され、各学校では様々な努力と工夫で活用がなされてきたわけですが、このGIGAスクール構想から派生する形で表れてきたのがEdTechという言葉です。那珂市においても計画を作成しておりますが、まずはこのEdTechプランの具体的内容と目的についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の学校教育における大きな特色の一つである小中一貫教育で実践している9年間の系統的・連続的な学びを通して、情報活用能力などこれからの時代に必要な資質、能力を身につけるため、また、学校教育のDXを推進するため、平成30年度にEdTechプランを策定いたしました。その後、見直しを行い、令和4年度からは第2次プランとなっております。

プランでは「自らの未来を創造し世界で活躍できるなかっこの育成」を基本理念とし、4つの基本方針を定めております。

基本方針は「児童生徒の情報活用能力の育成」、「ICTを活用した学びのイノベーション」、「校務の情報化の推進」、「安心・安全なICT環境の計画的な整備」の4つです。

以上となります。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

E d T e c hとはエデュケーションとテクノロジーを組み合わせた造語ですが、簡単に言えば、I T技術によって教育分野を変革していくことかと思います。G I G Aスクール構想はいわゆるデジタル教育環境の整備、E d T e c hはデジタル技術の教育的活用を意味しているのかと思います。

ご答弁いただきました基本理念「自らの未来を創造し世界で活躍できるなかつこの育成」、そして、情報活用能力の育成、学びのイノベーション、校務の効率化、I C T環境整備といった4つの基本方針の下に、新たな教育が現場で実践されていることかと思います。

令和4年度からは第2次プランが進行中とのことでしたので、それでは、この那珂市E d T e c hプランの取組成果と課題についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

国のG I G Aスクール構想により、本市でも令和2年度に1人1台タブレット端末や普通教室への電子黒板の配備を行いました。その当時はコロナ禍であったこともあり、臨時休校や分散登校という状況においても子供たちの学びを止めることのないよう、I C Tを活用した新たな学びの形を創出し、対応してまいりました。

例えば自宅など教室以外の場所からでも参加できるオンラインによる授業づくりや、小中一貫教育で活用している学習の手引のデジタル化やA Iドリルといった家庭学習でも活用できるデジタルコンテンツの導入などです。

こうした中で、どこで学ぶか、どのように学ぶかの選択肢が広がり、子供たちの関心事や学習進度、また不登校など、それぞれの個性や状況に適した学びが可能となりました。

また、教職員にとっても、会議や研修のオンデマンド化やリモートでの開催、また校務支援システムの導入などによりまして、移動時間の削減や業務の効率化など校務のD X化が推進されたことで、働き方改革においても効果を上げております。

特に校務支援システムの導入により、児童生徒の成績の入力や評価、各種書類の作成などを効率的に処理できるようになりました。また、本市を含む水戸教育事務所管内の多くの自治体で導入しているシステムを採用したことで、市内だけでなく水戸管内での教職員の異動の際にも、使い慣れたシステムで作業が行えるため、業務の負担軽減につながっております。

次に、課題ですが、いろいろと想定されるところではありますが、ここではネットワークに関する課題についてお答えいたします。

まず、ネットワークの通信速度の確保が挙げられます。

今後、デジタル教科書などにより、同時に全ての授業において大勢の児童生徒が端末を活用する場合も出てくることから、より高速大容量な通信を可能とするネットワーク環境が必要となると想定されます。

また、セキュリティ対策の強化、徹底とそれを遵守するための教職員及び児童生徒の意識づくりや、研修体制の充実についても推進していかなければなりません。

さらには、ＩＣＴを活用する上でのルールやモラルの意識など、保有する情報の掲載や自身の発信などの書き込み、生成ＡＩを活用する上での注意点など、ＩＣＴ教育の充実も喫緊の課題であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○２番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ご答弁いただきましたとおり、コロナ禍で学校が休校になってしまった際には、このＩＣＴを活用し、リモートでの授業や朝の会など、先生方も慣れない環境ではあったかと思いますが、子供たちのために一生懸命やっていたことは今でもよく覚えております。学びの多様化や校務支援システムの導入により、教職員の業務効率化に革新的な変化を与えていることも大きな成果だと思います。

課題としては、ＤＸ化の進展によりデータ通信容量の増大に対応する通信インフラの改修と情報漏えいなどのセキュリティ対策、研修体制の充実を挙げていただきました。通信インフラの改修に関して言えば、規模の大きい学校に対しての優先的な改修、新たなルーターの設置や校内通信ネットワークの交通整理を行い、転送速度の向上や安定化を図る危機の導入が必要になってくるかと思います。

また、社会全体の通信インフラについては、学校現場に限ることではなく、現在のシステムが2030年に限界を迎えると言われており、官民挙げて飛躍的に大容量のデータ通信を可能とする技術開発が現在行われており、実用化に向け取り組んでいる状況ですので、推移を見守っていききたいと思います。

その他のセキュリティ対策や教職員の研修体制の充実に関しては、極めて重要な取組になってまいりますので、個別に質問してまいります。まずは那珂市の教職員の指導技術の向上、均一化、研修内容について伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

E d T e c hプランの円滑な推進体制として、学校長会や教頭会、各学園等の代表教職員で構成される那珂市学校教育情報化推進委員会などがあります。今年度は那珂市ＤＸスクールプロジェクトと銘打ち、本市が抱える課題について学園ごとにテーマを選択し、研究を進めております。今後、効果的な実践例を共有、公開することで、ＤＸに関する知識や技術の向上が図られると考えております。

また、年に数回実施しているＩＣＴ活用研修会では、専門知識を有する講師として招き、指導力向上や実践事例の共有に努めております。

ほかにも、各学校に週１回程度ＩＣＴ支援員を派遣しており、ＩＣＴを活用した教材や授業の進め方に対する助言や指導を受けることで、実践的な技術や知識の習得を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

那珂市学校教育情報化推進委員会や那珂市D Xスクールプロジェクト、I C T支援員の活用など、様々な形で知識の向上、実践的な研究などで指導技術の向上を図っているとのことでした。

私が今回このテーマで一般質問させていただいた最大の理由は、那珂市の教育D Xに対する取組の姿勢でございます。先ほど少しお話ししましたが、コロナ禍においてI Tに強い先生方を中心にデジタル活用を率先して取り組み、それぞれの学校単位で前向きに取り組んでいただいたこと、これは確固たる調査を私したわけではございませんが、私が市P連の会長時代に県内のそれぞれの会長さんたちとの情報交換会においても、那珂市のI C T教育が進んでいるなど感じるが多かったのを覚えております。

しかしながら、この場で話すに当たっては、私の主観のみでお話しするのも信憑性がないので、客観的資料を探してみたところ、文部科学省に面白い資料がありましたので、皆さんにご紹介いたします。

資料をご覧いただければと思います。

全国の公立小中学校に校務D X化がどれくらい進んでいるかのチェックをするために、文部科学省が昨年行ったウェブ調査データになります。その集計結果が今年の3月に公表されましたが、有効回答率95.6%、全国の公立小中学校2万7,745校が回答した最新のデータです。この集計データは各学校で自己チェックしてもらったものですので、第三者が客観的な指標で集めたものではありませんが、大まかな全国的な傾向が分かる資料となっております。

文科省、校務D Xチェックリストで検索いただくと、全国の自治体が出てまいります。簡単にどのようなことを聞いているかといいますと、教職員、保護者、生徒間の連絡ツールのデジタル化であったり、オンライン会議や各種教材、資料などのデジタル化、クラウド共有サービスの活用など約50項目を調査し、点数化したものです。それぞれの自治体ごとの点数は出ておりますが、文科省も自己チェックで客観的なデータではないので、単純比較は控えてくださいとのことで順位は出ておりませんが、全国平均点も計算すれば分かるので集計してみました。

この集計結果を見ると、全国の平均点は352.2点でした。驚くべきことに、茨城県は452.2点で全国ナンバーワンでございます。驚いてはいけませんね。当然と言うべきでしょうか。2位は440点の奈良県、3位は423.1の福井県、ちなみに4位は僅差で東京都です。

堂々の1位の茨城県ですが、市町村ごとにも点数が出ておりまして、気になる那珂市は何点かと思いましたが、なんとなんと513.3点です。全国1位の茨城にあって、さらにその牽引役まで果たすという、非常に極めて先進的な取組が行われている事実が判明いたしました。1,700を超える全国自治体の上位5%に入っております。ちなみに、那珂市より点数がよか

った県内の市町村は、順番に守谷市、つくば市、茨城町、鹿嶋市、つくばみらい市、行方市となっておりました。やはりＴＸ沿線の市町村は強いなと感じる一方、笠間、水戸、ひたちなか市を含んだ県北エリアでは最も取組が進んでいる自治体が那珂市であることが分かりました。

那珂市の校務ＤＸがこれだけ進んでいるということは、必然的にＩＣＴ教育が先進的に行われている証拠にもなるわけです。やはりここは言わせていただくと、素晴らしいと思っております。教育委員会並びに現場の先生方が教育のＤＸ化がこれからの那珂市のみならず日本の将来にとって極めて重要であることをしっかりと認識し、ますます多様化し、複雑化していく社会に対応し、問題解決していける人材を真剣に育成していこうとしているあかしだと思います。教育ＤＸをリードする自治体として、今後も挑戦を続けていただきたいと思います。

こうして様々な形で子供たちは日々の授業で学習端末を活用している状況かと思いますが、１つ確認の意味で質問させていただきます。

このタブレット端末が故障してしまった際の対応は、どのような運用をされているのか伺いたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

タブレットやキーボード一体型ケースなどは、市で購入したものを児童生徒に貸与しております。故意の破損や不適切な使用による故障、紛失などを除き、市の予算で修理買替えに対応しております。

対応の流れですが、タブレットなどに不具合が生じた場合、まずは教職員や市の職員が確認をいたします。軽微なものはその時点で対応できますが、改善しなかった場合には、専門の業者に修理などを発注します。修理などの内容にもよりますが、タブレットなどが児童生徒に戻るまでには、１か月以上かかる場合もあります。その間は、各学校で保有します予備分を代替機として貸し出すなど、ＩＣＴを活用した授業や家庭学習に支障がないようにしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○２番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

このことを確認させていただいた理由は、保護者の方から、お子様のタブレットが故障してしまい、先生に預けたものの、代替機がないまま修理が終わるまで１か月ほどタブレットがない状態で過ごしていたと伝え聞きました。何かしらの特別な事情があったのか、在庫がなかったのか詳細を確認したわけではありませんので、何とも言えませんが、いずれにしてもこのタブレットの活用が頻繁に行われている状況下では、１か月も端末がない状態で過ごすことは支障があるかと思います。代替機の数量が各校に適正に配備されているのか、将来

的な児童生徒の減少も考慮しつつ、しっかりとした運用を行っていただくようお願いし、このテーマの最後の質問に移りたいと思います。

先ほどのデータが示すとおり、先進的な取組を進めてきた那珂市ですが、デジタル教育の将来ビジョンについて伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

デジタル教育における将来のビジョンとしては、プランの基本理念として掲げております「自らの未来を創造し世界で活躍できるなかつこの育成」であると言えます。グローバル化やA Iの普及などにより社会は今後も複雑に変化を続け、ますます予測困難になっていくと考えられます。

こうした中で、子供たちが経験したことのないような変化や予測できない状況を前向きに受け止め、一人一人が自ら学び、考え、判断、行動するためには、情報活用能力は重要です。また、それぞれの個性や特性に応じた方法を選択し、自ら問題を発見、解決していく上でI C Tは非常に有効であり、子供たちの学びを手助けしてくれるものです。

本市で生活をしながら世界各地とつながることができるI C Tの利点を最大限に生かし、なかつこたちが本市から世界を動かすという将来像の実現に向け、学校教育のD Xを進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ご答弁いただきましたとおり、I C T教育の最大のメリットは、今までできなかった授業ができるようになること。それにより、それぞれの個性を伸ばし、複雑化していく社会において様々な情報を活用し、主体的に解決していく力を養うことだと思います。

一方、一部報道にあるように、I C T教育はかえって学力を低下させるといった学説もあります。確かに創造力の低下、書く力の低下、自分で考え、粘り強く取り組む力の低下など、辞書を使わなくても検索すれば分かたり、書かないことで文章力、創造力が低下していくことは、少なからずデメリットとしてあるかもしれません。

しかしながら、教育D Xの核心は、教育の質そのものを根本から見直し、改善することにあります。世界でもかなり早い段階からコンピューター教育を始めたI T先進国イギリスを例にご紹介しますと、1995年に初等・中等教育の必修教科としてI Tを導入し、1999年にI C Tと改名されたが、コンピューターサイエンスが深く学習されていない、専門的な教員が不足していることもあり、児童の創造性やプログラミングの面白さを教育できていないといった指摘を受け、ただ単にアプリケーションを使いこなす授業ではなく、プログラミングやコンピューターの仕組みを学習も含めたコンピューティングを2014年から実施しました。対象年齢は5歳から16歳です。教育のD X化が図られたわけです。

ちなみに日本の小学校でプログラミングが必修化となったのは、2020年度からです。今の子供たちは、私たちがこれまで生きてきた時代を生きるわけではありません。今までの価値観、尺度で単純に学力を比較すべきでもありません。これから迫りくる複雑化した予測困難な時代で生きていかなければならない子供たちにとって、必要なスキルを早い段階から学べる環境を提供することが重要です。

地方創生と教育D Xは密接につながっております。地方であればあるほどI C T教育に力を入れ、デジタル人材を育てていかなければ、地方に残る若者はいなくなります。もちろん書くことを諦めたわけではなく、むしろしっかりと重要性を再認識し、創造性や文章力の向上にも考慮して、実際の教育現場ではハイブリッドな授業が行われていると伺っております。この歩みを止めることなく、これまでどおり全国の教育D Xをリードしていただければと思います。

この流れで、次の質問に移ります。

現在、那珂市ではリーディングD Xスクール事業を行っておりますが、まずはこの具体的内容と目的について伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

この事業は文部科学省が令和5年度に開始したもので、国から指定を受けた小中学校が1人1台端末の効果的な活用方法やアイデアなど、他自治体のモデルとなるよう取組を調査研究するものです。研究結果は他の自治体が学校D Xに取り組む上での参考事例として、ポータルサイトで公開しております。

内容としましては、学校D Xの先進的な取組を進めております学校の視察や教職員の技術向上のための研修の実施、I C Tを活用した学びについての講演会の開催などとなっております。また、公開授業を実施するなど、実践事例の普及にも努めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

令和5年度から始まった新しい事業で、タブレット端末の効果的な活用方法やアイデアなど、他の自治体のモデル、模範となるような取組を調査研究する事業とのことでした。

国の指定を受けて、那珂市の学校の先進的な取組、工夫も紹介していくといった、学校D Xを推進していこうとする上で大変前向きな取組かと思いますが、エントリーした理由について伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 傍聴者の方に申し上げます。

ご静粛をお願いいたします。

教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

1人1台端末が配備されてすぐの頃は、コロナ禍ということもあり、タブレットや電子黒板などを活用した、非常時においても授業を継続することが目標となっておりましたが、事態が鎮静化するに従い、タブレットなどの日常的・効果的な活用方法が新たな課題となりました。

そのようなときに示されたリーディングDXスクール事業は、まさにそうした活用についてモデルとなるような事例創出を目指しており、この事業を活用して調査研究することは、本市の教職員にとって、さらなる知識の習得や技術の向上や新たな試みを挑戦する機会として、大変有効であると判断して申請したものでございます。

また、この事業では同じ中学校区内の小中学校を組み合わせることを原則としており、この点は小中学校で構成される学園制の小中一貫教育を進めている本市にとって、非常に相性がよいとの考えもありました。その結果、昨年度は緑桜学園とわかすぎ学園、今年度はばら野学園と、2年続けて指定を受けて取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

市内の教職員のさらなる知識の習得、新たな試みを挑戦する機会、実にいい言葉です。そして、学園制を強いている那珂市にとってもエントリーの相性がよかったとのこと。そして、昨年度は緑桜学園とわかすぎ学園、今年度はばら野学園と2年続けて指定を受けて取り組んでいるとのこと。

私もどんな内容でどんな学校がエントリーしているのかホームページを確認してみましたけれども、茨城県内でエントリーしている市町村は、令和5年度、那珂市とつくば市の2市、令和6年度は那珂市とつくば市とかすみがうらの3市でした。

そもそもエントリーする市町村が少ない中で、2年連続エントリーしていることも教育DXに対する那珂市としての意気込み、現場の先生方が並々ならぬ努力が伺われるところかと思えます。先ほどのデータからも分かりますとおり、校務DXが先進的に進められている自治体としてのベースがあるからこそ、このような事業にも積極的に関わっていけるのだろうと感じる次第であります。

それでは、今後この事業を通して得たものをどのように活用していくのか伺いたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

本市では2年継続して実施していることから、昨年度の緑桜学園とわかすぎ学園の研究結果を今年度のばら野学園における参考資料及び研究課題とすることで、より研究内容が深まることが期待されます。特に今年度はリーディングDXスクール事業における目標に、EdTechプランの重点項目を用いたことにより、プランの目標の早期実現に効果があると考え

えております。

また、指定を受けた学園の教職員全体で連携協力しながら、数か月をかけて研究を行っていることから、ＩＣＴを活用する上での工夫やアイデアをいろいろと試すことが可能となっております。そうして蓄積しました経験や知識は、動画やフォームといったデータで共有するなど、ほかの学校でもすぐに、そして簡単に活用できるようにしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 傍聴者に申し上げます。

ご静粛にお願いいたします。

桑澤議員。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○２番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

教育ＤＸを効果的に活用しているかの最大の鍵は、教職員個々のＩＴリテラシーの向上と教職員同士の連携、共有だと思います。まだまだ未知の分野が多く、負担のかかる部分もあるかと思いますが、那珂市の将来、あるいは日本の将来を担う子供たちのために、自信を持って挑戦を続けていただくことをお願いし、次のテーマ、市立図書館の有効活用に移りたいと思います。

那珂市立図書館は平成18年にオープンし、当時としては先進的な日本初の手のひら静脈認証システムの導入により脚光を浴び、多くの市民に愛され、今日に至るわけですが、将来的にはさらなる利活用も重要なテーマになってくるかと思っています。

私はＩＣＴ教育が進んでいく状況下において、本を読むことの重要性は極めて高いと思っております。ＩＣＴ教育の弱点とも言うべき書く力、創造力、文章構成力などは、やはり本を読むことから養われます。児童生徒が本を気軽に読み、雑誌でも新聞でも、活字に触れることで培われる国語力を大切にしていくなさるべきだと考えます。

那珂市においてもその重要性を認識し、第４次那珂市読書活動推進計画を作成しております。計画期間は、令和６年度から令和10年度です。この計画の中身を拝見させていただきましたが、読書に親しむ機会の提供や環境の整備など、様々な基本政策が網羅されております。中でも私が注目した点は、電子図書館の導入の検討です。

それでは、まず、市立図書館におけるデジタル化の現状についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

市立図書館におけるデジタル化の現状につきましては、静脈認証による資料の貸出し、法規や辞書・辞典検索などのデータベースの導入などを行っております。

また、デジタル化の一つとしまして、電子図書館があります。電子図書館につきましては、市民アンケートや市立図書館の利用者アンケートからも、利用してみたいとの回答を多くいただいております。現在、導入に向けた検討を行っているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

電子図書館の導入を検討しているとのことですが、新たな利活用として子供たちが学校のタブレットで見ることができる電子図書館の創設を考えるのはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、児童生徒が学校で使用しているタブレットから電子図書館にアクセスをして、授業での活用を行っている自治体もございます。本市におきましても、同様の電子図書館の導入について、学校と連携しながら協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

国ではデジタル田園都市国家構想を推進し、様々な分野でのデジタル化を奨励し、交付金などの事業を積極的に行っており、他の市町村においてもこの電子図書館を積極的に設立しております。例えば県内において既に電子図書館を設置している市町村の数は、2024年7月1日現在、19市町村です。県内導入率約43%、全国平均でいえば約30%です。

今後さらなる導入が進んでいくかと思いますが、電子図書館はこれまでの図書館の活用を、革新的に変化を市民にもたらすことのみならず、運営側にとっても業務効率化に貢献し、コストの削減に寄与するものと考えます。

もちろん、現在の図書館をなくせということではありません。手に取って読むべき本もあるわけです。しかしながら、デジタル化に適した本や、あるいは障がいを持つ方々にとっては、デジタル音声で本が読めるようになるといったメリットもあります。さらには、学校図書との連携を果たすことにより、学校規模による蔵書数の差で生じる教育格差の解消、市内全ての児童生徒に対し、公平に効率的かつ効果的に読書に親しむ環境を提供することにも役立ちます。

文科省も各都道府県に、学校図書館と電子図書館との連携を積極的に検討するようにといった通達を令和4年8月に出しております。那珂市としては、この交付金を活用した電子図書館の整備について、どのように考えているのかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用しました電子図書館の整備につきましては、整備内容等も含め、関係部署と協議をしながら調査をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

先ほど県内の電子図書館導入市町村に戻ると、直近の参考事例として、昨年オープンしたつくばみらい市の電子図書館があります。令和3年に検討が開始され、2年後に設立されましたが、注目される導入コストは、初年度約500万円程度でした。そのうち半分をデジ電交付金で賄っております。

問題となるのは、交付金が降りない次年度以降のランニングコストです。ランニングコストは蔵書契約規模によるので一概には言えませんが、先ほどのつくばみらい市でいえば、令和6年度はコンテンツ料として年間400万円です。

現在、那珂市の図書館における本を購入するための備品購入費は、年間約1,500万円です。そのうちの半分、もしくは3分の1でも電子書籍に回していただければ、十分運営が可能となるわけです。学校図書との連携を行えば、さらなる効率化が図られます。

電子図書館を市町村として整備しておくことは、今後ますます進んでいくであろう自治体間の広域連携にも役立ちます。クラウド管理された電子図書館は、システムを連携させることで、大規模な図書館をつくることも技術的には可能となります。ご答弁いただきましたとおり、しっかりと関係部署と協議し、前に進めていただければと思います。

そして、交付金を受けるに当たっては、国が積極的に推進しているマイナンバーカードを様々な行政サービスに活用することによって、デジ電交付金を受けやすくなるかと思ひますし、さらなる交付率アップにもつながるかと思ひます。スマートフォンにマイナンバーカードを搭載する機能もアンドロイドでは既に開始されておりますし、iPhoneにも来年度、搭載が予定されております。

こうしたことから、スマートフォンで本が借りられるようにできれば、市民にとっても利便性が向上します。そして、よりデジタル田園都市国家構想交付金を受けやすくなるかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、マイナンバーカードやスマートフォンを使った新たな貸出方法があるのは承知しております。本市においても静脈認証による貸出しだけでなく、今後このような貸出方法についても考えていく必要があります。

しかしながら、貸出方法の変更には、図書館システムの改修に多額の費用がかかることや、静脈認証の登録者数が利用者の約74%を占めており、市民に浸透していることから、利用者のニーズなどを調査していく必要があります。図書館システムの更新時期が令和8年度であることから、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も視野に入れまして、利用者ニーズを踏まえながら判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

令和8年のシステム更新のタイミングを考慮しつつ、利用者ニーズを踏まえながら判断していくとのことですので、どうすることが将来的にも市民にとって有益かつ利益性の高いものになるのか、しっかりご検討いただければと思います。

そして、ご提案したマイナンバーを活用した貸出システムは、電子図書館を整備する際に検討をいただくことが、デジ電交付金を活用する上では有効な方法かと思いますので、そちらの協議を進めていただければと思います。

それでは、次のテーマ、歴史資産と伝統文化の利活用に移ります。

那珂市には数々の歴史文化遺産があり、歴史民俗資料館にて収蔵、展示などを行っているかと思いますが、まずはこの歴史民俗資料館に収蔵されている数々の歴史資料のデジタル化の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

歴史民俗資料館では、現在、約2,000点の民具や古文書などの資料を収蔵しております。それらのうち1,800点に関しましては、資料画像をデジタル化し、資料名とリンクさせ資料管理に活用しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

約2,000点のうち1,800点がもう既にデジタル保存化されているとのことで、かなり進んでいるんだなと思ったのが正直な感想ではあります。それだけデジタル保存がされているのであれば、それを自宅や学校の授業でも活用できるように、ネット上に公開していくなど、何かしらの有効的な活用方法を考えているのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

デジタルデータを広く活用することは、来館しなくてもいつでも資料を見ることができ、資料を効果的に活用することができます。

今後、効果的な活用の一つとしまして、子供たちの学習に役立つよう、市のホームページに、昔の民具の名前をクリックすると道具の画像と使い方を紹介できるようなコーナーを整備したいと考えております。

その他の資料に関しましても、順次、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も視野に入れながら、整備に向けた検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

デジタル資料を市のホームページに整備していただけるということですので、まずは大きな進歩だと思っておりますが、ぜひともよろしくお願いいたします。

ただし、デジ電交付金の活用となると、単なる資料のデジタル化だけではD X性に欠けており、なかなか交付にたどり着くには難しい部分もあるかと思っておりますので、どうせやるならばデジタルミュージアムを創設し、確実に交付金を受け取る方法を検討していただくことが合理的かと思っております。

文化財のデジタル化はもちろんのこと、文化施設の3 D化、さらにはV R技術による体験型の資料館をつくることにより、那珂市が抱える諸問題の解決策の一つになるのではないかと思います。例えば鈴木家住宅、額田城再建、そういったこともV Rの世界ではよみがえらせることができ、いつまでも色あせることなく、まるでその場にあるかのような技術は今後ますます進化していき、子供たちにとっても貴重な教材となるでしょう。コスト面を考えても、非常に有効な手段だと感じております。

もちろん、現物をなくせと言っているわけではありません。現物はしっかりと収蔵庫で管理し、建築物であれば一部を残し、保存していくといった手法を考えていくことも、私たちに課せられている責務だと思います。将来をしっかりと見据え、現実的な解決策をD Xの力に求めていくことは、これからの地方が考えていかなければならない重要なテーマだと思います。

先日の東京研修で、内閣府の担当者からデジ電交付金事業の活用事例や目指すべき将来像を学ぶことができましたが、交付金を受けるに当たっては、自治体それぞれが自分たちのまちをどうしていくか、まちの課題をいかに捉え、どうやって将来の危機を乗り越えていくか、地方自治の原則、自分たちのまちは自分たちで決めるという覚悟を示すことだということを学んでまいりました。

新しい時代に挑戦する那珂市にとって、私は解決策の一つをご提案させていただきましたので、あらゆる可能性をご検討いただければと思います。

それでは、次のテーマ、児童生徒のタブレット端末利用時における個人情報の管理にまいりたいと思いますが、今回質問させていただく内容は、使用するタブレット端末自体の個人情報管理の話ではございません。端末に後から導入されていく民間の学習アプリなどの活用時において、しっかりと民間業者との間で利用目的を定めているかについて確認させていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

タブレットには、児童生徒の学びを支援するため学習アプリ等を導入しておりますが、使用する際に氏名や学校名、学年などを登録しております。登録する情報は、必要最低限の情報としております。

導入の際には、学習アプリ等を提供している各社が定めている利用規約やプライバシーポ

リシーなどで、個人情報の適正な管理が行われていることを確認し、目的外利用などを行わないことが遵守できる企業の製品を選択しております。そうしたことから、登録した情報を基に、児童生徒や保護者に対して営業や商品の案内が届くというようなことはありません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

それでは、利用規約や利用目的が明確されている旨を保護者や児童へどのように周知、説明されているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

登録する情報や目的につきましては、初期導入時や小学校への入学時など、本市のタブレットを貸与する際に各学校で説明しているところです。今後は、教育データを取扱う際のさらなる安全・安心を確保するため、市で説明用の文書を作成し、全校の統一した対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

この質問は今年の3月と5月に読売新聞の報道にも出ておりましたが、政令市を中心とした74の自治体に調査を行い、そのうち2割強の17自治体が民間アプリの活用時に利用目的を定めていない、あるいは曖昧な規定となっているといった事実が判明し、文科省が商業利用への懸念から、全国調査に乗り出すという記事でございました。

DXを進めるに当たって、デジタル化と個人情報の保護は車の両輪です。先ほどご答弁いただきましたとおり、那珂市においてはしっかりと適正な管理が行われているとのことでございましたので、安心いたしました。もし仮に十分なものになっていないようでしたら、しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、学校現場の個人情報管理に関連する次の質問に移りたいと思います。

児童生徒がつけている名札については、近年、様々な事情により全国的にもルールが変更されてきておりますが、確認のため、現在の名札の着用ルールはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

名札の着用に関するルールにつきましては、法令等で定められているものではなく、各学校において定めております。本市では小中学校ともに名札を着用することとしておりますが、プライバシー保護や安全面の観点から、校内のみでの着用とし、下校時に学校に置いて帰るように指導しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

名札の着用は生徒、児童が犯罪に巻き込まれないように、個人情報保護の観点から、現在では全国的にも登下校時にはつけずに、学校に置いていくようになったかと思います。プライバシーを遵守する時代の流れを感じるわけです。

子供たちはつけたり外したりとなるわけですが、学校内では依然として名札をつけるルールがありますが、その合理性についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

毎年、教職員の異動や学校によってはクラス替えもあり、中には必ずしも全校生徒と触れ合う教職員、児童生徒ばかりではありません。

また、本市では、保幼小中連携による取組も推進していることから、私立も含めた保幼施設の職員や園児などとの交流活動、地域との協働による取組など、名札があることでの声かけのしやすさといった児童生徒との関係づくりを進める上で、名前が分かるということは有効であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

保育園や幼稚園、小中学校の連携、職員、園児等の交流活動、児童生徒との関係づくりに有効だということでございました。私もこの有効性については否定するつもりはありません。あれば便利です。しかしながら、必要性については少々疑問を感じております。

そもそも児童の名札の歴史を調べてみると、日本の子供たちが胸に名札をつけ始めたのは、1941年に小学校が国民学校に変わったときです。つけた理由は言わなくても分かるかと思いますが、近代学校制度が確立された明治5年、1872年に学制が公布されましたが、その当時の子供たちの胸には名札はついておりません。もともとはついていなかったわけですね。諸外国においても、学校で子供に名札をつけている国はほばないかと思います。日本の子供たちだけ、教育上必要なのでしょうか。

絶対なくせと言っているわけではありません。私は慣例や大人の都合での有効性だけでなく、ルールが変わってきている今日においては、真に必要なものなのかを一度しっかり考えるきっかけになればよいと思っております。

そしてまた、児童生徒が使う体操服やジャージ、ウインドブレーカーなどにも胸に名前が書かれています。刺繍されている学校も多いかと思います。ジャージ等での登下校、校外での部活動、冬場のウインドブレーカーの着用時には、いまだに堂々と外で名前を出している現状があります。先ほどの校外では名札を外すルールとの矛盾が生じているかと思いますが、

体操服等の胸元へのネーム刺繍の必要性についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

体操服等につきましても、氏名が示されていることには、学校生活の上で合理的な意味があると考えております。

しかしながら、体操服等の着用時には体を激しく動かす場合もあるため、刺繍や名前を記入した布を縫いつけるなど、名前の部分を簡単に取り外すことができないようになっております。そのため、登下校時など校外で着用した場合でも、名前があらわになってしまい、プライバシー保護の観点から見ると、名札の着用ルールと相反する取扱いとなってしまうております。

記名方法等については各学校で判断することではありますが、今回、議員からご指摘を受けた点につきましては、学校長会を通して各学校に周知し、見直しなどを考えるきっかけとしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

もちろん、私も持ち物への名前の記載は、学校生活上、合理的かと思っておりますので、名前を書くなと言っているわけではありません。胸元への記載、刺繍の必要性、表記する場所を考慮していただければと思います。体操服などへの刺繍をなくせば、購入時にすぐに手に入ることや、譲ってもらったりバザーへの提供など活用の幅が広がっていきます。

那珂一中では、今年度から学年カラーをなくしました。全ての学年が同じ色になりました。これと胸元への刺繍がなくなれば、流動性がさらに高まり、子育て支援にもつながっていくかと思ひます。ルールを合理化するだけで行える支援かと思ひますので、ご答弁いただきましたとおり、各学校への周知と考えるきっかけづくりの提供をお願い申し上げます。

ここまで「デジタルの力で未来を変える」をテーマに数々の質問をさせていただきましたが、最後に教育長にお伺いいたします。

教育現場と生涯学習環境に革新的な変化をもたらす教育D X推進に対しての思いをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ありがとうございます。

今回、議員からご質問いただいた内容は、いずれも教育におけるD Xを推進する上で直面する課題であり、また同時にそれを達成する目標でもある、このように受け止めております。

G I G Aスクール構想によって、児童生徒にタブレットが配備される前と後での学校教育における変化は、まさに変革であったというふうに私は捉えております。子供たちが手にしたのは、単なる学習用ツールだけではなくて、それを活用すれば自分のスタイルで学ぶこと

ができるという新しい学びの可能性であったと思います。

一方で、教育においては、我々人間に本来備わっている五感に訴えるようないわゆる直接見たり、触れたりするという、こういうリアルな体験も必要である、大変重要であるというふうに私は捉えております。なぜならば、それは人間として必要ないわゆる豊かな感性の育成につながっていくもの、私はこう信じております。

今後は、先ほど議員から提案ありましたように、電子図書館あるいは文化財資料のデジタル化など、新たな技術や手法を取り入れた学びと、体験や他者との協働的な学びをうまく融合させていくこと、そして、それが地域の構成員の1人として持続可能な社会のつくり手となれるよう、教育のDX化に進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

非常に先進的な取組を実践されている那珂市教育委員会です。新たな時代をたくましく生きていく子供たちのためにも、これからもこの歩みを止めることなく、自信を持ってチャレンジを続けていただければと思います。

以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

傍聴者の皆様にご連絡いたします。

会議中は静粛をお願いいたします。

◇ 寺 門 勲 君

○議長（木野広宣君） 通告2番、寺門 勲議員。

質問事項 1. 安全・安心な学校生活を送るための環境づくりについて。2. 窓口サービスの見直しについて。3. 火災により被災されたかたへの支援について。

寺門 勲議員、登壇願います。

〔7番 寺門 勲君 登壇〕

○7番（寺門 勲君） 議席番号7番、寺門 勲でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今年も大変厳しい残暑が続いておりますが、目を凝らして見ますと、小さな秋の気配も感じられるようになってまいりました。引き続き、皆様には健康に十分ご留意いただきたいと思います。

本日は、子供たちの安全・安心の学校生活が送られるための環境づくり、また、窓口サービスの見直しについて、最後に、火災により被災されたかたへの支援について質問をさせていただきますので、執行部の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、児童生徒の水分補給についてでございます。

今年の夏も、災害級とも言われる暑さに見舞われております。県内でも熱中症警戒アラートの発表が相次ぎ、こまめな水分補給をの呼びかけが繰り返されました。子供たちは冷房の効いた室内で過ごす時間が長かったと思います。

そんな中、長い夏休みが終わり、今週2日から2学期がスタートいたしました。子供たちが今後も健康に学校生活を送れるように、現場の状況を伺っていきたいと思います。

それでは、まず、学校では必ず水筒を持参するように指導をしているのか、また、水筒を忘れてしまった、飲み切ってしまった場合の対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

熱中症の予防に効果的な対策につきましては、学校だよりやメールなどを活用し、各学校から保護者宛てに周知や注意喚起を行っております。その中で、水分補給のため水筒を持参させることについて、保護者の皆様をお願いをしているところです。

また、持ってくるのを忘れてしまった、あるいは下校までに飲み切ってしまった場合は、水道水を飲むことにより水分補給をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

また、水筒を持ってこられなかった場合、下校時の給水はどのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ただいま答弁しましたとおり、水筒を忘れてしまった場合、学校にいる間は水道水により水分補給をすることになるため、その子が適切に水分を摂取しているかについては、担任も脱水症状になっていないかなど、注意して見守っております。

また、下校前には、体調の確認や十分な水分補給をしてから、児童生徒を送り出すように

しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。引き続き、学校の水道の水で対応していただき、今後
もこまめな水分補給の指導をお願いいたします。

そこで、学校のエアコンのない特別教室等での水分補給は行っているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

水筒を特別教室にも持っていき、適時、水分補給を行っております。その際、特別教室で
は、普通教室よりも注意を払って水分補給を行っております。現在、本市の小中学校のほと
んどの特別教室には、エアコンが設置されておりません。そのため、暑さや湿度による体調
への影響が大きいと考えております。

また、薬品を使用した実験や絵の具や粘土などの道具を使用した作業を行う機会が多いた
め、誤飲の可能性や水をこぼして作品を損なってしまうなど、水分補給のタイミングが難し
い場合も想定されます。

いずれにしましても、子供たちが健康に支障を来すことのないよう、また、安全に水分補
給ができるよう、十分に配慮して対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

これまでお話を伺ってまいりましたが、授業中に子供たちに対する水分補給ができるよう
な体制が整っていなかったのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

授業を実施する際には、熱中症による事故を防ぐために、暑さ指数計や熱中症警戒アラ
ートなどの情報に十分注意し、活動内容を工夫するなど、様々な対策を講じております。水分
補給につきましても、水筒を教室内に保管し、必要な際に摂取できるようにするとともに、
子供たちの成長度や活動内容によって対応しているところです。

例えば、小学校低学年では、学習活動に夢中になってしまうと、手元に水筒があったとし
ても、水分補給をすることを忘れてしまったり、なかなか自発的に摂取をしないなど、様々
な児童がおります。そのため、教員からクラス全体へ声がけを行い、水分補給を取るよう促
すようにしております。

また、水分が不足しやすい体育や部活動においては、給水タイムを設け、十分に摂取でき
るように取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

子供については、体温の調整能力に十分な発達がないため、今後も子供たちが安全で安心した水分補給ができる体制を整えていただきたいと思います。

次に、こどもを守る110番の家についてお伺いいたします。

こどもを守る110番の家は、警察や学校、保護者、地域住民が連携し、地域ぐるみで子供の安全を守る環境づくりを推進するものです。子供が通学時等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに、子供の緊急の避難場所となるこどもを守る110番の家を設置し、子供が被害に遭う犯罪の未然防止を図ることを目的に、子供たちの安全確保の場を設置しております。

しかし、社会構造の変化に伴い、日中不在のご家庭が増えている現状や、設置場所が空き家であるとか、お年寄りが独り暮らしでとても対応できない家などが増え、全国的に見ても、近年は設置数の減少が心配されます。

そこで、こどもを守る110番の家の登録件数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

こどもを守る110番の家の登録数でございますが、令和6年度現在418件で、前年度から5件減少しております。中学校の学区ごとの内訳としましては、第一中学校区68件、第二中学校区140件、第三中学校学区65件、第四中学校学区74件、瓜連中学校学区71件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。様々な理由で、設置登録数が減ってきているようです。今後、設置状況についても議論していく必要があるかと思います。

こどもを守る110番の家にご協力いただいたご家庭等には、子供の目線の高さ、かつ外部から見やすい位置にプレート、またはステッカーを掲げることとなっております。

本日は議長にお許しをいただき、4枚の写真をそれぞれお配りさせていただきました。こちらでございます。

目印となる看板がご覧のとおりすっかり色が薄れてしまい、機能が継続されていなく、取組の効果が薄れているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

こどもを守る110番の家の看板については、ご指摘のとおり経年劣化によるプレートの文字の色あせにより、見えにくくなっているものも見受けられます。そういった場合には、お申出をいただきまして、新しいプレートをお渡しするといった対応を取っておりますが、

そのままになっているケースも多くあるのが現状でございます。

もしものときに子供たちが認識できないということも考えられますので、広報での呼びかけや、PTAを通して毎年行っております通学路交通安全プログラムに基づいた通学路の安全点検の中で、プレートの色あせについても併せて確認してもらうなど、必要に応じて新しいプレートと交換できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。申出があった場合に、新しいものにするのではなく、日頃から協力家庭等に目配りをし、もう一度緊張感を持って対応していただきたいと思います。

そこで、4月に小学校に入学した1年生の児童が110番の家の意味を理解しているのか、また、実際に児童等が不審者に遭遇したとき、110番の家を知っていても、なかなか知らない人の家に簡単に駆け込むというのは難しいと思っております。先進的な取組として、こどもを守る110番の家をオリエンテーリングで確認したり、下校時に不審者と遭遇したという想定訓練等を全ての学校で実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

こどもを守る110番の家の確認につきましては、学校により対応が異なっております。一部の学校での取組ですが、子供たちが毎年お礼の手紙を届けたり、通学班で場所を確認したり、地図で場所を確認したりという形で行っております。

また、不審者との遭遇を想定した訓練ですが、そのテーマに特化したような訓練としてはどの学校も実施してはおりませんが、通学班集会や学校安全に関する講習などの際に、110番の家や防犯ブザーの利用など、安全に避難するための指導を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。子供たちの安全を守る活動が本来の目的どおりに実行されておらず、この子供たちを守る110番の協力家庭等の皆様が、児童の対応について安心して行動を起こせる環境が私は必要だと思っておりますので、子供たちの成長には地域全体で見守っていくことが大切だと感じております。

引き続き、地域の皆様とともに安全で安心なまちづくりを一層進めていっていただきたいと思います。

次に、市役所の窓口サービスの見直しについてでございます。

那珂市役所には、毎日様々な方が訪れております。そういった中、耳が聞こえにくい方にはどのように窓口で対応しているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、職員の接遇マニュアルを定めており、窓口で耳の聞こえにくい方に対応する際には、大きな声で話す、正面から口を大きく開けてはっきり話す、筆談で対応するなど、配慮した対応を心がけております。

また、社会福祉課の窓口には、携帯用助聴器、携帯用会話補助装置、電子メモパッドを配置しております。必要に応じて、各課の窓口で使用をしているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。日頃から丁寧な対応をしていただいております、誠にありがとうございます。

ここで、市民サービスのさらなる向上につながると考えられる軟骨伝導イヤホンを導入することで、より便利な窓口になるのではないかと思います、提案させていただきたいと思います。

軟骨伝導イヤホンは、イヤホン部分を耳たぶにかけるだけでよいので、耳をふさがず、雑音も少なく、大きな声で話す必要がなく、個人情報や周囲に聞かれずに済み、手入れが簡単で清潔さを保ちやすい特徴もございます。このような観点から導入を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご提案の軟骨伝導イヤホンにつきましては、その効果などを調査し、導入に向け検討をするとともに、ほかのツールについても調査してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

軟骨伝導イヤホンは、耳の周囲にある軟骨に振動を与える新しい種類の補聴器具で、頭蓋骨を振動させる骨伝導イヤホンと比べて痛みや音漏れが少なく、小さな声でもはっきりと聞くことができるとされており、耳の不自由な方や高齢者にも優しく、円滑なコミュニケーションが図れるなどのメリットがあると考えられ、バリアフリーの観点からも前向きな対応をよろしく願いいたします。

次に、毎週日曜日に行っている午前8時30分から午後5時15分の間、市役所市民課での日曜開庁の利用状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

日曜開庁につきましては、市民の利便性の向上を目的に、平成23年9月から実施をしております。ここ5年間の来庁者数でございますが、令和元年度は50日開庁いたしまして、1,673人の方が、令和2年度は45日開庁し、1,739人の方が、令和3年度は45日開庁し、

1,512人の方が、令和4年度は51日開庁し、1,749人の方が、令和5年度は52日開庁し、1,828人の方が利用をしております。

コロナウイルス感染症による外出制限やシステムメンテナンスなどにより、開庁日数は年度により異なりますが、平均いたしますと、開庁日1日あたり30名から40名の方が利用をしている状況です。

このようなことから、日曜開庁につきましては、市民の皆様に一定程度定着しているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

そこで、証明書コンビニ交付サービスの利用状況はどのような状況かお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市が交付する住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書につきましては、マイナンバーカードを利用することで、全国のコンビニエンスストアなどで取得することができます。

コンビニ交付の件数は毎年増加しており、令和5年度は9,354件となっております。内訳を多い順に申し上げますと、印鑑登録証明書が4,430件、住民票が4,289件、課税証明書が323件、所得証明書が312件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

コンビニエンスストアでの取得件数が増加していることから、日曜開庁での利用状況が減っていく可能性が考えられますので、今後、日曜開庁の開庁日を減らしていくなどの検討が必要になってきているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、日曜開庁で提供している諸証明と、コンビニエンスストアなどで取得できる証明書に違いがございます。日曜開庁と同様の証明書をコンビニエンスストアなどで取得できるようにした場合などには、議員ご提案のように見直しを検討したいと思いますが、先ほどご答弁したとおり、日曜開庁は市民の皆様に一定程度定着しておりますので、慎重に判断をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

次に、市役所窓口の受付時間は午前8時30分から午後5時15分で、職員の定時の勤務時間と同じとなっております。受付時間前後の準備や片づけ、始業時間直前に受けた仕事の処理などで、慢性的な残業が発生しがちです。職員の働き方改革につなげる狙いからも、適切な労働時間を確保することでよりよい市民サービスの提供に向けた取組として、市役所窓口の受付時間を短縮するなどの見直しを検討してはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

近年の働き方改革の流れや窓口サービスにおけるDX化の推進により、平日の窓口受付時間を見直し、開始時間を遅くしたり、終了時間を早めたりする自治体が県内でも出てきております。本市におきましても、先行自治体の状況などを効果を含め、調査、検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

茨城県内では初めて、つくば市で昨年10月2日、龍ヶ崎市では本年10月1日から、市役所などの窓口の受付時間の短縮を実施いたします。市民サービスの向上のため、業務改善や事業の検討などを行う時間を確保する一方、職員の時間外勤務を減らせることにもつながると思いますので、ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

最後の質問でございます。

火災により被災されたかたへの支援についてお伺いいたします。

令和6年1月1日から令和6年9月3日までの市内の火災発生件数は22件であり、既に昨年を上回っております。昨日も、那珂市堤地内で火災が発生しております。

そういった中で、建物火災の50%以上は住宅、共同住宅などの居住環境から発生しております。本市の消防職員、また消防団員は、市民の生命、財産を守るために、日夜、迅速かつ的確な消防行政の運営を推進され、火災時の消火活動の救急患者の搬送、安全業務の管理や予防活動に加え、近年の救急需要に対応するための救急救命士の養成など、多岐にわたる消防の運営にご尽力をいただいております。しかしながら、火災件数は前年を上回っております。

今回、火災における被災者の対応について、どのような体制になっているのか、また、本市のホームページを見ても分かりづらい点があり、誰もが分かりやすい形でのものをホームページ等で掲載していただきたい。そして、被災された方に寄り添った支援の見直しを行っていただきたく、質問をさせていただきます。

まず、被災された方に対して、本市では火災発生後どのような支援を行っているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

市では、火災発生の情報を受けた後、速やかに担当職員を現地に向かわせ、被災状況を確認するとともに、被災された方に市の支援制度の概要を説明しております。

また、住居の喪失等により当日寝泊まりする場所がない場合には、当日の宿泊場所の確保や毛布、タオルケット等の貸与などの支援を行っております。

その後の住居確保の支援としては、被災された方の希望をお伺いし、市営住宅への一時入居の支援や、賃貸住宅入居後のり災者救済賃貸住宅助成金制度をご案内してございます。

そのほか、後日にはなりますが、被災者またはその遺族に対し、生活再建の支援として災害見舞金を支給してございます。

市の支援制度としては、このほかに市税や使用料等の減免などがあり、ご案内をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。火災という異常な状態があった中、火災発生後に概要を説明されても、心理的動揺の中で果たして本当に冷静に説明を聞くことができるのか疑問に思うところもございますが、どうか丁寧な対応をお願いいたします。

そこで、支援は市役所に関するものだけでも多岐にわたると思います。被災された方には、どのように担当課に案内しているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、被災者支援については、担当する課が複数にまたがっております。被災された方には支援制度の概要を記載したチラシをお渡しし、後日必要に応じて支援制度を確認できるようにしておりますが、担当課が分からない不明な点がある場合には、社会福祉課が窓口となり、担当課につなぐなどの支援を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

被災された方や親族の方などが、市からの支援について具体的に把握する手段は、先ほど担当課の方からご答弁があったように、直接説明を聞く以外にはどのようなものがありますか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

担当職員が被災時に説明する支援制度の概要につきましては、市のホームページに掲載しており、誰でも閲覧できるようにしてございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） 分かりました。

ほとんどの人にとっては初めてのことで、何をしたいのか全く分からないほど混乱する
はずです。迅速で的確な対応をお願いいたします。

被災された方に寄り添った支援を行うために、ぜひここで時間軸に沿った分かりやすい資
料を作成し、あらかじめホームページに掲載していただくことを提案いたしますが、いかが
でしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

被災された方が必要とする支援は、市だけで完結するものではなく、例えば銀行や郵便局、
電力会社等への手続などもあり、また、被災された状況によっても異なってまいります。

支援を受ける際の手続については、身分証明書や罹災証明書を必要とするものがあり、順
序についてもご理解いただく必要がございます。そのため、被災された方にお渡ししている
資料につきましては、他市の例も参考に、単に制度を羅列するのではなく、被災された方の
その時々状況に応じて必要な支援が的確に受けられるよう、見直しをしてまいりたいと思
います。

なお、担当者が不在の場合でも寄り添った支援ができるよう、資料内容については関係部
署で共有するとともに、見直した資料については普段から市民の皆様の目にとまるよう、ホ
ームページにも掲載してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○7番（寺門 勲君） ありがとうございます。

被災された方は、動揺と不安でいっぱいです。本市として被災された方に寄り添って、で
きるだけ早めに手続をするもの、少し落ち着いてから手続をするものといった形での、分か
りやすい市民の皆様に丁寧にご案内していただき、一日でも早く安全で快適な生活環境を取
り戻せるよう、支援の見直しをお願いいたします。

最後に、先崎市長をはじめ職員の皆様には、一丸となって大きな変革を生むことができる
よう、引き続き頑張ってくださいをお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただ
きます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、寺門 勲議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 原 田 悠 嗣 君

○議長（木野広宣君） 通告３番、原田悠嗣議員。

質問事項 １．瓜連庁舎及び分庁舎の今後の在り方検討について。２．有機農業について。
３．道の駅について。

原田悠嗣議員、登壇願います。

〔３番 原田悠嗣君 登壇〕

○３番（原田悠嗣君） 議席番号３番、参政党、原田悠嗣です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回もまず最初に、瓜連庁舎問題について質問させていただきます。

前回、第２回の定例会の答弁にて、瓜連庁舎の今後の在り方について、瓜連地区まちづくり委員会や地域住民などを交えて検討・協議する組織をつくり、より具体的に地域の方々などと一緒に検討、討議をしていきたいと考えていると、そういった答弁を執行部のほうからいただきました。地域住民の方の声を聞いて市政に生かそうという、執行部の考えが表れている取組だと思います。

しかし、細かなルールをつくらずに、安易に検討・協議をする組織をつくることは、さらなるトラブルであったり、または市の信頼失墜につながりかねないと考えております。特に組織を構成する地域住民の選出に関しては、公平性、透明性をしっかりと確保したものでなくてはなりません。

そこで、瓜連庁舎の今後を検討・協議する組織をつくる際には、どのように地域住民を選出するのかをお伺いします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

検討・協議する組織の構成員となります地域住民の選出方法でございますが、瓜連地区まちづくり委員会とも意見交換を行い、決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○３番（原田悠嗣君） 分かりました。瓜連地区まちづくり委員会と意見交換を行い、選出方法を決定するということです。現状ではまだ選出方法は定まっていないということかなというふうに理解いたしました。

先ほども申し上げたとおり、選出方法の公平性、透明性が最も重要だと考えております。

これだけ地域の方の関心の高い問題ですから、公平性、透明性がしっかりと確保できなければ、市民からの信頼を大きく損なうことになりますし、そもそもの組織の存在自体を認めることが難しいと思います。ですので、選出方法に関しては、特に慎重に考えて決めていただきたいと思います。

続いて、検討・協議する組織の権限と責任についてですが、一般的に権限に対してはそれと等しい大きさの責任が発生します。例えば私の前職である学校の教員であれば、子供たちの教育に携わるという権限に伴って、学校で起きたトラブル等の出来事に対して責任を負います。

また、私たち議会におきましては、議決権、監視権、選挙権、自立権、意思表明権などの様々な権限が与えられております。それに対する責任として、我々は自らの個人情報公表して、選挙で自分の考えを表明して、それに基づいて行動するという責任を負っております。また、議会での発言に関しましても、開かれた場所で公開されておりますので、言葉一つ一つに大きな責任を負いながら発言することになっております。

今回、市政の大きな方向性を決める瓜連庁舎の今後の在り方について、検討・協議することとは、非常に大きな権限ですので、検討・協議する組織にはそれ相応の責任が伴ってきます。選出された方々には、自分の言葉にしっかりとした責任を持って発言してもらう必要がありますので、当然、議論の様子は公聴を可能とするべきですし、議事録も公開されるべきだと考えます。

そこで、伺いたいのですが、検討・協議する組織がどのような権限と責任を持つのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

検討・協議する組織におきましては、今後の瓜連支所及び分庁舎の在り方について、地域の住民を交えて、地域の意見や専門的な知見を基に、地域の活性化につながるよう幅広く協議・検討していただき、その意見を集約して市に提言することがこの組織の役割になると考えており、その提言を受けて、最終的に市が判断をしていくことになります。

また、将来を見据えた客観的な議論により公正かつ適切な検討・協議を行い、議論の内容や決定事項を随時公表するなど、先ほど議員もおっしゃられた透明性の高い運営体制により、市に対して有益な提言をしていくことも大事な役割になると考えております。

市といたしましては、検討・協議する組織で導き出された提言を尊重し、その内容を可能な限り政策に反映できるよう、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） おっしゃるとおり、透明性の確保ということを非常に意識して努めていただきたいなと感じております。

今のお答えを聞いて、やはり検討・協議する組織、かなり強い権限を持つんだなという印象を受けております。ですが、今、答弁の中にありましたとおり、議論の内容は決定事項を随時公表するということです。これは議論の公聴、議事録の公開をしていただけたということかなというふうに、私のほうでは理解いたしました。これによって議論に透明性が確保され、検討・協議する組織に選出された方々も、自分の言葉にしっかりと責任を持って議論されることと思います。

しかし、それを差し引いても、やはり市が提言を尊重し、可能な限り政策に反映できるように努めるというのであれば、かなり強い権限かなというふうに感じます。このような大きな権限ですと、先ほど質問した選出方法に関しては、地域住民からそれこそ選挙で選ぶくらいのことをしないと、なかなか公平性、透明性の確保というのはできないのかなというふうに感じます。それを踏まえて、選出方法というのもこれから慎重に考えていただきたいと思います。

また、そもそもの話なんですけど、地域住民の意見を聞きたいというのであれば、わざわざ検討・協議する組織などをつくらなくても、490件ものパブリックコメントが集まっておりますので、そちらのほうに地域住民の声というのはしっかり記載されていますので、それを市政に反映せずに検討・協議する組織の声だけを聞いたのでは、前回取ったパブリックコメントとは一体何だったんだろうかという話になってしまいます。そのあたりもしっかりと考えていただき、組織をつくっていただきたいと思います。

瓜連庁舎の在り方に関しては、地域住民の生活に大きな影響を与える問題です。そこに提言できる検討・協議する組織をつくるのであれば、その責任の重さというのをしっかりと認識していただき、選出方法も含めて、何度も繰り返しになりますが、公平性、透明性を確保した組織づくりを行っていただきたいです。

それでは、ここでまたちょっと話は変わしまして、次のテーマである有機農業について質問させていただきます。

有機農業というのは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する、そういった農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

日本に有機という言葉が生まれたのは、有機塩素系殺虫剤の一つであるBHCが母乳から検出されたことをきっかけに、1971年に日本有機農業研究会が創立されたことが始まりです。有機という言葉は、一楽照雄氏が「天地に機あり」という漢語から取った言葉で、全ての法則は大自然の中に入っていて、その大自然の法則を知らなければ有機農業はできないという、そういった思いが込められている言葉であります。

ただ、有機農業といいますと、一般的には手間がかかって生産性が低く、難しいといったイメージを持たれている方が多いかと思います。しかし、大東亜戦争以前の日本の農業はほとんどが有機農業であり、日本の農業は本来それが当たり前だったというわけです。

さて、令和3年5月に、農林水産省がみどりの食料システム戦略により有機農業の推進を掲げ、茨城県でも今年の3月26日に制定された食と農を守るための条例第10条で、有機農業を推進していく意向が示された中、那珂市においても有機農業に力を入れて取り組んでいくべきだと考えます。

私が有機農業を推進していくべきと考える理由は、大きく2点あります。

1点目は国防、国守りのためです。

アメリカは、食料は武器よりも安い武器として、非常にうまく食料をコントロールして外交を行っております。そんな中、皆さんもご存じのとおり、我が国の食料受給率はカロリーベースでおよそ38%と、先進国の中では最低水準となっております。そして、ただでさえ低い水準なのですが、我が国は、化学肥料の原料であるリン酸、カリウムはほぼ100%、尿素は96%を輸入に依存しています。さらに近年の過度なグローバリズムにより、種子法の廃止、種苗法の改定が行われ、作物の本となる種子の多くも海外のグローバル企業から購入しています。

このようなことを踏まえ、東京大学大学院教授の鈴木宣弘先生は、実質の日本の食料受給率としておよそ9.2%という試算を出しております。

前回の第2回定例会でも紹介させていただきましたが、アメリカのラトガース大学の研究によると、広島型並みの核兵器100発が使用される局地的な核戦争が勃発した場合、核と冬による食料生産の減少と物流停止により、世界で2億5,500万人の餓死者が出ると試算されています。その餓死者のうち3割、7,200万人が日本人で、この7,200万人といいますと、国民の約6割が餓死するということになります。世界で最も食料安全保障が脆弱で、飢餓のリスクが高いのが我が国日本です。この事実については、私たち日本国民は危機感を持ち、早急に対応しなければいけません。

食料安全保障が低い原因としましては、もともとの食料受給率が低いことももちろんですが、食料生産のための化学肥料、農薬のほとんどを海外からの輸入に依存していることが挙げられます。その点において、有機農業というのは化学肥料、農薬に頼らない農業ですので、世界情勢や外圧に左右されず、食料の安定的な確保につながる農業となっております。

2点目なのですが、有機農業を推進したい2点目の理由ですね。

これは有機農業が那珂市の新しい目玉産業として、発展する可能性があるからと考えているからです。現在、新規就農者や後継者が確保できず、大量の不耕作地を抱えているということは、那珂市をはじめ日本全国の大きな問題です。それが食料受給率の低下にもつながっているわけですね。新規就農者や後継者が増えない主な原因としましては、やはり農業がもうからない仕事となってしまうということは、皆さんもご存じのとおりだと思います。

そこで、今回話題に上げる有機農業です。有機農業はもうかる農業に発展する可能性を大いに秘めた農業であり、こちらが拡大すれば、新規就農者の増大にもつながるものとなっております。その理由として、まずこちらの資料のほうをご覧ください。1ページ目です。

こちらは農林水産省のデータで出ているものなのですが、化学肥料の原材料である尿素、リン酸、カリウム、こちらの価格のグラフとなっております。グラフをご覧になっていただいたら分かるように、令和3年以降、この3つの原材料いずれも価格が高騰しております。この価格上昇の主な要因としましては、中国が令和3年に輸出規制を行ったことが主な原因です。先ほども述べましたとおり、我が国におきましては、この原料であるリン酸、カリウムのほぼ100%、尿素は96%を輸入に依存しております。

よって、世界情勢の変化により輸出規制などが起きると、価格変動の影響を大きく受けてしまいます。しかし、化学肥料を使用しない有機農業は、これらの資材高騰の影響を受けないため、経済的にも安定した生産が行えます。

また、販売ということを考えても、国内外で有機農産物の需要が増加しております。これ資料の2ページ目をご覧くださいainですけれども。

こちら農林水産省が公表しているグラフなのですが、世界の有機食品売上げは増加し続けており、2020年では約1,290億ドルと、2001年に比べおよそ6倍に拡大しております。

また、日本国内の状況としまして、農林水産省が消費者アンケートにより推計した値を見ますと、2009年には1,300億円だった有機食品市場規模が2017年には1,850億円と、8年間で約1.4倍に拡大しております。

以上のことから、世界的に見ても国内で見ても、有機食品市場というのは拡大し続けていますし、今後もますます需要が増えることが見込まれます。

また、これは個人的に知人の農家さんに聞いた話なんですけれども、今年は少し傾向が変わるかもという話だったんですが、ここ二、三年の傾向として、一般的なお米の卸売価格というのは、10キロ当たり2,100円前後だそうです。これでは農家さんからすると、基本的には大赤字とのことでした。ただ、ホームページなど独自の卸売ルートを持っている農家さんは、10キロ4,000円ぐらいの値段で売ることもできているみたいです。

それに対して、無農薬栽培であつたり有機栽培のお米というのは、10キロ7,000円前後で売れたりとか、あと、高いところだと10キロ1万円で売れているとのことです。しかも、ちゃんと完売しているよということです。

このように、有機栽培の作物というのは、場合によっては通常の作物の2倍から5倍近くの値段で売れることもあります。これからますます拡大することが見込まれる有機食品市場において、化学肥料等の資材費がかからず、高い単価で売ることができる有機農業は、もうかる農業を実現させ、新規就農者を増やし、日本の食料受給率を向上させる切り札となり得るものです。このようなことから、那珂市でも有機農業に力を入れて推進していくべきと考えます。

農林水産省が掲げるみどりの食料システム戦略では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、日本全国では100万ヘクタールに拡大するという目標としています。これを受けて、本市では有機農業の耕地面積等の目標を掲げているのかお

伺いたいします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和４年度に、農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和の取れた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷軽減事業活動の促進等に関する法律、通称「みどりの食料システム法」が施行されました。

この法律に基づく本市独自の計画は策定しておりませんので、市独自の目標は設定しておりません。しかしながら、議員のご指摘のとおり、この法律に基づき国が策定したみどりの食料システム戦略では、2050年までに目指す姿の一つに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大とあることから、本市といたしましても一つの目指すべき姿として、環境に調和した持続可能な農業を進めていく必要があると認識しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○３番（原田悠嗣君） 分かりました。ありがとうございます。

現状、本市の独自の明確な目標はないかもしれませんが、みどりの食料システム戦略を目指すべき姿として取り組んでいただきたいと思います。

それでは、第１回定例会で富山議員も質問していましたが、作付面積等を含めた本市の有機農業の現状について伺いたいします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

生産者が有機農産物として販売するためには、一定の基準をクリアした有機ＪＡＳ認証を受ける必要があります。これを踏まえまして、本市の現状でございますが、令和６年８月時点で、有機ＪＡＳ認証を受けたほ場で作付している生産者は２件で、面積は274アールとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○３番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

本市の有機農業の作付面積は、ヘクタールに直すと2.74ヘクタールということで、富山議員の言葉をお借りすると、これは東京ドーム約0.5個分の広さということになります。非常に東京ドームの比較は分かりやすいので、使わせていただいたんですが。

ところで、みどりの食料システム戦略では、耕地面積の25%、日本全国で約100万ヘクタールを有機農業にとのことでした。こちらを那珂市に当てはめてみると、那珂市の耕地面積はおよそ4,060ヘクタールですから、2050年までに1,015ヘクタールを有機農業にすることが目標となるわけです。1,015ヘクタールといいますと、東京ドーム220個分です。

つまり、本市は2050年までの残り約25年間で、有機農業の耕地面積を1,012ヘクタール増やして、現在の370倍まで広げなければいけないということになります。そうしますと、かなり厳しい目標値となるわけですが、現在、本市で有機農業を推進の支援として、どのような手だてをしているのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

有機農業を普及していくため、その取組の一つとして、昨年11月に常陸農業協同組合との共催により、農家等を対象とした環境にやさしい農業推進セミナーを開催しました。このセミナーでは、環境を巡る昨今の情勢や、国・県の動向及び環境負荷低減の取組などについて理解促進を図ったところです。

今後引き続き、有機農業をはじめとした環境負荷低減の農業に取り組む意向のある農家等に対しまして、セミナーの開催により有機農業への理解を深めてもらい、取り組むきっかけづくりをしてまいります。

また、有機JAS取得や有機農業に取り組む農家に対しては、国や県の制度である有機JAS認証取得支援制度や環境型直接支払交付金などを活用して、支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

有機農業の普及に関しましては、やはり市がしっかりとした数値目標を掲げて、有機農業の必要性和内容を周知していく必要があると思います。引き続き、セミナー等を通して農家さんへの周知を広げていただきたいと思います。

それと同時に、新規就農者を増やすためには、社会全体として有機農業への取組の機運を高め、有機農業はもうかる農業だと多くの方が認識するような社会の風潮をつくっていくことが大切です。そのためには、農家さんだけではなく、多くの消費者が今後の我が国における有機農業の必要性を明確に感じる必要があり、消費者への啓発も非常に大切になってきます。

これらを踏まえて、消費者に対してどのように啓発していくのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市におきましては、有機農業へ取り組む農家が少ないのが現状でございます。まずは、有機農業に取り組む市内の農家への支援に取り組んでまいります。

その上で、消費者への啓発につきましては、現在、フェルミエ那珂を中心として農家一体で取組を進めている、いい那珂マルシェやマッチングフェア等を活用して、消費者への啓発を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。分かりました。

何度も申し上げますが、日本の食料事情は深刻です。まだ表面化していませんが、有事の際には食料不足が一気に深刻化するおそれがあります。世界の中の日本であり、日本の中の那珂市です。広い視点を持ち、世界の情勢、世界の中での今の日本の立ち位置、そういったことを認識し、日本の食料事情に危機感を持った上で、その中で那珂市でできることは何だろうということを真剣に考えて、市政運営に当たっていただきたいと願っております。

お隣の常陸大宮市は非常に有機農業に力を入れていて、全国でも有数の有機農業先進自治体です。今年の11月8日には第2回全国オーガニック給食フォーラムが開催されます。JA常陸も常陸大宮市と連携しながら、有機農業に非常に力を入れています。

このような恵まれた環境の中で、我が那珂市も有機農業に力を入れれば、有機農業は県北地域の非常に大きな特色となり、県北地域の活性化にもつながります。それでいて、日本の食料状況にも貢献できると。ぜひ那珂市の新たな目玉産業として、有機農業に力を入れていただきたいと願っております。

それでは、最後に、道の駅について質問させていただきます。

道の駅というとやはり那珂市の一大事業ですが、どのような事業もそれを行う目的というものがあるはずで、最初には目的があって、それを実現するための様々な手立て、手段の中から最善の手段を選択し、その最善の手段が事業として市として行われていくと。それが一般的な流れです。当然、道の駅建設にも目的があるはずで。

ここで、資料の3枚目をご覧くださいんですけども。

皆さんも何度も読まれたかと思いますが、こちらは令和5年3月に出された基本計画の1ページ目に載っている道の駅整備の背景・目的です。こちらに道の駅建設の目的が書かれていますので、ちょっと長いんですけども、早口で改めて読んでいきたいと思います。ちょっと長いんですが、おつき合ください。

「那珂インターチェンジは、昭和59年3月27日に常磐自動車道千代田石岡インターチェンジから那珂インターチェンジ間開通に伴い、供用が開始されてから38年が経過しました。その間、民間事業者や行政による那珂インターチェンジ周辺地域の開発構想が何度か立ち上がりましたが、現在に至るまで実現されてはいません。

このような中、国道118号の4車線化や県植物園等のリニューアル計画などにより、那珂インターチェンジ周辺地域は発展の可能性を大いに秘めた地域になっています。市では、この好機を逃すことなく、那珂インターチェンジ周辺を活用した地域活性化を図るため、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの検討を始め、令和2年度には、市民代表や市内事業所、外部有識者等で構成した検討委員会での検討を行い、『那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針』を定めました。この方針に基づき、令和3年度には、那珂インターチェンジ周辺地域における複合型交流拠点施設『道の駅』整備に向け、競合分析、集客予測

等の市場環境調査を実施し、整備の可能性を検証するとともに、令和4年10月には、『道の駅』の候補地やコンセプト・基本理念などを取りまとめた基本構想を策定しました。

本基本計画は、基本構想を踏まえ、本市と地域内外の魅力をつなげる拠点としての『道の駅』整備に向けた、導入機能や施設規模、整備・管理運営手法や概算事業費などを整理した基本となる計画を示すものです。

今後は本基本計画に基づき、地域住民や県、関連企業との連携をより一層強化し、『道の駅』における魅力的な機能・サービスの実現に向けて、取り組んでまいります。」ということで、非常にちょっと長い、声に出して読んでみたら、改めて結構長かったなというふうに感じているんですけども。

皆さん、ちょっと目を通していただいて分かるかと思うんですが、こちらに書かれている内容のほとんどは、道の駅整備の背景であり、事業を企画する際に最も大切な目的というのは、ちょっとほとんど書かれていません。この中から強いて目的と取れる部分を上げるならば、ちょっと資料のほうに赤線を引かせていただいた部分、「那珂インターチェンジ周辺を活用した地域活性化を図る」とこと、「本市と地域内外の魅力をつなげる拠点」というところが、道の駅整備の目的と読み取ることができるかもしれません。

道の駅建設に関しては、このように目的が明記されていないので、道の駅建設を通して何がしたいのか、いまいちはっきりと伝わってきません。ここを読んだだけでは、背景ばかりが書いてあるので、道の駅を建てること自体が目的となってしまうんじゃないかという印象も持ちます。

そこで、道の駅建設の目的を改めてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

近年、我が国は人口減少や高齢化という大きな問題に直面していますが、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生の必要性が叫ばれています。政府においても地方創生は重要課題として認識されており、様々な取組が行われています。その中でも、国土交通省が地方創生の拠点として注目し、支援を行っているのが道の駅です。

本市としましては、道の駅の従来の目的である、道路利用者のための快適な休憩と多様な質の高いサービスを提供する施設としての整備を進めるとともに、地域産業の育成や子育て世代への場の提供など、地方創生に寄与する道の駅の整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 目的について分かりました。

この目的をお聞きして抱く印象としては、やっぱり教科書のような模範的な目的かなというふうに感じます。つまりそれはどういうことかということ、どこの道の駅でも掲げていそうな目的であり、市としての独自性、特色があまり感じられない目的だなという印象を受けま

す。目的があつて道の駅を建設するというよりかは、国土交通省が支援を行っているから造るといった印象も受けました。

市民にとってどのような利益があるのか、どのような期待が持てるのか、那珂市になぜ必要なのか、いまいち伝わってきません。このような抽象的な当たり障りのない教科書のような目的ではなく、市民としてこれは絶対那珂市に必要だと感じるような、具体的で期待できる目的を明示していただきたいです。

現段階で那珂市に道の駅は必要ないと思っておりますが、どうしても建設するとなったら、私でしたら、これは私の本当に思いつきの考えなんですけれども、道の駅建設と並行して、先ほどの有機農業につながるオーガニックビレッジ宣言、これを行うのがいいかなというふうに思っております。

オーガニックビレッジというのは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ、地域ぐるみの取組を進める市町村のことを言います。農林水産省では2030年までに200市町村を創出することを目標としていて、県内でも既に常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市が名を連ねています。有機農業が那珂市にとって、そして日本にとって重要であるという理由は、先ほど述べたとおりです。

また、アドバイザーとして契約した藤森氏の考えですと、建材として焼き杉やしっくいを使いたいとのことでした。こういった資材は価格も結構高いんですけれども、自然素材のもので、非常にオーガニックビレッジ、有機農業ともマッチしています。

ですので、ざっくり考えた内容ですが、私だったら道の駅を那珂市のオーガニックビレッジのランドマークとして、そこを中心に那珂市の有機農業を新たな目玉産業として打ち出していこうと考えます。簡単に考えたものですが、道の駅建設を進めるのであれば、少なくともこれくらい具体的なビジョンを示していただきたいです。

さて、道の駅建設に関しては、これは本当に肌感覚ですけれども、私の周りの市民の方は、7割、8割がちょっと疑問を呈しています。市民の皆さんが反対している理由としては、やはり赤字経営になることを懸念してのことです。

前回の一般質問でも申し上げましたが、今のままでは将来的な農産物の確保ができず、10年、20年とたつ頃には、赤字経営になるのは必至です。赤字経営になった際に、市が赤字を補填し、結果、行政サービスが手薄になり、赤字経営のしわ寄せを市民が被るということになるのではないかというのが、道の駅建設に関する一番の不安要素です。

そこで、道の駅の運営が赤字になった際に、どのように補填するのかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の基本計画で、管理運営体制について整理しております。その中で、管理運営主体は高い公益性の発揮と地域との連携が期待でき、かつ民間ノウハウの活用を適切に図ることが可能なものとして、行政と民間との共同による第三セクターを運営主体として構築してま

います。公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域に根づいた事業を行う重要な役割を担っている一方で、運営面において赤字の場合、行政が補填するといったことが懸念されます。

しかしながら、公的な部分に関して、行政が補助金等の支援をしている道の駅もあり、また、全国及び県内の道の駅を見ましても、第三セクターの経営は基本的に独立採算で行われ、施設の運営手法や形態次第では、多くの道の駅が健全な経営を行っているとともに、その効果を地域経済へ波及させ、産業の活性化につなげている現状であることから、本市におきましても、現在検討を進めています第三セクター設立準備委員会において十分な協議を重ね、持続可能な道の駅の運営を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 運営が赤字になった際には、行政が補填することが懸念されるのとことですね。

令和3年の第2回定例会では、道の駅に関して、市長は挑戦、チャレンジという言葉を使っています。ただ、挑戦、チャレンジというものには必ずリスクが伴います。そして、行政が赤字を補填するということであれば、道の駅建設に関しまして、挑戦するのは市長かもしれませんが、そのリスクを負うのは市民になるわけです。であれば、道の駅建設は挑戦、チャレンジといったリスクの高い成功が不確かなものであってはならず、市民の利益を生み出せるという高い確証のあるものでなくてはなりません。市長のおっしゃった挑戦、チャレンジという言葉が表しているとおりの現時点でその確証は得られていません。

また、ただいまの答弁の中で、多くの道の駅が健全な経営を行っているとお話がありましたが、全国道の駅支援協会というところの記事を見ますと、経営がうまくいっていない道の駅のほうが多いというふうに書いてありました。明確な数字とかがなかったので、確かなことは言えないですけれども、ぜひ全国の道の駅で何割の道の駅が健全な黒字経営を行っているのかを示していただきたいです。そして、本市で建設予定の道の駅が10年、20年、30年と、健全な運営を行うことができるという根拠を早急に示していただきたいです。

また、ここで市長にお伺いしたいんですけれども、先ほどと同じく令和3年第2回の定例会で、市長は政治生命をかけてこのプロジェクトをやり遂げたいとおっしゃっていました。それだけの思いが道の駅に込められているんだなと感じさせる強い言葉だなと思いました。

では、ここで聞きしたいのは、政治生命をかけるという思いを具体的にどのような行動で示すのかということ、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。様々なご意見をいただきました。

市民の皆さんの中にも、いろんなまだまだ今の段階では分からないこと、疑問なんかもあるのかもしれませんが、そういったものは、これからいろんなものを明らかにしていく中で、

例えば前回の藤森先生のイメージ図を見てもらった。これによって、また少し雰囲気は何となく分かってきた、そういうこともあると思います。逐次そういったものを提供しながら、理解を深めていっていただきたい。そのように努力をしてみたい。

答弁申し上げます。

那珂インターチェンジ周辺地域における道の駅の整備については、国道118号の4車線化や県植物園のリニューアルなどを好機と捉え、産業振興や地域活性化につながる拠点の創出に向けて、現在事業を推進しているところであります。

那珂市は、これまで住みやすい環境や利便性の高さといった本市の魅力を「いい那珂暮らし」としてPRし、地方創生を進めてまいりましたが、この道の駅が「いい那珂暮らし」を、そして「活力あふれる那珂市」を体現する拠点となり、これからの那珂市を象徴する、自然と調和した独創的な造形の唯一無二の存在である、それになり得ると確信しているところでございます。

道の駅の整備により市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す。そして、そこから得られた財源を福祉や教育などに還元していく。いわば次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた投資であり、そのためには20年後、30年後も市民が誇りを持ち、一緒になって成長し続ける持続可能な道の駅でなければなりません。これは議員さんの思いと同じだと思います。

那珂市の魅力を世代を超えて育みながら、未来の子供たちにつなげていきたい、そのような思いが本市が目指す道の駅の理想の姿であり、道の駅建設に対する私の考えであります。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 市長、ご答弁ありがとうございます。

市長がおっしゃるとおり、現時点ではなかなか分からないところもあって、市民の方々も不安になったりとか、疑問を抱いたりとかすることは分かります。市長が今おっしゃったとおり、これからそういった分かり次第、情報を市民の方々に提供していったら、そして理解してもらおうと、そういったお話だったかなと思います。

これは本当におこがましい話なんですけれども、やはり市民の皆さんの理解を得るということは、何より大事なことだと思います。私がもし市長と同じ立場で、政治生命をかけてこのプロジェクトをやり遂げると宣言したんだとしたら、確かにまだ分からないことはたくさんあると思います。基本設計などができていないので、数字の面とかそういったことで分からないことはたくさんあると思いますが、それでも道の駅をなぜ那珂市に建てる必要があるのか、どういう思いで建設するのかということ、そういったことを説明する説明会を各地域で開催して、そして市民の皆様の理解を得ていくと。そういった行動を僕だったら取るかなというふうに考えております。

それぐらい強い思いでいくのであれば、ぜひそういった説明会並びにその説明会を通して市民の皆さんの声を聞くという。そういった会を早急に開いていくべきだなと私は考えるん

ですが、市民の皆さんへそういった説明会を今後行う予定があるかどうかお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の整備につきましては、これまでも議会や市ホームページ等において、各年度、事業内容や進捗状況についてご報告をさせていただいているところでございますが、今定例会全員協議会においてもご説明しましたとおり、現在、基本設計に係る設計協議を進めているところであり、来年3月には基本設計を策定し、議会や市民の皆様方には具体的な内容をお示しする予定でございますので、その段階になりましたら、必要に応じて市民向けの説明や周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

必要に応じて周知を図ってまいりたいということなんですけれども、多くの方が疑問を抱いている現状を鑑みると、説明会は必ず必要になってきますので、ぜひ各地域で複数回できれば実施していただきたいと思っております。

道の駅建設に関しては、様々な内容がまだ分からない中、基本設計自体が今どんどん進んでいっている中なんですけれども、我々議員もよく内容が分からないまま、話がどんどん進んでいっている印象を受けます。焦って物事に取り組むと、これ一般的にですけれども、大抵のことがうまくいかないですし、道の駅失敗の主な原因としては、最初の見込み、見積り、これが甘かったから、今、経営難に陥っている道の駅がたくさんあるということです。

ですので、今回、那珂市の道の駅は、県植物園のリニューアルを好機に道の駅整備に踏み切ったとのことでありますし、来年4月には県植物園はリニューアルオープンされる予定です。ですので、今焦って早急に話を進めるのではなく、一度立ち止まり、まずは県植物園の動向、そちらを見て改めて道の駅整備について再考することも必要だと考えます。

特に本当に失敗の原因としては、売上見込みを多く持ちすぎた。そのため、管理費、維持費を高くし過ぎて、そちらの手が回らなくなって、赤字経営になると。それが失敗する道の駅の主なパターンだそうなので、ぜひ那珂市民の将来に関わる大きな問題ですので、慎重に考えていただきたいと思います。

色々と意見を申し上げましたが、以上で一般質問のほうを終わりにさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（木野広宣君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. マイナ保険証について。2. 那珂市の防災体制について。3. 那珂市の再生可能エネルギーの拡充について。4. 森林環境譲与税活用事業について。

寺門 厚議員、登壇願います。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。通告に従いまして、一般質問をします。

台風10号につきましては、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧を祈念しております。

今回の10号については、本市には影響はないということではありますけれども、残念ながららひまわりフェスが中止になってしまいました。来年度の盛大なる開催を期待したいと思います。

では、本題に入ってまいります。

最初の質問は、マイナ保険証についてであります。

現行の保険証の発行が今年12月に廃止になり、マイナ保険証へ移行するということであります。市民の方からは、マイナンバーカードはまだ持っていないよ、マイナンバーカードを保険証として使えるようにはなっていない、紙の保険証がなくなると困っちゃうねなど、相談やら要望等、いろいろなお話をお聞きしております。ついては、改めて国民健康保険証からマイナ保険証への移行について理解を深めるとともに、市民への周知も含めてお聞きしたいと思います。

では、マイナ保険証についてですけれども、国民健康保険証からマイナ保険証への移行とはどのようなになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

国民健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証利用への移行につきましては、マイナンバー法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、令和6年12月2日以降、現行の保険証の新規発行は終了となり、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけしたマイナ保険証を原則利用することとなります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今年12月2日以降からは、現行の保険証の新規発行は終了するという
こと、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけした後、マイナ保険証を原則利用する
ことになるということです。

では、マイナ保険証移行へのメリット、デメリットについては、どのようなことがあるの
か伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

まず、メリットといたしましては、病院等の窓口での支払いの際に、マイナ保険証を提示
することで、自己負担の限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証等の提
示が必要なくなることや、過去の健康診断の結果や薬の情報を本人の同意の下、医療機関や
薬局が確認できるため、データに基づいたよりよい医療が受けられること等が挙げられます。

続いて、デメリットといたしましては、マイナンバーカードの情報を読み取る機器等に不
具合があった場合には、マイナ保険証が利用できず、資格の情報が適正に確認できなくなる
ことや、マイナ保険証を紛失した場合には、現行の保険証とは異なり、マイナンバーカード
そのものの再交付が必要となるため、即日発行ができなくなることなどが挙げられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今メリット、デメリット、答弁をいただきました。

デメリットで、1つ気になる点がございます。それは、電子証明書の有効期限、これマイ
ナンバーカードですけれども、5年有効期限ですね。これが切れていると、健康保険証とし
て使用できないということがあるということございます。マイナンバーカードは再発行時
には1か月ぐらいかかっているということなので、ぜひともこれはもう少し短い期間で再発
行をぜひともお願いしたいと思います。

次は、現行の保険証の発行が廃止となります12月2日以降、マイナンバーカード未作成者
等への対応はどのようになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

まず、令和6年12月1日までに発行された現行の保険証につきましては、経過措置として
有効期限である令和7年7月31日まで使用が可能となりますので、マイナンバーカード未作
成の方もそのまま現行の被保険者証をお使いいただけます。

12月2日以降、新たに国民健康保険に加入する方や現行の保険証を紛失された方で、マイ
ナンバーカードの未作成者やマイナ保険証の利用登録をされていない被保険者については、
現行の保険証に代わる資格確認書を発行いたします。この資格確認書は、現行の保険証と同

様に、医療機関等の窓口で提示することで受診が可能となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 12月2日以降は新規の国民健康保険加入者、保険証の紛失者、マイナンバーカード未作成者は、現行の保険証に代わる資格確認書が発行されるということでもあります。

では、マイナンバー未作成者等について、現行の保険証の有効期限である令和7年7月31日以降、こちらの対応はどのようになりますか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） 答えいたします。

現行の保険証の有効期限である令和7年7月31日までにマイナ保険証の利用登録をされていない被保険者の方やマイナンバーカード未作成者へは、令和7年8月1日以降にご使用いただける資格確認書の交付を予定してございます。

また、マイナ保険証の利用登録をされている被保険者の方には、自分の資格情報を容易に確認することができる資格情報のお知らせを交付いたします。この資格情報のお知らせは、マイナ保険証を読み取る機器等に不具合があった際に、マイナンバーカードと併せて医療機関等の窓口で提示することで、受診が可能となるものになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 令和7年8月以降は資格確認書が交付され、保険証として使えるということでもあります。さらにマイナ保険証の利用登録者は自分の資格情報を簡易に確認できる資格情報のお知らせが交付されるということでもあります。

これはマイナ保険証読み取り機に不具合等があった場合に、マイナンバーカードと併せて医療機関での窓口提示で受診ができるようになっているということでもあります。

マイナ保険証を使う場合、一番心配な点はマイナンバーカードへのひもづけなので、ひもづけ誤りで国民の不信感は広がったままであります。情報漏えい等による個人情報保護対策ができていのかどうか大変気がかりであります。

確認ですが、マイナ保険証を利用する上で、安心・安全に利用できる環境は確保されているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） 答えいたします。

マイナ保険証を安心・安全に利用できるよう、国は技術面、運用面の観点から利用環境の整備に取り組んでおり、まず、マイナ保険証のひもづけ誤りににつきまして、医療保険のデータベースに登録された全ての加入者情報の点検作業を完了しております。

また、今月には、市からマイナンバーの下4桁を記載した通知を国保の被保険者全員に送

付し、正しくご自身のマイナナンバーが登録されていることを確認いただく作業の実施を予定してございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） マイナ保険証側からの安全対策が図られているということは分かりました。

しかしながら、報道によりますと、7月のマイナ保険証の利用率は11.13%ということで報道がありました。これは最悪4.6%でしたかね、その時期から比べますと徐々に上がってはきておりますけれども、まだまだ低い状況にあります。国民の不安解消や漏えい等の防止含め、安心・安全の環境づくりをより強化していただきたいというふうにお願いをしておきます。

マイナナンバーカード未取得の方やマイナ保険証の利用登録をしていない方は、まだ少なからずいらっしゃると思います。そのような方に発行される資格確認書、これについてはいつまで発行されるのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

資格確認書がいつまで発行されるのかにつきましては、現在、国から示されている資料においては「当分の間」と記載されており、具体的な時期については明言されてございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 具体的にはまだ明言されていないということでありますけれども、報道では最長5年というのが言われておりますので、それから先については不明ということであります。

私は、このままマイナ保険証と紙の資格確認書、並行でもいいんじゃないかというふうに考えております。さらに言えば、マイナ保険証に不慣れな高齢者にとっては、現行の保険証がはるかに使いやすい状況であります。できれば、現行保険証の廃止を見直していただきたいというふうに思っております。

ぜひ、国へ現行の健康保険証廃止の見直しを要望していただきたい。このことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次は、那珂市の防災体制についてであります。

ここで、議長のお許しをいただきまして、資料を配付させていただきました。ちょっとペーパーでお配りしておりますので、こちらでございまして。

資料1、こちらですけれども、見ていただきますと、これは気象庁から8月8日に発表されました南海トラフ地震臨時情報（巨大地震）の発表内容であります。これはホームページから抜粋したものであります。

南海トラフ地震とは、日本列島の、この地図にありますように「南海トラフ」と書いてあって、その上、青い囲みがあるところ、こちらが南海トラフということで、日本列島の太平洋側の海底にある溝状の地形ということです。これは東海地方から九州まで、静岡から宮崎のほうまで、沖縄、こちらまで700キロに沿って発生が想定されている巨大地震、これを南海トラフ地震ということになります。

今回起きた地震については、震源地は日向灘、宮崎沖ですね。マグニチュード7.1、宮崎で震度最大6弱ということでありました。こちらに書いてありますように、今後、新たな大規模地震が発生する可能性が平常時に比べ高まっていますが、特定の期間中に大規模地震が必ず発生するというお知らせではないと。国や自治体からの呼びかけ等に応じた防災対応を取ってくださいというのが、今回のお知らせでございます。いずれにしても、注意をしてくださいということになるんですけれども。

この間、茨城県では震度5の地震がありましたし、大変な猛暑のさなか、台風が接近するという状況でありました。私も大変心配をしておりました。この南海トラフ地震の臨時情報については、茨城県ではそう影響はないと思われた方が多いと思います。しかし、いつもと違うな、しかも注意期間が1週間もある。今回は南海トラフの西側での発生ですけれども、東の外れ、静岡県東部で発生するかもしれない。そうすると、影響は大きいと。やはり備えだけはしておこうと、防災グッズや備蓄品の点検をした方も多くいらっしやったと思います。実際には南海トラフ地震臨時情報発令中、何も起こらなかったのも、一安心はしたところでもあります。

しかしながら、巨大地震はいつ起こるか分かりません。しかも、旅先や出張先等、どこで遭遇するか分からないのも事実であります。ふだんから備えをしっかりとしておくことが肝腎だと痛感をしました。

そこで、9月1日の防災の日は過ぎてしまいましたけれども、改めて本市防災体制についていくつかお聞きします。

初めに、南海トラフ地震について、本市に与える影響について伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

政府が公表している市町村別最大震度表によれば、南海トラフ地震において想定される本市の最大震度は4、津波浸水想定はありません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今、答弁がありましたけれども、裏側をめぐっていただきますと、今言われたことが、ちょっと見づらいいんですけれども、右の上のほうで震度を表しております、水色が茨城県のところかかっておりますね。これが震度4の影響があるということです。津波は左の上、ちょっと見づらいいんですけれども、ここもやっぱりブルーの表示がある。

これが茨城県については、1メートルまでの津波があるということを示しているものであります。今の答弁の内容であります。

ということで、水戸市はじめ近隣の市町村を含む8自治体が影響があるということなので、本市は対応しませんでしたということでもあります。

今回の南海トラフ地震臨時情報ってどういうことなの、那珂市は影響ないけれども、備えはいま一度点検しておいてぐらいの情報はあってもいいよねという声はお聞きをしております。私は何も発信しないということは、逆に市民の安心・安全をそぐものではないかというふうに考えておりますので、何かしら情報の発信が必要ではないかということで、今回の南海臨時情報では、本市は対象地域外であること、最大地震発生時でも震度4と想定されていることを伝え、東日本大震災以後、備えていただいている市民の災害の備えをいま一度確認いただきたいというような情報提供と、注意喚起を促してはどうかということで、お聞きしたいと思います。どうでしょう。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先月、8月8日に発生した日向灘を震源とした地震に対し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたのは、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

この情報による南海トラフ地震防災対策推進地域は、震度6弱以上の地域、津波高3メートル以上で海岸線堤防が低い地域、防災体制の確保状況、過去の被災履歴への配慮から指定されており、茨城県では、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、大洗町、ひたちなか市、水戸市、東海村、日立市の8自治体が対象でした。本市はこれには含まれておらず、対応は特にしなかったという次第でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ちょっと先ほどと順序が逆になりましたけれども、おききたいのは、先ほど申し上げたとおり、やっぱり地震が来る来ないは別にしても、情報はきちんと伝えてほしいという内容でありますんで、先ほどの繰り返しになりますけれども、本市は今回の南海トラフ地震情報については何の対応もしなかったということでございますので、それについては理解をするところであります。

しかしながら、何も連絡しないというのは非常にまずいのではないかなということで、今回の南海トラフ地震臨時情報について、市民の災害への備えをいま一度確認いただくため、南海トラフ地震に関する情報提供と注意喚起を促してはどうかということで、ちょっとお答えください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

南海トラフ地震に限ったことではございませんが、今後もいつ起こるか分からない大規模

災害発生に備え、様々な災害情報の提供と防災訓練等を通じて、市民の皆様には日頃から災害に対して備える防災意識の高揚を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今お答えいただきましたけれども、今後は市民の災害への備えに対する防災意識の高揚を図る意味でも、様々な災害情報の提供と防災訓練もしっかり実施してほしいというふうに思います。

では、その適切な災害情報提供について、どのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

災害情報は、災害の発生前、発生時の両方の支援において、正確な情報を提供することが最も大切だと考えております。発生前は日頃から様々な情報収集を行い、災害に備えるための情報を提供いたします。災害の発生時には、次の3つのポイント、1つ、情報の真偽と正確性の確認、信頼性の高い通信手段の確保、時系列での情報の整理、これを行い、複数の通信手段で迅速に正確な情報を提供してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 大規模災害はいつ起きるか分かりません。それは、あしたかもしれませんし。

それで、行政は市民の生命、財産を守る安全・安心の確保をする必要があります。情報は過度にならず、少な過ぎてもいけない。また、情報を受けた市民が不安になることを避けなければなりません。市民が安心・安全を確保でき、自らの生命、財産の保全ができる行動が取れる情報の提供が肝要だと考えております。

なお、今後、本市においても、市民が理解し、行動に移せる情報の提供を行うことが重要でありますので、このことをしっかりと実践していただきたいなというふうに思います。

南海トラフ地震臨時情報については、先ほど申し上げましたけれども、茨城県については震度5の地震が来ておりますし、大変な猛暑の中、台風が接近するという状況でありました。台風と猛暑時の地震というのは、複合対策にも相当するものではないかというふうに考えておりますので、これについて、まず避難所の開設、運営についてどのように考えているか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難所の開設につきましては、災害のおそれがある場合、または災害が発生した場合に、市の災害警戒本部、災害対策本部の指示に基づき、市の職員で組織する総務班、保健福祉班、

教育班、また施設職員によって準備をいたします。でき次第開設し、避難者を受け入れます。

運営につきましては、市の職員が担います。また、避難生活が長期間になる場合には、地域の人たちと連携して運営をしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。避難所運営マニュアルに沿っての運営については、やはり何度か実施訓練を行って、何が課題なのか抽出をし、即応できる体制を今後整備していったほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次は避難所の熱中症対策について伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、電源が確保できている場合、空調が稼働する場合、稼働する拠点避難所へ避難をいただきます。避難者が拠点避難所の収容人数を超えてしまったような場合には、ほかの空調が稼働する避難所への避難を誘導いたします。

電源などがない場合、空調が稼働しない場合、発電機を使ってサーキュレーターと呼ばれる大型送風機を動かして対応いたします。

また、備蓄している飲料水を提供し、脱水症の対策をいたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 避難所の熱中症対策については、空調設備がある避難所へ移動することです。避難所については空調設備がないところもあり、特に小・中学校の体育館は未設置状態です。災害対応上からも早く空調設備を設置されるよう改めて要望をしておきます。

さらに、災害時相互支援協定自治体、団体、事業者の中で、移動式空調等の設備保持事業者等があれば、支援を受けることも考えておいていただきたいなというふうに思います。

次は、防災体制で一番重要なのは食料、水、命に関わるものですが、トイレについても、やはり同様にそういった命に関わる問題に関連するものです。

今まで私も一度も防災体制の質問でしてこなかったんですね。今回夏場の南海トラフ地震情報のときにつらつら考えてみると、やっぱり大変重要な問題だよねと、再度気がつきまして、今回質問することになりました。

防災体制で、災害時の避難所におけるトイレの確保、管理は極めて重要な課題であり、水、食料等の支援とともに、ライフライン、電気、水道、ガス、下水道と同様に被災者の命を支える社会基盤サービスのひとつと認識し、避難所を開設する市町村において、適切な対応をしていく必要があると内閣府が定めております避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインの中で明示がされております。

そこで、今回は特にこの避難所のトイレについて聞いてまいります。

最初に、避難所のトイレ確保及び管理について、本市の定めはありますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

災害時の避難所におけるトイレの確保及び管理については、上下水道設備が問題なく使用できる場合には各避難所のトイレを使用します。設備が使えない状態の場合には、備蓄している簡易トイレを使用いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 上下水道が使えない場合を想定して簡易トイレを備蓄しているということは分かりました。

その他の方式での備蓄についてですけれども、簡易トイレの備蓄にイベントで使用しているような簡易仮設トイレ、これは備蓄しているのでしょうか。また、備蓄していないのであれば備蓄計画はありますか、伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

簡易仮設トイレなどの備蓄はございません。また、備蓄計画は現時点ございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 簡易仮設トイレの備蓄はないということで、今後の確保計画もないということでありました。現状で簡易トイレの備蓄だけで対応できるという考えだと思います。

では、本市の災害時のトイレ数の確保状況について伺います。どういう状況か。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、トイレの便座にかぶせるタイプの簡易トイレを2万3,000個備蓄しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。

ここで資料5-2、1ページめくっていただきますとこういう写真が出てきますので、この上に災害用トイレ、簡易トイレということで表示をしております。ちょっと写真がもうぼけていて見づらいんですけども、これは洋式便器につけて使用するタイプで一式使い切りで終わるやつでございます。これが2万3,000個ですから、逆算しますと、1日1人4回として1,900人分、これに相当するんだということであります。

施設内で通常使用しているトイレにこれは使用、場所はそこですと。要配慮者について

はバリアフリースイレで使っていただくということでもあります。やはり使用ルールを明確にし、衛生的な使用環境確保に努めてほしいなというふうに思います。

被災状況にもよりますけれども、簡易トイレ3日分の備蓄では、これでは足りないという気がしますけれども、長期化した場合、長期化の対応として災害用のトイレは確保されているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難生活が長期化した場合のトイレというものの確保はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 長期化した場合には、災害用トイレは確保されていないということでもあります。現状では必要ないという判断だということでもあります。

では、トイレをどれくらい確保すればいいのかということについては、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、先ほども言いました内閣府の資料ですね、こちらによると、市町村は以下の基準を参考にトイレの確保計画を作成することが望ましいというふうにされております。

災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回というふうになっております。

本市は、このトイレ数の確保については東日本大震災の経験に基づいておりますけれども、十分かどうかは疑問が残るというふうに思います。過度な備えは不要と考えられますが、今後の大地震に備えて、避難所設置、運営訓練を通じて、必要なトイレ数を検証し、必要に応じて変更することが重要であるということで、必要であれば数を変えていただきたいというふうに思います。

これからの災害トイレの確保については、一自治体だけで全て備えるのは経済的負担が多く、現実的ではありません。災害発生時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結するなど連携体制を強化し、災害時に円滑に運用できるよう体制を整えておくことが重要だと考えます。

そこで提案ですけれども、災害関連死防止につながる明るく衛生的で安心して使える、また、ふだんのイベント等にも使えるどこでも設置でき、費用も1台4個室仕様ですね、国の補助が7割使えて、自己負担は3割、この3割についてはクラウドファンディングやふるさと納税で賄えますので、実質自己負担はゼロになります。

ここで資料2を、先ほどの簡易トイレの下ですね、こちらにトイレトレーラーということので写真を載せております。ちょっと申し訳ありません、印刷がひどくなっちゃったんですけども、これ夜ですね、輪島市の市立病院に着いたときの写真ということで、このトイレトレーラーは、輪島市の被災の場合についてはNPO法人助けあいジャパンというところが指

示を出して、全国から16台集まったそうであります。現地の方は大いに助かったということで、日経新聞に載っておりました。

今写真でご覧いただいたこのトイレトレーラー導入を考えてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

トイレトレーラーは道路さえ使えれば、その他のライフラインの復旧を待たずに使用できます。避難生活が長期化した場合に、ふだんと変わらないトイレが使えることは安心とは思いますが、現在のところ導入の予定はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） トイレトレーラーの導入は今のところ考えていないということでありました。経費的な問題も、先ほど実質ゼロになりますよと言いましたけれども、運用面やら、それから維持費についてもコストがかかってくるわけでございますけれども、それについては、トイレトレーラーの導入を全国の自治体に呼びかけているのが、先ほど申し上げました富士市の助けあいジャパンというNPOですね。

災害トイレの常識を打ち破り、衛生的できれいなトイレの活用で元気になる、災害関連死防止になる、全国の自治体に1台トイレトレーラーを導入し、いついかなる事態でも、災害時には素早く近隣から駆けつけ、必要な災害トイレを届けて、利用を図る相互補助制度があります。

このみんな元気になるトイレプロジェクトへの参加及び参加自治体との災害時業務提携をしてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ただいま議員から説明いただきましたプロジェクトについては承知をしております。本市は現在災害時における相互支援を目的とした市町村広域災害ネットワーク、こちらに参加しており、締結市町村は22自治体になります。

このネットワークの中には、既にトイレトレーラーを所有している自治体もあります。連携協力して、経費負担の大きい防災資機材等を共同で持てないかという提案がこの中から出ており、今後協議を進めていく予定です。

このほかにも、自治体間での災害時の相互応援協定を青森県六ヶ所村、秋田県横手市、埼玉県桶川市、神奈川県海老名市、新潟県阿賀野市、茨城県内では筑西市と桜川市、以上と結んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） みんな元気になるトイレプロジェクトについては理解しているとい

うことであります。

これについては、先ほど答弁にありました別の自治体との業務提携ですね、こちらの自治体の中には入っていないようでありますので、改めて、広く業務提携をするところを求めているのかなというふうに考えますので、トイレだけに限らず防災に関する相互支援協定も締結できますので、ネットワークを広げる意味でも、今後、この参加をぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

今答弁にありましたように、本市については独自に災害時における相互支援を目的とした市町村広域災害ネットワークに参加しているということで、締結しているのは22自治体あるということでございます。災害時の補助制度は大変有効であります。経済負担の大きい防災機材等を共同で所有し活用することも大変いいことだと思います。

今後とも推進いただき、防災力を高め、市民の安心・安全の確保をしっかりと行い、市民の生命、財産の保全に邁進していただきたいというふうに思いますので、よろしく検討のほどお願いしたいと思います。

次の質問事項は、那珂市の再生可能エネルギーの拡充についてであります。

本市は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をしており、省エネ促進及びなかアジェンダ21の推進はもちろん、再生可能エネルギーの導入等による目的達成が不可欠であります。

本市の再生エネルギーの取組は下江戸地区の大規模太陽光発電をはじめ、多くの太陽光発電設備導入が進められており、それでもまだ十分とはいえず、今後さらなる拡充が必要ではないかというふうに考えております。

そこで、再生エネルギーの拡充について、本市の取組はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

再生可能エネルギーの拡充について、本市の取組ですが、令和4年度に策定した第3次環境基本計画において、脱炭素社会づくりの推進を環境目標に掲げ、再生可能エネルギー導入の推進を施策として設けました。

昨年度は那珂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、公共施設に再生可能エネルギーの導入を進めていくことを示したほか、那珂市地域脱炭素ビジョンの策定において、有効かつ導入可能な再生可能エネルギーの検証を行い、本市の地形、気象などの自然条件から太陽光発電が有効であるとの結果を得ています。

本年度は住宅地における再生可能エネルギーの導入促進を図る目的で、屋根置き型の太陽光発電設備からの電力を蓄える蓄電池の導入補助を開始したほか、那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を進め、那珂市全体としての再生可能エネルギーの導入に向けた施策を示すこととしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 蓄電池の導入補助については今年から始まったということなので、さらに進めていただきたいなというふうに思います。

では、再生可能エネルギーを拡充していくに当たっての課題、これはどのようなものがありますか。また、その対策はどのようなものがあるのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

再生可能エネルギーの拡充に当たっての課題と対策ですが、先ほど本市では有効と述べた太陽光発電で述べますと、まず、課題として太陽光発電設備の設置に適する土地や設置ができる建物については、条件のよい場所は既に活用され、今後の展開の余地が少なくなっております。設備の資材等は低廉になりましたが、売電価格の下落や変動といったリスクなどもあり、設置者へのメリット、動機づけが少なくなりました。

これらの課題に対しては、市としてというよりは、太陽光発電設備についての新しい技術の実用化や廉価で安全な蓄電池の開発など技術革新や進歩に期待をしているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 課題にもありました太陽光発電設備の住宅用での展開についてはまだ拡大の余地があると考えますので、拡充策として太陽光発電設備の未設置住宅に設置を行うこの助成を行い、拡大してはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ただいまのご提案ですけれども、設置費用が低廉になってきたとの理由から国の補助制度は終了となったといった経緯もございます。現時点では考えてございません。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 国の補助制度が終わりということで、したがって終わったということとであります。

今後については、民間事業者や電力会社、国の次の補助事業など再生可能エネルギーの拡大につながる施策や給付補助等の支援策の調査、確認をお願いして、できるだけ補助ができるような体制を取っていただければというふうに思います。

太陽光発電の拡大策として、まだ認知度の低いソーラーシェアリングがあります。これについては農地の上を太陽光発電ができて、下では作物が従来どおり作れ、売電による収益と作物の収益、両方が得られる太陽光発電システムであります。

最近では地域エネルギーの供給も含め、地域活性化にもつながる取組をしている例が千葉県匝瑳市にあります。本市においても、地域エネルギー源としてソーラーシェアリングの活

用を提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

提案いただいたソーラーシェアリングは、平成25年に農林水産省が設置を認めた方式で、営農と売電の両方の収入が期待できるというのは、ただいまご説明のあったとおりです。

本市のソーラーシェアリングの設置状況を申しますと、現時点で23件、点在して約3.6ヘクタールが整備されております。

農地の集約などの利用計画、耕作の効率性、土地所有者や営農者の意向など、本市におきましては、地域エネルギーの資源としてソーラーシェアリングというものはまだ整理すべき課題が多いと感じております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市では、ソーラーシェアリングについてはまだ課題があるということであります。

しかし、まだまだ認知度が低いということもあるので、認知度は高めていっていただきたいなというふうに思います。

近隣のソーラーシェアリングの取組事例でいいますと、5月15日にサッカーJ2、水戸ホーリーホックが脱炭素社会の実現に向けて農作物の栽培と太陽光発電を一緒に行うソーラーシェアリング、これはGXプロジェクトという取組を茨城県城里町で始めたと発表がありました。具体的には城里町にある2,000平米ですから約2反歩の耕作放棄地にソーラーパネルを設置して、パネルの下では大豆を栽培していくという内容であります。

この例にありますように、耕作放棄地の解消にもつながるということにもなりますので、メリットが大変あるというふうに考えております。

また、ソーラーシェアリングの推進は農業の収益プラス売電収益の両得になり、農業の活性化及び再生エネルギーの拡大に大きく貢献しますので、ぜひともソーラーシェアリングの拡大を今後しっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

次は、太陽光発電設備設置場所及び周辺の設置前と設置後の環境保全についてであります。

太陽光発電設備設置後の周辺で大雨が降ったりしますと、道路や畑が冠水し、広い畑などは1か月近く水が引かないという状況が発生しております。もともと平地林だったところが伐採されてしまい、冠水するものというふうに推定されております。

事業終了後を考えますと、売却や貸与した土地は事業者が事業を継続するかどうか不確定で、荒廃が懸念されております。元の平地林の緑の環境にはやはり戻らないのではないかとこのように考えます。このような状況を打開するための冠水対策、これについてはどのように考えていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

太陽光発電設備を設置したことによる雨水処理に関して、トラブルが起こる場合があることは承知しております。市としては、県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づき、施設の設置者に対して対策を講じるように指導します。設置後に確認された場合には、事業者に対して速やかに対応するよう指導いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 答弁にありましたように、設置された敷地内の調整池や周囲の排水溝などの不具合は指導できますけれども、周辺の保水力減少による冠水等については原因調査の上の指導が必要になると思いますので、その辺は調査を進めながら対策のほうよろしくお願いしたいと思います。

本市の里山は田んぼ、畑、平地林、用排水路で構成されております。太陽光発電により平地林が一度伐採されてしまうと、この復元はなかなか難しいものがあります。この里山保全、復活についてはどういうふうに考えているか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

森林を伐採して太陽光発電事業を始めた場合、運転終了後には土地を原状復帰させてはとの提案と理解いたしました。この土地の用途につきましては、あくまで土地所有者の意向、権限に属するものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 太陽光発電設備があるところについては、私有の土地ということであります。個人の土地なので、行政側はどうかの言うのは当然できないわけでありまして、それは十分私も承知はしております。

冠水対策については、緑環境の保全についてもそうですけれども、事業計画及び事業終了計画も、これは太陽光発電設備設置の場合ですね、提出がされておりますから、地権者や周辺への説明会も行いますが、県のガイドライン要綱ではやはり遵守、徹底が難しいと考えております。やはり冠水対策や緑環境保全についても条例に盛り込んで対策を立ててほしいと思います。本市の太陽光発電設備設置及び管理条例に、ぜひとも冠水対策等についても盛り込んでいただければなというふうに要望をしておきます。

私も過去何度もこの本市の太陽光発電設備設置及び管理条例の制定をするよう要望してまいりました。最後に伺います。本市の太陽光発電設備設置及び管理条例の制定について、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の条例の制定につきましては、現在、来年度から施行できるよう策定作業を進めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 来年度から施行できるよう進めているということであります。この条例施行により、市民が安心・安全に暮らせる緑豊かな環境、田んぼも畑も林もため池も美しい環境、この保全がかなうことを切に期待をしております。

最後の質問事項は、森林環境譲与税活用事業についてであります。

令和元年から令和5年度の森林環境譲与税の実績について、どれぐらいなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

森林環境譲与税の国からの譲与実績でございますが、令和元年度332万円、令和2年度705万8,000円、令和3年度699万4,000円、令和4年度910万円、令和5年度910万円、合計3,557万2,000円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 今答弁いただきました内容については、最後のページで載せております。一応令和5年までで今お聞きしましたように3,557万2,000円ということであります。

事業内容を見ますと、金額にしてはほとんど使っていない。少しは使っていられそうですけれどもという状況であります。

中身については、森林台帳のデジタル化をはじめ、公共施設への木製ベンチやテーブル設置、あるいは林業種苗生産支援などに使用しているということでもあります。

この表を見ましても、基金がこれでいうと大体3,000万円ぐらいあるなというふうに思っております。今後910万円ずつ積み上がっていくとすれば、どんどん基金が増えるだけということになってしまいますので、この森林環境譲与税ですね、今後どのように使っていくのか、しっかりと考える時期ではないかというふうに思います。

財源についてもこれまでは国からの拠出で賄ってございましたけれども、今年から1人当たり1,000円徴収されております。これはどういうことでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地球温暖化防止、国土の保全や水質を育む等、森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えているものであり、適切な森林整備を進めていくことは国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、これらに関わる担い手不足等が大きな課題となっております。

このような現状の下、災害防止や森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び

森林環境譲与税が創設されました。

これにより、市町村による森林整備等の財源として、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、令和6年度からは森林環境税として個人住民税均等割の枠組みを用いまして、国税として納税者1人当たり年1,000円を賦課徴収しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 適切な森林整備を進めるために、個人住民税均等割での負担は理解するところであります。

しかし、国税とは別に、現在県税として茨城県森林湖沼環境税を1人1,000円年額で負担をしております。同じ目的の税で、これはもうダブっての徴収じゃないかなと思うんですけども、県税茨城県森林湖沼環境税との関連はどのようになっていますか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

森林湖沼環境税は県北地域や筑波山周辺や霞ヶ浦をはじめとする湖沼、河川などの自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐために、平成20年度から開始された県税で、課税期間は5年ごとに見直すこととされています。

環境保全施策の目標達成には一定程度の期間が必要などといった理由から、現在は令和8年度まで課税期間が延長されています。

森林湖沼環境税は、茨城県の実施する森林の保全、整備や湖沼、河川の水質保全等の事業に充当されているなど森林環境譲与税とは異なりますが、森林の有する公的機能を保全し、住民が恩恵を享受するといった税の目的としては関連があるものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 森林の持つ公的機能、二酸化炭素吸収、災害防止となる保水、緑環境の維持、リフレッシュ効果などを保全し、住民が恩恵を享受するということで関連があるということは理解します。

茨城県の森林湖沼環境税は、県実施の森林保全、整備や湖沼及び河川の水質保全等の事業に充当されております。年額で税は17億円集まっております、使い道は県北地域や筑波山周辺、霞ヶ浦周辺の湖沼、河川の自然環境保全事業に活用されております。したがって、本市での活用はあまり見受けられません。

この課税期間は令和8年度までで終了ということですので、それ以降の継続がどうも継続される雰囲気がありますので、以後の継続はしないでいただきたいというふうに思います。最終的には国税の森林環境税1本でいいのではないかとというふうに思いますので、そのように計らいをお願いしたいと思います。

では、今後本市の森林環境譲与税をどのように活用していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

杉苗の産地として持続していけるよう、林業種苗生産者への支援を継続してまいります。今後は、森林の有する公益的機能を発現できるよう、全国の事例も参考に市内の森林の整備・保全、木材の利用促進に資するような取組に活用してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 杉苗は昔から本市の特産品でございました。現在は生産者が少なくなったということ、最近では花粉症に影響の少ない品種が改良され、好評だと聞いております。再び杉苗是那珂市だよねと言われるぐらいになればと期待をしたいと思います。

那珂市の平地林は材木としての価値はないというふうに言われております。伐採するにも費用が発生している状況であります。また、これらの木々とはいえ、伐採した木材といいますか木々の有効活用を図る意味でも、那珂市の林業の維持及び製材業等の関連事業の維持を考えてはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、市内の森林木材を活用して林業を維持していくことは、木材の材質や受給のバランス等を考慮すると難しい課題ではあると認識しております。

林業の維持については、先ほどの答弁のとおり、杉苗の産地として持続していけるよう林業種苗生産者への支援を継続してまいります。

また、製材業など森林に関係する製造業等への支援については、茨城県が実施するいばらき木づかいチャレンジ事業など制度のPRを通じて、地元の木材の需要が喚起できるよう取り組んでまいります。昨今の物価高騰といった緊急対応が必要な場合においては、国の交付金を活用して、必要な支援策を講じてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 林業の維持については、林業種苗事業の拡大にさらなる支援の拡大をしてほしいなというふうに思います。

製造業など森林関係の製造業への支援については、県の支援事業や国の交付金活用による支援策を活用し、少しでも森林関連製造業の活性化につなげていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次は、太陽光発電設備設置が進む本市で平地林が伐採され減少をしております。いわゆる里山が失われております。この環境保全、保水対策及び排水対策について、利用検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

森林の整備・保全につきましては、繰り返しにはなりますが、森林の有する公益的機能として地球温暖化防止、国土の保全や水源を育む等重要な役割を果たしております。

森林の整備・保全により環境保全や保水対策、排水対策に資する取組について、全国の事例も参考に調査研究をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市でも、ぜひとも里山の維持、活用できますよう、全国の先進の事例を参考に調査研究のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 榊 原 一 和 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、榊原一和議員。

質問事項 1. 那珂市シティプロモーションを考える。2. 那珂市定住促進を考える。

榊原一和議員、登壇願ひます。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。

9月1日は防災の日でした。南海トラフの地震不安、大型台風、そしてインバウンド需要で米が店頭から消えたということ、令和の米騒動をご存じでしょうか。那珂市かいわいではそんな感じではなかったと思ひます。それがどっこい、我が家では先日令和の米騒動が勃発いたしました。

広島に行っている長男、何を血迷ったかボートこぎをやっています。今週インカレ、埼玉県の戸田市に遠征で来ています。合宿所で手に入らないとSOSを送ってきました。うちも新米切替えで在庫不十分の中、何とかかき集めて約15キロをゆうパックで送りました。令和の米騒動もそうですが、コロナ禍のトイレットペーパー買占めとか、消費者に情報リテラシ

一をお願いしたいものです。

今回の一般質問、通告に従い、リテラシーを生かして頑張ってまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

地域の活性化は日本全体の活性化にもつながります。2014年に地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生法が公布されました。まち・ひと・しごと創生法は日本の地方創生を推進するために制定された法律で、地方の人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念を定めています。

地方創生の担当省庁としては国土交通省、地域の交通、インフラ整備や地域資源の活用に関する政策を担当し、地方創生においては地域づくりや観光振興などにも関与しています。

農林水産省、地域の農業や林業、漁業などの産業振興に関する政策を担当し、地域創生においては農作物のブランド化や地域資源の活用にも取り組んでいる。具体的には地域の特産品を活用した新商品の開発や新たなビジネスの創出、企業誘致などが行われています。

内閣府、地方創生政策の立案や全体的な調整を行い、地域振興や地域活性化に関する施策を統括しています。少子高齢化対策としては人口減少に歯止めをかけるため、地域ごとに住みやすい環境を確保し、東京圏への人口集中の是正を行い、地方の活力を高め、過度な都市集中を緩和する。国を挙げた取組が現在進められています。地方創生は日本の地方で少子高齢化問題に対処し、地域を活性化させるための取組だと言えます。

また、地域の歴史や文化、自然を保護し、魅力を高めることも重要な要素であり、地域創生の取組は地域ごとの特性や課題に合わせて実施されており、持続的な社会の実現を目指し、新しい社会の構築に向けた一環として、地域のみならず注目されています。地域創生には、地域住民や関係の協力が不可欠であると言えます。

では、その一役であるシティプロモーションを本日の一般質問のテーマとし、私、榊原が鋭く切り込んでまいりたいと思います。

シティプロモーションは、簡単に言うと各自治体が行う地域の営業活動のようなもの、少子高齢化や都市部の人口集中などが進む日本では、人口減少による経済力の低下に悩んでいる自治体も年々増加しております。経済力が低下すると、失業率などが増加し、さらに人が都市部へ流れるといった悪循環に陥りやすくなります。

そこで、問題を解決すべく行われるようになったのがシティプロモーションです。シティプロモーションを行うことで、この地域に住んでよかったという思いが形成され、転出者を減らす効果が期待できます。さらに、地域への愛着や誇りの醸成は地域の活性化にもつながります。地域のイベントの隆昌や住民間の交流の活性化は住みやすいまちづくりを形成し、私たちの住まうまちを豊かにします。

那珂市シティプロモーションの目的について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

シティプロモーションは那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、第2次那珂市総合計画の後期基本計画において施策の一つとしているものでございます。

全国的な人口減少時代において、人口減少の抑制や地域の活性化に向けた施策として、那珂市への交流人口を拡大し、将来の移住・定住へとつなげていくため、那珂市の魅力を発信し、イメージ向上を目的として実施しておるものでございます。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口ビジョンとして将来の人口動態を見据えた計画、総合戦略として地域の特性を生かした経済の活性化や生活環境の整備、結婚、出産、子育て支援、若い世代の定住を促進するための支援策などなどが上げられています。

また、第2次那珂市総合計画の後期基本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間を対象としています。この計画は前期基本計画の成果を踏まえ、那珂市が持続可能なまちとして発展を続けるための具体的な施策を示しています。

主な施策は、地域コミュニティの充実、市民との協働によるまちづくりの推進、安全で快適な生活環境の整備、災害対策や交通安全の強化など子育て支援と高齢者福祉、安心して子供を育てられる環境や高齢者が生き生きと暮らせる環境の整備、持続可能な社会の実現として、SDGsの理念を取り入れた施策の推進、行政サービスのデジタル化と市民の利便性の向上、以上を上げています。

本市におけるシティプロモーションの指針並びにコンセプトについてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

現在のシティプロモーションの指針は、基本的な考え方として3つのコンセプトをまとめております。

1つ目は、那珂市を愛し誇りをもってもらいます。市民が住みやすいまちであることを実感し、市に愛着と誇り、シビックプライドを持ってもらうことで、定住人口の減少抑制につなげていきます。

2つ目は、那珂市に興味をもってもらいます。市外の人に那珂市に関心を持ってもらい、那珂市のファンを増やしていくことで、那珂市への交流人口の増加につなげてまいります。

3つ目は、那珂市の魅力をアップするです。市を表現する明確なメッセージや魅力を那珂市ブランドとして打ち出しまして、市内外の人に発信していくことで、同じ価値観を共有することにつなげてまいります。

以上がシティプロモーションの指針、基本的な考えになります。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 愛着と誇り、シビックプライド、那珂市を愛し誇りを持つ、重要な要素と考えられます。

現在までそういった案件の代表格となるのが地域を代表するお祭りなんかが挙げられるでしょう。菅谷の大助まつりとか、私地元の額田まつり大祭禮などが現在までのシビックプライドを保つための行事と言えるかもしれません。そのほかだと、夏になると自治会単位のお祭りなども、コロナ禍で一旦中止になっていたものが再開されつつあります。

しかし、これらのイベントは年に1回とか、大助まつり、額田まつり大祭禮は3年に1回といったロングサイクルの行事で、なかなかシビックプライドに結びついていないように思える。どちらかという伝統継承とか地域コミュニティとかの要素が強いのではないのでしょうか。こちらも最終的にはシビックプライドにつながっていくとは重々思います。

地域住民の地域に対するエンゲージメントに向けた施策について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、エンゲージメントを郷土愛という意味で捉えますと、那珂市を好きな市民を増やしていくということが大切でございます。

ライフステージに合ったきめ細やかな行政情報を提供し、住みよいまちを実感してもらうこと、いい那珂暮らし応援団やいい那珂宣伝部など那珂市に愛着のある方などからまちの魅力やイメージ、地域資源などの発信、共有し、多くの市民が市に愛着と誇りを持ってもらうこと、そして、そのシビックプライドをさらに醸成することで、まちの魅力や郷土愛が高まってくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 「いい那珂暮らし応援団」や「いい那珂暮らし宣伝部」は、SNSを通じ情報発信していく。私もフォローしてまして、常に情報を得ております。また、LINEやフェイスブックの市のページも同時にフォローしています。

SNSの優位性としましては、1、比較的低コストでマーケティングやプロモーションを行うことができる。特に、中小企業や地方公共団体のスタートアップにとっては、大きな広告予算を必要とせずに広域にリーチできる手段となる。

2、リアルタイムで情報発信、受信できるため、迅速なコミュニケーションが可能。これにより、トレンドに即応したマーケティングや顧客対応ができる。ユーザーが情報をシェアすることで、短時間で多くの人に情報が広がります。特にインフルエンサーを活用することで、一気に認知度を高めることができます。

3、ユーザーの興味や行動に基づいて情報を配信することができるため、効果的なターゲティングが可能で、より高いコンバージョン率が期待できる。このコンバージョン率が重要なんです。

4、ユーザー、ここで言う那珂市が自発的にコンテンツを作成共有することで、ブランドの信頼性や親近感が高まり、ほかのマーケティング手法と比べて自然な形でのプロモーション

ンが可能。

先ほどのコンバージョン率なんですが、簡単に説明すると、例えば1,000人の人が市のサイトを訪れ、そのうち50人がそれを見て市のイベントに参加した場合、コンバージョン率は5%となります。何にしても、幅広い広域に情報を発信する媒体のため、現時点ではフォロワーをどれだけ増やせるかが課題ではないでしょうか。情報の拡散力が高まり、影響力も大きくなります。

話は変わりますが、「いいねなかなか」という市民ダンスをご存じかと思います。那珂市市制誕生に合わせてつくられたものなのですが、こちらを普及するために、当時たゆみない努力がありました。うちの近所に、きっこおばちゃんという昔からお世話になっている方がいらっしやいまして、●●●●●●さんという方なんだけれども、この方たちが目標として、那珂市の小中学生で「いいねなかなか」が全員踊れるようにということで、何年かかけまして市内の幼稚園や小学校に振りつけの普及活動を行ったと聞いています。結果、市内で通学した今の若者は、「いいねなかなか」を踊れない人はいないらしい。こういった随分なタイムラグがあるのだけれども、アナログのプロモーションも地方では必要なのではないのでしょうか。

とにかく今、地方は融合、ハイブリッドなプロモーションを目指していくべきで、そのためにやはり地域コミュニティが重要性を帯びてくると考えられてくるわけです。

今後、那珂市が全国ほかの市町村と競い合っていく中で、ブランディングを高めていく必要がある。ブランディングって分かりやすく言うとブランド力になります。簡単に言うなら、津軽海峡でとれる本マグロ、同じマグロでも下北半島の大間と函館の戸井で水揚げされたマグロには、取引価格には相違があります。令和の米騒動が話題となっておりますが、こちらもそう、同じ茨城県産コシヒカリよりも、黄門米でおなじみの常陸太田産コシヒカリは取引価格に相違がある。

では、地域ブランディングによる地域活性化の実現についての施策の現状について伺いたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂市のブランディングの向上といたしまして、那珂市の魅力やイメージを高めていくため、那珂市の強みである住みよさというイメージを「いい那珂暮らし」というキャッチコピーで表現しております。

那珂市の住みよさとしまして、近隣には通勤・通学先や大きな商業施設が所在しまして、利便性の高い生活がある一方、平たんな台地には適度な自然環境と田畑が広がり、いい具合に田舎のこの場所で伸び伸びと暮らし、いい時間を過ごしながら生活できる空間があるというイメージを「いい那珂暮らし」というキャッチコピーに込めております。また、そのキャッチコピーのロゴも作成しまして、那珂市のPR活動やイメージアップに利用をしております。

す。

このような施策によりまして、那珂市の知名度やイメージアップにつながり、那珂市への交流人口の増加など、地域活性化に寄与するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

まさに「いい那珂暮らし」、那珂市の誇れるところをどんどん発信していくべきだと思います。代表的なのは水郡線、よく水戸の高校などに進学すると、台風の日なんかには、早くしないと水郡線止まっちゃうから帰れなんてディスられる路線らしいのですが、資料1をご覧ください。

ご案内いたします。この列車は水郡線常陸太田行きのワンマン列車です。終点の常陸太田駅まで各駅に止まります。水郡線内はSuicaはご利用いただけませんので、現金でご精算ください。本日もJR東日本をご利用くださいましてありがとうございます。この列車は11時11分発、水郡線常陸大宮行きです。途中、後台、下菅谷、中菅谷、上菅谷、常陸鴻巣、瓜連、静の順に停車いたします。途中、上菅谷駅より南酒出・額田方面はお乗換えです。

Ladies and gentlemen. Welcome about a Suigou local line. I bound for Hitachio miya. We will be stopping at Godai, Shimosugaya, Nakasugaya, Kamisugaya, Hitachikonosu, Uridura, and Shizu. On the way you can change train from Kamisugaya to Minamisakaide and Nukada.

というように、那珂市には9つの天下のJR東日本の駅がある。県内最多を誇る。上菅谷以南の時刻表ならば、常磐線東海駅とピークタイムなら遜色がないどころか1本ダイヤが多い。水郡線を通してくれた先人たちに感謝です。

資料2をご覧ください。

道路網もそう。国道6号、118号、349号、幹線道路が3本も縦断し、アクセスは良好。高速道路も言わずと知れた那珂インターを有しています。高速バス、常陸太田号、常陸大宮大子号と2路線はインターチェンジの恩恵を最大限に受けていると考えています。

上下線往復7便、往復しています。復路だけを見ますと、東京八重洲南口から全便1時間36分で那珂インターチェンジまで到着する。ちなみに往路は、制限速度ない運行で到着時間前倒しも大いにあります。早く着いちゃっても誰も文句を言わない。往路は上野駅まで最短1時間46分で結んでいる。乗車料金は2,450円、しかもネット割、早割7の利用で何と1,960円。この金額で東京まで行けちゃいます。JR利用の場合、上菅谷駅乗車、水戸から特急利用で最短1時間58分の特急料金含みで3,890円、約半額となります。こんなに安い運賃で東京に近い茨城県中央以北の自治体がありますでしょうか。

那珂市の住みよさはお墨つきで、水戸ひたちなかの経済圏の最北というべき地理的要素、台地形状による台風大雨の水害からの安全性、そして、先ほど答弁にもあったとおり、近隣

には通勤・通学先や大きな商業施設が所在する、適度な自然がいいあんに豊かな暮らしを演出するのではないのでしょうか。

そんな那珂市、移住者数、定住者数の増加などについてはどのようになっているかお伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂市における令和5年度の社会動態ですが、転入が1,568人、転出が1,458人、差引きで、社会動態が110人の増というふうになっております。このうち、那珂市の各種移住支援施策を利用した転入者数は269人となっております。

また、自然動態につきましては、出生が268人、死亡が713人ということで差引きが445人の減となっております。これを先ほどの社会動態に加えると、年間で335人の減というふうになりまして、本市の人口につきましては減少傾向にあるというのが現状でございます。

なお、移住希望者を増やすための施策といたしまして、東京圏での移住セミナーにおける情報発信、相談会の開催、市への移住を検討している方を対象に、市内の住宅に一時的に居住していただきますお試し居住施設、いい那珂暮らしハウスを設置しております。市の風土及び日常生活を体験いただくなど、具体的な移住の検討機会を提供しているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 資料3をご覧ください。

現役世代の人口動向を調べてみました。現役世代とは、主に20歳から60歳までの年齢層を指し、働いていることが一般的な世代です。この世代は、社会保障制度において保険料を支払い、公的年金制度を支える役割を担っています。現役世代は、経済活動の中心となるため、社会や経済に大きな影響を与える存在。

転入転出の動向は、参考資料のとおりでございます。水戸、ひたちなか、東海村など近隣市町村からが圧倒的に多い。こちらの市村は、純粋に地価が安いとか、そんな感じで那珂市へ転入されている方かと思われる。また、常陸太田市とか常陸大宮市とか、比較的、久慈川以北の県北に関しては、お勤めが水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市とかで、通勤にできるだけ近隣で、自分たちの実家の中間をとって那珂市に住むべってな感じで転入された方ではないじゃないかと。

じゃ首都圏から、言わば田舎暮らしの願望などの転入は、40代以降からがやっと出てくる感じになっています。

私ですが、今月9月24日で51歳になります。おかげさまで、少子化に背きまして4人の子供がいます。大学生が2人、東京の練馬と広島県東広島市に2軒のアパートを借りている。そして、高校の3年の次男がいて、反抗期真っ盛りの現在までちょっと4か月間口聞いてい

ないんですが、ばっち娘が中学２年生、まだまだ子育てが続くわけです。

一般的に50歳ぐらいになりますと、２人の子供がいて子育てが終わって、自分とか奥さんとかのふるさとにＵターンという感じで、こんな動向なのかなというふうに思われます。このデータからはそう読み取れます。こちらのデータから、那珂市シティプロモーションにおけるマーケティングのヒントがあるのではないかと思います。

では、那珂市のシティプロモーションの現状についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、那珂市で実施しているシティプロモーションの内容でございますけれども、まずPRについては、常磐自動車道の下り車線、守谷、友部サービスエリア及び北関東自動車道の笠間パーキングエリア、これは上下線集約しているパーキングエリアでございますけれども、こちらの休憩施設へポスターを掲示しております。また、L u c k y F M茨城放送の番組内にて、市の関連イベントのPRやCMの配信、「いい那珂暮らし応援団」や「いい那珂宣伝部」からSNSやホームページへの情報発信、フィルムコミッションにおきましては、市内ロケ地への撮影の受入れ、那珂・核融合サポーターズによる世界的な核融合研究を実施している那珂フュージョン科学技術研究所の施設の存在について、市内外に向けた発信も行っております。

そのほか、市のホームページや公式SNS、広報なかを活用いたしまして、市内情報について、市内外に向け情報発信や各種イベントにも参加、出店をいたしまして、市の公式SNSへの登録促進や市のPRなどを行っているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

全国自治体の成功例をここでちょっとご紹介いたします。

高崎市、地元の個人経営の飲食店を紹介するメディアサイト、絶メシリストを立ち上げた。後継者不足に悩む飲食店の活性化に成功、多くの観光客を呼び込むことができた。

流山市、母になるなら流山、共働き子育て世代をターゲットにしたプロモーションを展開し、住んでみたいまちとしての認知度を高めた。流山市は6年連続で人口増加率全国1位を記録。父になるなら流山で継続中。父親が育児に積極的に参加できる環境を提供し、仕事と家庭の両立をサポート。しかし、流山市のケースはどちらかというと外的要素、TXの交通インフラから波及した施策の典型であると言えます。

仙台市、毎年8月に開催されるご存じ仙台七夕まつりを通じて、多くの観光客を呼び込んでいます。色とりどりの七夕飾りがまちを彩り、地域の文化を広く発信しています。

全国のシティプロモーション施策は、各自治体の個性が出ています。今、答弁いただいたとおりですが、とにかく那珂市ならではのいろいろな施策を行っていくべきだと考えており

ます。

参考になるかどうかなんですが、資料4をご覧ください。

今度の9月14日で15回目になります、ぬかんざきまつりという額田神崎地区のイベントを2011年から継続してやっております。当時、どこの地区でも子ども会盆踊り大会とかやったと思います。子ども会が衰退と震災が相まって、夏祭りが皆無になってしまった。震災で沈んだ雰囲気や夏祭りで元気を取り戻そう、そういう心意気で地元の有志が集まりまして、額田中央公民館で額田夕涼み会という小さな夜祭から、だんだん規模が大きくなってきました。

那珂市商工会東支部のにぎわい創出事業の企画で、当時の支部長さんから、榊原、何か面白いことねえか、そういうふうに出張されて、（仮称）ぬかんざきまつりというネーミングで企画書を提出しましたら、いつの間にか仮称が消されていて、ぬかんざきまつりが正式名称になってしまいました。

コロナ禍で存続危機があったのですが、趣旨を変化しながら今に至っています。今では「いいねなかなか」と同様、額田神崎地区では知らない方がいないぐらいの毎年のイベントになっております。小中一貫教育の学園名の候補にも上がったぐらいです。これは本当の話です。もしかしたら、青遙学園じゃなくて、ぬかんざき学園額田小学校になっていたかもしれません。

資料5をご覧ください。

それと今年2月に、額田地区です。アフターコロナの景気衰退、物価上昇による消費低迷の打開策として、小規模事業者が協力して、スーパーマーケット額田というパンフレットをつくって消費呼び込みを行ったりもしました。額田の地域コミュニティは、昔から地元の自営業者が担ってまいりました。過去にない危機感があり、どうにかしないとコミュニティが崩壊するおそれがあったときに出了プロモーションです。

では、本市シティプロモーションの課題について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、様々な手段で那珂市のシティプロモーションを実施しているところでございます。しかしながら、その効果や結果について具体的な把握が難しいというのが課題だというふうに感じております。

実施していることに対して、少なからず効果はあるという認識を持ちながら、地道にPR活動を継続して進めていくことが大切であるというふうに感じております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） とにかくユニクロの柳井社長も言っているとおりで、致命的にならない限りは失敗してもいいと。やってみないと分からない、行動してみる前に考えても無駄、

行動して考えて修正すればいい。それが人生だし、それがビジネスだと。なるほどです。

最終的なシティプロモーションのゴールについては、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

シティプロモーションの目的を考えますと、そのゴールとして考えられるのは、那珂市に興味を持つ人が増え、那珂市が活性化し、那珂市に定住してくれる方が増えていくということでございます。そして市民が、那珂市が住みやすい場所、愛着の持てる場所としてウェルビーイングが実現できる、生き生きと伸び伸びと生活できる那珂市であるというふうな認識を持ってもらえることが大変大切なことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 身体的な健康、精神的な健康、社会的に良好な状態、これを全てが満たされた状態をウェルビーイングとすることが多い。一個人が幸福な状態というのが分かりやすいでしょうか。結果的に、私もその意見には同感です。

ただ、この目的を達成するために、市の財政も、個人でいうならばお金のゆとりがなければ、那珂市の活性化も那珂市への移住促進も達成できないと思います。結果、人は力なり、個人の力や努力が大きな影響力を持ち、人々の協力や努力が集まることで大きな成果を生み出すことができる。

となると、自分たちの住まうまちをどうしたいか。将来に向けて、次世代にこのまちをどう残していくか、そこから行政と市民が一体集合体となって那珂市の将来を形成していく。そこが重要なんじゃないかなと考えております。

資料6をご覧ください。

先ほどスーパーマーケット額田同様、4年前、コロナ禍で集いになるだけ控えた時期がございました。その時期に、地域の仲間たちがおのおのに額田の将来に不安を感じてしまって、何かできないかなというふうに考えて、そのとき生まれたのが、この額田政経懇話会という集合体です。私も当時、教育委員をちょうどいまして、額田の学識経験者の方と教育についての懇談から始まって、人口問題、市街化調整区域区域指定の現状、シティプロモーションまで、2年前を最後に一旦休止しているのですけれども、既に4年前から我々のまちの将来を考えていたわけです。

もちろんビールを飲みながらという形にはなってしまいますけれども。とにかく広い意見をどう引き出していくか。昔、うちの死んだ父親が言ったことを思い出しまして、ドイツ人はビールを飲んでジャガイモを食いながら会議をします。うそだと思いますが、ただ少々アルコールが入りますと、ふだん言葉の少ない人でも、思っていること以上に話をしてくれる。もうすごい話が進みます。かんなくずに本当に火がついたように、ぺらぺらと。

では、具体的な施策の助成の話。先日、桑澤、渡邊両議員と東京まで勉強に行ってきました。総務省と内閣府の方と研修と意見交換。地方創生は日本政府が推進する政策で、地方の活性化と東京一極集中の是正を目指しています。その中で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した全国の自治体の施策を学んでまいりました。

では、本市におけるデジタル田園都市国家構想交付金を活用して行っている事業は、どういったものがございませうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金とは、地方公共団体がデジタル技術を活用しまして地域の課題解決や魅力向上を図るための支援を行うための交付金でございます。

具体的には、地方公共団体が策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく先導的な事業を安定的かつ継続的に実施することを目的としたものでございます。

現在、この交付金を活用して行っている事業といたしまして、継続して実施しているのが、いばらきサイクルツーリズム推進強化事業と、あとアグリビジネス推進事業でございます。

さらに本年度の新規事業として、さらなるスマート農業を目指す新たな価値を創造するデジタル技術を活用した持続可能な産業バリューチェーン強化推進事業、こちらはお店、例えば野菜の農産物の直売所において、どのような商品がどの時間帯に売れるかとか、どういう年齢の客層に売れるのかということを実際デジタルを活用いたしまして調査いたしまして、そういう時間帯とか売れるものを置くような、そういうようなものを考えていくような推進事業でございます。

それから、一般の入札でございまして、物品等の入札をシステムで可能とする電子調達システム導入事業というのを進めているところでございます。

現在、令和7年度から新たに那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を策定しているところでございます。新しい総合戦略として取りまとめまして、社会の問題の解決に向け、デジタル活用をさらに踏まえまして、新たな事業への交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 那珂市のデジタル田園都市構想総合戦略は、デジタル化を推進し、地方創生を図るための計画とのこと。令和7年度を初年度として、地域の個性や魅力を生かした新たなまちづくりの指針となることを目指して、具体的には、デジタル技術の活用、地域経済の活性化、生活環境の向上を挙げています。

この戦略は、那珂市の将来展望を示し、地域の魅力を高めるための具体的なビジョンで、業務委託に係る受託者を公募型プロポーザルで委託業者が優先交渉権者として決定しています。フュージョン科学研究所を有することから、タイアップしての先端技術のまち構想とか、

ガルパン聖地の大洗のイメージで、eスポーツ振興を掲げたインフラ整備から、大会開催、サテライトオフィス整備におけるコンピューター企業、ゲーム関連企業の誘致とか、関係人口の増加とインバウンドにも流れる仕組みをつくることも面白いと思います。

また、話題となっている老朽庁舎等の公有財産維持管理費増大の問題解決などにもつながっていくのではないのでしょうか。

とにかく、全国の実例に基づくものではなく、那珂市独自を全国に先駆けてなどといった施策を市民の皆様と考えていかなければならないでしょう。切にお願いを申し上げまして、次の課題に入らせていただきます。

続きまして、定住促進について。

有識者グループ人口戦略会議は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、20代から30代の女性の数、若年女性人口の減少率を市区町村ごとに分析し、2050年までの30年間で若年女性人口が半数以下になる自治体は全国の4割に当たる744あり、これらの自治体はその後、人口が急減し、最終的には消滅する可能性があるとしています。

10年前、2014年に行われた同様の分析に比べると、消滅可能性自治体は150に少なくなっています。しかし、実態は最新の人口推計で、将来の外国人の入国者が増加すると見込まれているためです。有識者グループは、実態として少子化の基調は全く変わっておらず、楽観視できる状態にはないとしています。

今回、新たに消滅可能性自治体と指摘されたのは99自治体、前は東日本大震災の影響で対象とならなかった福島県の33自治体も含まれています。一方、今回、消滅可能性自治体を脱却したところは239あります。

消滅可能性自治体について、分析では、2050年までの若年女性人口の減少率が20%未満にとどまっている65の自治体を自立維持可能性自治体と名づけ、100年後も若年女性が5割近く残っており、維持可能性が高いと考えられるとしています。また、大都市部を中心に出生率が低く、ほかの地域から人口流入に依存している25の自治体をブラックホール型自治体と呼び、こうした地域では、出生率の向上に向けた対策が特に必要で、都市一極集中に問題が生じています。出生率を上げない限り、根本的な解決には至らないと解釈する学者もいらっしゃいます。

そこで、消滅可能性自治体について報道がございました。那珂市においては、どのような結果だったか、お尋ね申し上げます。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように人口戦略会議による地方自治体の持続可能性分析レポートが、本年4月に発表されました。その中で、消滅可能性自治体というのは、2020年から2050年の30年の間に、20歳から39歳までの若年女性の人口が半減以上する自治体のこととしております。

全国1,729自治体のうち、消滅可能性自治体が744自治体で、約43%となっております。茨城県内では、17の市町村が消滅可能性自治体とされておりますが、当市、那珂市では消滅可能性自治体には該当していないということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 今回の調査で将来的に消滅可能性自治体とされる、県内で消滅可能性が指摘されたのは17市町村。本市の近隣でお話ししますと、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町などがございます。

前回の調査で消滅可能性自治体とされた笠間市では、今回は脱却いたしました。この報道に対し、笠間市の山口伸樹市長は異議を訴えました。内容は、調査の重要性は理解しつつも、地方自治体に不安をあおり、関係者の意欲低下を招くと述べました。例えで言うならば、この会社は駄目ですとレッテルを張られているようなものだ。

過去、那珂市はこの消滅可能自治体に該当はしていません。しかし、どうでしょうか。那珂市8地区を地区ごとに分析していくと、間違いなく該当地区があると考えます。ましてや近隣市町村が該当している。私のリサーチでは、限界集落も徐々に南下しているのが現実です。車で15分も北上しましたら、そういうエリアに達するかもしれません。

現状、出生率の低下は顕著であり、茨城県の最新の合計特殊出生率は1.22人で過去最低を更新。2023年の出生数は1万4,898人で、前年より1,007人減少しています。現状の人口問題は、移住を含めた定住促進政策で地方自治体間の奪い合いになっているかのように思われます。

では、本市定住促進政策についてお聞きします。まずは遠方の移住者、希望者についてはどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

遠方から移住を希望する方は、まずはインターネットなどで情報収集をすることから、那珂市では移住ポータルサイト「いい那珂暮らし」を設けております。本市の住みよさ、アクセスのよさなどの情報提供をしているほか、実際に移住してきた方の目線に立った本市のよさも発信している、実際に移住してきた方のコメントを発信しているということでございます。

このほか、東京での移住フェア等にも積極的に参加しております。本市ブースを訪れる方々の移住相談を直接お受けする機会もつくっております。

これらの機会を通しまして本市に興味を持ってくださった方には、お試し居住施設いい那珂暮らしハウスをご紹介いたしまして、実際に本市での生活を体験をしてもらっております。

資金面での支援でございますけれども、東京圏から移住してくる方に対しましては、国・県の補助を活用いたしまして、那珂市わくわく茨城移住支援金といたしまして、単身者の方

には60万円、世帯の方には100万円、そのほか18歳未満の子供1人当たり100万円の子育て加算金などを加えまして、支援対策をしているところでございます。

昨年度は、初めてこの制度に該当いたしまして2世帯計8人の移住に結びついたほか、今年度にも入って移住相談が続いているなど、一定の成果は出ているというような状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 実際には近隣市町村から転入する方が多いかと思いますが、そちらについてどのような支援がございましたでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

本市における令和5年度の社会動態数は、先ほど言いましたように110人増加というふうになりました。令和5年度に社会増となった周辺市町村は、本市のほか、水戸、笠間市のみとなっております。その他の周辺市町村は減少となっており、本市の住みよさが一定程度評価されているものというふうに考えております。

ここで、平成30年から令和4年までの5年間の合計数による本市への転入超過先を見ますと、県北地域からが852人、次いで県央地域内が103人となっておりまして、本市への転入超過というふうになっているのが、常陸太田市、常陸大宮市、日立市、ひたちなか市が、相手の市からすると転入超過ということになっております。

そこで、本市への転入者としての支援策といたしましては、子育て世帯等住宅取得助成金といたしまして、本市に居住して住宅を取得された方に対しましては、20万円を助成しております。

これからも、移住セミナーやお試し居住でつながった遠方からの移住希望者との関係を引き続き継続しながら、県北県央地域からの転入希望への本市への強みである住みよさ、いい那珂暮らしというのを発信し続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 資料7をご覧ください。

ほか自治体を詳しく調べるとよく分かるのですが、やはり人口減少が顕著な自治体ほど子育て支援や福祉に重きを置いた施策が多いように思います。

例えばお隣の常陸太田市、定住促進施策だけをとったら那珂市に比べ10万円多い30万円、しかも他市町村から移住の場合は10万円加算となり合計40万円。それに子育て支援施策を比較すると、新婚家庭への家賃補助、乳児紙おむつ購入助成、生活支援特別給付など、本市に比べ手厚いものが分かる。

また、県内では常に話題をさらう境町。決して地理的、外的要素がすぐれているとは思

ませんが、定住促進住宅をはじめ境町人口ビジョンは明らかに効果が見られていると町の職員がおっしゃっておいりました。

資料8をご覧ください。

それに加えて教育環境、誰もが見たことのある不動産広告になります。人気の学校区とか、小中学校から近いとか、有利な要素が重なると地価が上がる傾向がございます。人気の物件となり、民間企業としては利益が上がるのは明確です。子供にとって、よりよい教育環境を求めて移住することを教育移住なんていう移住もあるぐらいです。

よって、教育と定住促進は表裏一体であり、まこと2つの要素は実は切り離せない密接な関係性であることと考えております。

では、定住促進につながるような那珂市らしさのある特色のある教育は、どのようなものがございますでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市らしさのある、そして特色のある教育といたしまして、主なものをお答えします。

まず1つ目は、小中一貫教育です。

小中学校の9年間の系統的、連続的な学びの中で、学校はともに学び育つ場、家庭は生活習慣をつくる場、地域は安心して学びを深める場として位置づけるとともに、学園の子は学園で育てるを合い言葉に、小中学校と地域が協働しまして、地域の人材や行事、伝統芸能を取り入れるなど、地域の強みを生かした特色のある学園を目指した教育活動を展開しております。

また今年度は、本市の小中一貫教育の本格実施後10年目を迎えることから、11月に10周年記念式典を予定しております。これまでの9年間を振り返りまして、そして、児童生徒や教職員、保護者、地域が共同で活動しまして、思い出に残る機会とするため、準備を進めているところです。

2つ目は、保幼小中連携事業の推進です。

市内の幼児教育施設や小中学校の代表で組織します保幼小中連携協議会において共通理解を図りながら、意見交換や情報共有を行っております。協議会では、年長児5歳児による小学校体験や小学校教諭による保育参観、保育体験などを実施しまして、具体的な連携を進めております。他の自治体においては、保幼小の連携は行っておりますが、本市のように中学校まで含めました取組はまだ少ないものと思われま。

今後も、本市の特色である小中一貫教育に幼児教育も含め、早期からの一貫した教育に取り組んでまいります。

3つ目は、教育支援センターによる支援体制の充実です。

支援センターには、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員が常駐しまして、不登校や不適応児童生徒への学習の場、居場所となるひまわり教室の運営をはじめ、いじめ

や不登校、発達への心配、子育てなどの教育に関する電話や来所での相談、発達検査などを行っています。また、学校での研修、ケース会議、あるいは家庭へ出向いての支援など、様々な支援についてフレキシブルに対応しているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） どうもありがとうございます。

近年では、子供の教育環境を理由に地方への移住を考えている家庭が増えているそうです。これを教育移住と呼んでいる。

教育環境の例としては、豊かな自然環境を活用し、積極的に自然と触れ合う体験を教育に取り入れる自然保育と呼ばれるものや、食育に関する教育、外国人の子供たちとともに学ぶインターナショナルスクールなどがあります。ICT活用教育が進んでいる長野県伊那市や、教育機関が充実している茨城県つくば市が代表例で挙がっております。

もしかしたら、一地方自治体が触れる問題でないかもしれませんが、ちょっとだけ人口減少、少子化問題に触れさせていただきます。

人口減少のボトルネックは、結婚難であると言われています。この問題は、社会不安や経済不安などが関係してくるのかもしれませんが。

しかし、統計調査によると、希望出生率は1.8人。現実には、全国合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に出産する子供の人数、15から49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したものは1.20人と0.6人の相違がございます。現行の児童手当の拡充を柱とするこれらの少子化対策は、出生率の引上げなどには成果を上げてこなかったと思います。過去の政策効果を慎重に検証、分析した上で、費用対効果にも配慮し、新たな政策を検討すべきでした。

しかし、実際は十分になされていないように思われる。どうしても子育て負担が女性に偏っており、女性にとって引き続き子育てと仕事の両立が難しいことや、産休育休がキャリアの障がいになることなどが、出生率の上昇を拒んでいる面がございます。給付を増額するといった単純な経済支援だけでは、深刻な少子化の問題には簡単には解決しないのではないかと考えております。

こういう中、これから人口減少社会に向け、那珂市は定住促進政策には真摯に取り組まなければならない時期に差しかかっているのではないのでしょうか。

最後に、少子化に逆行する4人の子供の父親である私より、同様の先崎市長、シティプロモーション施策から定住促進のご見解をお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えします。

その前に、榊原議員さんがこれまで地域で培ってきたいろんな経験、思いを聞かせていただきました。また、教育委員さんとして培われた見識も質問の中に盛り込んでいただいて、ありがとうございました。

回答を申し上げます。

日本は2008年、平成20年ですけれども、ピークに人口減少社会に突入しました。本市においても、2000年、平成12年の5万5,069人をピークに人口が減少しており、2024年4月1日現在では5万2,365人となっております。まさしく当市も人口減少時代を迎えております。

このような中、定住人口をできる限り維持し、住みよいまちを創出していくため、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めております。

私は、那珂市を一度出た若者が、また那珂市に戻って活躍したいと思ってもらえるようなまちをつくりたいと考えております。そのことから、先ほど話がありましたシティプロモーションを推進し、移住定住者への支援策、消滅可能性都市とならないように子育て支援、特色ある学校教育、まさに議員さんがおっしゃった特色ある学校教育などの取組を進めながら、定住人口の確保に努めていきたいと考えております。

さらに令和7年度からは、現在の地方創生総合戦略の取組にデジタル技術の活用を加え、総合戦略をバージョンアップして、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、人口減少対策や市民の生活利便性向上や活性化を推進してまいりたい、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） どうもありがとうございました。

現実には、2060年までの人口減少の社会現象はもう免れないそうです。なお、労働者の人手不足については、以後30年は解消されないそうです。ただ、今後、AIや情報技術を使用した1人当たりの労働効率を向上させればネガティブになる必要はないという。人口減少社会の中で何をやっていくかが重要ではないでしょうか。

今後、那珂市は執行部、議会、そして市民の皆様とともに未来へ向け、新しいソーシャルインクルージョン、社会的包摂を目指し、努力することをお約束し、本日の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、榊原一和議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を16時15分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 防犯対策について。2. 通学路の安全対策や整備について。3. 企業誘致状況と活性化。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 16番、君嶋寿男でございます。皆さんお疲れかと思いますが、私を入れてあと2名ですので、よろしくお願いをいたします。

では、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、防犯対策についてお伺いをいたします。

近頃は、携帯電話を使用したSNS投資詐欺やロマンス詐欺など、被害に遭われた方の新聞記事やネットなどで毎日のように報道されています。また茨城県警察本部でも、メールなどを使い、被害に遭わないよう呼びかけを行っておりますが、まだまだ被害に遭われる方、だまされてしまう方がおります。

では、那珂市において、SNS投資詐欺やオレオレ詐欺等に遭われた方や、事件等に巻き込まれた方の情報は入っておりますか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからお話がありましたように、近年では偽電話詐欺のほか、SNS投資詐欺、ロマンス詐欺など、被害が連日報道されるなど大きな社会問題となっております。安心・安全な市民生活を維持する観点からも、大変憂慮すべき事態だと認識しているところでございます。

茨城県警察の発表によりますと、茨城県内における今年1月から7月末までの認知件数は、これら詐欺を合わせて216件、被害総額は約24億円となっております。このうち、那珂警察署管内については、幸いにも現金を振り込むなどの被害に遭われた方はいらっしゃらないと確認しております。これは多分、届出をした方がいないということでございます。

しかしながら、被害にまでは至らないものの、不審な電話に関する相談は市の消費生活センターにも寄せられております。まずは、内容を丁寧に伺いながら、状況に応じまして警察への相談を促すなどの対応をとっているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、被害にまでは至らないものの、不審な電話に関する相談などをされた方の年齢層についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市の消費生活センターに寄せられました相談につきましては、30代から70代までと幅広

い年齢層になっております。報道されている詐欺被害の状況を見ますと、被害者の多くは高齢者に集中しているのがうかがえることから、市といたしましても、特に高齢者に向けた対策が必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 相談された年齢も30代から70代までと幅広く、被害には遭わないようにするためにも、対策等について、どのようなことを行っているか伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市といたしましても、被害に遭わないための対策といたしまして、積極的な注意喚起を図っていくことが最も重要だというふうに考えております。

具体的には、市のホームページやSNSを活用いたしまして迅速な情報提供を行うとともに、電子媒体を利用する機会が少ない方に対しましては、市の広報紙への掲載やリーフレットの配布などを行いまして、被害防止に向けた周知に努めてまいります。実際に、自治会を通しまして8月26日発送の回覧板におきましては、茨城県警察からの偽電話詐欺等に関するチラシを掲載しているところでございます。

また、二十歳の集いにおきましても、若者に対して、契約に関するリーフレットなどを配布いたしまして、犯罪被害の未然防止に取り組んでいるところでございます。

さらに警察の要請等により、防災行政無線を活用いたしまして迅速な注意喚起も行っていく予定でございます。

詐欺グループの組織化や手口の巧妙化が年々と進んでおります。市といたしましても引き続き、警察をはじめ関係機関と綿密に連携をとりまして、情報を共有しながら対応に取り組んでまいりたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 詐欺グループは、携帯電話にプラスがついた番号でかけてきて、電話に出してしまうと言葉巧みにお金を振り込ませるなど、手口の巧妙化が進んできております。私の携帯にも、何度もプラスのついた番号が着信ありますが、私は着信があっても電話には出ないということを決めておりますので、被害に遭わないようにはしていますけれども、お年寄りの方は、電話だと思って着信があれば電話を受けてしまう、そういう中で被害を受けるケースがあるかと思います。

特にお年寄りの方は、市のホームページやSNSなどを見ることができる方ばかりとは限りません。電話を留守番電話機能にするとか、また迷惑電話防止装置をつけていただくとか、先ほど部長が答弁されましたように、防災無線を活用して皆さんに呼びかけをしていただくなど、被害に遭わないよう、これからも呼びかけ活動をお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

安心・安全な住みよいまちづくりを目指している那珂市において、安心して生活ができる環境をつくることは、防犯対策が大切になってまいります。ここから防犯について質問をしてみたいです。

まず、那珂市における空き巣などの被害状況についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県警察の統計によりますと、那珂警察署管内において過去3か年の数字を見ますと、令和3年が14件、令和4年が23件、令和5年が18件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 令和3年が14件、令和4年は23件と9件増加しています。昨年は18件と少なくはなっておりますけれども、まだまだ安心して生活ができる環境ではないと私は思っております。

その中で、空き巣被害件数ですが、近隣等でも発生した強盗事件のようなものがあれば、もしお分かりだったらお願いをいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

事件の内容までは把握してございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 先日、隣の常陸大宮市では、お年寄りの家に強盗が侵入した事件がありました。那珂市では強盗等の事件が起きていないことを願っております。

空き巣対策だけではなく、地域では火災や盗難などを防ぐために組織した自警団による地域のパトロールや、子供たちが安全に登校できるよう見守り活動を行っている地域が、市内にはたくさんあります。私も地区の防犯パトロールの一員として、下校時の立哨活動や、子供たちと一緒に歩いて帰って来こともあります。

しかし、地域だけでは守るのは厳しいと思います。市は、留守がちな団地や住宅地など市内全体の防犯対策を推進しているかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市として、那珂地区防犯協会と連携し、「防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ」をスローガンに、茨城県安全なまちづくり県民運動の実施に合わせて、那珂警察署にも協力をいただきながら、市内のスーパーマーケット等で、市民一人一人の防犯意識の高揚を図ることを目的に防犯グッズやチラシを配布するなどの街頭キャンペーン活動を実施しています。

また、夜間の犯罪抑制と防止のため、通学路等における通行の安全を確保することを目的として、自治会に対して防犯灯設置に係る費用の補助を行っています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、犯罪の防止効果の期待ができる防犯カメラの那珂市内での設置状況についてお伺いをいたします。

現在、市が管理する防犯カメラは、どのような場所や施設に設置してありますか。また、コンビニなどに設置してあるものについても把握しているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市が管理している防犯カメラの設置状況ですが、今年4月現在で201基設置してございます。設置場所ですが、主に犯罪及び公共の安全維持を目的として、市が所有する公共施設、市内に9駅あるJR水郡線の駅周辺、市内幹線道路交差点付近に設置しています。場所については、防犯カメラの効果が最大限生かせる場所になるよう那珂警察署と協議しながら設置しています。

なお、コンビニなど設置してある民間の防犯カメラについては把握していません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） コンビニは民間のお店ですので、店の周りなどには必ず防犯カメラは設置してあると思います。

では、今後設置する場所を協議する際には、菅谷地区にあるかしま台団地や、ときわ台団地、瓜連地区の平野台団地など、団地周辺を含めた団地への防犯カメラの設置計画を推進していただければと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現時点、団地内や団地周辺への防犯カメラ設置計画はありません。

これまでも防犯カメラについては、市民の安心・安全のためになるよう、那珂警察署と協議、調整をしながら設置をしてきたところです。今後も適切な設置を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 了解しました。

団地内や団地周辺だけにこだわらず、市民が安心・安全に生活できる環境づくりのためにも、今後、防犯カメラ設置に向けて検討を進めていただけるようお願いをいたしまして、質問を終わりにいたします。

次に、通学路の安全対策や整備についてお伺いをいたします。

今週から那珂市内の小中学校も新学期が始まり、子供たちの元気に登校する姿が見られます。安心して子供たちが通学できる通学路を決める選定の仕方は、どのように決めているのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

通学路は、周辺環境や交通量、危険な箇所などについて、児童生徒の安全を第一に考慮した上で、保護者や地域を交えまして協議し、学校が決定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 学校が決定するということですが、選定は毎年行っているのか、それとも、どれくらいかの間隔をもって行っているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

在校します児童生徒によってルートが変わる可能性がありますので、毎年内容を確認しまして決定しております。決定後も、道路状況の変化や保護者からの意見など、必要に応じまして随時見直しを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、新設道路ができたり、道路工事などによって通行ができなくなった場合などの対応はどのように行っているか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

新しい道路が開通した場合には、その道を使う方が距離を短縮できるなどの利点があれば、交通量など安全性を確認した上でルートを変更することも考えられます。反対に、工事により通行ができない場合も、迂回路を使用するなどルートを変更して対応をいたします。

また、市土木課では、工事の内容や期間等について、事前に学校に共有して注意喚起を行うとともに、施工業者に対して、通学時間帯の作業を避けるように協力を依頼するなど、子供たちが安全に登下校ができるように連携して取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 保護者の方々や生徒から危険な場所を指摘された場合の対応は、どのように行っておりますか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

通学路の安全確保については、児童生徒が安心・安全に通学できるような環境を整えることが重要だと考えております。そのためには、安全な環境の維持や必要な修繕、新たな改善策など、状況に応じた対応が必要となります。

本市では、那珂市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、PTAや自治会に協力をいただきまして、危険と思われる箇所や改善が必要な箇所を記入しました通学路安全点検調査票を提出いただいております。提出いただいたもののうち優先度の高い箇所については、学校や那珂警察署、常陸大宮土木事務所、市防災課、土木課、学校教育課などが合同で現地の点検調査を行い、対策について検討を行っております。

令和5年度は、調査票については119件の提出がございました。そのうち25件について、合同点検を実施いたしました。また、合同点検以外の場所につきましても、関係機関と協議しまして、改善ができる箇所については、速やかに対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 昨年度、PTAや自治会に協力をしていただき、通学路安全点検調査票を提出いただいたという、その調査票は119件の提出があり、そのうちの25件については合同点検を実施したということですが、合同点検後どのような対応をすることになったのか、また合同点検に外れた94件の場合について、どのような対応を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

まず、令和5年度に実施しました合同点検後の対応の例としましては、交通量が多くスピードを出す車両が多いため、横断歩道を渡るのが危険だという箇所に対しまして、取締りの強化を決定しましたので、那珂警察署で対応をしております。

また、歩道がない道路で側溝の上を自転車で通っているが、側溝の蓋に凸凹があり、道路との段差があるため危険だという箇所に対しましては、市土木課にお願いしまして、側溝の蓋の段差を補修するなどを決定しております。今後もまた整備してまいります。

次に、合同点検以外の場所でございますが、草が生い茂って歩きにくいという箇所については、草刈りを実施する、また、道路が狭くて歩道がない場所の舗装が破損しているという箇所については、舗装の補修による水たまりの改善、カーブミラーが曲がっていて見えにくいという箇所については、カーブミラーの角度の修正などの対応を行っております。

今後も、関係機関と連携を図りまして、児童生徒が安心・安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 対応のほどよろしくお伺いをいたします。

最後に、要望として児童生徒たちが通学する時間帯に、特に平野地区、平野杉本線ですけれども、最近、大型トラックの通行が多く、ガードレールもなく、保護者の方々も大変心配しております。登校時間帯でも、少しでもスピードを落として走行していただけるような看板とか標識などを設置検討をお願いをいたします。よろしくお願いします。

では次に、企業誘致状況と活性化について質問をしてみたいです。

2006年、寄居地区に大型ショッピングセンター建設計画が出され、平成20年4月のオープンを目指すものと見られるといった新聞記事が紹介されました。私はもちろん地域住民からも、市の活性化に向けた期待の大きな計画でしたが、2022年9月1日の全員協議会で開発することを断念し、別会社が開発を承継し、事業計画を進めると説明がありました。

現在、別会社が大規模開発事業に向け、計画が進められておりますが、現在の進捗状況と計画名が分かりましたら、お願いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

寄居地区における大規模集客施設の民間開発でございますけれども、名称は（仮称）那珂市菅谷商業施設計画といたしまして、5月30日に議員各位に情報提供をしたところでございます。現在のところ、事業者が関係法令の手続について、担当部署において個別の相談や協議を進めているというふうに伺っております。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 計画が進めば、何年後に完成する予定なのか、もし分かりましたらお願いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

民間事業者による開発計画でございますが、現時点においては、明確な開業時期は答えられる状況には至っておりません。市といたしましても、事業者からの個別の相談や協議にはスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市として、民間事業者の事業計画にどのように関わっていくのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、事業者が担当部署におきまして個別の相談や協議を進めているところでございます。これらの協議や調整を基にいたしまして、事業者が地区計画の原案を策定いたします。市に申出を行いまして、市はそれを受けて、都市計画決定に向けた手続を進めていくということを予定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 現在、寄居地区から那珂インターまでの周辺で、民間運輸会社の営業所が営業を行っております。ほかにも、これから進出したい、あるいは進出計画を進めている事業所などがありましたらお願いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

担当部署のほうには随時相談は来ているようでございますが、詳細については、民間企業の経営にまつわる個別案件になるために、お答えすることは控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 私のところにも、物流倉庫や配送センターをつくりたいという相談があります。ほかの議員の方々にも相談を受けている方はいるかと思いますが、何をクリアすればよいのか、進出できる条件等が何かお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

開発を計画する場所や開発する建物、建築物、用途によってそれぞれ違ってくるものでございます。一般的に、一様には申し上げられませんが、都市計画法、または農地法をはじめとした関係法令によりまして、それらに適合することが進出開発の条件というふうになっているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 民間企業から相談があった場合には、ご指導のほどよろしくお伺いをいたします。

続きまして、118号線周辺の瓜連地区についてお伺いをいたします。

国道118号線が西消防署前で4車線化になって3年目を迎えます。道路の幅は広くなり、スピードを出して走る車も多く見られますが、店などの新たな出店は見られません。

瓜連地区の国道118号線沿いに出店予定などの計画情報は入っておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

瓜連地区の国道118号線沿線につきましては、出店等の相談等はございますが、現在決定しているというものはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 昨年、瓜連地区の住民の方々にいろいろとお話を聞いてまいりました。例えば、有名コーヒー店、雑貨小物類を販売する店、衣類量販店などが出店するような話をされる方がたくさんおりました。住民の期待は大きいですがけれども、なかなか出店は見られません。国道沿いなので、出店するための条件や出店が難しい場所がありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

瓜連地区の国道118号沿線につきましては、比較的建物が立地しております。空いているところの多くが市街化調整区域であるということから、開発をする場合には都市計画法の開発許可基準を満たす必要があり、かつ田や畑であることから、農地法の許可基準を満たす必要があるなどの制限がございます。そのほか、農業振興地域内の農用地区域であれば、農用地区域からの除外申請も必要となるなど、市街化区域に比べると、市街化調整区域には出店が難しい場所というふうになっております。

なお、市街化調整区域につきましても、コンビニエンスストア、飲食店、日常生活に必要な店舗や病院、社会福祉施設、またガソリンスタンド、ファミリーレストランなど、立地が可能というふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市街化調整区域が多く、開発をする場合にも都市計画法の開発許可基準を満たす必要があり、また農地法許可基準を満たすためにも必要がある制限があると、いろんな制限がかかってきておりますけれども、出店を希望する会社がありましたら、今後とも相談対応をしっかりとお願いをいたします。

私たちも、やはり地元瓜連の活性化に向けて、いろんな情報をとって、いろんな方に話をさせていただきながら、出店をしていただけるように要望していきますので、その点についてよろしくお願いをいたします。

では、先ほども同じように、出店する店などに対しての市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

国道118号の4車線化に伴いまして、瓜連地区の沿道開発につきましては、土地の法的規制等もありますことから、出店の意向がある場合には、その都度相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、具体的な進出意向のある事業者がある場合には、随時事業者の意向をお伺いしながら、引き続き相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） よろしくお願ひいたします。

では、最後の質問に入ります。

那珂インター周辺の企業誘致についてお伺いをいたします。

昨年7月1日、7月2日と2日間に分けて行われた地権者説明会の状況について、出席者数、欠席者への対応、地権者の反応や意向についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

昨年行いました7月1日と2日に地権者説明会を実施いたしました。出席者数は、77地権者のうち40地権者の参加がございました。欠席した方への対応については、個別訪問により概要の説明及び意向調査を行ったほか、一部遠方の地権者については説明会の資料をお送りし、必要に応じて電話等でやり取りをさせていただいたところでございます。

地権者の意向の状況といたしましては、現時点での数字となりますけれども、那珂インターチェンジ周辺地域への産業用地開発について、アンケートの結果ですけれども、「検討を進めたほうがよい」という方が68件、「どちらかというに進めたほうがよい」が6件、「どちらともいえない」が1件、「あまり前向きには賛成ではない」とあと「産業用地開発には反対である」という回答をした方がそれぞれゼロというふうになっております。

また、用地買収への意向についてでございますけれども、「買収に応じることができる」が56件、「条件によっては買収に応じることができる」が19件、「買収に応じることとはできない」がゼロというふうになっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 地権者の回答、意向を確認し、その後、市としてどのような進め方を行ってきたのかお伺ひいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

昨年の8月から9月にかけて、本市への進出意向を問う企業需要調査を行いました。那珂インターチェンジ周辺地域など、本市が進出候補地となるかなどについて調査をいたしましたところでございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 昨年の8月9月の2か月にかけて、進出意向を問う企業需要調査を行い、那珂インターチェンジ周辺地域などが進出候補地となるかどうかといった調査を行った結果、どのようになりましたか。候補地になり、企業誘致に向けて、市として今後の活動についてお伺ひをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

先ほどの調査の結果につきましては、意向調査の結果、興味を持っていただける企業については何件かございました。それから、産業用地の開発に当たりましては、企業の立地動向を把握いたしまして、那珂インターチェンジ周辺地域とマッチングさせること、進出する企業を見つけていくことが最重要であるというふうに考えております。そのため、県の企業誘致を担っております茨城県立地推進部立地推進東京総括本部及び地元の金融機関、不動産開発事業者などと継続的に情報交換を行ってまいりたいと思います。また、市長のトップセールスによりまして、企業誘致に向けて取組を実施しているところでございます。

それと併せて、窓口やホームページにおいて固定資産税の課税免除や雇用奨励補助金などの優遇制度についても、引き続きPRを重ねて継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 茨城県立地推進部立地推進東京統括本部や、地元金融機関、不動産開発事業者などの情報交換など、毎回同じ答弁をもらっています。一步前に進んだ活動として、興味を持ってくれる企業については、こちらから出向き、那珂市のよさや、那珂市ではこれぐらいの雇用の人数が確保できますとか、PRをするなどしっかりと伝えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、PRをして企業を誘致できるということが本当に重要だというふうに感じております。本当に那珂市を売り込むことが大変重要であるというふうな認識はしておるところでございます。

今年も、企業需要調査を実施しているところです。その結果によりまして、本市に関心を持ってくれた企業を訪問いたしまして、企業が具体的に何を望んでいるのか、またどういう状況であれば来てくれるのかなど、詳細な情報も収集していきたいというふうに考えております。

さらに、アンケート以外にも企業情報の収集に努めることや、本市のPRも併せて行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 関心を持った企業は何件ぐらいありましたか。また、先ほども話しましたように、どのような企業へアプローチを行ってきたのか、企業さんの反応がどうだったのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

昨年の企業需要調査の結果でございますけれども、1,000社に送付したうち85社からの回答がございました。那珂インターチェンジの周辺地域が候補地となるというふうに回答していただいた企業が、その中で14社ございました。その企業に対しまして、サウンディング調査に応じてもよいという企業が4社あったことから、そのほか6社を加えた計10社に聞き取り調査を行ったところでございます。

その結果でございますけれども、インターチェンジには魅力がある、物流のニーズはある、本社と近接地のため魅力的など好意的な意見はいただきましたが、具体的に進出するまでの回答を得るまでには至りませんでしたということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 話を聞くだけではなく、その後につながるきちんとした対応を行っていくことが私は大事だと思います。

では、現在の状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在ですけれども、那珂インター周辺地区につきましては、開発の事業者等から問合せが数件ございます。でも、現時点では具体的な話までには至っていないという状況でございます。

それと現在、民間活力を生かした地域未来投資促進法による開発手法を活用いたしまして、現在、茨城県県北地域基本計画において、重点促進区域の変更について検討をしているところでございます。あわせて、企業需要調査を行うための準備、調査も実施をしているところでございます。

引き続き、進出意欲のある企業の掘り起こしを進め、事業を推進して、立地する企業を発掘できればというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後の進め方についてお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ご説明したとおり、地域未来投資促進法による開発手法についてですが、この手法のメリットといたしましては、流通結節点などにおいて、農用地区域からの除外や農地転用に関する配慮規定がございまして、事業予定地が農業振興地域内の農用地区域内の農地であっても、農用地の区域からの除外や農地の転用の許可が、早めに見通せるようになるというふうな取

扱いがあるものでございます。

このようなことから、農用地区域を含む那珂ＩＣ周辺地区の産業用地の開発に適した手法であると考えておりまして、推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○１６番（君嶋寿男君） 今までインター周辺の開発、企業誘致の話が、何度も出ては消え、出ては消えといった状況が何十年も続いております。企業誘致に向け、今回は何年ぐらいを目標にして計画を進めるのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂インター周辺地域に限らず、本市への企業誘致というのは地域の経済の活性化、または持続的な発展のためには大切なことであるというふうに考えております。

今後、何年が目標かということは具体的にはまず言えませんが、まずはその進出を希望する事業者とのマッチングが大切であると考えております。企業の需要調査、それによって接点を持ち、できるだけその企業の進出への働きかけを今後も継続的に続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 君嶋議員。

○１６番（君嶋寿男君） 何を行うのにも、まず目標は必要だと思います。企業が進出してくることを待つだけではなく、新企業が進出できるように許可や計画書を作成するほうがまず私は先だと思っております。

現在、県内でもこの近隣では、ひたちなか市、笠間市、県西地区では坂東市、五霞町、古河市、境町など、そしてまた常磐道沿線では、北茨城市もそうですし、三郷市、久喜市など企業誘致活動を積極的に行っています。

那珂市は、東京から約100キロ、仙台からは約230キロ、新潟からは約330キロと、車で移動しても３時間から３時間半ぐらいで移動ができる場所に、この那珂インターがあります。今後、先進的物流施設やデータセンター、半導体工場及び関連施設、大規模交流拠点や、またこの用地を活用できること、いろんな用途の使い方ができると思います。

今、時代の流れは早いです。早期実現に向け、市長を中心に市役所職員もそうです、議会もそうです。市民が一体となってチーム那珂として、この企業誘致を進めていくことが一番かと私は思っております。どうか皆さん、協力し合って、チーム那珂として企業誘致を進めていくことを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告６番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

皆様にご連絡いたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長させて

いただきます。

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○議長（木野広宣君） 通告7番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 県北高規格道路（茨城北部幹線道路）について。2. 学校施設整備について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日最後の一般質問となります。長時間にわたり皆様、本当にご苦勞さまでございました。お疲れのところ申し訳ございませんが、もう少々お付き合いいただければというふうをお願いいたします。

私は4本の柱を掲げさせていただいております。今回の一般質問は、その中の2つ、「生活基盤の整備」と「教育改革」に関連した質問をさせていただきます。

初めに、生活基盤の整備に関連したものでございます。

先日、回覧板にて、県北高規格道路の整備促進を求める会から、県北高規格道路の整備促進に関する署名運動ご協力をお願いという文書が届きました。しかし残念なことに、私の手元に回覧で届いたとき、署名をされている方はおりませんでした。私も何人かの方に署名のお願いできませんかとお願いをしたところ、どんな道路か分からないとか、高速道路みたいなもので那珂市に何のメリットがあるのかといったご意見をいただいたところでございます。また、名前や住所といった個人情報を記入するのに、なぜ回覧板で回すんだといった、ごもっともなご指摘もございました。これらの疑問が少しでも解決できればと思い、今回一般質問をさせていただきます。

初めに、那珂市観光協会や那珂市商工会、そして各まちづくり委員会委員長で組織された県北高規格道路の整備促進を求める会が署名をお願いしております県北高規格道路ですが、そもそもこの高規格道路とはどのような道路なのか、これをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

高規格道路につきましては、令和3年7月に関東地方整備局が策定した関東ブロック新広域道路交通計画において、主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含めて、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成し、求められるサービス速度がおおむね時速60キロメートル以上の道路

として位置づけられております。

なお、従来、高規格幹線道路と地域高規格道路の2つに分類されていた道路が、この高規格道路に該当します。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

今回の署名運動ご協力のお願いの中で、県北高規格道路には、茨城県北部幹線道路と水戸外環状道路の2つの路線があり、これらは茨城県の事業によって、東海村や那珂市の木崎地区で用地買収や道路設計など具体的な動きが見られると説明されておりますが、これら2つの道路はどこからどこを結び、またどのように事業が進んできたのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路と水戸外環状道路につきましては、先ほど申し上げました高規格道路の2つの分類のうち、地域高規格道路に位置づけされております。全体のルートといたしましては、茨城港常陸那珂港区から東海村を抜けて、那珂市の向山地内から木島大橋、常陸大宮市へつながる路線として構想されているものでございます。

このうち、水戸外環状道路につきましては、平成6年にひたちなかインターチェンジから那珂市内を通る常磐自動車道までの区間が地域高規格道路の計画路線として指定され、常磐自動車道や北関東自動車道など一体となり、水戸市及びひたちなか市のほぼ外周を通る幹線道路として、一部区間を除き整備が進められております。

茨城北部幹線につきましては、平成10年に水戸外環状道路の終点である常磐自動車道から、常陸大宮市内を通る国道118号までの区間が地域高規格道路の候補路線に指定され、ルートは未確定である部分もございますが、那珂市の額田地内、木島大橋、常陸大宮市へと続く幹線道路として位置づけされております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

せっかくですので、これら2路線の経緯や概要をもう少し詳しく説明していただけるとありがたいと思います。

また今回、県北高規格道路の整備促進を求める会が署名運動を行っておりますが、那珂市として国や県に対しまして、どのような要望を行っているのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路の経緯に関係するため、水戸外環状道路も含めてお答えさせていただきます。

水戸外環状道路につきましては、有料道路区間と一般道区間を合わせて、ひたちなかインターチェンジから東海村を通る国道245号までの約8キロメートル区間が供用されております。現在の整備状況ですが、国道245号から那珂市向山地内を通る国道6号までの約6.1キロメートル区間について、令和元年度から事業化されております。

茨城北部幹線道路につきましては、平成21年には木島大橋が、平成26年には常陸太田市の小島地内区間が供用開始されております。また、那珂市額田南郷地内の国道349号から木島大橋までの約2.3キロについて、平成29年度から事業化されております。

なお、先ほどの水戸外環状道路の事業区間と合わせて、これら2か所の事業区間は県道常陸那珂港山方線として、暫定2車線で整備が進められているものでございます。

市といたしましては、茨城北部幹線道路について、早期の計画の具体化、さらには事業化が図られるよう、これまでも沿線市町村と整備促進を求める協議会を組織し、茨城県や国土交通省などに要望活動を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

市内を通る2つの高規格道路は、既に供用開始がされている区間があり、那珂市内においても、木崎地区の木島大橋から常陸太田市の小島地内までの区間が平成26年までに供用開始されているとのことでした。また、沿線市町村と整備促進協議会を組織して、茨城県や国土交通省などに要望活動を実施しているというお話でした。

では、これら茨城北部幹線道路などの高規格道路が整備されることによって、那珂市にはどのようなメリットがあるかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路の計画が定められ、水戸外環状道路と併せて整備が進むことにより、広域道路ネットワークが形成され、茨城港常陸那珂港区、常磐自動車道、県北内陸部が一本のルートで結ばれることから、県北地域における人流や物流の活性化につながると考えております。加えて、災害発生時における救急・救護・復旧活動の円滑が図られるものと認識しております。

また、茨城北部幹線道路や水戸外環状道路の整備に併せて、常磐自動車道と接続するインターチェンジが新設されることにより、市内産業、観光、防災などの機能が向上し、市内地域の活性化が図られるものと期待しているものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） おっしゃるとおり、災害発生時における救急・救援・復旧活動にはとても有効であると考えます。また、フルスペックのインターチェンジが整備されれば、神崎、

額田、木崎地区などの住民の大型バスによる避難が迅速に行われやすくなるとも考えられますし、東海村やひたちなか市の住民避難に対しましても有効であるというふうに思われます。

しかし、高規格道路と高速道路が結ばれた場合、便利がゆえに人、物の流れが那珂市を素通りしてしまい、市としてのメリットが薄れてしまうおそれがあるようにも感じます。そのためには、茨城北部幹線道路といった高規格道路や新規インターチェンジを中心としたまちづくり計画がとても重要になるのではないかと私は考えます。

そこで、お伺いいたします。茨城北部幹線道路などを活用したまちづくりの計画はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路につきましては、第2次那珂市総合計画の後期基本計画におきましても、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉えまして、土地利用の在り方を検討するというふうにしております。

現在、この路線を活用いたしました具体的なまちづくり計画は作成しておりません。茨城北部幹線道路は、水戸外環状道路の整備と併せまして、茨城港常陸那珂港区と常磐自動車道及び県北内陸部とを結ぶ地域高規格道路であることから、現在その周辺にあります笠松既設工業団地や向山地区工業専用地域の物流の効率化による産業活性化、あるいは那珂フュージョン科学技術研究所を生かしたまちづくりなど、様々なものを含めて考えていく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

先ほど建設部長の答弁では、高規格道路の整備に併せて、常磐自動車道と接続するインターチェンジの新設により、市内産業、観光、防災などの機能が向上し、市内地域の活性化が図られるものと期待しているとのことでした。となれば、この高規格道路の整備は市にとって大きな可能性をもたらす道路であると感じました。

しかし、ただいまの企画部長の答弁では、計画の必要性は認識しているが、具体的なまちづくり計画は作成していないということでした。

先ほど申し上げました点と重複するところがありますが、私が思いますに、常磐自動車道の接続点、こちらの前後は現在調査区間となっており、市のまちづくりの計画によっては、この高規格道路のルートや新設のインターチェンジなどについて、市が望む場所、市が望む整備が可能になるかというふうに考えます。となれば、県がこのルートなどを決定する前に那珂市が市の計画を策定し、道路整備による那珂市のメリットを最大限に生かすのが重要ではないかと考えます。

このことにつきまして、市長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございました。

この道路の重要性は、渡邊議員さんも十分に認識をしていると。まさに那珂市が大きく発展するまた一つの契機になるという観点からご質問いただいた、そのように理解をいたします。

答弁を申し上げます。

ただいまの企画部長答弁にもありましたとおり、茨城北部幹線道路は水戸外環状道路の整備と併せ、茨城港常陸那珂港区と常磐自動車道及び県北内陸部とを地域高規格道路で結ぶことから、人口減少等に悩む県北内陸部の活性化とともに、県域を越えた広域ネットワークによる経済・物流の持続的な活性化が大変期待されているところでございます。

現在、常磐自動車道との交差点における新規インターチェンジの設置を含め、沿線自治体が一体となって整備の促進を要望しているところでございます。

議員の提案も十分に参考にしながら、那珂市、特に那珂市の東部及び北部地域にとって、地域の発展につながる好機であり、沿線の利活用の在り方など、県との連携を図りながら、時期を逸することなく対応してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございました。

現在、常陸那珂港ですが、いろんな整備が進められております。この常陸那珂港ですが、北米と結ぶ場合、東京港より航路が短く、輸送コストや輸送時間が大きく削減されると聞いております。また、横浜港に接岸できないような大型クルーズ船など、こちらが寄港できれば、物流や観光に大きな可能性を持った港湾になるはずで。この恩恵をいち早く受けるためにも、高規格道路を利活用するまちづくり計画を早々に策定していただきまして、道路の計画を那珂市がリードしていく、そういったことが重要ではないかというふうに考えております。ぜひ市長を中心に、那珂市の発展につなげるため、この好機を逃さぬよう進めていただきたいというふうに考えております。

ところで、今回の県北高規格道路の整備推進を求める会が実施いたしました署名運動の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路の早期整備を促進するため、市観光協会、市商工会、各地区まちづくり委員会が呼びかけ人となって、7月から署名運動が展開されているところでございます。市といたしましても、県北地域、ひいては那珂市の発展のために署名運動に積極的に支援し、早期整備を求めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

先ほどからの答弁により、この高規格道路の持つポテンシャルは非常に大きいものがあるというふうに感じております。そのポテンシャルを有効に活用するためにも、早期の事業化に向け、那珂市の今後の活動はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

署名運動で集められた住民の皆様の声を受けまして、茨城北部幹線道路の未事業化区間の早期事業化に向けて、引き続き沿線市町村と協働して茨城県や国土交通省に対する要望を行うなど、積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございました。

先ほども申しましたが、常陸那珂港は物流や観光に大きな可能性を持った港湾であります。この恩恵をいち早く受けるためにも、この高規格道路を利活用するまちづくりの計画、こちらを早々に策定し、道路の計画を那珂市がリードしていくことが重要ではないかと考えます。

しかし、まちづくり計画を策定している政策企画課、また整備関連の隣接市町村との整備要望を進める担当課である都市計画課の業務は非常に多岐にわたり、現在の人員の中で、この計画策定のためにさらに人員を割り当てるのは、非常に困難であると思っております。

ぜひ市長にお願いしたいんですが、今回の高規格道路は、那珂市の将来に対し大きな利益を生む可能性のある道路だと感じております。ですので、まずは人的配置をお願いし、一刻も早くまちづくり計画を策定し、那珂市にとって有利となるよう、市長を中心に地域の発展につながる好機を逃さぬように進めていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

続きまして、教育改革に関連した一般質問をさせていただきます。

学校施設整備について、今回は小中学校の特別教室の空調設備と体育館の空調設備についてお尋ねをさせていただきます。

6月の定例会におきまして、お2人の議員が同様の内容について一般質問を行いました。そのときの内容と重複する箇所もございますが、改めてよろしく願いいたします。

さて、昨年に引き続き、今年も暑い夏でした。特に小中学校の児童生徒の皆さんは、暑さに耐えながら登下校し、勉強に励んでいたと思います。また、それを見送る保護者の皆さんの不安はとても大きなものではあったんじゃないかと思います。

一昨日、9月2日に気象庁から、今年の7月以降の顕著な高温についての報道がありました。7月は全国的に記録的な高温となり、全国の平均気温は昨年7月の記録をさらに上回って第1位となり、8月に入っても顕著な高温が持続し、西日本で統計開始以来最も高くなったとのことです。また、6月から8月の全国の平均気温は平年と比べ1.76度高く、これま

で最高だった昨年と並び、統計のある1898年以降で最も暑くなりました。

この要因には、長期的な地球温暖化に加え、春まで続いたエルニーニョ現象などの影響があったそうです。特に地球温暖化は、短期間で解消されるものではなく、今後の気温に与える影響が大きく、まだまだ暑い夏が続くと思われます。

このように厳しい環境の中で児童生徒は一生懸命に勉強に励んでいるわけですが、幸いなことに各学校の普通教室や図書室にはエアコンが整備されており、良好な環境で学校生活が送られていると思います。しかし、学校で授業を行う場所は、普通教室や図書室ばかりではありません。教科によって使用する特別教室や、体育や部活動、各種集会で使用する体育館はエアコンの整備がまだされていません。

そこで、まず小中学校の特別教室の使用状況についてお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では特別教室として、小中学校に音楽室、理科室、家庭科室、また小学校には図工室、中学校に美術室や技術室などがあります。

使用状況ですが、楽器を使ったり歌を歌ったりと音を出すことが多い音楽の授業や、実験などを行う理科の授業では、使用頻度は高くなっております。また、小学校よりも中学校のほうが、より専門の器具などを用いた授業を行うなどの理由から、普通教室ではなく特別教室で授業を行うことが多くなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小学校には音楽室、理科室、家庭科室、図工室などがあり、中学校には音楽室、理科室、家庭科室、美術室、技術室があつて、中学校のほうがより専門的な授業を行うなどの理由から、特別教室の使用頻度が高いというご答弁でした。

では、普通教室以外で、常に児童生徒がいる特別支援教室や校内フリースクールなど、こちらの教室にはエアコン等の空調設備が整備されているかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

常に児童生徒がいる普通教室や特別支援教室には、全ての小中学校でエアコンを設置しております。また、中学校5校に校内フリースクールを設置しておりますが、もともとエアコンがある部屋に開設しておりますのは、第一中学校と第四中学校の2校となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

常に児童生徒がいる普通教室や特別支援教室には、全ての小中学校でエアコンが設置して

あるが、二中、三中、瓜連中学校の校内フリースクールにはエアコンが整備されていないとのことでした。

校内フリースクールには、やむを得ない事情によって同じ教室で授業を受けることができなかった生徒が、やっとの思いで登校できるようになった場所だと私は思っております。その場所に、ほかの生徒と同じ学習環境を与えていないのはいかなものかなと感じております。同じ学校の生徒なんです。その場所に行けば出席扱いになると思います。となれば、そこは普通の教室じゃないでしょうか。整備基準上、普通教室扱いできないのは理解いたします。ただ、これは市の裁量で何とかなる場所じゃないのかなと思っております。また、この状況を聞いて、何となく矛盾や差別感を感じるのは私だけではないと思います。ぜひ、特段のご配慮を切にお願い申し上げます。

次に、前回6月の定例会の一般質問において、寺門 厚議員に対しまして執行部側からは、中学校特別教室のエアコン整備の実施計画を進めているとの答弁がございました。

では、改めてその対象教室と進捗の状況をお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、中学校5校の特別教室について実施設計を委託しており、9月中に完了をする予定でございます。また、対象教室ですが、音楽室、理科室、家庭科室、美術室、技術室、多目的室です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

次に、那珂市における整備に向けた現在の状況と、国の交付金事業の要望などの状況はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、来年度の予算編成に向けまして、特別教室へのエアコン設置の予算について検討している状況でございます。また、国の交付金を活用するため、整備計画を策定し、計画的な整備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

ぜひ来年度の整備に向けまして、国の交付金を活用した予算の確保をお願いしたいと思います。

次に、体育館の空調設備についてお尋ねいたします。

先ほどの特別教室と同じ、体育館も空調設備は整備しておりません。特にこの猛暑の中で

は、温室やサウナの中で体育や部活動を行っている、そのような状況だと思います。これら小中学校の体育館の使用状況はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

小中学校の体育館の使用状況でございますが、体育の授業のほかに学年集会や全校集会のほか、入学式、卒業式などの各種行事などで使用しております。中学校については、部活動でもほぼ毎日使用している状況です。また、休日や夜間など学校で使用していない時間帯は開放しまして、団体の使用を認めております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

小学校では体育の授業が主で、それ以外に集会や行事での使用があります。また中学校では、小学校と同様の使用のほかに、部活動でほぼ毎日使用しているということでした。小学校では、普通教室ほどの使用頻度はないとしても、中学校では毎日使用をしているとなると、空調設備の整備も必要であるというふうに感じます。

特に来年度、令和7年度まで、交付金の補助率が3分の1から2分の1に引き上げられております。この有利な補助制度を活用して、体育館への空調設備の整備の前倒しを行う考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

体育館へのエアコンにつきましても、特別教室と同様に整備する必要性については十分に認識しております。しかしながら、限られた財源を充当する上では、優先順位をつけて取り組まなければならないため、那珂市学校長会の意見も参考にしまして、まずは特別教室への整備を優先的に進めることとしております。

このような状況から、体育館を前倒ししまして整備するという考えはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

整備する必要性については十分認識しているが、財源も限られており、特別教室の整備を優先するため、有利な制度を利用した体育館の前倒し整備は考えていないというご答弁だと理解いたします。

前回6月の定例会で、花島議員からの一般質問においても、体育館への冷房設備の整備は特別教室を優先するため、未定であるとの答弁がありました。また同議員からは、空調設備には断熱、通風、気密などを考え、さらに個々の整備コストを検討も必要だといった意見もございました。

体育館は、断熱性能などでほかの建物よりも構造的に大きな課題があるのは理解いたします。しかし、この暑さは早急な対応が求められております。現在、各学校の体育館ではどのような対応をしているのか、それをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在のところは、学校によって対応は異なりますけれども、送風機やスポットクーラーなどを使用しての対応となっているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

各学校の努力によって、暑さ対策を行いながら体育館を使用していることが理解できました。体育館を毎日使用するの、主に中学校の部活動であります。小中学校の体育で使用する場合も同様ですが、休憩をこまめにとり、併せて送風機やスポットクーラーなどを使用し、健康状態を管理しながら体育館を使用していただくのが、今現在、現実的な対応方法なのかなと感じました。

先ほど、断熱性能と申し上げました。学校施設も老朽化が否めないところです。校舎や体育館の大規模改造を行っておりますが、建物の構造体にまではほぼ手を入れていないのが現状だと思っております。

さらに、築50年を経過する学校がある中で、今回質問の対象となった特別教室等に整備を行う場合、既存の校舎や変電施設等の改修、改築などが必要な学校があるかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

中学校の特別教室のエアコン設置につきましては、実施設計が完了をしていないため、未確定ではございますが、全ての中学校において変電設備の改修が必要になると考えております。また、エアコン設置に伴う施設の改修、改築については、現段階では必要な学校はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

今回、実施設計を行っている全中学校において、変電設備の改修が必要であるが、校舎等の改修、改築までは必要ないとのことでした。小学校の実施設計は今後行っていくことから、詳細は把握できないとは思いますが、今後も十分な調査検討を進めていただければと思います。

今回の答弁の中に、限られた財源という言葉がありました。学校環境の整備は、持続的な

未来の那珂市をつくるためにも必要不可欠だとは考えますが、この整備が一度に進められない理由は、財政的問題以外に何かあるのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、学校環境の整備は大変重要であると認識しております。しかしながら、教育に係るその他の重要施策についても、早期の実現が求められております。財政的な課題もございますが、全体的なバランスを考慮した施策の推進も必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

確かに部長がおっしゃるとおり、特定の施設や特定の意見だけを優先するのではなく、全体的なバランスは大切であるかと思います。

ここで議長の許可を得まして、皆様にお配りしました資料をご覧ください。

これは、水戸地方気象台における日最低気温と日最高気温の月平均値を抜粋したデータになります。

冒頭に、気象庁から今年の7月以降の顕著な高温についての報道のお話をさせていただきました。今年2024年7月の月平均日最高気温は32.3度になっております。5年前、平成元年は27.1度、10年前の平成26年は28.9度、15年前の平成21年は28.6度、20年前の平成16年は30.4度でした。

ちなみに私が小学生だった50年前、この日最高気温は25.2度、日最低気温は18.5度でした。一概に言えないと思いますが、50年前より日最高気温が7.1度、日最低気温が5.3度上昇しております。これは月の最高気温の差ではありません。月の平均の温度が5度以上も上昇しているんです。

さらに、表の下段をご覧ください。

ここ5年間の日最高気温、日最低気温ともに上昇しております。特に昨年と今年は高温になっております。そして、普通教室に扇風機設置が完了した翌年であります平成26年、こちらと比較して、今年は日最高気温が3.4度、エアコンが整備された令和元年からは5.2度上昇しています。

このデータを見て、皆さんはどう感じるでしょうか。私は、順次バランスをとって整備をしていくといったレベルではないのかなと思います。むしろ、緊急に迫った高温という災害ではないか、この災害対策をどのようにするかというレベルに感じます。

また、今回の答弁の中で財源の話もありました。エアコンの整備に要する費用ですが、この事業は、既に要望されているとおり文部科学省が所管している学校施設環境改善交付金の大規模改造質的整備が充当されて、3分の1の交付金が交付されます。また、残りの3分の

2は地方債が75%充当できると考えられます。

例えば、中学校の特別教室のエアコン整備が5校で1億円かかるとすれば、3分の1の3,300万円が国からの交付金、残りの6,700万円のうち5,025万円が地方債、残りの1,675万円が当該年度に市が用意する一般財源となると思います。

地方債は借金なので、後年の市民、納税者に負担を負わせるわけにはいかないといった意見もあるかと思います。しかし、地方債の償還期限の中、納税をするのは、今学校で生活をしている子供たちです。子供たち自身が、自分たちの苦痛、命の危険を解消することに不満が出るでしょうか。

また、予算のやりくりが難しいのであれば、学校施設整備等基金を取り崩すのも一つの方法ではないのかなと思います。予算が厳しいのは重々承知しております。しかし、テレビなどでは連日、命を守るためにエアコンを使ってくださいと報道を繰り返しております。まさに危機的な暑さなんです。この危機を乗り切るために、子供たちの命を守るために、市長をはじめ執行部の皆さんの判断に期待いたします。この件について、予算案が議会に提出されれば、反対される議員はいないのではないかなと私は思っております。

何度も繰り返して申し訳ございません。

体育館へのエアコンの整備は構造的な問題も含め、簡単ではないということは理解できました。であれば、まずは児童生徒が授業で多く使っている特別教室や校内フリースクールへの早急なエアコンの整備をお願いいたしまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日9月5日木曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間お疲れさまでした。

散会 午後 5時31分

令和6年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月5日）

令和6年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月5日（木曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 8号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 9号 令和5年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第10号 令和5年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）

議案第51号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

議案第52号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第54号 茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第55号 令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和5年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第57号 令和5年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 榊 原 一 和 君

3番 原 田 悠 嗣 君

5番 鈴 木 明 子 君

2番 桑 澤 直 亨 君

4番 木 野 広 宣 君

6番 渡 邊 勝 巳 君

7 番 寺 門 勲 君
 9 番 小 宅 清 史 君
 1 1 番 富 山 豪 君
 1 3 番 寺 門 厚 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 遠 藤 実 君

8 番 小 池 正 夫 君
 1 0 番 大和田 和 男 君
 1 2 番 花 島 進 君
 1 4 番 萩 谷 俊 行 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君
 1 8 番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市民生活部長	平 野 敦 史 君
社会福祉課長	猪 野 嘉 彦 君	産 業 部 長	加 藤 裕 一 君
建 設 部 長	高 塚 佳 一 君	上下水道部長	金 野 公 則 君
教 育 部 長	浅 野 和 好 君	消 防 長	堀 江 正 美 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	篠 原 広 明 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎一般質問

○議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、花島 進議員。

質問事項 1. 東海第2原発事故を想定する避難計画と拡散シミュレーションについて。
2. 水のPFAS検査について。3. 市道の雨水排水対策について。4. 市内の高規格道路計画について。5. 鈴木家住宅について。6. 情報システムの統合問題について。

花島 進議員、登壇願います。

〔12番 花島 進君 登壇〕

○12番（花島 進君） 早速質問に移らせていただきます。

まず、1番目、東海第2原発事故を想定する避難計画と拡散シミュレーションについて。

これに関連して、茨城県が原子力広報いばらき7号で、日本原電に行わせた拡散シミュレーションの結果を示しました。これに関連する事項をいろいろ疑問点がありますので、お聞きします。

まず、第1番目、拡散シミュレーションの公表の仕方についてですが、県が一般に公表する以前に、東海第二周辺の自治体、これは那珂市も含んでいますが、そこにシミュレーション結果を示したことがありました。そのとき、県は、資料を見せてから回収したと聞いています。以前に見せられたものは、後に原子力広報に公開されたものと、シミュレーションの前提、つまり、特に放射能の放出量の想定です。これが本質的に違うものか、それとも同じものなのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県が昨年の11月に公表しました、放射性物質拡散シミュレーションの結果につきましては、公表されたものは、一部補足説明文やレイアウトが修正され、分かりやすい表現になっていましたが、首長に事前説明において示された、放射性物質の拡散状況を表した資料と同じ内容となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。

次の質問です。

その拡散シミュレーションは、どのような事故を想定して実施されたのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

拡散シミュレーションは、大きく2つの前提条件に分けて行われています。

1つ目は、原子力発電所で事故が発生した際に、新規制基準による安全対策が機能した場合のものと、2つ目は全ての安全対策が機能せず、放射性物質が放出され、避難の対象となる区域が、原子力発電所から30キロメートル周辺までになるという、事故と気象の条件を設定したものです。

この気象条件については、2020年の気象データの中から厳しい気象条件のものを11パターン採用したものです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今の回答のようなことが、先ほどの広報いばらき7号にも書いてあるのですが、ここにちょっと矛盾を感じます。

まず、住民避難などの対応の必要な範囲が、30キロ圏内に収まる放出を計算したとしている一方で、安全対策機器が一斉に動かなかった場合のシミュレーションという記述があります。これは、明らかに矛盾していると思います。なぜかと言うと、福島事故では安全装置が一部動作しましたが、結果的に3つの原子炉がメルトダウンしました。

そこで、同じようなことを考えたら最低でも福島事故と質的に同じ放射能放出を想定しなければならないはずです。ところが、原電にさせたシミュレーションでは、放射能の放出が福島事故の150分の1程度にしか想定していません。

この点について県はどう説明をしているのでしょうか。また、那珂市はどのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

国の防災計画において、東海第二発電所における広域避難計画の策定が義務づけられている中で、避難計画策定に対する事故、災害が具体的に示されていません。今回のシミュレーションについては、茨城県が原電に要請し、重点防護区域となる原子力発電所から30キロメートルに避難や一時移転の対象となる区域が生じるよう、その範囲の想定すべき事態や評価方法を事業者と協議して、安全対策設備が一斉に機能喪失する仮想条件を、あえて設定したものとします。

市といたしましては、シミュレーション結果による放射性物質の拡散状況は、様々な事故想定の一つとして捉えており、条件次第で変化するものと認識しています。放射性物質が拡散された際のUPZの避難者数などは、参考として広域避難の策定をする上での基準になると考えています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 何か同じような答えですね。そもそも一斉にいろんな機能が、安全機能が働かなければ、もっととんでもない事態になるということを、何か無視しているかのように思います。

次の質問に移ります。

避難計画の実効性についてです。

8月17日にひたちなか市内で、茨城県の原子力安全担当部署職員が、出前講座なるものを行いました。その中で、避難計画などについて話がありました。そこで、聴者の中から実効性のある避難計画と言っていますが、その実効性とはどういう基準かと質問がありましたが、まともな答えが返ってこなかった事実があります。

那珂市は避難計画の実効性の基準というのは、どのように考えているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難計画につきましては、国の定める防災基本計画、原子力災害対策指針、本市の地域防災計画との整合性を図るとともに、これまでの原子力防災訓練での外部評価による意見などを踏まえて策定してまいります。

実効性につきましては、その時点における最大限の対策を施し、それに対する準備をすることと考えております。さらに必要に応じて修正、見直しをしていかなければならないものと考えています。

また、広域避難計画は、東海第二地域の中で、内閣府、原子力規制庁など国の関係省庁と関係自治体により、具体的かつ合理的であることを確認してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 何か笑いたくなっちゃうんですけども、具体的かつ合理的というところが全然分らないです。それで、今の回答の中で、その時点における最大限の対策を施し、それに対する準備をするというのは、努力は分かるのですが、そのどこが実効性という言葉の意味につながるのでしょうか。

要するに、一定の枠の中で最大限の対策というのは、実効性とは違う尺度ですよ。そこが、国や県も同じ考えですか。だとすると、実効性は言葉のごまかしのよう聞こえるのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

その時点における最大限の対策を施し、それに対する準備をすることが実効性とお答えしましたが、補足させていただきます。

広域避難計画を策定する際の各セクションの課題を一つ一つクリアすることが実効性を備えることとなり、最終的な計画全体の実効性については、総合的に判断するものと考えます。

本市では、全市民分の避難先の確保や代替経路の選定などの課題を抱えており、今回のシミュレーションで示された結果などに対しても、実効性を判断するまでに至っていません。

避難計画を策定する上での実効性の基準となるものが、明確に示されているわけではありませんが、県のシミュレーションが示す避難者数などを参考に、市として市民の安全を最優先に、円滑な避難が行えるよう計画策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 現時点で実効性があると判断できないということ、認識というところは評価します。ですが、やはり、実効性という言葉を使っていますが、本当の実効性ではないというふうに思います。原子力規制庁や国の考えには、福島のような大きな事故は起こ

らないと考えている節があります。原子力関係者はしばしば福島事故の教訓を踏まえてと言います。そして、その教訓は津波と全電源喪失を見落としたことなどと言っています。それは半分正しいですけれども、最も教訓とすべきはそのような見落としをしてしまうほど、原子力関係者の能力が低かったということです。それは今でも本質的には変わらないと思っています。よく頭に入れておいてください。

次の質問に移ります。

水のPFAS検査です。PFASというのは有機フッ素化合物のことのようですが、今、国内で水源のPFAS汚染が話題になっています。那珂市の現状についてお聞きしたいと思います。

今、那珂市の水のPFAS含有量の実態はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

本市の水道水におけるPFAS（ピーファス）と言われる有機フッ素化合物のPFOS（ピーフォス）とPFOA（ピーフォア）の2項目については、暫定目標値が示された令和2年度から那珂川、久慈川と東木倉からくみ上げられる地下水より浄水処理を行った水道水においては、水質検査計画に基づき年2回実施しております。また、本年度からは原水においても検査を実施することにしております。

検査の基準値につきましては、WHO（世界保健機関）の基準では、PFOS、PFOAの測定値合計1リットル当たり500ナノグラムとなっておりますが、環境省における水道水の暫定目標値につきましては、測定値合計1リットル当たり50ナノグラムとなっているところでございます。

直近の浄水における検査結果につきましては、那珂川については1リットル当たり6ナノグラム、久慈川につきましては1リットル当たり7ナノグラム、東木倉の地下水については1リットル当たり2ナノグラムとなっております。いずれも暫定目標値以下となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 市民生活部長に水道以外の水の検査結果を。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、環境課で行っている井戸水の検査についてお答えします。

市では年1回、任意に抽出した井戸9か所から採水した地下水を水質検査機関に持ち込み検査を行っています。

この検査では、環境省が定める水質汚濁に関する環境基準である、人の健康の保護に関する環境基準に基づき、トリクロロエチレンなど3物質を対象として実施しており、当該基準

に含まれていないP F A Sの検査は実施しておりません。

検査結果は公表しておりませんが、過去10年間に於いて、基準値を超えた井戸水はありません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 国が禁止した有機フッ素化合物には、P F O AとP F O Sのほかに、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）という略記されていますが、これがありますが、それは検査していないのでしょうか。検査していないとすればなぜでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員がご説明いただいたペルフルオロヘキサンスルホン酸についてはP F O S、P F O Aの代替品とされ使用されております。今年6月からこちらは輸入禁止となりました。

厚生労働省が定める飲み水の水質基準においては、P F H x Sは、規制対象外となっております。現時点では必要な知見、情報収集に努めるとされた要検討項目に位置づけられている物質であると理解しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） では、今後の対応の予定と伺いますか、方針について伺います。上下水道部と環境課それぞれにお願いしたい。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

今後も環境の変化に対応すべく水源の監視体制や水質管理体制の強化に努め、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 先ほど申し上げた環境基準に今後、P F A Sが加わりましたなら、市が行う井戸水検査においても速やかに対応したいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） この化学が進むといろいろ新しい物質が出てきて、なおかつそれが使ってから後になって、毒性があるというのが分かってくるというのが、結構難しい問題だと思っています。

市民生活部長が、今、検査しているとお答えになったトリクロロエチレンは、私たちは学生時代ガバガバ使っていましたね、こんなビーカーに入れて。そうしたら後になって発がん性があるというのが分かって、ちょっと驚いた記憶があります。

次の質問に移ります。

市道の雨水排水対策について、排水が円滑にできないと市民から訴えのあった場所について対応を聞きます。

菅谷地区の東部、実際には杉と菅谷の境目ですが、住宅が密な割に狭い道路が多くて雨水も排水も円滑にはない状況があります。現状をどのように把握しているのでしょうか。場所は杉596-2から杉770-9を通る道等です。どうでしょう。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご指摘の市道につきましては、排水機能が不十分で現在のところ、有効な排水先がなく排水を処理することが難しい状況でございます。

そのため、降雨時にはパトロールなどを行うことで状況を確認し、土のうの設置や仮設排水ポンプを設置するなど必要に応じて対応をしていきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今、難しいということなんですが、将来の排水改善計画はございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、都市計画課において、都市計画道路菅谷・市毛線の整備に伴い、菅谷・市毛線道路内に当該道路周辺地区も含めた雨水管渠の設置を計画しており、菅谷・市毛線の工事に併せて整備を進めてまいります。

なお、菅谷・市毛線整備の進捗状況ですが、事業費ベースで65%となっております。用地はおおむね買収済みとなっております、現在、雨水排水施設を含めた道路工事を予定しております。

供用開始年度は事業計画上、令和8年となっておりますが、今後の工事の進捗などによっては、供用開始年度の見直しも考えられます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 一応は、数年後には何とかなるかもしれないということですか。当面の対策で何かできれば本当はいいんですが、地元の訴えのあった方にこんな答えでしたということをお伝えしておきます。

次の質問に移ります。

渡邊議員からの質問にありました市内の高規格道路計画についてです。

私のほうは視点を変えて話を聞きたいと思います。

まず、市内の高規格道路というのは、どういうふうに計画されているのでしょうか。簡単

にご説明ください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市内の高規格道路につきましては、昭和60年に開通した常磐自動車道と、現在、進めている水戸外環状道路と茨城北部幹線道路がございます。

水戸外環状道路につきましては、平成6年に、ひたちなかインターチェンジから那珂市内を通る常磐自動車道までの区間が地域高規格道路の計画路線として指定され、常磐自動車道や北関東自動車道など一体となり、水戸市及びひたちなか市のほぼ外周を通る幹線道路として、茨城県により整備が進められております。

茨城北部幹線道路につきましては、平成10年に水戸外環状道路の終点である常磐自動車道から、常陸大宮市内を通る国道118号線までの区間が、地域高規格道路の候補路線として指定され、那珂市の額田地内、木島大橋、常陸大宮市へと続く幹線道路として構想されております。

これらの道路を整備することにより、広域道路ネットワークが形成され、茨城港常陸那珂港区、常磐自動車道、県北内陸部が1本のルートで結ばれることから、県北地域における人流や物流の活性化につながると考えております。

加えて、災害時における救急・救援・復旧活動の円滑化が図られるものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今のお答えですが、そういうふうに通る高規格道路というのは、一体どのような規格機能を持つ道路なのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

水戸外環状道路と茨城北部幹線道路につきましては、国が定める広域道路ネットワークを構成し、自動車専用道路、もしくはこれと同等の規格を有し、求められるサービス速度がおおむね時速60キロメートル以上で、走行できるような路線を整備していく構想です。

また、構想として主要な交差点の立体化かつ4車線で整備するものとなっておりますが、現在、一部区間において暫定2車線で整備が進められております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 概要は分かりました。4車線ということになっているけど、暫定で、2車線で整備が進められているということですね。あとは比較的速く遠くまで行けるという道路かと思います。

では、実際に計画されている場所が農地を通る計画のように思うのですが、優良農地、特

に茨城北部幹線計画の場合、農地へどのような影響があるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、県営経営体育成基盤整備事業として、新木崎地区が進められています。この新木崎地区が、茨城北部幹線道路計画に関係する農地の区域になります。

新木崎地区における換地原案は、道路計画が反映されたものとなっており、地元地権者からも原案の同意を得て、令和5年度から基盤整備に係る工事に着手しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 基本的には、農業に悪影響がないというふうに計画されているということですね。

もう一つの懸念が、常陸大宮とか大子方面へつなぐ道路は、国道118号やバードラインがあります。それぞれの機能と部分的に重なると思うのですが、全体の整合性はどのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城北部幹線道路は、国が定める広域道路ネットワークを形成する高規格道路として、計画の早期具体化と整備着手が望まれる路線であります。地域交通と適切な役割分担をしながら、県外への広域的な物流、緊急輸送などを受け持つと認識しております。

茨城北部幹線道路は、常磐自動車道から常陸大宮市内の国道118号までの計画になっていることから、今回の国道118号と重なる部分はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 重なる部分がないというか、ちょっと本当にどうかなと思うのですが、一応そう考えているということで聞いておきます。

もう一つ、那珂インターチェンジ近くに、現在、道の駅を造る計画が進行中です。それとの影響、特に交通量の調査が今まで道の駅に関連して行われているのですが、それへの影響などがあり得ると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、市で計画している複合型交流拠点施設、道の駅につきましては、令和5年3月に策定された基本計画によりますと、国道118号の4車線化や県植物園等のリニューアル計画などを契機とした、那珂インターチェンジ周辺を活用した地域活性化を目的に、令和10年の供用開始を目指した計画となっております。

一方で、水戸外環状道路と茨城北部幹線道路につきましては、茨城港常陸那珂港区と県北

内陸部を結ぶ物流ルートとして、広域道路ネットワークを形成するものです。

また、茨城北部幹線道路は、計画の早期具体化と整備着手が望まれる段階であり、道の駅基本計画が目指す整備スケジュールの観点からも、高規格道路の整備が道の駅整備にもたらず影響はないものと認識しております。

さらに、高規格道路が整備されることにより、県外からの道の駅利用者が増加するなどの相乗効果が見込めるものと期待しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 相乗効果でプラスの効果があるというふうに認識しているようですが、本当にそうかなという正直疑問があります。一応そういうことも考えているということで話を聞いておきます。

次の質問に移ります。

鈴木家住宅についてです。

額田地区には鈴木家住宅という由緒のある住宅があるのですが、それについて県指定文化財になっているのですけれども、現在、どのような状態にあるのか回答をお願いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

鈴木家住宅は、ご承知のとおり元禄時代前後に建築されまして、水戸光圀をはじめ歴代藩主が、城下水戸から西山御殿を往復する際に、休息あるいは宿泊に用いられたとされる書院で、個人所有の茨城県指定文化財です。

老朽化により躯体が傾いていることに加え、特にかやぶき屋根の傷みが激しく、雨漏りの被害が出ていることから、令和5年1月に雨漏り防止のため、シートで屋根の北側半分を覆う対応をしたところです。

現在も雨漏りを防ぎ、建物躯体への影響が出ないように、シートでの養生を継続している状況です。

シートの劣化が見られた際には、これ以上建物が傷まないようシートの交換をするなど、状況を確認しながら対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 現状は劣化が進まないように対応しているし、将来シートの劣化が見られた場合は対応するということでした。

ですが、いつまでもずっとシートだけというわけにもいかないと思うのですが、今後の鈴木家住宅の保存あるいは観光資源などに利用することについて、どのような方針を持っていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

鈴木家住宅につきましては、歴史的価値や重要性は認識しており、本市としましても、保存が望ましいと考えております。

鈴木家住宅は、茨城県の指定文化財であるため、保存方法については、様々な制限があり、県と綿密に協議しながら進めていく必要があります。

また、個人所有であるため、所有者の意向を尊重する観点から、所有者との協議も必要となります。

昨年度からの検討状況ですが、鈴木家住宅は地域の歴史的資源でもあるため、地域住民との意見交換会を複数回実施しまして、鈴木家住宅の保存などについて、様々なご意見をいただきました。

さらに、修復費が高額となることが予想されておまして、修復方法や修復に係る費用のほか、県からの助成など様々な観点からの協議を、県及び関係課と複数回にわたり行っているところでございます。

そのため、現在、今後の方針については、まだお示しできる段階には至っておりません。以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 現在、具体的な方針は説明できないけれども、保存する方向でいろんな協議や検討を重ねているというふうに、お伺いしました。

額田地区では結構期待する声がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の大項目で情報システムの統合問題についてお伺いします。

2025年までに国は、計20の基幹業務システムを全国統一の標準仕様に合わせる方針を持っているというふうに聞いています。

ですが、それがどのようなになるのか、全く見えません。私は議員になる前は、コンピューターを扱ったり、システム開発をやったりしていたんですが、ソフトへの開発はなかなかうまくいけばさっといくし、下手にやるととんでもないことになるという経験をしていますので、余計心配するところです。

そこで、今回、国が意図していること、そして、那珂市がそれにどう対応していくかというのを聞きたいと思っています。言うまでもないことなんですが、ニュースなどでよく大きな大銀行が、システム障害を繰り返し起こすということもありますので、国が指導するからと言って適切な方針でシステム設計や政策が行われるか心配なわけです。

一旦設定した仕様を途中で変更すると、混乱を引き起こすことが多いのですが、その仕様変更が多いという話も聞いていますので、余計心配です。

それで、質問します。

情報システムの標準仕様準拠化は、一体何のために何が行われようとしているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

自治体情報システムの標準仕様準拠、いわゆるシステムの標準化、共通化でございますが、住民の利便性向上と自治体の行政運営の効率化を目的に、国において法整備がされ、現在、本市においても取組を進めているところでございます。

具体的には、住民基本台帳をはじめ、20の主要業務に関するシステムを国が定める標準仕様に適合したものに移行することとされており、その利用につきましても、国が整備するクラウド環境を活用することが推奨されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 標準仕様とおっしゃっているのですが、そのどこのどこまでといろいろあります。自治体側のプログラムを国が提供してくれるのではないようですし、ですから、標準化されるのは何なんでしょうか。地方データの基本スキル、データ構成の構造ですね。それから、情報交換のプロトコル、手順というんですか。データ操作のツールなどいろいろなレベルやジャンルがありますが、どのような形で行われようとしているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

標準化されるのは、自治体が利用する情報システムの基本的な仕様や機能、データ形式、セキュリティ要件などになります。

これにより、自治体間でのシステムの互換性が確保され、システム更新や導入時のコストと手間を削減することが可能になります。

現在、稼働している住民基本台帳をはじめとするシステムを、国が統一的に定めた標準仕様に適合するよう既存のシステムを改修していくものになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。結構大変ですね。

次の質問です。

この標準化の中でガバメントクラウドという言葉が出てきますが、それはどのようなものでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ガバメントクラウドとは、国や地方自治体の情報システムを運用するために、国が整備したクラウドサービスの利用環境になります。

このガバメントクラウドに標準準拠システムを集約することで、効率的に情報システムを運用することができるようになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） ガバメントクラウドのサービスを国が提供管理しようとする、クラウドサービスの費用は全て国が負担し、自治体への課金はないのか、あるいは課金があるのかどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ガバメントクラウドの利用料につきましては、市が負担することになります。

具体的には、デジタル庁から市に請求があり、支払をするということになります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） では、市がお金を払わなきゃならないとすると、ガバメントクラウドの使用は強制されているのでしょうか。また、メリット、デメリットをどのように認識していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ガバメントクラウドを使用することは推奨であり、強制されているものではございません。

ガバメントクラウドを使用するメリットといたしましては、システム間の連携が容易となること、自治体単独では導入が難しい最新のセキュリティ対策の下でシステムを利用することができるなどが挙げられます。

一方、使用する上でのデメリットではございませんが、料金体系が定額制から使用量に応じた変動制になることで、利用料がこれまで以上になる可能性がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 今、クラウドサービスをいろんなことで使わなきゃならないところなんです、結構私自身つまらないことでも不自由しています。何かハングしたりとか。そのうち直るんですけども、重要なシステムではないから、大して困っていないのですが、市の事務となるとそうはいかないです。そういう懸念がありますね。

次の質問ですが、移行に向けての作業は順調に進んでいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国では、標準準拠システムへの移行期限を原則として令和7年度末としております。

本市におきましては、戸籍関係システムを令和8年2月下旬に、それ以外の業務システムを令和7年9月下旬に稼働することとしており、移行スケジュールに沿って現在、作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） このような作業を行うと国が、その標準設定をしている国と那珂市の事務の実態とが、ずれる場合がありますが、国の仕様に包括されていない項目が出た場合に、那珂市はどういうふうに対応するつもりでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国の仕様に含まれない項目につきましては、令和5年度中に各システム所管課で分析を済ませております。現在、その整理をしているところでございます。

今後は事務の進め方、具体的には作業手順などになりますけれども、システムの本稼働前までには見直しを行い、標準化の範囲内の機能で利用できるようにしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） もう一つ、さっきも出ましたが、移行に関するコストとシステムの維持に関するコストがあります。システムの設計と開発費用、データ移行費用、職員の研修費用、それからガバメントクラウド上における稼働環境の設定費用などがたくさん考えなきゃならないと思うんですが、どうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

移行コストには、今、議員のほうからご紹介のありましたシステムの設計・開発費用、データ移行費用、職員の研修費用、ガバメントクラウドの設定費用などがございます。全体的な経費といたしましては、1億6,000万円程度になると見込んでおります。

維持コストにつきましては、システムの保守運用費用、セキュリティ対策費用、クラウドサービスの利用などがございます。経費になりますけれども、現段階では各事業者において維持費の見積りをするのは難しく、把握できていないのが現状となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 当面の移行費用は国が出してくれるとしても、その先の費用が分からないというのは、ちょっといかがかなと思います。

でも、今、分からないというのは分からないので、しょうがないと思います。

じゃ、次の質問にちょっと飛ばして、移行時や移行後のトラブル対策が必要かなと思うんです。先ほど言いましたように、システムダウンというのはあり得るということを考えなきゃいけないので、そのような場合にどういうふうな対応をする予定かお聞きします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

システムの移行に当たりましては、作業漏れなどがないよう、システム移行業務を統括するDX推進室が担当課と事業者の打合せなどに加わり、アドバイスや確認をしているところです。

今後、予定している本稼働前のリハーサルにおきましても、操作研修、動作検証、移行データ検証、データ連携テストなどを行うこととしております。

移行後におきましても、標準準拠システムの提供事業者やネットワークの保守事業者との連携により安定稼働を図るとともに、トラブル発生時には速やかに対応できるよう緊急時の連絡体制を確保してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 多分、国が推奨するガバメントクラウドを使うことになると思うのですが、そのサーバーが機能不全になることなどを想定していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国のクラウドサーバーが機能不全になることについては、市としても想定をしなければならないと認識しております。

現在、本市ではサーバー障害の備えといたしまして、緊急時にも窓口で情報の照会や諸証明の発行ができる体制を整えております。

ガバメントクラウド移行後につきましても、この体制を維持してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） なかなか大変な仕事だと思いますが、市の事務を円滑に進めていくために、いろいろ考えることを考えて対応できることは対応して、やっていただきたいと思います。

これは、国が主になっていまして本当は国に言いたいことなんですけれども、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告8番、花島 進議員の質問を終わります。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（木野広宣君） 通告9番、大和田和男議員。

質問事項 1. 酷暑の中の教育環境について。 2. 那珂市南東部のインフラ整備について。
3. 産前産後の支援について。

大和田和男議員、登壇願います。

〔１０番 大和田和男君 登壇〕

○１０番（大和田和男君） 議席番号10番、大和田和男でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただくわけですが、昨日私、育児休暇を取らせていただきました。賛否両論あるかと思いますが、女性の笑顔あふれるまちづくりというのが、私の公約でもあるものですから、男性の育児休暇もそれに寄与できるものかなと、私も一石を投じさせていただきました。ですが、これもひとえに議員の皆様のご理解、令和２年ですか、３年ですか、条例のほうに育児休暇また、介護休暇のほうを入れていただき、誠に感謝を申し上げたいと。

そして、実は昨日、赤ちゃんを抱っこしながら、ワイヤレスイヤホンでずっとリアルでユーチューブを視聴していきまして、いろいろ気づかされた点もありましたし、こういったＩＣＴの技術が進んだことによって、そういったことも副産物としてできたのかなと思いますので、これにも関係各位の皆様には感謝を申し上げたいとともにこれから多様性のある議会改革を推し進めなければならないという決意をいたしました一日だったなと思います。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

これまで、私様々大きな質問、持続可能な地域社会ですとか、財政がとか財源がどうとか大きな質問をさせていただいたのですが、今回は本当に生活に身近な質問を中心に項目を進めさせていただきたいと思っております。

今年の夏、この酷暑の中の教育環境ということで、今年の夏は本当に暑かったと、本当にどこを歩いても、暑かった、暑かったとしか話がなかった。環境問題というところもあって、一人一人、環境問題に対峙しなければならないという思いとともに、日本の風土というものが、もうこれまでと違っていくのかなと、伝統とか生活様式自体を変えていかなければならないのかな、そう思わせるような暑さでもあったなと思います。

そして、我々働いている世代は、よいのかもしれませんが、いわゆる弱者、子供とか高齢の皆様には、非常に命の危険にさらされる暑さだったと思います。

そして、私も昨日、ユーチューブを見ながら渡邊議員の最後の頃、皆様も疲れていたなというところで、学校の空調設備の話を聞いていました。財源から、そして、災害に値するような暑さだということで、学校の空調のお話を質問していただいた。私も日を超えましたので、次の日になりましたので、重複になりますが質問させていただきます。

まず初めに、特別教室の空調設備の整備のスケジュールは、どのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

特別教室には、音楽室、理科室、美術室、図工室などがありますが、学校現場の意見を参考にしながら、使用頻度の高い教室から整備していきたいと考えております。

整備のスケジュールですが、まず現在、委託しております中学校5校の実施設計が今月中に完了する予定ですので、それを基に整備時期や方法などを関係課と協議の上、決定してまいります。

また、小学校9校につきましては、来年度以降、中学校同様に実施設計を作成後にスケジュールを作成してまいります。

整備に係る財源としましては、学校の空調設備が対象となる文部科学省の、学校施設環境改善交付金や、起債等を活用する予定でございます。

なお、国の財政措置が普通教室に整備した際とは異なることから、14校まとめて単年度での整備を完了することは難しいと考えております。

効率的に、また経費の平準化を図りながら、可能な限り早期の完了を目指してまいります。以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 中学校5校の実施設計が今月中に完成する予定と、そして、財源としては学校施設環境改善交付金や起債等、そして、国の財政措置が普通教室の整備した際とは異なることから、14校まとめて単年度で整備を完了することは難しいと考えているということですが、昨日、渡邊議員からもお話があった、本当に災害に値するような暑さの中、やはり特別教室もしっかりと整備していただきたい。

これも、市で言うことではないかもしれませんが、自治体間に差が出ていることは、本当に非常におかしなことであって、例えば、今も給食費の無償化なんていう話もあります。教育というのは国の根幹でありますから、できれば国にしっかりとそういったものも、国がやるべきことだと思うんですけれども、こういった空調設備なんかもこういった制度で始まっておるわけですから、なかなか難しいかと思いますが、今後、こういった教育環境整備ないし給食費の無償などなど、国ができることをしっかり市町村としても地方としても、国に要望をしていただきたいと思う次第でございます。

続きまして、体育館の話が昨日も出ましたが、体育館は断熱性能まで確保しなければならないという非常に難しいところだと思うんですけれども、引き続き、体育館の空調整備、予定される財源と、その整備時期について伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

特別教室の整備完了までに何年かかるのかが不確定であるため、現時点では体育館への整備については未定となっております。

また、財源につきましても、整備時期に国においてどのような財政支援があるのかが不明であるため、現時点では決まっておりませんが、国の補助や起債など、整備を効率的に進めることのできるような財源を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 分かりました。市内学校、また保護者さんのヒアリング、しっかりしていただいて、優先順位をもって整備に当たってもらいたいと。

また、追加ですけれども、実は榊原議員からお話が以前ありまして、昨日もあったかな。校内フリースクールの空調設備の話で、二中についていないと保護者から相談を受けているんだと、榊原議員からお話を伺ったことがあります。

こういったフリースクールのところに冷房がないと。これは本当に一般財源でできるぐらいの整備だと思うんですね。早々に来年にはそういったことがないように、整備を進めていただきたいと。

また、教育厚生常任委員会でも、今度、もんでもらえたらなということをお願いいたしまして、空調設備の整備については、質問を閉じさせていただきます。

そして、教育環境、夏と言えば学校のプールということで、先日、プールの取り壊しの入札が入って私もちょうど小学校2年生のときに、菅谷小学校にそのときは在学していましたが、3年生になったら東小に行くわけですから、2年生のときに菅谷小にプールができた。あれから40年弱になりますか。いよいよ菅谷小学校もプールが壊される時期が来たのかなと。今、運動公園のほうでプールの授業をしているというわけですが、今、使われている学校のプールはどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、学校のプールを使用しておりますのは、第一中学校、第四中学校、瓜連中学校の3校のみとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） それでは、取り壊す予定や今、使われていない学校プールはどのようになっているのかも伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

現在、使用していないプールのある学校は、小学校が5校、中学校が2校です。

そのうち、小学校4校、菅谷小学校、菅谷東小学校、菅谷西小学校、五台小学校につきましては、今年度、解体工事を発注しまして、現在工事中となっております。

残る小学校1校の横堀小学校と中学校の2校、第二中学校、第三中学校につきましては、来年度以降の取り壊しとなる予定でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 今年度ですね、解体工事を発注する菅谷小学校、菅谷東小学校、

菅谷西小学校、五台小学校というところがございますが、この4つの小学校に共通することがあるというところです。

それは、この夏の大雨、また、酷暑により送り迎えの車が増えております。例えば、菅谷小学校は、まちづくり委員会の裏のあの小さなところしか駐車場がない。菅谷東小学校は、半ば違法駐車ぐらいの感じで、周りに送り迎えの車が張りついている、道路にですね。西小はもう入り口の校門の前の三角のところにぎゅうぎゅう詰めに車が無造作に並んでいると。

五台小学校は次の質問にもなりますが、やはり遠距離というところもありまして、学校の駐車場が非常に課題になっているというところで、取り壊したプールの部分の活用で、学校駐車場の整備を要望するがいかがでしょう。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

取り壊し後のプール跡地につきましては、学校の要望を確認した上で、校庭の一部や駐車場として活用できるように整備をいたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ありがとうございます。

整備していただけるというところで、保護者さんも学校も多く要望していますので、早期実現のほうをお願い申し上げます。

次に、この酷暑の中という登下校についてです。

もう昔の話、またヘルメット議員の市長の話に戻っちゃうんですけども、ヘルメットその裏には悲痛な交通事故がありました。でも、この暑さも命に関わるような暑さです。ヘルメットの安全は分かるんですが、その暑熱対策のほうはどのようなになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

登下校中の事故による重篤なけがを防ぐために、ヘルメットの着用を求めています。

しかしながら、登下校の時間帯も気温の上昇や強い日差しが照りつける日が多く、熱中症対策の必要性についても、十分に感じているところです。

学校としましては、日傘の使用を認めることで、安全を確保しつつ、体温の上昇を防ぐことができるような対策を講じております。

また、保護者の判断で、ヘルメットではなく通気性の高い学童帽の着用を選択することについても認めておりまして、子供たちの体調等によって適切と思われる対応を取っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 日傘の使用ということで、今、結構小学生は日傘を差しているな

というのは気づくんですけれども、また、通気性の高い学童帽の着用を選択すること、認めているということは、原則ヘルメットということだと思うんですけれども、この暑さ、どちらか各家庭で選択ができるよう、どちらが大切かというのは私にとっても、非常に難しいところでございますが、各家庭で議論できるそういった機会づくりになればなと思っております。

そして、登下校と言え、廃校対策として本米崎地区はバスで、スクールバスがありまして、そして、戸多地区ではそのスクールバスから今年度から、スクールタクシーに変更になった。

それから、数か月経ちました。戸多地区のスクールタクシーは、どのようなもので、その効果はどのようなになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

これまで、本市では学校の統合によりまして、小学校が廃校になった地区に居住する児童に対する通学支援策として、本米崎地区と戸多地区においてスクールバスを運行してきました。

そのうち、戸多地区につきましては、昨年度末のスクールバスの運行契約の満了に合わせて、利用者の利便性の向上等を図るため、運行形態についての検討を進めてまいりました。その結果、スクールタクシーの試験運行を決め、今年の4月から開始したものでございます。

スクールタクシーは、乗車人数に応じてセダントップやワゴントップなどの車両を使い分けるとともに、自宅近くで乗り降りすることが可能となっております。

そのため、停留所まで一人で歩く機会が減ったり悪天候の際には、利便性が向上するなどの利点がございます。

試行期間ですが、令和7年度末まで実施し、利用者や学校を対象としたアンケート等により検証を行った上で、継続の有無や本米崎地区への導入について検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） これは非常にいい施策なのかな、いいところどりのかななんて本当に思っておりまして、一人で歩く機会が減ったり悪天候だったりの際の利便性が向上するなどの利点がありますし、それを、検証を行った上で、本米崎地区にも広がるということなんですから、本当に暑いだけでなく、防犯上にも一人で歩くという機会が、今、学校で多いんですよ。多い学校でも、やはり学童保育に行っちゃって最後、下校の時は一人で帰って来る。この暑さで、一人で帰って来る。

また、その一人のために今度は、高齢な善意で立ってくれているパトロールの方が、その一人のためにこの汗を流しながら待っていると。非常に、時代も変わったんだなと痛感をし

ているこの頃なんでございますが、そして、そのスクールタクシー事業をできれば広げていただきたいと思います。

あくまで今は、戸多や本米崎の廃校の対策としての活用なんですけれども、例えば、後台三区なんていうのは、バイパスを渡って、水郡線を渡って、その次はという話で五台小学校まで片道３キロ以上あるような場所から小学校の１年生も、この酷暑の中、登下校をしています。例えば、後台三区のような地域にもスクールタクシーを導入するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、厳しい暑さの中、小学１年生が３キロ以上歩くのは楽なことではないと思われます。

しかしながら、距離のみでスクールタクシーの導入を検討するとなれば、何キロが適切なのか、さらには運行するための予算措置といった、新たな課題も出てまいります。

こうしたことから、現時点では、本米崎及び戸多以外の地区においての、スクールバスまたはスクールタクシーの導入を拡大する考えはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○１０番（大和田和男君） 距離のみでというと、どこまでがというのは、それは難しいと思います。自治会単位で考えていくのもいいですし、もしかしたら、これまちづくりの何か事業の一環になるかもしれない。実際に歩いてみました。ですが、暑くて途中、もういいやとおかしいですけれども、途中のセブンイレブンに寄ってしまったところでございました。本当に大変です。

この人口減少の中、そして那珂市は公共交通機関がない分、スクールタクシーは人口減の多少なりとも起爆剤になるのではないかなと思います。受益者負担が発生してでもいいと思うんです。そして、そういった地区にスクールタクシーで登下校できるとなれば、もしかしたら子育て世代がその地区に移住してくる、定住していただけるかもしれない。

そして、そのような中で、今、日本版ライドシェアなんかいつもお話になっていますが、公共ライドシェア、もしくは自動運転バス、そういったものの動機づけ、そういったものにもつながるのではないかと思いますので、いま一度、まちづくりや公共交通機関の一助となるような考え方から教育部門だけではなくて、関係各課で議論していただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

そして、次の項目に移らせていただきます。

那珂市南東部のインフラ整備について移らせていただきます。

寄居地区の開発についてというところなんです、寄居地区の開発における周辺のというところでございますが、関係筋によりますと、いよいよ寄居地区で関係筋というか、昨日の

君嶋議員の質問にもあったんですけれども、寄居地区の開発が進むということで、これは大規模小売店舗立地法に基づく開発だと思われます。

この法律は地域社会との調和を図り、交通環境問題、そして、周辺の生活環境について適切な対応を図ることを課している開発でございます。寄居地区に予定されている開発に伴い、寄居、堀之内、仲ノ内など周辺地区の市道が非常に混雑することが予想されます。

そして、寄居十字路から都市計画道路、菅谷・市毛線、言うなればローソンのところが拡幅整備を要望するわけですが、どのようになっているのか、伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

寄居地区においては、都市計画道路菅谷・市毛線や菅谷・飯田線と一般県道額田南郷田彦線が縦横断する幹線道路を形成しており、日常的に交通量が多い道路となっております。

また、同地区において予定されている開発に伴う交通量の増加が見込まれ、その増加に対応するための道路が必要なことも認識しております。

当該道路の現状は、都市計画道路菅谷・市毛線と県道額田南郷田彦線を連絡する道路ですが、通過交通が多く狭隘な道路と認識しております。増加する交通量に対応するためにも、拡幅が必要であり、また、地元からも整備要望をされていることを踏まえ、今後関係地権者や自治会と調整していきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） この寄居地区は菅谷地区にありながらも、なかなか整備が進まないという地区ですね。そして、これが、本当に1本ができれば佐和との接続も考え得るし、今、寄居十字路は非常に通学路としても事故が多いところ、そういったものも通学路としての活用も、できようかと思います。

そして、やはり排水の問題もある。この開発を機に、この拡幅整備を推し進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、寄居地区に予定されている開発に伴い、あの十字路で大森茶寮の前の交差点における渋滞も考えられます。また、時間帯によっては既に渋滞がされていると地域の住民から聞いております。交差点改良や右折矢印式信号機の設置の検討を行ったほうがよいと思うのですが、市の考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

当該交差点は、都市計画道路菅谷・市毛線や都市計画道路菅谷・飯田線的那珂市とひたちなか市を結ぶ幹線道路が交差する場所です。

現状は、日常的な通勤退勤時間帯の通過交通に加え、近接する大型店舗などの利用者による混雑が時間帯により発生することもあります。

今後、寄居地区に予定されている開発に伴い利用が増えることで、当該交差点などにおいて渋滞が発生することが想定されるため、交差点の状況を注視し、交差点改良の検討や、右折矢印式信号機の設置について警察と協議するなど、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） よろしく願いいたします。

そして、また、寄居や堀之内地区の一部ですが、公共下水道が未整備であります。寄居の開発に伴い下水の開発の部分は下水道の管を入れるのでしょうけれども、周辺地区にはまだまだ未整備であります。早期の下水道整備を要望するわけですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） 答えいたします。

本市の公共下水道につきましては、効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、令和2年度に公共下水道全体計画見直し方針を定め、整備地区の見直しを図りました。

また、持続可能な下水道運営を行っていくため令和4年度には下水道施設の効率性、経営の健全性、財政状況の安全性の3つを視点とし、那珂市公共下水道事業経営戦略を策定いたしました。

これらを基に令和5年度には那珂市公共下水道事業整備方針を定め、公共下水道のスケールメリットを生かせる地区の整備方針をお示したところでございます。

議員がおっしゃられた地区につきましては、この整備方針に該当する地区でございますが、他の未整備地区も含め慎重に検討した上で、市民に対しては丁寧な説明を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 全体計画の見直しとか、事業経営戦略とかいうのを私も産業建設で委員が長いものですから、大分議論をさせていただいたわけですが、この開発に伴い、そういう優先順位も少しながら大きく変化していくのではないかなと思います。

目の前に大きな商業施設があって、あるいは実は下水道整備はまだまだなんだとか、ひたちなかからの玄関口なのに、まだまだだというのちょっとどうなのかなと思いますが、同僚議員からは堀之内や寄居地区は、やゆされた経験もございますから、苦い経験がございます。ですが、ひたちなかからの玄関口である、それら地域の整備促進を強く、強くお願いを申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

次に、都市計画道路の整備についてですが、着工中の都市計画道路、いよいよ森が伐採されて近くの住民の皆様は、まだかまだかと目をキラキラさせて待っている状況ですが、今、事業着工中の計画道路の進捗状況と供用開始はどのようなになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、整備している都市計画道路事業は、菅谷・市毛線、上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線、菅谷・飯田線の3事業となっております。

菅谷・市毛線の進捗状況については、事業費ベースで65%となっております。用地はおおむね買収済みとなっており、現在、雨水排水施設を含めた道路工事を予定しております。

なお、供用開始年度は事業計画上、令和8年となっております。

上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線の進捗状況については、事業費ベースで53%となっております。現在は、家屋移転を含めた用地買収を行っており、今年度より道路工事に着手してまいります。供用開始に関しましては、事業計画上令和8年となっております。

なお、どちらの路線についても、用地取得や工事の進捗などの状況によっては、供用開始年度の見直しも考えられます。

最後に、菅谷・飯田線の進捗状況ですが、詳細設計・用地測量業務が完了するところでございます。今後、関係地権者に事業概要と用地買収に係る説明会を行い、建物移転を含む用地買収の交渉を個別に行ってまいります。事業着手に関しましては、令和8年度から予定しており、早期の供用開始を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ありがとうございます。

菅谷市毛線、令和8年度までに一筆を残し全て買収済みと、上下線や下菅谷停車場線もただいま着工で令和8年度となっておるところですが、菅谷飯田線も早期の供用開始を目指してまいりますというところですが、用地の取得や工事の進捗などの状況によっては供用開始年度の見直しも考えられるということなのですが、本当に進めてみると多分建設サイドでは早く進めたいんだけど、なかなか思うようにいかないということも多々あるし、私も地域からそういった意見を伺っているところですが、やはり、待っている方もいらっしゃるので、着々と事業を進めていただきたいと思います。

そういった中で、やはり、先ほど申し上げたとおり、計画道路の全線開通は積年の夢であり、やはり那珂市発展には欠かせないところであろうかと思います。特に、下菅谷まちづくり事業とともに下菅谷停車場線の整備は費用対効果があった計画道路だと思います。本当に思ったとおりに住宅が張りついてくれた、これからも様々な課題は山積してであろうかと思いますが、ご尽力いただき、早期整備で全線供用開始をしていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

国道349号バイパス東側の都市計画道路下菅谷停車場線の整備の必要性につきましては承知しておりますが、現時点において明確なスケジュールの策定までには至っておりません。

既に着手している都市計画道路を優先し、都市計画道路の整備状況を踏まえながら、下菅谷駅前広場やほかの都市計画道路を含めて早期の投資効果を得られるように、次期整備路線を判断してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 下菅谷駅前広場やほかの都市計画道路も含めて早期の投資効果を得られるように、次期整備路線を判断していくということですね。それに尽きるかと思います。

本当に着々と進めていただいて、地域住民の皆様、本当に待ちわびております。よろしくお願いいたします。

そして、その都市計画道路の最後に財政について伺っていくわけですが、道の駅は合併特例債を活用するというお話もありましたが、それにみんなぶち込んだという話ではないかどうか分かりませんが、そうであれば、費用対効果や地域住民の利便性を図れる都市計画道路だって、そのほかの有利な起債で整備が可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、確かに、その合併特例債は非常に有利な起債の一つでございます。都市計画道路の整備に活用することも可能ではございます。しかしながら、起債は借金でございます。起債の活用にあましては、後年度の市の返済額である公債費の負担額を踏まえまして事業計画の精査が重要であるというふうに考えております。

このため、実施計画の策定におきまして、事業の実施年度の調整等例年取り組んでいるところでございます。その上で、より有効に起債財源を活用するために、合併特例債も含めた様々な起債を効果的に組み合わせることなど持続可能な予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） もちろん、持続可能な予算編成、財政サイドは間違いなくそれを言おうかと思うんですけども、この都市計画道路も投資効果は非常に期待はできると思います。何度も申し上げるんですけども、やはり、那珂市発展は、道の駅も重要でございますが、都市計画は地域住民にとって、市民税を納めている方々にとって、とても重要です。しっかりと市民の皆様の足元であるインフラ整備のほうの促進をお願い申し上げまして、この項の項目は閉じさせていただきます。

それでは、次に、産前産後の支援についてでございますが、産前産後の支援はまず家庭内の支援と社会の理解が必要だと思います。冒頭にも申し上げたとおり、私も育休を取りまして、その育休というのは笑顔あふれるまちづくりに寄与しているものだと思っております。

市の皆様も率先して取っていただきたいと、市役所の職員の皆様も率先して取っていただきたいと思います。

そこで、市職員の育児休業の取得状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

過去5年間の育児休業取得率でございますが、女性の取得率は100%となっております。

男性につきましては、令和元年度がゼロパーセント、令和2年度が12.5%、令和3年度が11.1%、令和4年度が9.0%、令和5年度が55.6%となっております。令和6年度、今年度につきましては、8月末時点で、取得対象者13名のうち、7名が取得をしており、取得率は53.8%となっております。

引き続き、国の方針の下、男性の育児休業の取得促進と、子育てへの参画がしやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 女性の取得率は100%は何となくあれですけども、男性について、令和元年度、たった五、六年前でゼロパーセントというのはびっくりですよ。何か結構言われていたんじゃないかなと思ってたんですけども、それで、令和2年度は12%で、3年も4年も10%前後というところで、昨年から一気に55%というところで、国の方針もやはりあったんでしょうけれども、まあまあもっと100%を目指して取っていただきたい。ちょっと前までは、その育休、男性育休を取ると不当な扱いというか、出世ができないなんということを言われていましたが、そうではないんだぞというその雰囲気づくり、職場内でもそういった雰囲気づくりをつくっていただくことをお願いしたいと思います。

そして、次に、本市の孫休暇というのがマスコミに何か取り上げられていましたが、孫休暇の導入経緯について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

孫休暇につきましては、職員の定年の段階的引上げによりまして、今後、孫を持つ職員が増加することも想定いたしまして、事業主といたしまして子育ての支援、育児に対する勤務条件面での多様性受容の促進と、社会的責任に応えるため、令和6年4月1日より導入をしております。

具体的には、配偶者出産休暇の取得理由に、孫の出産または出産予定を、育児参加休暇の取得理由に、孫の出産予定または出産を、家族看護休暇の取得理由に、孫の看護を加えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） ありがとうございます。

様々な条件もありながらもお孫さんに休暇を取ると、いい制度なのかなと思います。

では、今現在の孫休暇の取得状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

孫休暇の取得状況でございますが、令和6年8月末現在で4件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 4件、多いのか少ないのかも分かりませんが、副市長、取りましたか、孫休暇。

〔「休暇制度がないとき」と呼ぶ声あり〕

○10番（大和田和男君） ならなかった、すみません。

取られた方も、総務部長も取られましたか。取られました、はい。ということで、取っていただいて、やはり家族の、何ていうんでしょう、のために休暇を取って、そういった理解を得られる、そういった社会づくり、非常に必要だと思いますので、ぜひ今後も、部長の皆様あたりがちょうど孫休暇に値するかと思いますので率先して取っていただきたい。そうすると部下も育休でも何でも取りやすいという、率先して取っていただきたいと思います。

そういったその孫休暇等やっている本市は、やはり祖父、祖母にもしっかりと子育てに参画をしていただきたい。そういった姿勢が必要かと思います。那珂市ではママパパ教室なんているのをやっているんですけれども、ほかの自治体では祖父母教室なんているのを設けている自治体もございます。那珂市でも導入をしていただいて、孫休暇取得理由にもつけていただくと、そういった祖父母教室を導入を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

現在、妊娠期の教室としてママパパ教室を実施しております。ママパパ教室の参加者につきましては、希望があれば、父母に限定せず、祖父母の参加も受け付けるなど柔軟に対応している状況でございます。

子育てのための祖父母に向けた取組といたしましては、教室という形態ではございませんが、孫の健康に関するポスターを掲示するなど、周知を実施しております。

子育てのための祖父母教室のご要望は、これまで声として上がってはおりませんが、子育て期の父母を支える祖父母等に向けた情報発信につきまして、内容を精査し、継続してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） 分かりました。とにかく各世代がこの今に合った子育て、昔はこうだったとかそういったのを全然その時代にそぐわない話ではなくて、今の時代に合った子育てをしっかりと理解してもらおうということが重要で、世代間の子育てを推奨していただきたいと思います。

そして、産前の支援の中で、妊婦さんや、産後も産前もそうかもしれませんが、子育ては家にいなきゃならないんですね。実は昨日、家にいて本当に何かやはりちょっとつらかった。一日ぐらいいてもつらいぐらいなんですけれども、女性の方は長々何か月も家にいなければならないと。そういった中で、やはり子育て産前支援、産後支援について、今やスマホの中のワンストップが必要だと思います。

ですが、那珂市の子育て支援というのをちょっと開いてみましたら、ママフレという子育てサイトを市で運営しているようなんですが、何か今月いっぱいで閉鎖しますというのを赤字で書かれていた。その今月いっぱい閉鎖をする理由は何なのか、伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） 答えいたします。

ママフレは、子育て中の方々に出産や保育、手当支給などの子育て支援に関する各種行政サービスを総合的に案内するサイトでございます。当市においては平成25年10月に官民連携事業として導入いたしました。しかしながら、提携先の事業者より当サイトの無償掲載が終了となることに伴いまして、令和6年9月末をもって、ママフレの掲載が終了することになった次第でございます。

その代わりとして、市のホームページ上の子育て支援に関するページを再編成し、子育て中の方々により見やすく、分かりやすく情報提供できるよう、現在準備作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） 子育て中の方々により見やすく、分かりやすく情報提供をできるように、現在準備作業というところなんですけれども、早めによろしく、9月に何かサイトが閉鎖するというので、早期によろしくお願いいたします。

子育てのDXというのはもう今や当たり前の時代です。那珂市の子育て情報の発信について、スマートフォンを活用した取組等を検討してはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） 答えいたします。

スマートフォンを活用した情報発信の新たな取組といたしまして、今年度、健康推進課とこども課、こども家庭センターにおいて、幅広い情報発信の手段として、携帯電話に直接メッセージが届く、自治体SMS、ショートメッセージサービスを試験的に導入することとし

ております。

具体的には、妊娠届出や出生届出の際に、自治体SMSサービスの説明を行い、事前に了承を得た方に対し、事業の案内や各種申請手続の案内などをSMSで発信していく予定でございます。

SMSの活用により、情報を受けたい市民の方にダイレクトに情報を送ることができるため、より効果的な周知方法になるものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 今そうですね、SMSショートメッセージサービスというのは非常に自治体でも有効に活用されているということで、本当に直接はダイレクトということは抜けがなくてよいかと思います。そういったものを有効活用しながら、その子育てDXのほうをさらに推し進めていただきたいと、そして、もう県内の何か定住移住の話も昨日ありましたが、那珂市だけにとどまらず近隣市町村にもPRできるような、注目を浴びるような周知、PR活動も併せてお願いをいたします。

そのワンストップについてですが、ここに一例を申し上げたいと思っております。

働く女性が当たり前の時代になりました。ですが、妊婦用のいばらき身障者等用駐車場利用証の交付について、この一例なんですけれども、交付時期や交付場所が分かりにくいんですね。やはりこれもワンストップにするべきだと思うのですが、体制について検討してほしいです。よろしくをお願いします。答弁をお願いします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

妊婦用のいばらき身障者等用駐車場利用証は、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を妊娠7か月から産後6か月の妊産婦が利用できる制度でございます。

現在は、妊娠届出時に周知しており、対象時期に、本庁舎1階の社会福祉課に申請し、利用証の交付を受ける流れとなっております。

議員のおっしゃるように、利便性や分かりやすさを考慮すると改善の余地がございますので、今後は、健康推進課窓口においても交付ができるよう、交付時期や交付場所について社会福祉課とも調整し体制の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 何かひだまりやこども課だと思ったら、今度は本庁1階の社会福祉課ということで、やはりワンストップにはちょっとまだまだ程遠いかなと思いますので、考えられる全て、ましてやひだまりとかいう拠点施設まであるんですから、全てをワンストップにしていきたいと思います。

次に、まだ産前の支援なんですけれども、産婦人科の話なんですけれども、産婦人科を造

れとは言えませんので、ちょっと、ではなく、那珂市には産婦人科がないというところから、那珂市は県央中枢都市圏構想内として、公共交通の在り方や医療の在り方、そういったものを県央地区で検討している、考えていようかと思うんですが、この那珂市、いざというときの陣痛みたいな、いうことあるかと思います。そういったときのタクシー補助を考えていただくのはどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

本市にお住まいの妊産婦の方の産婦人科への通院については、自家用車のほか、タクシーを利用されている方もいることは認識してございます。

このような妊娠出産にかかる費用を助成するため、妊娠届出をした妊婦1人あたりに5万円、出生した子供1人あたりに5万円を支給する出産・子育て応援給付金が令和4年度から全国的に開始されました。

出産・子育て応援給付金は、医療機関への交通費、育児関連用品の購入費、育児支援サービス利用料等の負担軽減を図る目的で給付されておりますので、現時点において、市独自のタクシー補助の導入については考えてございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） その5万円がタクシーで使ってくださいということなのでしょうけれども、5万円の使い道、本当に若い世代、5万円、あつという間ですよ、そういった物をそろえるですとか、例えば、アパートに住んでいる方だって、妊娠してしまえば働けなくなって家賃が滞ってしまう、そういったところに使わなければならない、そういったところもあります。

そういうのじゃなくて、本当にいざというときだけのためのタクシーだと思いますので、そういったかゆいところにも手が届くような子育て支援施策を進めていただきたいと、産み育てたいまちということになろうかと思います。ご検討のほうをよろしく願いいたします。

そして次に、産後について伺っていくわけですが、産後は子育てや小さな家事はそうなのですが、下手するとテレビのリモコンを取るのだってつらいし、犬の散歩もしなきゃならないなんていうのもあったり、非常にきつい、出産後の話なんですけれども、出産後に利用できる家事・育児支援のヘルパー等の利用助成はありますか。なければ導入できないのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

当市において、出産後に利用できる家事・育児支援のヘルパー等を利用する際の助成は行っておりません。

また、市が那珂市社会福祉協議会に委託して実施しております、ファミリーサポートセン

ター事業におきまして、産前産後の家事援助や、子育て家庭への育児サポートを行っており、1時間600円で利用することができることから、新たに利用助成制度を導入することは考えてございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） そうですね。ファミサポという制度がありますが、利用促進や補助内容の拡大ですか、様々な多様性のある社会の中で申出がたくさんあると思います。そういった補助内容の拡大をお願いしたいと思います。そして、そのファミサポ、事業の助成を増やしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、最後ですけれども、本市の伴走型子育て支援というのをしっかりとしているなど、先ほど言ったワンストップとか、ちょっとしたことがございます。ちょっとしたと言うとおかしいですけれども、ワンストップしていただきたいというのがありますが、その支援の一つとして産後ケアというのがございます。産後ケアというのは、どのような内容で利用状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

市では、全妊婦に対し、妊娠届出時や妊娠後期の電話相談等において産後ケアの情報提供をしております。産後ケアは、ママのケア、赤ちゃんのケア、授乳・乳房のケア、育児の相談などがあり、医療機関に泊まる短期入所型や日帰りで通う通所型、または助産師に自宅等に来てもらう訪問型から選べます。利用料金は各医療機関等の施設で定めた額の1割となります。また、1回の出産につき7日まで利用可能となっております。

令和5年度の利用実績でございますが、短期入所型は延べ6件、通所型は延べ13件、訪問型は延べ58件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 令和5年度の利用実績というのと、短期入所、宿泊型はということなんですが、何か短期入所には場所による利用制限がちょっとあるとも伺っております。利用拡大に向けてそういった利用制限というのを取ってもらって、制度構築を進めていただきたいと思います。

産後の皆様もどうかこの産後ケアというのを使っていただいて、昔はこうだったとか、そういうのはなく、思いきり行政施策に甘えていただきたいと思います。男子厨房に入らずみたいな、そういったのも古い時代でございます。

そして、これまで産前産後支援というのをお話ししてきたわけですが、実は産む人にとっては何かつらくて、何となく育てて何となく子育て終わってというのが、実は産前産後のお話で、だから行政施策も何となくで過ぎていく、何か構築していくというより、国や県、そ

して周りの市町村と合わせていいようにしていこうという、子育てとか出産に関してこうしていこうという雰囲気になってしまうところだと思うんですね。

見るとやはり、あまりほかの自治体とその子育て支援の施策ってそんなに変わらないと思います。大なり小なりはあれど、あまり変わらない。であれば、大切なのはその子育ての手軽さであったり、あとは今度は、市として見ればPR力ですね。どこでもやっているけれども、うちはやっているんだぐらいの感じを見せる見せ方というのが非常に重要だと思いますので、PRの仕方、そしてその拠点にはひだまりもあります、そういったPRの仕方もご検討していただき、そして、私も今回、育休という形で一石を投じさせていただきました。

これから、那珂市議会も後進が育休を気軽に取れる、そういった、私が捨て石となることを宣言いたしまして、そして、市の職員の皆様も育休をしっかりと取っていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時45分といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告10番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 少子化対策のさらなる充実について。2. 防災体制のさらなる強化について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

それにいたしましても、昨日と今日と本当に7名ずつの一般質問者ということで、議会も随分活性化したなというふうな実感をしております。今日も7人の予定でございますから、議員各位また執行部の皆様も最後までしっかり取り組んでまいりましょうというふうに思います。

特にこの今年の夏、去年もそうでしたが、非常に暑かったです。まだ今も残暑もこれから

あるということではありますけれども、本当に体気をつけていただきながらというふうにも思いますし、昨日も今日もこの暑さの部分で政治的な課題も出てきたというふうなところがありますから、大きく社会も変わっていくのかなという感じもしております。

一方でその暑い夏の中で、パリのオリンピックも非常によくできたな、すばらしいなと感動もいただいたし、今はパラリンピックも開催中です。ここもしっかり応援していきたいなというふうに思っています。

さて、質問に入ります。

まず、少子化対策のさらなる充実について質問をいたします。

この項目は、昨年第2回と第3回定例会で提案をしております。その後、執行部においてどのような検討をされ、また実現に向けてどういうふうに取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

少子化対策は、まさに今、国家を挙げて全ての分野、業界において取り組まなければならない根本的な課題です。人が減っていく、それによって国力が失われていく、活力がなくなる、生産年齢人口が減ることによって税収も上がらなくなる、しかも日本は高齢者の占める割合が大きいですから、少子超高齢社会が現実のものになってきています。この市役所やふれあいセンター、小・中学校など公共施設や道路、橋梁、上下水道管など公共物も日一日と老朽化していきますから、その維持補修も税金で行うことになります。私たちが安全で快適な日常を送るためにも、生産年齢人口をいかに増やすかを最優先で考えていかなければなりません。

いかに人を増やすか、市町村によっては外国人労働者の方を多く受け入れているというところありますが、那珂市においてはまだ現実的ではないです。では、どう増やすかというと、やはり少子化対策を充実していかなければならないということになります。

各市町村では、総合計画を策定し、今後10年先の行政を方向づけています。ただし、総合計画ではあまりにも総花的でありますので、少子化対策に特化した計画には、まち・ひと・しごと創生総合戦略がありまして、これがちょうど今年度10年目ということで、最終年度であります。今回も議長に許可をいただきまして、資料を用意をさせていただきました。議員各位または執行部の皆さんにおいてはタブレットのほうで、また、傍聴の方にはこのような資料が配布されているかというふうに思います。

こちらをご覧ください。

傍聴の方には、ちょっと黄色い線を入れておきましたが、まずこの戦略は基本目標として4つ掲げています。ただ、そのうち年間出生数を見ますと、これ一番この評価年度の最後に、目標値というのが書いてありますが、各年、毎年400人を目標としているんです。で、見ますと、令和2年度は296人、3年度は307人、4年度は289人、5年度は298人となっております。まして、評価としては、自己評価でありますけれども、C評価、当然目標値以下ということです。

さらにその下のほうに重要業績として、子育て世帯の経済的負担の軽減という事業がありまして、この指標は妊娠・出産・子育てに関する経済的支援が充実していると感じる人の割合というのを指標になっているんですが、これを一番この左を見ると、目標は50%なんです。ですから、半分を目標としている。ちょっと半分を目標というののもいかなものかと思いますが、結果は、令和2年度は35%、3年度は22%、4年度は21%、5年度は19%となっております。実はこれは数字的には毎年確実に減っております。これはどう評価すればいいんでしょうね。これはアンケートで出てきた素直な数字ですから、この数字、これは上げていかないとこれ実感の数字なんで、やはりこの結婚して子供産み育てようというふうにはなっていないんじゃないかなというふうに思うんです。

いろんな指標がありますけれども、一般的に言いましても、子供を産み育てたいな、結婚したいなというふうになりにくい主な原因の一つはやはり経済的な負担です。ここにもっと率直に光を当てていかないと結果が出ません。

今、国を挙げて、どこも少子化対策に尽力していますが、それでも人口は下がる一方なんですね。私たち議員、そして執行部の皆さんは評論家ではありません。それを食い止める実行部隊として方針を定め、予算をつけ、実行していく責任があります。この少子化の流れを止めるには、よほどの方策を取らなければ無理です。大胆な政策立案、前例踏襲に縛られない予算配分、そして周到に用意された事務執行を行ってこそ、道が開けるというふうに思います。

その意味で、昨年、義務教育の完全無償化というのを訴えました。私たち那珂市民が誇る郷土の政治家根本正代議員がつくった義務教育費国庫負担制度のおかげで、子供たちはただで学校に通えているわけですが、それでも、給食費、各種教材費、部活動費や修学旅行の積立て、さらにはランドセルなどなど、実際には様々な経費が各家庭の負担になっています。

これら全てをただにしてくださいと、つまり、行政が負担をしてくださいというふうに訴えました。これは計算をしてもらいました。約4億円でした、那珂市の場合。そして、福祉分野では、保育料、学童保育、もう全て行政負担で、家庭が払うことのないようにしてくださいと訴えました。これは約3億円。合わせて7億円の予算になります。やはり、かなり莫大な予算ではあります。

しかし、これが実現したら、どれだけ子育て世帯の実質的な、そして精神的な負担がなくなることでしょう。那珂市がこれだけの施策を打ってくれた。これは那珂市民、特に若い世代には衝撃を伴ってインパクトを与えます。私たち政治行政は、皆さんをしっかりと応援します、こどもまんなか社会を実現させますという強烈なメッセージを送ることになると思うんです。

このこどもまんなかという理念は、昨年、国が設置したこども家庭庁のキャッチフレーズです。まだ、どこも実現させていないこの事業を、根本正を生んだ那珂市がいち早く実現さ

せていく、非常に社会的意義が大きいと考え、再度、この１年間の執行部の検討状況をまず教育部局から伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年の第２回那珂市議会定例会の一般質問において、本市のまちづくりの観点から、多角的に論じるべきものであると答弁しております。

本市では、子育て支援をまちづくりの最重要課題と捉えております。また、少子化対策につきましても、政策的・戦略的な施策としまして、市を挙げて取り組むべき課題であるということは教育・福祉の部門だけでなく、全庁的に共有されているものと認識しております。

教育費においては、直接、児童・生徒の育成に資するものに使われるのが基本と考えておりますので、無償化などの経済的支援の拡充については、現在のところ検討しておりません。その代わり、特別教室へのエアコンの整備や、デジタル機器を活用したＩＣＴ教育の充実などに限られた予算を充てまして、子供たちの学びを支援したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○１７番（遠藤 実君） 確かに昨年、まちづくりの観点から多角的に論じるべきものであるというふうに答弁をいただきました。ですから、この１年間どのように多角的に議論していただいたか、これを伺っているわけでありまして、子育て支援はまちづくりの最重要課題であるという答弁はいただきましたので、全くそのとおりだというふうに思っています。ただ、教育費としては、直接、児童・生徒の育成に資するもの、育成に使われるものだというふうなご答弁でありますけれども。

それでは、例えば、子供たちが学校で使っている教材費、これは直接教育に資するものではないのでしょうか。また、毎日食べている給食、これも食育の観点から、当然教育に資するものであるというふうに考えます。その他保護者が負担している経費は、全て児童・生徒の育成に資するものでありましょから、だから、保護者は家庭によってはいろんな大変な思いをしながら支払っている、納めているということだと思います。ですから、経済的支援の拡充は検討しないということは、なかなか理解し難いと思いますが、再度ご答弁を求めます。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご提案の無償化につきましては、ご家庭への経済的支援も含めまして、教育に要する費用であり、負担も少くない部分であるとは認識しております。

しかしながら、予算は限られておりますので、現時点では教育費においては、先ほどもお答えしましたように、教育環境の整備などを優先して充ててまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、福祉部局のほうからご答弁をいただきます。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

昨年の第3回定例会の一般質問におきまして、議員から本市の少子化対策といたしまして、保育所保育料及び学童保育料の無償化という大きな政策提言をいただきました。

この政策提言に対しまして、無償化の実現は非常にインパクトがあり、保護者の経済的負担の軽減のみならず市全体の活性化につながる可能性を秘めていることから、総合的なまちづくりとして考えるものと答弁いたしました。

現時点におきまして、保育料無償化の実現に向けた大きな進展はございませんが、本年4月から、市独自事業として多子世帯の一部を対象とした保育所保育料の軽減を実施したところでございます。

また、本年度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。策定に当たり、本年1月に就学前児童世帯と小学生世帯を対象としたニーズ調査を実施いたしました。

今後、ニーズ調査で得られた結果や施策に対する様々なご意見などに基づき、総合的に子ども・子育て支援施策を検討し、子育て世代の経済的支援も視野に入れて計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 昨年は、まさしく市全体の活性化につながる可能性を秘めているというご答弁を頂戴いたしました。

○議長（木野広宣君） ご連絡いたします。12時を過ぎましたが、このまま継続させていただきます。

遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今のご答弁では、今年の4月から多子世帯の一部を対象として保育料の軽減、実施されたということですので、無償化に向けては半歩前進かなというふうにも感じます。また、今後も経済支援も視野に入れて計画を策定するということですから、期待をしたいというふうに思います。

しかし、それにいたしましても、私の思うところにはまだ及ばない、足りないなというふうに思いますので、さらなるご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

保育所保育料・学童保育料の完全無償化の実施につきましては、市内外から注目されるよ

うな大変インパクトのある施策であると思います。

しかし、保育所や学童保育所は、市内の全ての児童が利用しているわけではございません。在宅で育児を行っている家庭も相応の経済的な負担が発生してございます。一部の方への経済的支援という考え方もあろうかと思いますが、子育て世代への公平性の観点から、また、限られた予算の状況からも、保育料の完全無償化は難しいものと考えております。

市といたしましても、子育て世代への経済的支援は非常に重要な施策の一つであると考えてございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、次期子ども・子育て支援事業計画におきまして、経済的な支援の施策も加え、子育てに関する施策が充実したと感じていただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 保育・学童保育は一部の支援だというご答弁ではありますが、それであれば、子育て世帯全てに行き渡る施策を早急に打ってほしいと思うわけですよ。私もそれが一番いいというふうに思っております。

私が今回提案している政策のやはり何といっても大事なところはインパクトです。ただ、当然これが全てとも、これが完全とも申し上げるつもりはありませんが、一つのやはりきっかけにして、那珂市がこれだけの少子化対策をやるんだという、これをしっかり政策として打ち出していただきたい、そういうことであります。

ですから、全体に行き渡るような政策、少子化対策をしていきたいということであれば、それが先ほどのこのアンケートに出てくるように、やはり那珂市はしっかり支援してくれているなど、こういうふうに早く実感していただくような、そういうふうな施策をぜひ打ち出していただきたいと思うわけです。

しかし、この規模感からすると、やはりこの7億円ですから、これは教育部局とか、福祉部局だけから捻出するというのは容易ではないです。これは子供真ん中の理念の下、政治判断が求められると思います。

昨年も、私も那珂市の一般会計の予算241億円の中から捻出してくださいと、そうすれば、全体の3%ですよというふうに申し上げました。この3%を市全体の予算の中にかき集めて、子供たちを増やす施策の真ん中に据えてくださいと。そのために、まちづくりの観点から多角的に議論をしていただきたい、そういうふうにお訴えをしたわけでありまして。この判断は政治判断でありますから、まさしく政治家である市長にしかできないというふうに思っておりますので、これまで議論してきた経緯を踏まえて、市長にご答弁をいただきます。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございました。昨年に続いて熱い思いを語っていただきました。

答弁を申し上げます。

議員のおっしゃる政策は大変インパクトがあり、注目を集める政策だと感じます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的な人口減少社会において、人口減少を食い止め、地方の社会課題を解決し、活性化するために策定したものでございます。

その中に、ご指摘のように結婚・出産・子育て応援戦略がございます。内容としては、結婚支援・安心できる妊娠・出産・子育て環境、時代に合った教育環境、家庭と仕事の両立支援など、市民が安心して子育てできる環境を整備していくというところでございます。

義務教育や保育料・学童保育料の完全無償化までの戦略は現在ありませんが、市民が少しでも安心して子育てできる環境を財源等も考慮しながら整備していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、どのように整備をしていくかなんですよ。やはり私は子育て支援をしっかりとやるよと、皆さんをしっかりと応援するよという理念をきっちり政策で示していかないと、効果がないとまでは言いませんが、薄いんだろうというふうに思います。

なぜかという、これはほかの市町村がもう懸命に少子化対策、一生懸命やっているからですよ。そういった意味で、やはり那珂市の現状はどうかというと、この総合戦略の結果に出ているように、那珂市は経済的に応援してくれているというふうに感じてくれている人が、実際に5人に1人もいないというのが現状なんです。これをどう捉えるかということでありまして、これをしっかりと直視していただいて、市民にしっかりと向き合っていていただいて、どういうふうに整備するか、それをぜひ皆さんで考えていただきたいと思いますし、これは議員もいろいろと提案をしていますけれども、そこを一緒にやっていかなきゃいかんというふうに思っています。

那珂市はとにかく住みやすいですよ。平たんで災害も比較的少ない。道路も縦横無尽に広がっているし、近隣の水戸、ひたちなかに通勤・通学するにも便利だと。ほかから比べても地価も比較的安いから、家を求めやすい、土地も求めやすい。そういった意味で地政学的に住みやすい、そういうところになっているわけですよ。ですから、そこにやはりしっかりと、どんとした子育て支援の政策を入れていく。そうすれば、ほかの市町村よりも、もっともっと私は効果を得られるところなんだと、那珂市はすごいポテンシャルが高いところなんだというふうに思っているんです。そういった意味で、こういう大胆な政策を打ち出せば、じゃ、那珂市でそれだけやってくれるというのであれば、やはり那珂市に住みたい、ここで結婚して、子供を産み育てたいというふうにして、移り住んで来てくれる人がいるかもしれない。もしくは、それだけ地元がやっているからと、戻って来てくれる人もやはりいるかもしれないんですよ。

そういった、どちらかというと社会増も大変ありがたい話ではありますが、むしろ私は那珂市の若い人たちが、ああ、市がこれだけ俺らのことを応援してくれる、これだけ負担してく

れる、じゃ、やはり将来に希望が持てるな、夢が持てるなということで、ここで、地元で、愛する那珂市で結婚して子供を産んで育てたいと、こういうふうに思っていたきたいんですよ。自然増をやはり政策でつくっていききたい、そういうふうに思うんです。

私は、那珂市はそれだけのポテンシャルがあると思いますから、あとは全体でどうやってこの費用を捻出するか。やはりこれは、少子化対策というのは、もう言葉は使い古されていますけれども、これから人が減っていくんですよ、人が減っていく。どうやってこれを食い止めるかは生半可な政策では難しいと思いますよ。思い切って切り替えていかないとけないというふうに再度訴えまして、多角的にまちづくりの議論をしていただくことをぜひ期待しまして、1つ目の質問を終了いたします。

○議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） では、午前中に引き続きまして、2つ目の質問項目、防災体制のさらなる強化について伺います。

近年、地球全体の大きな課題である気候変動、地球温暖化、その影響でこれから大きい台風が度々起こるというおそれが出てまいります。

さらには、8月8日に宮崎県沖で発生したマグニチュード7.1の地震が、かねてから懸念されていた南海トラフ巨大地震を引き起こしかねない状況に至りまして、気象庁が初めて、南海トラフ地震臨時情報のうち巨大地震注意を発表しました。また、それが首都直下地震をも誘発しかねない、そういうふうな状況でもありまして、これまでより防災体制をさらに上げていかなければなりません。そのような意味合いで、今回検証してまいりたいと思います。

まず、大災害が起きたとき、市は災害対策本部を設置しますが、結局は動くのは人であります。職員の皆さんにはやはり効率よく行動していただきたいわけですが、3.11のとき、ちょっと前の話になりますが、その後、振り返ったときに、あのときにどう動いていいかわからなかったというふうな話もお聞きしたことがあります。そういった意味で、職員の方の行動マニュアル、そういったものも作るべきだという話をいたしておりますけれども、このマニュアル、今できていますが、現在はどうのように運営されていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

災害時における各職員の行動については、那珂市地域防災計画に基づき作成した、那珂市職員初動マニュアルを策定しています。自然災害、原子力災害時の職員参集基準及び初期対応、感染症の対応等を定めています。

マニュアルの内容については、防災訓練などから見えた修正点や様々な事例を参考に、必要に応じ適宜見直しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

職員の方は、毎年異動がありますから、そういった意味では毎年更新をしていく必要があると思います。いついかなるときでも、自分はこういう行動をするんだということを見直しをしておいていただきたいなというふうに思います。

そして、また災害時は想定にないことも起きるものでありまして、例えば、避難所の鍵を持っている担当者が遠距離に住んでいるため、もしくは、来る途中の道路が陥没、崩落してしまっていたり、倒木があったり、塀が崩れてしまっていて通れない、なかなか施設にたどり着かない、こういったことだって想定されるんじゃないでしょうか。

そういったときに対応するために、施設の鍵をその施設の近くに住んでいる職員の方に預かっておいていただいて、いざというときにはすぐに行って開ける。こういったことを状況に応じては、自らの居住地区の担当として現地対応していただく、こういうことも必要になるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

夜間や施設が休館しているときに大規模地震が発生した場合に、市内27か所ある避難所を開設する手順については、災害対策本部からの開設指示より前に、施設管理者が施設の鍵を開け、施設の状況を確認し、安全が確認できれば避難者の受入れを始めます。

施設近くに居住する職員が鍵を持っていれば、いち早く施設を開けて避難者を受け入れることはできると思いますが、複数の職員が鍵を持つことは、紛失や盗難など、管理上の懸念があり、預かる職員にとっては職務時間外の負担となるため、実施はしていません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 実施はされていないということではありますが、実際、そういうことですよ。実際はそういうことだって起きるかもしれない。そういったことまで含めて、職員の行動マニュアルを考えていただくことがいいんじゃないかなと思います。

また、職員のいわゆるマンパワー、いざというときの人材不足、これを補うに当たって、先週ニュースをご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、笠間市さんのほうで、職員の方、警察、消防のOBの皆さん、地域にいらっしゃる方々をそういうときにはお力を借

りる、そういうふうな報道もございました。結局、災害対策本部とか、行政とかいっても、やはり人ですから、人をどうやって確保するか、どうやって動いていただくか、しっかりいざというときに想定どおりの行動ができるように、準備をお願いしたいというふうに思います。

次に、災害時の応援協定を締結している団体等とのコミュニケーションについてです。

那珂市は、現在100近くの地方自治体、43の各種団体と協定を締結していますが、これは締結先の状況が変わるということも考えられます。締結当時は当然熱があったわけですが、年がたつことによって、担当者も替わり、当時の様子がよく分からない。または、そういう会社、団体の状況も変わって、協定の内容がもう今はそれができない、こういうこともあり得ます。いつ来るか分からない災害が来たときに、その協定内容どおりに連絡して、これしてください、あれしてくださいと言っても、うちはそれは今できません、分かりませんということもあり得ますから、ぜひふだんからコミュニケーションを取っていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

自治体間では、年度当初に、異動などによる新たな連絡先の確認や会議などでの意見交換をしています。

民間団体などとは、協定内容にある支援等が必要な場合や防災訓練への参加依頼などの際に連絡を取っておりますけれども、定期的な意見交換などは行っておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 行っていないでしょうから、やってくださいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、飲料水・生活水・食料品等の供給体制について伺います。

3.11の後、市内を回っている方々にお伺いすると、やはりこの水の問題、これが一番多かったです。

人が生きる上で大切な水・食料、これについての供給体制はどうなっていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

飲料水や食料品などにつきましては、災害時には備蓄品を避難所で配布します。

生活水については、拠点避難所の防災井戸や市内の災害時協力井戸登録者に協力をいただくことにしています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、避難所に来られた方に関しては提供できると。今これは大丈

夫ということですよ。

これ以外の方々、やはり水道が出ないとなると大変です。3.11のときは、確かに自衛隊さんのご協力もいただいて、供給をしていただいた。私も並びましたが、ただ、何時間も並んでもペットボトル2本だけしかないとか、そういうこともございました。

生活用水に関しては、これは拠点避難所で防災井戸があるから大丈夫ということを確認はしておりますが、この備蓄に関しては、3日たてば流通備蓄が稼働しますけれども、とにかくこれは公助もさることながら、各家庭での最低3日分の備蓄です。これをもっともっと呼びかけていく必要があると思います。

そういうときに、民間資格ではありますが、防災士という方が地域にはいらっしゃいますから、そういう那珂市防災士の会ともさらに連携を強めていただく、こういう要請をする、そういうことも必要だろうというふうに思っております。

次に、自主防災組織が自治会ごとに結成されていますけれども、こちらへの支援状況、連携状況はどうなっていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

自主防災組織への支援としては、組織の設立時に結成に係る費用の補助を、設立から10年経過後に資機材の購入の補助を行っています。

そのほか、自主防災組織が実施する防災訓練への補助、炊き出し訓練での食材などの経費への補助や、避難所体験として飲料水や保存食などを提供しています。

また、河川の浸水想定区域のハザードマップを基に、個人ごとの避難行動計画であるマイタイムラインの作成に自主防災組織、自治会と連携して取り組んでいます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしく地域で積極的に動いている自主防災組織の方とは、そのような連携をされているんだろうというふうに思っています。ただ、おそらくは那珂市全体を見ますと、積極的にどこの自主防災組織も、毎年こうだあだとかやっているというわけでもないように見受けられるんです。

ただ、災害はいつやってくるか分からないので、そういうふうなときに地域でそういう共助が本当に働くかどうか、そういったところも市民の生命・財産を守る行政として、しっかり目配り、気配りをしていただいて、どのように地域の中で自主防災組織が動きやすくなるか、そういったところの支援も、ぜひアドバイスもいただければなというふうに思っております。

次に、避難行動要支援者の支援体制はどうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

避難行動要支援者の支援については、避難行動要支援者制度利用者を登録した避難行動要支援者名簿を基に、民生委員、自治会の協力を得ながら個別支援プランを作成し、災害時の安否確認や避難支援などの体制を整えています。

制度開始から年数が経過しているため、昨年度から、要支援者の状況や地域支援者の高齢化など、環境の変化を確認する調査を始めています。今後、支援体制の見直しをしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そういう制度、見守りをする制度があるというのは分かっておりますが、今ご答弁にありましたとおり、やはり制度開始当初から状況が変わっています。これは要支援者、支援者ともに変わっている可能性があります。例えば、要支援者の方であれば、既にもう鬼籍に入られてしまった、もしくは施設に入られてしまった、入院されている、もしくは認知症になっている、要介護度が上がっている、いろんなことが考えられます。また、それを支援するよと言ってくださった方も高齢になって、もう体調が悪いとか、あとはもう引っ越しをして那珂市にいないかもしれない。そういう地域の中ではいろんな変化があり得ますので、ただ、そういったときでも災害はやってくるといふふうになりますと、ぜひこの個別支援プランを常時見直せる、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

次に、福祉避難所の運営についてでございますが、障がいを持つ方は健常者と一緒に避難生活を送るには不都合が生じるため、福祉避難所が指定されていますけれども、どのようになっていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

災害発生時に一般の避難所では生活が困難な方が避難してきた場合には、市と福祉施設との間で結んでいる福祉避難所の設置運営に関する協定に基づき、災害対策本部から要請し、福祉避難所を開設運営していただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしくそのように要請をして、開設していただく、そういうわけでありませうけれども、開設をしていただいた先がどうなっていくかという話でありまして、今この那珂市内で指定している福祉避難所は、既にもう入所さんがいらっしゃる場所がほとんどです。そして、災害時にはその方々のお世話をしながら、新たに地域から障がいを持った方々が避難してこられる。結構これも人数がいらっしゃるかもしれない。これをどう受け入れて運用していくか。これが大事なんです。ですから、これは全てその施設に丸投げではなく、このようなときにはどうしますか、市としてどういう応援体制を組みますか、そ

ういったところをしっかりと打合せをしてやっていただきたいというふうに思うわけです。

そして、今この福祉避難所のリストを見ますと、まず、高齢者施設か障がい者施設ということでもありますけれども、これは障がいを持つお子さん、そういう障がい児、このお子さんがそういったところに果たして行けるかどうかという疑問がございます。これはお子さんなので特有のやはり支援の仕方が必要だろうと思いますから、通常、特別支援学校に通っているお子さん、もしくは地域の小中学校の特別支援学級に通っているお子さんも安心して避難できる体制というのをしっかりと想定して、つくっていただきたいと思います。

さて、小中学校における災害時対応についても確認をします。

子供たちは教職員と共に避難訓練を重ねておりまして、いざというときに自分の身を守る訓練はしていると思います。さらに保護者さんへの引渡訓練、これも定期的に重ねているということも承知しています。

ここで私が確認をしたいのは、地域の住民の皆さんが、災害時に学校を避難所ということ認識して避難してこられたとき、この対応です。これはどういうふうになっていますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

小中学校における災害対応としては、大規模災害が発生した場合は、児童生徒などの安全を最優先に、市教育委員会などの関係機関の協力を得て避難対応を取るようになります。

災害の程度によっては教育施設も避難所になりますので、災害対策本部からは、災害に関する情報を伝達するとともに必要な措置を指示します。

小中学校には飲料水及びクラッカーを備蓄しており、児童生徒が帰宅困難な状況になった場合には提供いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） じゃ、教育部局のほうからもお伺いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

学校が避難所となった場合でも、避難所の運営は市職員が当たることになりますけれども、教職員が在籍している時間に開設する場合や住民が自主的に学校に避難してきた場合には、初期対応といたしまして、教職員に協力してもらうことになっております。

また、各学校では、危機管理マニュアルやタイムラインを作成しており、その中で避難所開設時の支援内容についても記載されておりますが、確認の意味も含め、年度初めには、改めて学校へ周知するなどの対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今でもそういう準備はできているということではありますが、いざと

いうときにできるかということでありまして、まさしく災害対策本部から来る市の職員の皆さん、そして学校にいらっしゃる教職員の皆さん、この連携が不可欠でありますから、何とか想定どおりの動きを取っていただきたいと思うわけです。

ただ、やはり地域の方が学校に避難してこられる、たくさん避難してこられたときに、まだ学校では子供たちがたくさんいる。こういうときは、本当にできるんでしょうかという心配です。しっかりシミュレートしていただきたいし、あとは先生方も必ずしも地元の先生方ばかりではありませんから、毎年異動があつて、ほかの市町村から毎日通っている先生方も多いですから、地理に明るいというわけではない。そういった意味で本当にきちんとした対応ができるかどうか、しっかり避難所だということ、地域の施設なんだということを想定していただいて、まさしく連携を取って、準備をしていただきたいというふうに思います。

では、次に、原子力災害時の広域避難計画の策定状況について伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

広域避難計画については、現在策定中です。

令和４年度に茨城県が地域防災計画の原子力災害対策編を改定した際に、避難所の１人当たりの居住面積を２平米から３平米に変更いたしました。これにより、当市の避難先である筑西市・桜川市の避難所では、那珂市民全員分の避難所が不足している状況です。

新たな避難先の確保ができていないこともあり、策定期限については未定です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○１７番（遠藤 実君） この広域避難計画は、一刻も早くつくっていただきたい。これは再稼働とは関係なく、今でも燃料棒が燃料プールにつかっている状態でありますから、今でも危険な状態なんです。万が一の事故が起こることも想定して、これは市民を守るために早急につくっていただきたい。そしてまた、さらにはこの避難訓練もやっていただきたいなというふうに思います。市だけでつくれるものではありませんから、県と連携をし、とにかく早急につくっていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、避難するに当たりまして、原発施設から５キロ圏内の那珂市内では唯一のＰＡＺである本米崎地区の皆さんはいち早く避難していただくということになりますが、その際、すぐ近くの東海スマートインターチェンジから常磐道を利用して、県西地区、筑西市に避難されるということになります。広域避難はマイカー避難が基本ですから、マイカーであればこのスマートＩＣは利用できますけれども、マイカーをお持ちでない方などはバスに乗って避難するということになっています。

しかし、大型バスは当然大きいですから、スマートＩＣは通過できないんですよ。これは前から懸念材料になっております。このＰＡＺの方は一刻も早く避難をしなければならないということなのに、あそこからすぐ出られないということでは、計画は不十分じゃないか

というふうに思うわけです。ぜひこの東海スマートインターチェンジを活用した、スムーズで迅速な避難を何とか実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご説明のとおり、原子力災害時における広域避難を行う際には、原則自家用車による避難となります。

P A Zに当たる本米崎地区の方が避難を実施する場合には、東海スマートインターチェンジから常磐自動車道を利用して避難するルートを推奨しています。

自家用車による避難が困難な方は、旧本米崎小学校を一時集合同所として集合し、バスなどによる避難となります。東海スマートインターチェンジは、大型車、大型バスでの通過ができませんので、大型バスを使用する際には、那珂インターチェンジを利用して避難することを想定しています。

東海スマートインターチェンジの避難時における利用については、これまでも茨城県や東海村、ネクスコ東日本と意見交換をしています。

今後も円滑な避難の実現に向けて協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 本当に円滑に避難するために、逆に言うと、これまでどういう協議をしてきたんでしょうかねということなんです。これはもうずっと懸念材料なんです。やっぱりあの地域の皆さんの不安材料でもあります。これはもう懸案事項としてずっと掲げているわけですから、もう前に進めないといけないと思います。ぜひ、どこから手をつけて、誰と交渉して、いつまでにどう結果を出すか、そこらを詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、安定ヨウ素剤の配布について提案いたします。

原子力災害時において安定ヨウ素剤を事前に服用すれば、甲状腺がんを予防できることが認められています。そのため、P A Z内の東海村、そして、那珂市の本米崎地区の皆さんには事前配布されていますが、5キロから30キロ圏内であるU P Zに住む住民には、事故発生時に市職員が市民に配るということになっています。

しかし、本当にそういう原子力事故が発生したときに、職員の方が必要とする市民全員に配り切れるのでしょうか。それでなくとも市の職員の皆さんは、もう初動で本当に忙しくあちこちと動いているんだと思います。3.11のときもそうだったと思います。本当に混乱している中で市民の対応に追われると思います。そんな状況で、誰がどこでどうやって何万の市民に配布するのでしょうか。私は無理だと思います。そして、それは結果として、その安定ヨウ素剤が必要な方々に適切なタイミングに配布できず、住民が被曝したことによって健康被害を受ける。この犠牲になるのは多くの市民なんです。

もうそういう原発事故時に市職員が市民に配るといふような、そういう絵空事はやめていただきたいんですよ。災害時に配布することは現実的に無理なんですから、市民にできるだけ確実に配布できる方法を考えていただきたいと思います。それはやはり全市内で事前配布です。事前配布することが必要です。

もちろんこれは全世帯、全てのご家庭に事前配布するのがベストではありますが、よく言われているように副作用、もしくは、安定ヨウ素剤もこういう錠剤ですから使用期限があることも考慮すると、工夫も必要になってくると思います。そうすると、特にお子さん方とか、妊産婦さんとか、被曝する前に服用することによって効果があると言われている方々は、40歳未満というふうに限られているという話もありますから、少なくともその方々に少しでも確実に配布するために、例えば、これは役所に置いておくだけじゃなくて、通常、幼稚園とか、保育所とか、小中学校、病院、薬局などでも保管をさせていただいて、いざというときには、皆さんの市役所の職員以外に、今こういうことになったから、これを持っていきなさい、これを今飲みなさい、こういうことで先生方から子供たちに配布できるような、そういう運用はできないでしょうか。これは被曝する前に飲まないといふ効果があまりないと言われているわけです。だから大事なんです。

そういうことで、いずれにしましても、事前配布できる体制にしておかないと、そういう体制にしておかないと市民に渡せない。そういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

原子力災害時の安定ヨウ素剤の服用については、適切なタイミングで速やかに服用することが有効であるとされています。議員が提案しているように、手元にあらかじめ薬剤があつて、災害時に速やかに服用できるということは有効だと思います。

安定ヨウ素剤の配布については、茨城県が原子力災害対策指針に基づく配布体制及び原子力規制庁が定める配布・服用に関するガイドラインに沿って、原子力災害対策重点区域のうち、PAZに当たる本米崎地区に事前配布をしています。それ以外のUPZについては、避難などの防護措置が講じられる際に緊急配布を行う体制の整備が求められています。国の指針等に従い、市は緊急配布用の安定ヨウ素剤を備蓄し、適正な配布体制を整えています。

今後も安定ヨウ素剤の配布については、茨城県や関係自治体と協力して、速やかな配布ができるような体制づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 基本的に今でもそういう計画はあるわけです。ただ、本当にいざというときに市民を守れますかということのをいま一度、やはり冒頭申し上げたとおり、もうフェーズが違っているから、災害の、もうそろそろ本気で、真剣に取り組んでいきたいと思いますというのが今回の質問の趣旨でありますから、特にこの安定ヨウ素剤に関しては、これも課題

だということがもう分かっているのです、ぜひ現実的にできるかどうか考えてやっていただきたい。お隣のひたちなか市では事前配布をしていますよ。やれるところがあるということでもありますから、工夫はでも必要だと思っていますので、そこらのところを何とかお願いしたいと思います。

次に、災害時においては、まず行政が地域防災計画を策定していますから、これに基づいて行動しますけれども、3.11のときに、いわゆるよく言われている自助・共助・公助、この連携の在り方が強くやはり認識されたというふうに思います。

それを踏まえまして、平成25年、災害対策基本法において、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。市区町村単位でやるのは地域防災計画。ただ、例えば四中学区内とか、菅谷だけとか、そういう市内の中の一定の地区です。この地区はどうするかという地区防災計画制度というのが、平成25年にできたんです。

具体的には、この地域の住民、事業者の皆さんが集まって、地区防災計画というのをつくって、市の地域防災計画にこれを位置づけてもらい、定めてもらうように市の防災会議に提案することができるようになったんです。今、これは全国的に多くの自治体で取組が進み、広がっています。

那珂市でもいろんな地区がありますから、例えば、久慈川沿岸、那珂川沿岸、そういった水害が大変心配される地域もあれば、台地ということで、水害が直接的には影響がないと思われるところもあるでしょう。そういったところでいろんな災害発災時に動く人たちも、動くやり方も、その順序も違います。それを皆さんの地域でどういうふうにやるか、これを考えるのが地区防災計画でありますけれども、地区に応じた防災体制、避難体制、これを行政が適切に支援していただいて、今、那珂市では地区防災計画はないですから、住民の皆さんとの連携をこの地区防災計画策定によって推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ただいま説明がございましたとおり、地区防災計画は、地区が備蓄や避難方法、安否確認など、災害時に不安に思うことの対策を検討し、いざというときに地区の中で助け合う第一歩となるものです。

現在、67の自治会がおのおの自主防災組織を組織し、地区の課題を整理し、何ができるかを話し合い、準備、対策、訓練を行い、災害の発生に備えています。

高齢化が進み、1つの組織で対応することが厳しくなっていることも事実ですので、複数の地区が連携して地区防災計画を策定することは有効だと考えます。

市は、自治会・自主防災組織と連携し、地区に合った防災計画の作成について支援してまいります。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） お願いいたします。

とにかくこの自助・共助・公助、これが想定どおりに動くかどうかということをいま一度、公助であれば行政体制のチェック、共助であれば地域における自主防災組織の支援推進、また、自助であれば各個々人の防災意識の啓発高揚、こういったものを目指してやはりもう一度総合防災訓練、まだ1回しかやっていないですから、総合防災訓練をぜひやっていただい
てはと思いますが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

総合防災訓練については、コロナウイルス感染症の拡大もあって、平成29年度以降、実施していません。

現在は、那珂川、久慈川の浸水想定区域に対する避難行動の防災訓練を令和5年度から実施しています。令和6年度の訓練は、那珂川、久慈川、大井川、早戸川の浸水想定区域に含まれる地区を対象に、これは芳野地区が入っておりませんが、市内の全域になりますけれども、避難行動訓練を実施しました。この訓練は毎年の実施を考えており、来年度からは、芳野地区を含め市内全域での訓練の実施を予定しています。

河川の増水による避難行動を目的とした防災訓練を繰り返し実施することで、災害時の速やかな避難行動につながり、突発的な地震による避難においても有効と考えています。

まずは、河川の増水による防災訓練の充実を図り、その後、時期は未定ではございますが、地震、風水害等を併せた総合的な防災訓練の実施を考えてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） なかなか、やりますよという話にはならないようではありますが、まさしくいつ起きるか分からない災害、しっかりと備えるために総合防災訓練、いま一度現実的に考えていただきたいというふうに重ねて申し上げます。

また、最後に、本当にこの暑さそのものも災害でありますから、それも含めてしっかりと体制を組んでいただきますようご期待申し上げます。終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、遠藤 実議員の質問を終わります。

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） 通告11番、富山 豪議員。

質問事項 1. フレイル予防について。 2. 特定外来生物について。 3. 植物園のリニューアルについて。 4. 瓜連支所について。

富山 豪議員、登壇願います。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪。

通告に従いまして、4つの項目について順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、フレイル予防について伺いたいと思います。

最近耳にする機会も増えまして、ご存じの方も多くおられるかと思いますが、フレイルとは、加齢により心身の活力が低下することでストレス等に対する抵抗力が弱まり、生活機能障がい、要介護状態、さらには死亡などの転機に陥りやすい状態を指すと言われております。

そのフレイルの原因として、筋力の低下、栄養不足、運動器障がいなどの身体的要素や、認知症、鬱などを起因とする意欲の低下につながるとされる精神・心理的要素や、独居、ひきこもりなどの社会的要素があると言われております。

また、最近、フレイルと似た意味合いで聞く言葉に、骨や骨格筋、関節などの運動機能の低下によって、立つ、歩くなどの移動機能の低下した状態を指しますロコモティブシンドローム、いわゆるロコモや、高齢期に見られる骨格筋量の減少と身体機能の低下を言いますサルコペニアなどが、そのフレイルサイクルにあると言われておりますが、本日は細分化せずに、より総合的な意味合いが強いフレイルについて伺ってまいりたいと思います。

そこで、まず、本市の現状を見てみたいと思いますが、本市の高齢者人口の推移について伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

本市の高齢者いわゆる65歳以上の人口の推移でございますが、過去5年間で申し上げますと、各年4月1日時点で、令和2年は1万7,010人、令和3年は1万7,299人、令和4年は1万7,475人、令和5年は1万7,566人、令和6年は1万7,652人となっております。

また、令和2年の高齢化率は31.2%、令和6年は33.1%となっております。令和2年と6年を比較しますと、高齢者は642人増加し、高齢化率は1.9ポイント増加してございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 本市の65歳以上の過去5年間での人口の推移は、令和2年と比べますと642人の増加にあり、高齢化率としましては1.9ポイントの増加であり、当然ながら超高齢化の社会情勢が言われるとおり、本市も全国と同じくして高齢者と言われます方々の人口推移は年々増加傾向にあるとされます。また、現在の平均寿命の伸びから考えてみても、それは十分に理解するところであります。

さらに、それと同時にして、もう一方の視点で考えなければならない点に、高齢者が増え、

寿命が延びてきている現状がイコールとして、元気で健康な高齢者ばかりではないという現実があるということです。

そこで、さらに詳しく本市の高齢者における要介護・要支援認定者の推移はどのように推移しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

本市の要介護・要支援認定者数の推移でございますが、過去5年間を申し上げます。各年4月1日時点で、令和2年2,522人、令和3年2,533人、令和4年2,622人、令和5年2,733人、令和6年2,706人でございます。また、令和2年の認定率は15.0%、令和6年は15.5%となっており、令和2年と6年を比較しますと、要介護・要支援認定者数は184人増加し、認定率は0.5ポイント増加してございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 先ほどと同様に、数字として見ましても、令和2年と比べて184人の増加にあり、率としましては0.5ポイントの増で、おおむね本市の高齢者の15～16%ぐらいの方々が、何らかの要介護・要支援の状況にあることが分かります。

さらに付け加えますと、この推移が高齢者の増加に合わせて続くものと仮定しますと、5年後の令和11年には、要介護・要支援者が3,000人に迫ることが、単純にですが、予想されます。本市の人口5万3,000人に対して約3,000人となれば、こちらも単純計算となりますが、5年後には約18人に1人はその対象となると言えます。

今後、高齢者の増加が続くとされる人口動態から見れば、当然のことと言えそれまでですが、この改善のためには、すごく単純で当たり前のことではありますが、いかに健康で長生きをするかという、いわゆる健康寿命を延ばす取組がとても重要であると考えますが、そこで本市においては、どのような取組をなされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

市では、市民の健康寿命を延ばすため健康増進計画を作成し、乳幼児期から高齢期までの全ての市民が、一貫して健康づくりに取り組めるよう各種事業を実施してございます。

高齢者向けの事業の一つとしては、高齢者の生活習慣病などの重症化予防及び心身機能の維持を図るため、健康推進課、介護長寿課、保険課の庁内3課及び関係団体との連携の下、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する高齢者健康づくり推進事業を令和3年度から実施してございます。

事業の内容としましては、主に2つとなります。健診結果や医療機関の受診状況から対象者を抽出し、糖尿病など生活習慣病の重症化予防を目的とした、保健師や管理栄養士が保健指導などを個別に行うハイリスクアプローチ、こちらと、介護予防講座や地域の高齢者サロ

ンにおいて、医療専門職によるフレイル予防について、健康教育や健康相談などのポピュレーションアプローチとなります。

そのほか、地域包括支援センターが茨城県リハビリテーション専門職協会などの専門職と連携し、介護予防に関する知識の普及と実践を目的とした介護予防講座を実施してございます。また、高齢者サロンなどにおいて、那珂市シルバーリハビリ体操指導士会がシルバーリハビリ体操を行っております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市では、市民の健康寿命を延ばすために、健康づくりの柱となります健康増進計画を策定し、それを基に市内3つの課と関係団体が連携し、各種事業を実施しており、その中身とされますものには、健康診断等により、その対象者を絞り、専門とされる方々の個別指導によりますハイリスクアプローチ。また、それとは対照的に、誰にでも気軽に参加できるサロンや講座において、健康教育や相談ができるといったポピュレーションアプローチ。また、それに加えて、地域包括支援センターなど専門機関の方々と連携し、知識の普及と実践を目的としました介護予防講座であったりと、様々な角度から様々な取組がなされていることが、ただいまの答弁でよく分かったところであります。

また、体を直接という部分では、地域の方々が指導員となり行っておられるシルバーリハビリ体操があるとのことですが、既にご存じの方もおられるとは思いますが、確認の意味も込めまして、このシルバーリハビリ体操とはどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

シルバーリハビリ体操とは、関節の運動範囲を維持拡大するとともに、筋肉を延ばすことに着目した体操でございます。立つ・座る・歩くなどの日常の生活を営むための動作の訓練にもなります。道具を使わずに、いつでも、どこでも、独りでもできる体操でございます。各市町村にございますシルバーリハビリ体操指導士会がシルバーリハビリ体操の普及活動を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとなりますが、シルバーリハビリ体操とは、関節の運動範囲の維持拡大に加え、筋肉を延ばすこと、言わばストレッチに着目した体操であり、道具を使わずに、いつでも、どこでも、独りでもできる、日常生活のための動作訓練にもなり得る体操であると理解いたします。

私も少し調べてみましたので補足させていただきますと、このシルバーリハビリ体操は、茨城県の医師が考案した体操で、言わば、この茨城が発祥の地であり、シルバーリハビリという言葉には、年を取っても障がいを負っても人間らしく暮らし、最後まで人間らしくある

という願いが込められており、現在では全国様々な自治体で、このシルバーリハビリ体操が取り入れられているとのことであり、大変すばらしいことであると感じております。

そこで、さらに詳しく伺いたいと思います。

本市において、このシルバーリハビリ体操を指導されます方々の人数と、その活動内容はどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

本市のシルバーリハビリ体操指導士の会員は、令和6年5月時点で58名となっております。シルバーリハビリ体操指導士の活動としましては、令和5年度の実績とはなりますが、高齢者サロンなどにおいて、教室を586回開催し、延べ5,313名の参加をいただいております。参加者の身になって懇切丁寧な指導により教室の運営などにご活躍していただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在58名の方々に、体操指導士として活動していただいております、昨年度は高齢者サロンなどを通して586回開催されており、延べ人数では何と5,313名という大勢の方々が参加されており、本市においてはシルバーリハビリ体操の認知もしっかりあることだとは思われます。

ですが、冒頭に申し上げたとおり、今後間違いなく訪れます超高齢化社会でのフレイル予防を考えたとき、様々な指導・相談はもちろん大事であります。外に出て、人とつながりながら体を動かすシルバーリハビリ体操は、より直接的に効果が得やすいのではと考えるところであります。

そこで、シルバーリハビリ体操をもっと多くの方々に知っていただき触れていただくためには、さらなる指導士の確保とその周知が極めて大事であると考えますが、本市のお考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

シルバーリハビリ体操指導士は、1級・2級・3級に区分されてございます。その中で、1級・2級の指導士養成を公益財団法人茨城県総合健診協会シルバーリハビリ体操推進センターが行い、3級指導士の養成を各市町村が行うこととされてございます。

市では、2年に1回、3級指導士の養成講習会を開催しております。直近ですと、令和4年6名、令和6年6名を養成しており、現在の活動状況におけるシルバーリハビリ体操指導士の会員数は確保できていると考えてございます。また、広報紙やホームページなどにおいて周知させていただいております。

今後も、那珂市シルバーリハビリ体操指導士会と連携し、シルバーリハビリ体操指導士の

養成と普及啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市においては、今年度も新たに6名の3級指導士を養成しており、現在の活動においては十分に事足ります状況であるとの答弁と理解いたします。

今回の質問をするに当たり、シルバーリハビリ体操の指導をされておられる方にお話を伺いました。その中のお話に、指導をなされる方々にも、すぐ近い将来に高齢化の波がやってくるとおっしゃっておられました。今現在は大丈夫であるとのことですが、今後の課題といたしまして、ぜひとも若い世代からも指導士が多く誕生するような周知と仕組みづくりを考えていただきますようお願いしたいと思います。

また、お隣であります常陸太田市はフレイル予防を促進するためと制作いたしました長生き上手音頭の出来栄を競う市長杯を開催すると、本日の新聞報道で目にいたしました。施策は違えど、フレイルを、また健康寿命をしっかりと考えてのことだと感心したところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、不要不急の外出が呼びかけられ、生活スタイルが大きく変わり、自宅に閉じ籠もりがちとなった高齢者は大きく増加したと言われております。そのような方々が少しでも減少しますよう、ぜひとも答弁にありましたよう、周知ができます様々な媒体を通しまして、シルバーリハビリ体操を周知していただきまして、高齢者の健康増進につなげていっていただき、ひいてはフレイルの減少とつながりますようお願い申し上げます、この質問を閉じます。

続いての質問は、特定外来生物について短めに伺ってきたいと思います。

前回の定例会では、花島議員より、同じ特定外来生物に指定されておりますオオキンケイギクを取り上げておられましたが、今回は私は植物ではなく動物に的を絞りまして伺いたいと思います。

まず初めに、特定外来生物は一体どのような生物なのか、そして、本市においてはどのような哺乳類・魚類が確認されているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

特定外来生物とは、海外から日本に持ち込まれた生物、いわゆる外来生物の中でも生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼす、あるいは及ぼすおそれがあるものを指定されています。指定された生物の取扱いにつきましては、輸入・飼育・譲渡・野外へ放すことなどは規制されています。

本市では、哺乳類としてはアライグマが、魚類としてはブルーギル・ブラックバスが確認されています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 様々な事情で入ってきた外来生物の中で、生態系や農林水産業、また身体や生命などに被害を及ぼす、あるいは及ぼすおそれがあるものが指定を受けて規制の対象となると理解いたします。

そして、現在、市内においては哺乳類ではアライグマ、魚類ではブルーギル・ブラックバスが確認されているとのことで、いずれも外来生物としては有名どころが本市においてもそうなのかと思うところであります。

そこで、本市は特定外来生物について、どのような対策を講じておられるのか。また、特に農作物等への被害を耳にいたしますアライグマについてはどのような対応をされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市のホームページで、特定外来生物に対する取扱い方や拡散防止について、注意喚起を促しております。

特定外来生物の中でも、市民生活に直接被害を及ぼしているアライグマについては、市民からの要望があれば、茨城県アライグマ防除実施方針に基づいて捕獲しています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、本市の特定外来生物についての対策としては、ホームページ上で取扱い方や拡散防止について注意喚起を促しており、そして、アライグマについては市民より要望があれば箱わなを設置し、捕獲となれば県に引渡し処分となり、いずれにおいても対策は講じているとのことですが、アライグマは農作物被害だけにとどまらず、寄生虫や感染症の定着も懸念されると言われるところもございますので、引き続き、しっかりとした対応のほどをよろしくお願いしたいと思います。

また一方、本市において確認がありますブルーギルやブラックバスの対策を、私なりではありますが、2つほど考えてみました。

まず1つ目は、市内にありますため池等の定期的な水抜きを行い、その際に捕獲・駆除することが有効であると考えますが、現在、本市では水抜き等を実施しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市内の農業用ため池におきましては、非かんがい期にため池の水質改善や機能の維持を目的とし、全てのため池ではございませんが、水抜きを行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市内の農業用ため池においては、全てのため池ではないが、水質改

善や機能維持を目的として行っているとのことですが、そこに生息していた在来種の魚や水生昆虫など、本来の生態系を取り戻すためには、少なからず有効な手段になっているのではと考えます。引き続きの実施範囲の拡大、また本来あるべき生態系を取り戻す目的もそこに加えていただきますようお願い申し上げておきたいと思います。

そして、もう一つの対策としまして、そのため池で外来魚などの釣り大会等の実施を考えてみてはどうか。子供たちを巻き込むイベントともなれば、釣りを通しまして楽しく生態系も学べるという一石二鳥の機会になると思いますが、本市のお考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市内の農業用ため池につきましては、安全管理上、ため池内の立入禁止の措置をしておりますので、釣り大会の開催は困難と考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 極めてシンプルで分かりやすい答弁ありがとうございます。

確かに答弁ありましたように、何をさておいても安全上の問題が一番であり最優先となりますので、まあ、すり鉢状の護岸で造られた農業用ため池では危険であり、開催は困難であることは理解いたします。

霞ヶ浦・北浦で行われていますので、規模は大きくて異なりますが、一般社団法人の茨城県環境管理協会と茨城県がタイアップしまして、外来魚のフィッシング体験学習会を実施しております。また、この学習会では釣りました外来魚を回収し肥料にするなど、有効活用を進めて、環境に配慮しましたサステナブルな取組となっております。参考にするのはなかなか難しいかもしれませんが、こういうのも行っているというのを覚えておいていただければありがたいなと思います。

ただ、今回は農業用ため池に限った答弁であり、本市のため池や沼はほかにも多数ございますので、安全上の理由がクリアできる場所もあるかと思われます。何とかこのような機会を考えてもらえたらありがたいと、先ほど同様をお願いしておきたいと思います。

冒頭も申し上げましたが、この特定外来生物の問題は、本来あるとされます生態系を壊すだけにとどまらず、農業や漁業、さらには我々の生命に及ぼします影響は大変に大きいものがあるとされております。

いくつか質問お願いさせていただきましたが、まずはすぐできるであろう特定外来生物を入れない、捨てない、広げないという周知と、どのような行為がどのような罰則になるのか。そして、なぜ特定外来生物が駄目なのかを広報やその現地となりますため池などで、看板と組み合わせていただきまして、しっかりと市民の皆様に伝えていただきますようお願いいたします。この質問を閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、茨城県が行います事業となりますが、植物園のリニューアルについて短めに

3点ほど質問させていただきます。

本市の北西部に位置します茨城県植物園、皆様方もご存じのとおり大幅なリニューアル工事のため、先々月の7月1日より現在休園となっております。

そこで、本市においては、このリニューアルはどのようなスケジュールでなされると把握しておられるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 本市に立地いたします茨城県植物園につきましては、県によりリニューアル計画が進められておるところでございます。令和7年の4月開業に向けて準備を進めているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、令和7年4月の開業に向け準備を進めている状況にあり、本市としてもしっかりとそれを把握しているとの答弁であると理解いたします。

そして、本市においても、しっかりとその状況が把握できているのであれば、どのようにこのプロジェクトを捉え、どのように関わるべきかという点が見えておられると思いますが、本市の関わりはどのように考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

事業主体は茨城県でございますが、市といたしましても、地域のにぎわいづくりや活性化につながる契機として捉えております。市としても大いに期待しており、その動向を注目しているところでございます。

開業が来年4月ということからも、引き続きリニューアルの進捗状況を注視しながら、本市のプロモーションにおいても併せて考えていく必要があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） にぎわいづくりや活性化につながる契機と捉え、期待をしながら動向を注視し、併せて本市のプロモーションを考えていく必要があるとのことですが、来年4月の開業を目指しております植物園。答弁にありましたよう本市のにぎわいづくりや活性化へとつながる契機と本気で捉えているのであれば、この機を逃さずチャンスと捉え、本市も積極的に前に出て、関わるべきと強く感じますが、お考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

茨城県植物園のリニューアルについては、地域のにぎわいづくりや活性化につながる契機と捉えまして、緑に遊び、緑に包まれて眠る、日本初の泊まれる体験型植物園を基本コンセ

プトにするなど、観光や産業の面でも大いに期待をしているところでございます。

茨城県植物園は、すばらしいロケーションでありますので、植物園のリニューアルオープンをきっかけといたしました市の魅力発信や地域振興につながるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 今回の植物園のリニューアルの基本計画では、コテージやグランピング施設を合わせて45棟の宿泊施設のほかに、温浴施設やレストラン、バーベキュー場、また県民の森では、ワイヤアトラクションのジップラインや芝滑りができるスペースを整備するとされており、そのリニューアルの概算費用は約30億円を見込んでいるとのことであります。

確かに、このリニューアルプロジェクトの事業主体は茨城県でありますことは、大いに理解するところでありますが、その実施されます場所はここ那珂市であります。素人考えにはなりますが、主体は違えどもこのようなビッグプロジェクトに出会う機会はそうそうないと思っております。

さらに付け加えさせていただきますと、このリニューアルプロジェクトの成功か否かにより、本市が地域の活性化の旗印に掲げようとしております道の駅構想にも大きく影響を及ぼす部分があるのではと強く思うところでございます。ここでぜひとも植物園のリニューアルに対しまして、市長のご所見、思いなどございましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

植物園については約50年ぶりの改装というか、建設以来の大きなリニューアルになります。そういった意味では、非常に、本市ばかりではなくて茨城県全体も期待をしているのではないかと考えております。特に、県北の玄関を自任する那珂市としては、この植物園の整備をきっかけに、たくさんの方々が那珂市を訪れて、さらに県北にも足を延ばしてもらう、そういった機会になっていただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

併せて、道の駅、これとの相乗効果も当然期待されますので、そういったものをこの時期を逃さず、積極的に市としても対応していきたい、そのように考えております。よろしくお願いします。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。

繰り返しとなりますが、ぜひとも、この茨城県植物園リニューアルを本市がさらに飛躍します絶好なチャンスと捉えまして、サイクリングロードの設定や整備、観光パンフレットの作成など、様々なアイデアを駆使していただき、来園される方々に植物園と同時に本市の魅力も理解いただけますよう、最大限の努力と取組を心よりお願い申し上げまして、この項の

質問は終わります。

最後の質問は、瓜連庁舎の今後について。

昨日質問された原田議員と多少重なる部分がございますが、伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事の経緯を簡単にまとめますと、昨年の10月、瓜連支所の組織配置再編に伴いまして、今後の瓜連支所の利活用の検討と市民の皆様の声を聞くために、パブリックコメントを実施するという説明と報告を全員協議会の場で受けました。

そして、同年12月、基本方針案が議会に提示され、またそれより少し遅れた形とはなりましたが、同じく12月に瓜連地区まちづくり委員会に説明を行いました。その後に地域の皆様方も多数参加されました総合センターらぼーるでの説明会となり、パブリックコメントを含め多くの意見が寄せられまして、それらを踏まえ基本方針の修正変更を行いまして、今後は地域の皆様を交え、幅広い検討を行うとされたところは、皆様方もよくご存じのとおりであります。

そこで、その幅広い検討・協議を行うとされます組織、本日は仮の名称となりますが、分かりやすくするために「検討委員会」とさせてもらいたいと思いますが、いつ頃その設置を考えておられるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

瓜連支所の今後の在り方検討につきましては、現在、庁内において当該資産の活用における法的な課題などを整理し、市の財政状況や地域の特性も勘案しながら、様々な角度から可能性を研究している段階でございます。

このような状況ですので、現段階では、現時点では検討・協議する組織、議員先ほどおっしゃいました、私も検討委員会と使わせていただきます。検討委員会の設置について、具体的な時期をお示しできる状況にありませんけれども、庁内での整理検討が整い、ある程度協議すべき内容が整理できた段階になりましたら、地域住民を交えた検討委員会を設置してまいります。

なお、組織の構成委員の選出などにつきましては、瓜連地区まちづくり委員会と意見交換を行ってまいります。

いずれにいたしましても、多くの方々が関心を持っていることは承知しておりますので、速やかな設置に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 現在、瓜連支所を活用するための法的な課題、財政や地域の特性などを勘案しながら、様々な角度から可能性を研究している段階であり、設置の時期をここで明言できる状況ではないとのことですが、答弁にもありましたとおり、この瓜連支所の利活

用は、地域の方々も含めまして、関心の高い案件となっております。ぜひとも慎重な中でも速やかな設置に向けました準備のほどをよろしくお願いいたします。

ただいまの質問で速やかな設置をお願いしたところでありますが、その設置に向けてとても重要となる点がございします。それは検討委員会のメンバー構成であると考えてところでありますが、現時点で本市はどのような構成を考えておられるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

検討委員会の構成につきましては、一般的な地域住民、地元団体の代表、学識経験者などを想定しておりますが、先ほども答弁いたしましたように、瓜連地区まちづくり委員会とも意見交換を行い決定してまいりたいと考えております。

また、構成委員の選出に当たりましては、20年、30年後の那珂市の未来、瓜連地区の未来を見据え、視野を広げて幅広く、丁寧にそして慎重に検討する必要がありますので、将来を担う子育て世代をはじめとする次世代の方々なども含め、幅広い世代からバランスの取れた構成となるよう調整してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 地域の方々、地元の団体代表、学識経験を想定しているが、瓜連地区まちづくり委員会等においても、しっかりと意見交換を行いまして、子育て世代や次世代の方々も含め、幅広い世代からバランスの取れた構成になるように調整していきたいとのことですが、私も全くもって同じ意見でございします。

これも答弁にありましたが、ぜひとも10年、20年、さらには30年後の未来をしっかりと視野に入れましたメンバー構成をよろしくお願いいたします。

さらに重ねますと、その検討委員会の設置後には、当然ながらその検討内容が重要となりますが、そこではどのような検討がなされるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

3月の全員協議会におきましては、瓜連庁舎及び分庁舎の利活用について5つのカテゴリーをお示しさせていただきました。

1つ目が公共施設としての利活用、2つ目が地域による利活用、3つ目が公共公益的団体による利活用、4つ目が民間事業者による利活用、5つ目が建物を取り壊しての利活用になります。

検討委員会におきましては、これらの選択肢をベースに、市で整理検討した内容やパブリックコメントでの意見なども考慮し、より具体的で有効な地域の活性化につながる利活用の方向性について幅広く検討協議をしてまいります。

また、検討協議を進めるに当たりましては、必要に応じて地域住民を対象としたワークシ

ヨップを行うなど、この組織に参加していない方の意見についても幅広く集約に努めてまいります。最終的には、実現可能な政策をまとめ、市長に提言していくものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 公共施設としての利活用、地域による利活用、公共公益団体による利活用、民間事業者による利活用、そして建物を取り壊しての利活用と、大きく5つのカテゴリーに分けまして、寄せられましたパブリックコメントを考慮しながら、地域の活性化につながる利活用を幅広く検討していくとのことですが、それに加えまして、ぜひとも丁寧な説明としっかりした検証を行っていただきまして、建設的で前向きな議論を深めていただきたいと思いますところであります。

最後に、そうして導き出されました検討結果に対し、どのように対応なされるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

検討委員会から提言を受けた後の市の対応でございますけれども、市では提言を受け、具体的な計画を策定していくことになると考えております。その際には、パブリックコメントや住民説明会を開催するなど、市民参加型のプロセスを経て、最終的な決定を行ってまいります。

なお、議会に対しましてはこれまで同様、適宜ご説明をまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 流れといたしましては、検討委員会より受けました提言を、当然ながら那珂市としまして最終的な決定を行うものと理解いたします。

また、より具体的な計画を策定し、その際にはパブリックコメントや住民説明会を開催するなど、住民参加型のプロセスを経て最終的な決定をしていくとのことですが、私もその流れが正しいと強く感じております。

基本方針案の発表では、地域の活性化のためと言いながら、地域の方々との対話不足によりまして、市側の本意が伝わらないばかりか、地域にも大きな混乱を招いたとも感じております。

また、パブリックコメントでは490件というたくさんの意見が寄せられ、その中には具体的な利活用案も多く寄せられておりました。大変な検討とはなりますが、ぜひとも地域の皆様への丁寧な説明を一番に心がけていただき、地域活性化につながりますよう幅広い検討を心よりお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告11番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時35分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告12番、小宅清史議員。

質問事項 1. 交通弱者対策を考える。2. 那珂総合公園について考える。3. 那珂市誕生20年を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） 議席番号9番、小宅清史でございます。

今年3回目の定例会の一般質問の機会も3回目をいただきまして、ここに立たせていただきました。ありがとうございます。

今日は、私、一般質問、今回14人の中の12番目でございます、なかなか執行部の皆様もお疲れのところかなと思いますけれども、もう少しですので、お付き合いいただければというふうに思います。

私の前に11人やっておりますので、当然、質問内容がかぶる点もあるかと思いますが、本日も皆様の知的好奇心を呼び起こすような質問を進めさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

人間の頭というのは不思議なもので、それまで興味のなかったものでも、知ることによって見えてくる世界というものがあるので、それによって違う世界が見えてくる、そういったことを皆様も一緒に勉強していきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、交通弱者対策を考えるから始めてまいります。

那珂市は茨城県の県都水戸市の隣接であり、平地の多い住みやすい便利な地であることは周知のとおりです。ですが、この平地が多いというのも人口の集中をさせづらい原因の一つでもあります。山と谷に囲まれていれば人間の住めるところは限られてしまうので、ぎゅっと集落は集約するんですけれども、平地の場合は住もうとした場合、割とどこでも住むことができます。

この那珂市を見てみますと、上菅谷駅から水戸駅まで電車で15分ほど。市内には9つの駅があり、病院の数も決して少ないほうではありません。幹線道路も整備されており、水戸

市・ひたちなか市・常陸太田市・常陸大宮市、どこへ行くにも自動車さえあれば、さほど苦勞はしません。

しかし、自動車免許を持ち自家用車を持っているうちは問題ないのですが、いざ高齢になって免許を返納するとなった場合、今、皆さんのお住まいの家は交通弱者の対象になってしまわないでしょうか。

コンパクトシティ化、モノレール、動く歩道など理想はいろいろありますが、現実にはやってくる問題をどう解決していくか、それを考える必要性に今迫られています。

今はやりのキックボードやシニアカーなど、こういったものを走らせられる道路環境に住んでいる方はいいですが、道が平らで駅まで近いと、そういう住まいばかりでないのが交通弱者を生んでしまいます。

若い時期に那珂市に引っ越してきて家を買う。そのときには、そんなにあまり考えなかったけれども、年を取ってみたら、駅から遠いのが失敗したと。買物に行くのにもちょっと車がないと行きづらいというような例はたくさん聞くわけであります。

例えば駅から1キロ圏内というのとどのぐらいの距離感か。上菅谷駅から市役所まで、職員の皆様も歩くことがあるかもしれませんが、これが直線で500メートルです。上菅谷駅から那珂警察署まで、これが直線でちょうど1キロになります。ちなみに瓜連駅から静駅、大変近いような印象がありますが、実際ここは1.3キロあります。そういうふうと考えていきますと、大体、駅から1キロ圏内というのが交通に困らないというような環境かなというふうに思うわけであります。

今回も議長に許可をいただきまして参考資料をお配りさせていただきました。

資料1でございます。

こちらは、市内の駅、この赤い円が駅から1キロ圏内というふうに囲ってあります。ですので、この円から離れてしまっているお宅で自家用車のない方というのは、常に交通弱者になる可能性があるということになります。そして、今は運転できるので潜在的に交通弱者だということに気づいていないけれども、将来、交通弱者になる可能性があるという方を考えると、相当な人数がいるのではないかと思うわけです。

円の外にお住まいの方はどうやって駅まで行くのか。現実的には自動車を運転できる人に乗せていってもらおうというのが、唯一の手段というふうになるかと思います。

では、こういった方がその人のドライバーになってくれるでしょう。まず考えられるのは同居人、もしくは近所に住む身内です。例えば娘が近くに住んでいる、息子が近くに住んでいると、そういった方がいる方はその方をお願いできるかもしれません。中には身内には頼みづらいという方もいらっしゃるようですが、身内がいるというのはやはり大分心強い部分もあると思います。

次に、近所の友人です。手を差し伸べてくれる友人・知人に頼むことができれば、これは選択肢として変わってくると思います。そして、あとは近所の他人です。近所の他人という

のは、なかなか自分からは頼みづらい部分があります。そして、最後が行政です。

こうして見ますと、交通問題というのはまさに自助・共助・公助というふうになってくるわけですが、自分で運転できなくなった場合、果たして自分はどこに頼ればいいのか考えなければなりません。もちろんお金があれば何の問題もないわけですが、経済的にはそうもいえない事情があることはほとんどですので、そこを行政がフォローしなければなりません。とはいいいましても、行政が直接、市民を運搬できるわけではありませんので、民間事業者に業務はお願いしていくしかありません。

そこで、今の那珂市の現状を把握していきたいと思います。そして、資料2をご覧ください。

こちらは、今回の一般質問で那珂市の交通事情を検証していくに当たって、数字やその他の文言が出てきます。それらを整理できるようにレジュメとして配付させていただきました。

今回の質問を聞きながら、その四角を埋めていっていただくと答案が完成するというような仕組みになっております。

資料2の1番の答えはもう出ていますね。那珂市には9駅あります。ちなみに、県都水戸市には駅がいくつあるかご存じですか。水戸駅、赤塚駅、内原駅、大洗鹿島線の常澄、東水戸、そして水郡線の常陸青柳ですね。臨時の偕楽園駅というのは春だけ出現するんですけども、これを入れても水戸には7つしかないんです。那珂市のほうが多いんです、ご存じでしたか。まあ、どうでもいい話でしたね。

では、まず質問1です。

那珂市内のタクシー事業者は何社ありますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

那珂市内のタクシー事業者は丸金タクシー有限会社と茨城第一交通株式会社那珂営業所の2社がごございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ですので、ここのレジュメの2番の四角は2社というふうになります。

そして、そのタクシー会社の所有台数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

事業者によりますと、所有しているタクシーの車両台数はデマンドタクシーで使用する車両も含み丸金タクシー有限会社が11台、茨城第一交通株式会社那珂営業所が11台となっており、計22台でごございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ですので、ここ3番の答えはともに11台というふうになります。

タクシーがありましても、今、人手不足でございますので、運転手、ドライバーがいなければタクシーは走りません。運転手の数は会社のほうでは確保されているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

運転手の人数は、丸金タクシー有限会社が10名、茨城第一交通株式会社那珂営業所が12名となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 丸金さんが10人、第一タクシーさんが12人ということです。

このように、タクシーの現状を踏まえますと、約20台のタクシーが交通弱者を支えてくれているわけですが、やはりタクシーというのは電車やバスから比べるとどうしても割高になってしまいます。例えば、水郡線を利用して上菅谷駅から水戸駅前で行きますと、片道大人で240円です。では、タクシーの場合はいくらになるか。市内のタクシーの料金体系を教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

料金体系は時間距離併用制を採用しております。丸金タクシー有限会社の1.1キロメートルまでの初乗り運賃が470円、加算運賃が272メートルで100円、時速10キロメートル以下で走行した時間1分40秒で100円となっております。また、茨城第一交通株式会社那珂営業所の1.1キロメートルまでの初乗り運賃が500円、加算運賃が256メートルで100円、時速10キロメートル以下で走行した時間1分35秒で100円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 皆さん、5番の答え、これ、分かりましたか。丸金さんが初乗り470円、第一タクシーさんが500円というふうになっております。初乗り料金の1.1キロ分で既に水戸から上菅谷駅間を往復できる金額がかかるというふうになっております。

確かにタクシーを利用することで時間が短縮できる、自分の都合のよい時間で呼ぶことができる、他人に気を使わなくていいなどメリットも多くあります。ですが、これは利用者にとってはなかなかの金銭的な負担になります。そこで、那珂市が約10年程前から始めておりますデマンドタクシーというのがあるのですが、この利用率、使い勝手を検証してみたいと思います。

この2社に委託をするということだと思うのですが、各社デマンドタクシーはこのタクシーのうち何台用意されているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

デマンドタクシー用の車両につきましては、丸金タクシー有限会社にセダン型が3台、茨城第一交通株式会社那珂営業所にセダン型1台、ワゴン型2台を用意しており、合計6台となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ワゴン型というのは、要はセダンではない形なのでしょうけれども、体の不自由な方や荷物の多い方、それから、介助の必要な方などはワゴン車を所望される方もいるのかなというふうに思います。そういった意味では2車種をご用意いただいているということはありがたいことだと思います。あとは、大人数に対応できる、対応する場合もワゴン車は魅力と言えると思います。そこで気になってくるのが料金ですが、果たして市民が気軽に利用できる料金なのでしょうか。デマンドタクシーでお願いした場合、こちらの料金を教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

那珂市デマンド交通ひまわりタクシーの利用料金につきましては、那珂市内のみの利用者の場合、距離に関係なく1回の利用につき中学生以上が300円、小学生が100円、障がい者及びその介助者の方が100円、未就学児は無料となっております。また、那珂市から市外となる水戸市、ひたちなか市の指定された場所への利用の場合、1回の利用につきまして中学生以上が600円、小学生が200円、障がい者及びその介助者の方が200円、未就学児は無料となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 市内での移動の場合、距離にかかわらず大人1人300円、非常にリーズナブルな金額であると思います。そして、市外に行く場合は600円ということであると、最寄りの、例えば、最寄りの駅までデマンドタクシーで300円で行って、電車で水戸まで行くか、それとも直接デマンドタクシーで水戸まで行くか、金額的には水戸のどこに行くかというところで選択の幅は広がるのかなと思います。ですが、それだけ安くなるということはその分市が負担しているということで、一体どのぐらいの税金が使われているのか、そこに補填しているのか気になるところです。そこを少し掘り下げたいと思います。レジュメの9番です。デマンドタクシーの料金のうち〇〇パーセントが市の負担になっている。市の負担額はいくらでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

令和5年度の実績で申し上げますと、運行経費の総額4,040万8,320円のうち収入金額488

万1,000円を差し引いた3,552万7,320円を運行補償料として運行事業者に支払っております。運行経費の約88%を市が支出しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 88%を市で払っていると。まあ、そうだろうと単純に思うのですが、そうすると、年間どのぐらい、じゃ、予算としてかかっているのかなというのが気になると思うんです。年間の予算及び使用率がどのぐらいか教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

デマンド交通運行事業の令和5年度予算につきましては、利用券の印刷製本費26万8,000円、運転手の携帯電話料14万4,000円、運行補償料3,598万2,000円となっております。また、令和6年度の予算につきましては、利用券の印刷製本費26万8,000円、運転手の携帯電話料14万4,000円、運行補償料3,591万5,000円となっております。デマンド交通ひまわりタクシーの令和6年3月31日までの登録者数は3,597人、令和5年度の実利用者数は853人となっており、実際に利用している方の割合は約24%となっております。また、令和5年度の延べ利用者数は2万438人となっております。1台当たりの平均乗車人数については1.2人となっており、午前中などの利用が多い時間帯は混雑している状況にありますが、最大で乗車定員4名のセダン型が4台、乗車定員9名のワゴン型が2台あることを踏まえ、運行全体としては利用しやすい状況と感じております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 実利用者が853人なんです、年間で言うと。延べ人数ですけど、そうすると、1人当たりの実際に使っている人への負担額が年間4万2,000円ほどになってくるといことです。もちろん、ある程度これは仕方がないところではあるのですが、先ほど部長の答弁にありましたようにまだ余裕があるということであれば、もっともっといろんな方に乗ってもらえるような工夫が必要なのではないかなというふうに思うわけです。そして、その年間予算に対しましての使用率、これは何パーセントぐらいになりますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

デマンド交通運行事業に関する事業者との契約内容、支払いにつきましては運行した回数の実績に応じて使用率に基づく支払ではなく、各車両を1日借り上げるものとなっており、運行経費としてセダン型が1日当たり2万円、ワゴン型が1日当たり2万5,000円となっております。この運行経費と、予約受付及び配車業務に係る経費並びに電話使用料等に係る経費の合計額からデマンド交通の利用券を販売した収入額を差し引いた額を運行補償料として支払っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 私は今回交通弱者を何とかしなければならないということで質問に立っているわけですが、一方では、1人当たり4万2,000円の負担があるのだったら何か違う手もあるんじゃないかなというふうに考えてみたいなというふうにも思うわけです。そこで、活躍できないのかなと考えるのが自治会であります。

冒頭で申し上げた区分で言いますと、先ほど言いました近所の他人という区分になるかと思います。私も地元で自治会長をさせていただいておりますが、会員のために何とかしたいという思いもあるわけです。例えば、年2回行っています粗大ゴミ回収のときなどは、ゴミが大きくて運搬できない、車がないというようなお年寄りの家にはうちの役員、スタッフがそのお宅まで行って、集積場まで運んでくるといったようなサービスも行っております。

そういった形で、助け合いの精神で自治会で週2回ほど買物ですとか、病院の送迎ですとか、そういったことの手伝いができないのかなというふうなことを前々から考えているわけですが、その場合引っかかってくるのが、やはり法律でございます。これ、やはり緑ナンバーとかそういったものでないと難しい、二種免許も必要なのかとか、そういったところが難しいところであります。

そこで、お伺いしたいのですけれども、自治会が中心となって地元の免許を返納した人を病院や買物に連れて行こうと思った場合、利用者から料金を取ることは可能ですか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

交通手段を持たない高齢者の移動手段を確保するため、地域の助け合いによる輸送について定めた道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドラインが国土交通省から出されており、自家用自動車は原則として有償で運送の用に供してはならないとされています。有償に該当するかどうか判断基準がガイドラインで詳細に規定されており、例えば、利用者から社会通念上常識的な範囲での謝礼としての金銭等が支払われた場合、また、運送に必要なガソリンなどの燃料代、道路通行料、駐車場料金などの実費相当分を受け取った場合などは有償の運送に当たらない旨が規定されていますので、議員ご質問の内容につきましても、ガイドラインに基づき慎重な対応が必要と思われます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） ありがとうございます。

これがレジュメで言うと17の1番の答えになります。自治会で買物補助をすることはできません。曖昧な感じの答えですね。利用者からの実費、ガソリン代ですとかそういったものを頂く分には問題がないということでいただきましたので、人件費はじゃ、自治会のほうで捻出してというようなやり方、グレーなのかもしれませんが、そういったやり方もでき

るのかなというふうに思ったりもします。

一方で、民業圧迫ということになってしまっても、これはこれでいけませんので、ここは慎重に考えたいと思いますが、自治会の存在意義の向上というのも私のテーマの一つでありますので、こういったことができないかと、後で市民生活部長のところにご相談に上がりたいと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、市内を走るデイサービスの送迎車、結構見かけるかと思うんです、朝夕と昼間と。これも空きがあったら乗せていただくようなサービスができないかなと。そんなこともちょっと思ったりもしてみました。それから、国土交通省が今実施しております実証実験、自動運転です。これに参加してみる。例えば、平野台団地をぐるっと一周して、あの長い坂を下りてらば一応、スーパーかららば一応を回って戻って来るといような、そういったコースだったら自動運転は可能じゃないかなというふうに思うので、こういったそのものも実証実験としてやってみるのは面白いのではないかなと。そして、もし、実用可能ならば将来に向けて有効な手段になるというふうに思います。

そして、ここまでは免許を返納した人たちの話でしたが、一方で機動力の低い小学生の話を考えていきたいと思います。

資料1に戻っていただきますと、左側と右側に楕円の丸がついているかと思います。左側が旧戸多小学校の学区、右側の上が旧本米崎小学校の学区になります。こちらが、学校の廃校に伴いまして、今までスクールバスが運行されておりましたが、今年から戸多小学校のほう、地区のほうはスクールタクシーという形での登下校となりました。今年からなので、まだ実験的な部分もあるというような話でしたけれども、スクールタクシーの使用台数を教えていただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

スクールタクシーにつきましては、芳野小学校に通学する戸多地区の児童の通学のため、今年度から試験運行をしております。使用台数については5人乗り2台、7人乗り1台、10人乗り3台の計6台となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 現在の運行ルートはどのように走っておりますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

スクールタクシーは6台で運行しておりますが、下江戸、大内田崎ルートが2台、立石ルートが1台、宿、若宮ルートが1台、中谷原ルートが2台となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 小学生が重いランドセルを背負ってこの暑い最中小学校まで通うのは年々大変になってきているのではないかと思います。学校までの長い距離を歩くのは私たちの時代からあったわけですが、昨日の渡邊議員の一般質問でもありましたが、暑さが私たちの時代とは違ってきています。そのためには、そのために、今は子供たちも水筒を持って登校している姿をよく見ます。ですが、その水筒も小さい体に大きい水筒を下げて、重そうだなと思ってしまうわけであります。

そして、先ほど大和田議員からヘルメットが重いという話がありましたが、私はヘルメットはかぶるべきだというふうに思っています。うちの息子も昔、菅谷西小学校でしたけれども、小学校1年のときはヘルメットをかぶっていたのですが、2年生になってからはもう、帽子になってしまいました。周りのみんなも帽子だからということで帽子で登校していたのですけれども、あの3.11がやってまいりまして、そのときに、やはりヘルメットがあると地震のときにかぶれるということで、それ以来ずっとヘルメットをかぶって登校しておりました。先ほど教育部長の話で、帽子でもいいというふうになっているとおっしゃっていましたが、保険と一緒にたまたまそのとき帽子をかぶっていたためにということがなくはないと思いますので、徹底するなら徹底してほしいなど。これは余談なのですが、思う次第であります。

それから、児童を守るということを考えますと、通学距離の長い児童には、やはり今後は送迎も考えていかなければいけない時代にきているのではないかなというふうに思います。ですが、先ほどのタクシーの借上げの概算で計算しますと、小学生が通学するのが年間約200日としまして、1日1台2万円の6台で、単純に計算しますと2,400万円、半額にしてもらっても1,200万円、今までのスクールバスの年間予算が790万円ということでしたので、やはり大幅な、今まで以上の金額がかかってしまうのではないかなというふうに心配になってしまいます。まだまだ実証実験ということでございますので、ここは今後も見守りたいというふうに思っております。

ですが、やはり、通学が遠い児童には、やはりタクシー、スクールタクシー、広げてあげたいなというふうに思うところもあるわけですが、市としてその辺の検討はありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市のスクールタクシー及びスクールバスの運行は、学校の統合によりまして小学校が廃校となった地区に居住する児童に対する通学支援策としまして実施しております。例えば、通学距離が長い地区についての導入を検討するとなれば、何キロからが適切なのか、さらには予算措置など課題も出てくることから、現時点においては他の地区に拡大するという考えはございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） これも今後の課題かと思いますので、だんだんにいろいろ考えていていただきたいというふうに思います。

以上で、那珂市の交通弱者対策について考えるを終わるのですが、皆さん、レジュメは埋まりましたか。全部埋まっていない方は動画の見直し、見逃し配信で見てください。それか、議事録を確認していただくかになるかと思います。

続きまして、那珂総合公園を考えるに移りたいと思います。

こちらにもレジュメがありますので、こちらをご覧くださいながらお聞きください。

今回那珂総合公園に焦点を当てたわけですが、那珂市には様々な施設があります。図書館、ふれあいセンター、中央公民館など発展性を考えた場合、やはり一番わくわくを生むことができる施設がこの那珂総合公園ではないかなというふうに思ったわけであります。逆に言えば、ここしかないんじゃないかなというぐらい思っております。現在はL u c k y F M公園という名前になっておりますが、今回は那珂総合公園で統一したいと思います。

先日は予定されていた恒例のひまわりフェスティバルが中止になったわけですが、市民も非常に残念がっておりました。準備に携わっていた実行委員会及びスタッフの皆さんの無念さはいかほどのことかと心中お察しいたします。私もひまフェスロスにちょっととなっております。まして、実は3月の定例会に暑さの問題と駐車場の問題が解決できないから、もう、今年でやめてしまったほうがいいのではというふうに言わせていただいたのですが、実際中止になってしまうと何か寂しくて、非常に不完全燃焼感が強いもので、何とか来年開催していただきたいなというふうに思います。

話が横道にそれてしまいましたが、総合公園建設から30年以上が経過していますが、依然高い使用率を維持していると聞きます。予約もなかなか取れないという話もありますが、一方では施設に対する不満もよく耳にします。那珂総合公園の年間利用者数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂総合公園は現在なかL u c k y F M公園の愛称で親しまれておりまして、令和5年度の年間利用者数は14万6,972人になります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 年間利用者数が14万6,972人とのことですが、その内訳を教えてください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

年間利用者数の内訳ですが、多目的広場、グラウンドですが、利用者は4万4,181人となっており、ひまわりフェスティバルで約2万9,000人、ソフトボールの大会で約4万

4,000人、軟式野球の大会で約2,500人、駅伝大会で約1,000人、出初め式で445人、それ以外の利用が約7,200人となっております。アリーナの利用者につきましては、3万2,352人となっており、種目別に卓球で約7,000人、バスケットボールで約6,400人、バレーボールで約5,000人、バドミントンで約7,800人、それ以外の種目で約6,100人となっております。テニスコートの利用者は2万234人、プール利用者は3万603人、それ以外の施設の利用者は約1万9,600人となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 数字を聞いておいてなんなのですけども、ちょっと多いのか少ないのかいまいちピンときませんで、利用率で聞いたほうがいいのかなと思ひまして、アリーナの利用率を教えてくださいよろしいですか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

令和5年度のアリーナの利用率は約98%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 多目的広場のほうはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

令和5年度の多目的広場の利用率は約68%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） アリーナが98%、中央公民館の利用率が約30%以下ということを考えますと、那珂市ではここまで利用率の高い施設はほかにあまり思ひつきません。それだけ需要があるということで、利用者の満足度をさらに上げるとともに、やはり魅力のあるようにしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思ひわけです。そして、大事なものはメンテナンスだと思うのですが、今後の修繕計画は何かありますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

なかL u c k y F M公園は平成6年に竣工しまして、約30年が経過しております。施設や設備は老朽化が進んでおりまして、那珂市体育施設等個別施設計画に基づきまして順次更新を行っているところでございます。令和5年度に熱源機設備の更新工事を行っておりまして、今年度は令和7年度に予定をしていますパッケージエアコン更新工事の実施設計を行っております。令和8年度以降もエレベーター改修やアリーナの床の改修、受水槽の交換などを計画しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 利用率98%というと、ほとんど予約で埋まっているというような状態でしょうから、その予約をぬって修繕を進めていっていただきたいというふうに思います。

一方で、多目的広場68%ということですが、こちらはまだまだ改善の余地があるのではないのでしょうか。

多目的広場の利用率を上げるためにまず、改善していただきたいのは芝生です。剪定は定期的にされているとは思いますが、芝生は根がとても深いという問題があり、実際総合公園の芝は根がとても深いという問題があります。これは長年のうちに芝の根の間に土が入って盛り上がってしまって、その上にまた芝が繁殖していくということが繰り返されるうちに芝生のそのものが地面から盛り上がってきてしまったのではないかなというふうに思うのです。それによってサッカーやグラウンドゴルフのようなボールを転がす球技は球威を取られてしまうのでゲームにならなくなってしまいます。定期的に植え替えやメンテナンスをしていけばいいのですが、単に芝を刈るだけという作業だとどうしてもこのようになってしまうと思います。これも改善できないかなというふうに思うわけです。

そして、総合公園に係る莫大な経費、これに対するリターンが果たして見合っているのかなというのも思うところであります。総合公園の維持費には年間2億7,000万円の経費がかかっております。それに対して十分な存在意義を有しているのか疑問を感じるころもあります。これの金額についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり施設全体の維持管理に多額の費用が必要となっております。しかしながら、議員ご指摘の多目的広場の利用につきましては、ソフトボールのグラウンドとして4面を確保でき、高速道路のインターチェンジに近い施設が近隣にないことなどの立地のよさから東日本大会や関東予選、県大会などの中学生や高校生のソフトボールの大会が開催されております。また、少年野球の県大会なども開催されており、施設の需要は高いと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 確かに、利用率が高いということはすばらしい、いいことだと思うのですが、やはり今、公共施設の見直しというのが、瓜連序舎もそうですし、今、中央公民館も話が出ておりますし、いろんな部分で見直しをかけていくというようなことが進められているかと思います。市としては、この30年たった総合公園、那珂総合公園ですが、将来的に必要だと考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

なかL u c k y F M公園は先ほど申し上げたとおり、大きな大会を開催できる施設を備え、また、立地においてもインターチェンジから近く、利便性もよく、市唯一空調設備を有するアリーナがあるなど需要の高い施設で、市内外から多くの方に利用されております。また、拠点避難所ともなっており、災害時の地区の拠点となる大変重要な施設であるため、なくてはならない施設だと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） インターチェンジから近い、空調付アリーナがあるなど大変アドバンテージのあるということはよく分かります。でしたらば、やはり長所は伸ばして行って、さらに人気のある施設というふうにしていただきたいというふうに思います。先ほど富山議員の質問の中にもありましたけれども、道の駅とか、植物園とか、その連携という話がありましたが、総合公園はそのちょうど間にあります。しかも、総合公園はもう、既に存在している施設なんです。この施設を有効利用してもっと魅力のあるものにしていくべきではないかと私は思うわけでございます。そのためにグラウンドは人工芝にして、全天候型のスケートパーク、パリオリンピックでも大分話題になりましたけれども、そういったものも整備して、さらにアリーナの壁を利用してのボルダリング施設とか、そういったものを整備して総合的なスポーツが楽しめるような、学べるような施設にしていってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、なかL u c k y F M公園は幅広い年代の方が気軽にスポーツを楽しむことができ、また、様々なイベントでも使用されている市の重要な施設であると認識しております。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、施設の老朽化が進んでおりまして、既存の施設の維持を優先し、市民が快適に利用できるような環境を整える必要があります。これには多額の費用がかかるため、現時点において新たな施設整備の計画はございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 大変もったいない施設だと思うんです。非常にワクワク感が持てる可能性のある施設だと思っております。そして、十分な広さがあるというアドバンテージ、こういったものを考えますと、将来那珂市からオリンピック選手を輩出できるような施設整備ができればどれほど夢があるかということでございます。

スポーツには才能、努力はもちろん重要ですが、同時に環境もとても大事です。練習施設のないところからオリンピックは生まれません。逆に言えば、環境さえあれば、あとは本人次第でチャンスをつかむこともできます。

那珂市は何もないとやゆされることもあります。こんなすばらしい施設があるんだと。将来金メダルを手に語ってくれる映像が見られるような、そんな夢のある話が那珂総合公園から発信できたらいいと思いませんか。そんな夢のある施設は、那珂市内ではここしかないというふうに思います。ぜひ、那珂市が誇れる施設へと仕上げていってほしいと願いまして、この質問を終わりにいたします。

続きまして、那珂市誕生20年を考えるに移らせていただきます。

今年で誕生20年ということで、式典や記念事業なども計画されていると伺っております。20年と言えば、人間に例えるとちょうど二十歳になるわけですが、果たして那珂市は今、それにふさわしい市と成長しているのでしょうか。知名度も名勝も名物もいまいちパツとしない、そんなイメージが那珂市には付きまといまいます。

しかし、この那珂市の現状を把握し、強みに気づき、そこに磨きをかけていくということが、やはり重要なと思います。そこで、まずはこの20年を振り返ってみたいと思います。

平成17年、那珂市誕生の年ですが、この年にふれあいセンターよこぼりが開館しております。そして、平成18年に念願であった市立図書館がオープンいたしました。平成19年には芳野地区農産物直売所が開設され、翌年同所に農産工房が開設されました。平成21年にはふれあいセンターごだいが、平成23年には額田地区交流センター、平成27年に木崎地区交流センターが開設となったわけですが、この頃から施設の廃止も進んでいきます。まずは、平成26年に戸多小学校の廃校、平成27年に本米崎小学校の廃校、同年額田保育園が民間へ譲渡、翌年額田幼稚園が廃園となりました。そして、平成30年には瓜連学校給食センター、そして、平成31年にはひまわり幼稚園の開園に伴いまして市内5つの幼稚園が廃園となったわけです。

こうしてみますと、廃止と新設とのスクラップ＆ビルドを幾度と繰り返してきたわけですが、もちろん建てるのにも壊すのにも費用がかかるわけです。実際合併前、旧那珂町と旧瓜連町の2町合併ですが、合併当時お互いの人口はどのくらいあったのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

合併当時の常住人口でございますけれども、旧那珂町が4万6,785人、旧瓜連町が8,818人というふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 現在の人口が那珂市で約5万3,000人ほどですので、20年で2,500人ほどの人口が減少しているということです。ではございますが、この県北地区にあって微減というところでとどまっているのかなというふうには思います。住みやすいというのはある程度認知されている証拠だと思います。

一方で、予算規模はどうなったのかお伺いしたいです。合併当時の旧那珂町、旧瓜連町の

予算規模、それぞれどのくらいだったのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 合併の前年度である平成15年度の一般会計の当初予算額になりますが、旧那珂町が130億3,000万円、旧瓜連町が36億3,500万円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 那珂市の今年度の一般会計予算額231億円でございますので、合併して財産規模で言うと、この20年で1.4倍ほどになっているということだと思います。単純に市民1人当たりに使える金額が合併前は29万4,000円だったものが現在43万8,000円ぐらいになっているということかと思うのですが、単純に割っただけなので、それが市民1人当たりという計算が正しいかどうかは置いておいて、ただ、市民サービスがそれで向上したというふうに考えている人が多いというふうには思いません。231億円のうち84億円の民生費、いわゆる福祉関係に割かれているお金、そして、公債費が20億円と、いわゆる借金です、こちらの返済に充てなければならないと、この2項目は間違いなく20年前より膨らんでいると思われますので、実際に市政に特徴を出すような事業を行おうと思っても、なかなか難しい状況にあるなということは理解できます。

そうすると、今後何か大きな事業をやっていこうと思ったとき、まず、頭に浮かぶのが合併特例債ということだと思います。

資料4をご覧ください。那珂市のこれまでの合併特例債を使った実績になります。

特例債は考えようによっては地方交付税の先借りというようなことも言えるのですが、実際それまでできなかった事業を行えるという点ではよい面も多くあると思います。

こうして見てまいりますと、非常に生活に重視した政策で、住民本位でやってきたのだなということはよく分かります。そういった意味では、那珂市の住みやすさに重点を置いて行政を行ってきたということが非常に伝わってまいります。この合併特例債に対して、残りがもうあまりないというふうに伺っております。今後予定している事業はございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

合併特例債につきましては、令和11年度が発行期限となります。現在充当している市道整備に係る道路改良舗装事業、下菅谷地区まちづくり事業など実施計画に計上されているものの事業への活用を予定しております。また、現在検討を進めております道の駅の整備につきましても、有効な財源の一つというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 生活道路の整備、いわゆる生活インフラというのはとても重要な事業

でございます。これらも進めながら那珂市の魅力を高めていく、その一端として、先ほど申し上げました総合公園の改造計画もぜひ、検討していただきたいなと願うわけであります。

ここで市長に、市政21年目からのさらに住みやすいまちづくりを進めていくに当たっての気負い、意気込みをいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。合併20周年を振り返ってみて、様々な点からいろんな、特に那珂総合公園については思いをいただいたような気がします。

回答を述べさせていただきます。

今回議員より那珂市誕生20年を考えるというテーマで一般質問をいただきました。私も合併当時は瓜連町議員として合併についての議論を重ねておりました。現在合併から20年を迎えることになります。当時全国的な合併推進の政策が実施されておりました。当市でも合併の必要性として両町とも厳しい財政運営を強いられていたことから、住民の多様化、高度化するサービスの要望に応えるための政策能力の向上や財政基盤の充実に努める必要がある、そして、日常業務の効率化や経費の削減を図り、新たなまちづくりに取り組んでいくというのが合併の理由でございました。

この20年を振り返りますと、議員定数の削減、職員数の削減、行財政改革、事務改革などに取り組みながら市民生活向上のために様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、人口減少、少子高齢化対策への予算も増大しており、道路などの建設事業への投資が抑制されているのが現状でございます。

これから先においてもますます人口減少や少子高齢化などの状況の中、総合計画のまちづくりの目標である住みよさプラス活力あふれるまちの実現を目指していかなければなりません。住みやすい、子育てしやすい、DXで便利なまち、地域経済の活性化、にぎわいのある魅力あるまちづくりにより、市民のウェルビーイング、幸福です、この向上のために鋭意努力していきたいと考えております。

お話がありましたなかL u c k y F M公園は築30年になります。施設の老朽化による修繕を実施しているのが現状でございます。今年はオリンピックなどで新たなスポーツにも注目が集まっており、関心が高くなっていることは承知をいたしております。現在なかL u c k y F M公園への新規施設等の計画はございませんが、施設が利用者に快適に利用していただけるように修繕を進めつつ、今回の議員のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 那珂市が誕生した年に生まれた赤ちゃんが、来年成人式を迎えます。

その間には東日本大震災、世界的コロナ禍など、それまで考えもしなかったような事態にも遭遇し、みんなで乗り越えてきました。那珂市の誕生、成長を支えた合併時の議員の方も多くが既に鬼籍に入ってしまった。もう20年、財政力も人口もこの20年、よく横ばいで

持ちこたえてきたなと感心すると同時に、ＯＢも含め職員の皆様のたゆまぬ努力がそこにはあったのだなと感動すら覚えます。

少子化、高齢化、働き手不足と明るいニュースがありませんが、那珂市はまだこれから伸びる、ポテンシャルを十分に秘めています。遠藤議員からあった子育て支援や桑澤議員からあったＤＸ教育の推進も非常に重要な政策です。君嶋議員からあった企業誘致の件や榊原議員からあったシティプロモーションの件など、つかめそうでまだつかみ切れていない口惜しい部分も何かのきっかけで好転したのではないかという期待も常に持っております。市長の決断とリーダーシップで次の30年に向かっての那珂市の輝かしい未来を願わずにはられません。

最後に、合併時市長であった小宅近昭が生きていたら、20年後の今を見て、何て言ったかなと考えてみました。おそらく一言、「まだ20年。これからだぞ」と言っているのではないかなと想像しながら、私の一般質問を締めさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告12番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時40分といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（木野広宣君） 通告13番、小池正夫議員。

質問事項 1. 親が高齢化している障がい者へのサポートについて。2. 市民への安全な水道行政について。

小池正夫議員、登壇願います。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） 議席番号8番、小池正夫でございます。

2日目、13番目でございます。皆さん、大変お疲れでしょうけれども、もう少しの辛抱でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、親が高齢化している障がい者へのサポートについてです。

昨今8050問題という言葉がしきりに聞かれるようになりました。8050、80と50です。これはすなわち、80代の親と50代のひきこもり当事者の問題、すなわち、ひきこもりが長期

化し、ひきこもりからの脱却がますます困難になる一方、同居している親も高齢となり、収入や介護に関しての問題が発生し、その上、親、子供共々働いていないことから社会的に孤立してしまうという可能性が高いという、極めて深刻な問題もあります。ひきこもりに係る調査は子供、若者という分野での取扱いであり、40歳以上のひきこもり人数というのは調査対象外であったので、国としても状況を全く把握していない状況でした。そんな事態を受け、内閣府が40歳以上から59歳までの人を対象とした初の実態調査が実施されました。ひきこもりの問題だけでなく、障がい者の方々にも実は同じような問題が発生しており、障がい者の人たちの両親の高齢化が進み、様々な問題が生じる可能性があります。本人が自立を望んでも就労ができなかったり、就労支援施設の受入れができないなどの理由で自立ができず、親と同居しながら生活しているケースが多いようです。障がいを抱えている人で年収200万円の方の割合というのは全体の99%、さらに、その半分ぐらいは年収100万未満だということです。

上記のことからも、経済的事情から障がい者が両親と同居で生活をしていかなければならない状況となっております。高齢の両親が障がいを抱えた子供の面倒を見ているという状況を、老障介護あるいは両親が亡くなった後に障がいのあるお子さんがきちんとケアを受けられるのか、自分の死後について大変心配をする状況などが「親亡き後問題」とも言われております。障がいを持つ子供を抱える家庭にとって、その子の面倒を全面的に見ている両親が、将来、その子を支えられなくなった場合、財産管理や生活の維持を誰が担ってくれるのか、そういった不安や心配というのは切実な問題であります。

中には、自分の子どもより早く死ねない、死ぬに死ねないという切実な思いを抱いている親御さんも、私の周りにも多くおります。自分がいなくなった後、子供はどうなるのか、安心して地域で自立した生活ができるのか、知的障がい、重度重複障がいのある子の親はもちろん、精神障がい、ひきこもりなどの保護者にとっても本当に深刻な問題であり、親が高齢になるほど喫緊の課題となっております。

以上の内容を踏まえて何点か質問をいたします。

障がいを抱える親が高齢化することにより多くの問題や懸念されることが多くなることへの現状などについて、市としてどのような認識でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

現在、本市においては障害者総合支援法に基づき、障がい者自らが望む地域生活を営むことができるよう障がい者の生活を地域全体で支える支援体制の整備を進めております。

しかし、障がいのある子供を持つ親にとっては、親亡き後、我が子の生活を誰が支援するのか、親に代わる支援や住居の確保、財産管理など多岐にわたって解決すべき課題があるものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） さらに、障がい者との地域共生社会実現に向けましては、地域住民が主体的に地域全体で障がい者を支える仕組みづくりや、地域の実態などを踏まえつつ包括的な支援体制の構築を行う必要があります。障がい者が親亡き後においても施設ありきではなく、自宅であったりとか、グループホームなど自ら選択をしたところで安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス充実であるなど、地域での生活を支える体制の整備についても大変重要であると考えております。市としても、ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。

続きまして、障がいを抱える親の高齢化することに関して調査などはされているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

市では、令和5年に那珂市障がい者プランの改定に向けた基礎資料とするためのアンケート調査を実施いたしました。このうち障がいをお持ちの方に尋ねたアンケートでは、介護者がいると回答された方のうち、父母、祖父母が介護者と回答された方が27.0%、配偶者が介護者と回答された方が40.9%いらっしゃいました。介護者の年齢について質問したところ、65歳以上との回答が55.5%、そのうち75歳以上が24.2%との結果となっており、介護者の高齢化も顕著となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 高齢者の両親にとって、自分たちに万が一のことがあった場合でも子供がきちんとした生活を送りながら、ケアもきちんと受けながら1人で生きていけるのだろうかと思ってしまうなど、障がい者を持つ両親にとってもそのような心配は本当に切実なものではないでしょうか。そのような不安を少しでも取り除いてあげることが、ふだんから障がい者と向き合っている方にとっては大変必要な対策であると思います。

続きまして、障がい者を抱える親の高齢化した世帯などに対して市としても何らかの施策をしていくべきだと考えますが、現在対応していること、今後検討することということなどはあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

既に障害福祉サービスを利用されている方の場合には、障がい者本人やその家族から連絡調整や助言を行う相談支援専門員に親亡き後を見据えた体制をご相談いただいております。

一方、障害福祉サービスを利用されていない方には文書により地域生活支援拠点事業をご案内してございます。これは障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備え、相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった機能

を構築するものでございます。ご希望の方には訪問し、それぞれのご家庭で抱える課題等について把握し、緊急時の受入れなどのご相談を進めてございます。

いずれの支援においても、親亡き後に関する悩みを相談できる体制が整っていることを周知していく必要があると考えております。足りないと感じる部分を聞き取りながら、障がい者本人や家族に寄り添った支援を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 那珂市障がい者プラン第4期障がい者計画によると、令和4年度末の時点の施設入所者数は62人おり、令和3年度に整備された地域生活支援拠点が様々な事態に対応する役割を担うということです。先ほどもお話しをしましたが、「地域における相談支援員や社会参加、緊急時の受入体制等の機能を強化していく必要があることから、地域生活支援拠点等の機能を担うため、障害福祉サービス事業者などを増やし、関係機関が連携し支援体制の構築を図っていきます」とプランにも記載されています。障がいの状況などや個々の事情などもあって地域での受入れをできない障がい者の方はいくさんいると思いますので、それぞれの状況を踏まえた対応を考えていくことが必要となります。引き続き施設利用見込みを上回るよう、余裕のある施設の確保や整備について進めていきますようお願い申し上げます。

次に、グループホームの状況についてお尋ねいたします。

老障問題あるいは親亡き後問題の背景の一つとしては、受け入れるグループホームの不足により、仕方なく親と同居をしているというケースもあると思います。また今後、老障問題や親亡き後問題が一層深刻化すれば、今以上にグループホームに対する需要が増大すると思われます。住まいの場の確保につきましては、先ほどからお話をしておりますが、親亡き後の支援の中においても大変重要な問題の一つでもありまして、あらゆる障がい者、市民に共通する課題でもあります。そのほかにも精神障がい者への差別や偏見などはいまだ根強くあり、当事者や家族への支援なども欠かせません。

地域生活への移行を希望されている障がい者の中には、重度の障がいをお持ちの方もいます。このような方も安心して暮らせるように、今後さらにグループホームの整備を進めるだけでなく、グループホーム職員支援や質の向上を図っていく必要もあると考えます。

那珂市内に障がい者が入所できるグループホームの数はどのくらいあるかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

現在、障がい者が入所できるグループホームは、那珂市内には13事業所、22か所ございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 在宅から、両親が亡くなり突然グループホームへ入居するというのは、介助者や当事者にとっても大きな負担になります。そのことから、日頃からのグループホームへの体験などを行える施設や独り暮らしの適性を身につけていくことも必要であると思います。精神障がいにある方は、入院が長期化するほど社会復帰が困難となるという傾向があることから、退院可能な方ができるだけ早く地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、地域と連携を図りながら地域生活に移行する取組なども重要なことだと思っております。

精神障がいがある方の地域移行に向けた支援の取組として必要であろうと考えられることとして、地域での受入れ促進を図るため、グループホーム事業者などを対象に精神障がいに対する正しい理解を深めていただくことや、地域で生活する障がい者を支援するため、保健師等による電話相談や訪問支援、医療機関などの夜間・休日の相談などの取組などを併せて行う必要があります。

また、グループホームが1年以上精神科病院等に入院した精神障がいにある方を受入れ、一定の資格を持った職員が相談援助を実施するなどの制度もあります。

続いて、グループホームへの入所体験ができる制度などがありますか。お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

障害福祉サービスとしてグループホームの体験利用がございます。体験利用するには、障害福祉サービスの申請をしていただき、市が支給決定をした上で、年間50日以内で利用することができます。障がい者本人にとって親亡き後の自立に向け、共同生活や独り暮らしの体験ができる機会となっており、最善の対応策を見つけることができるよう、これらの制度の活用について周知してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） グループホームの体験利用をすることによって、実際に利用する障がい者の方の不安を払拭するだけではなく、施設側のメリットとして、どんな方が入所を希望しているのか、どんな介護サービスが必要になるのかを事前に把握できるなど、双方にメリットがありますので、ぜひ活用していただけるよう、相談支援への利用の働きかけなど積極的な活用なども進めることが必要でありますので、周知のほうも進めていただければと思います。

最後に、親亡き後の障がい者へのケアとして、市の考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（猪野嘉彦君） お答えいたします。

親亡き後も障がい者本人が自立した地域生活を営むためには、切迫した状況にならないよ

うあらかじめ障害福祉サービスや成年後見制度などが活用できるようにしておくなど、切れ目のない支援が行えるように、事前に相談を受けることが重要であると考えております。

また、相談を受ける際には、親としての心情に配慮しつつ、障がい者本人の意思や家庭の課題などを丁寧に聞き取っていく必要がございます。このため、相談支援専門員は毎年度、少なくとも5回程度、那珂市地域自立支援協議会相談支援部会などの場を活用し事例検討を行い、日々の活動で実践できるよう研修を行っておりますが、この中で介護者の高齢化の現状をお知らせするなど、本市の課題を共有してまいります。

このような相談体制を整えていることを障がい者本人や家族にお知らせし、親亡き後の相談や移動支援、日中一時支援を活用した地域生活の体験、グループホームの体験利用などを通して、不安が少しでも軽くなるよう、また障がい者本人にとっても最善の対応策となるよう柔軟に対応してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 先ほどから答弁でもグループホームへの体験について可能であるということからも、今後も障がいのある子供を持つ親の心配や負担が和らぐよう、障害福祉サービスの制度が必要であるほうが必要な分だけきちんと利用できるよう周知を行うだけではなく、必要であれば速やかに利用できるような対応なども併せた検討もいただければと思います。

今後は、親が高齢化した障がい者世帯がますます増えてくると思います。今回このような質問をするのに当たりまして、私的なことではございますけれども、我が家にも肢体不自由の重度障がいの27歳の娘がおります。私も4年前に大病いたしまして、家内も今までに2回大きな手術をしました。夫婦そろって還暦を越えて、そして親亡き後という問題が結構今、テレビでも、メディアなんかでも取り上げられて、よく特集などをNHKなどが組んだのを見ておりました。いつまでこの子をお世話できるのか、いつまで見てられるのか。知的がある場合には、親が死んでも、目の前から消えても、すぐには理解はできないと思うんです。うちも90歳以上の母親を抱えておりまして、もし慶弔があった場合には、そういう施設に預けなくちゃならない。ですけれども障がい者の場合には、急に連れて行って預けても、ぎゃあっと騒いで、なじむということはまずないんです。物すごい力でやはり暴れるんです。ですので、やはり一番子供のことを分かっているのが両親ですから、健康に注意しながら長生きをしなくちゃならないと。今回このような質問に至ったわけでございます。

市しても、障がい者を持つ両親の高齢化が今後急激に進むことを考慮し、サポート体制の一層の充実を図ることが今以上に重要になってくると思いますので、障害福祉サービスなどの制度利用者への配慮につきましては、今まで以上に切にお願い申し上げ、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、市民への安全な水道行政についての質問に移ります。

私たちが健康で快適な生活をするために、安全でおいしい水は欠かすことができません。水は生活の中でたくさん使われています。例として、4人家族でキッチン、トイレ、洗濯、お風呂などで1日約1,000リットルの水が使われるとしております。大変な量だと思います。

那珂市では、主に那珂川と久慈川からくみ上げたものを利用し、導水管を通し浄水場に送られ、薬品等を利用し消毒を行った後に、配水管を通し各家庭に安全・安心して使える水道水が届けられております。安全な水道水は感染症対策のみならず、熱中症の予防、公衆衛生の向上など重要なライフラインです。

また、老朽化し大量更新期を迎えている配水管をはじめとした水道施設についても、計画的に更新を進めていくとともに、大きな災害にも耐えられるよう耐震化などにもしっかりと取り組みながら、水道料金収入を基本とした独立採算制の下、安定した経営を行っていくことが何よりも重要だと思っております。

将来にわたり安全な水を供給し続け、市民の健康と命を守り抜いていく水は、家庭だけではなく、防災などにも必要となるため、水道施設が地震や災害によって崩壊し水が使えなくなるなどない対策なども重要であります。

平成23年の東日本大震災では、那珂市でも浄水場や配水管路で大きな被災を経験し、長期間の断水事故となり、市民生活に大きな影響を与えております。震災の教訓を生かし、今後とも地震に強い水道を目指し、これまで以上に水道施設の耐震化の取組を行うような必要性もあります。

那珂市では水道事業の方向性を示す経営戦略の見直しを行い、2023年から2027年度を経過期間とする那珂市水道事業経営戦略中間見直しを作成しています。そこでは、当市財政計画として、今後5年間の総事業費に37億4,500万円を試算し、更新工事を進めている木崎浄水場では、23年度から第2期工事に取りかかっております。浄水場運転管理の業務委託や統廃合なども計画をしております。老朽管更新や配水管新設についても、市民生活に影響が大きい主要配水管を優先的に整備するとしており、併せて老朽化の著しい消火栓についての更新も順次整備を進めることとなっております。

以上の内容を踏まえ何点か質問をさせていただきます。

老朽管の更新についてはどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

現在、市内に埋設されている水道管の総延長は547キロメートルになります。うち老朽管と呼ばれる布設後40年を経過する水道管の延長は109キロメートルとなっております。当初布設延長から現在までの水道管更新率としては約41％となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 続きまして、老朽管と呼ばれるものは布設後40年ということですが、

管の耐用年数は何年ぐらいなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

ここで言われている40年は、会計上の減価償却費算出のために使用する耐用年数であります。埋設されている土質環境、材質により異なりますけれども、まだまだ使用可能となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 布設後40年を経過する水道管の延長は109キロメートルもあることから、短期間で一気に工事を行うことは到底できないことです。そうなってくると、どのような計画で老朽管の更新を行っていくのか、ある程度の計画性が必要になってくると思います。続きまして、老朽管の更新工事の優先度などはあるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

現在の老朽管更新工事につきましては、口径の大きな配水管や国道、県道、JR水郡線横断部などの市民生活に大きな影響を与えてしまう箇所を優先的に整備を進めているところであります。漏水調査による管路の状況や更新計画に合わせて更新工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 水道管の老朽化もさらに進みますと、更新をどういうふうにしていくかという大変重要なポイントになると思います。他の自治体でも老朽管の更新に苦勞されていることもあります。老朽管の更新にはお金と時間がかかるものでありますので、効率のよい更新計画にて老朽管更新を進めつつも、市民に対しては影響が出ないような計画において進めていただければと思います。

続きまして、石綿管の状況についてお聞きいたします。

石綿粉塵を吸入することによって健康被害が問題となり、石綿が使用されている建築等の解体撤去作業時において関係労働者等の健康被害防止対策の充実を図るため、平成17年7月1日に労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則が施行され、水道用石綿セメント管の撤去作業等についても同規則の遵守が義務づけられております。

市内ではどの程度配管されたのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

石綿管はアスベストセメント管と言われ、アスベスト繊維を利用し再生された管になります。昭和48年頃水道管の早期普及を目的に市内各所に約77キロメートル配管されました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 石綿セメント管は施工性がよく、また安価であったことなどから昭和30年代から40年代を中心に水道管として多く使用されました。しかし、石綿セメント管は強度が弱く、破損率が他の管種よりも高いこともあって、漏水防止や水道管、水道路耐震化の観点からも取替え作業が全国的に行われております。

次に、石綿管は人体に何か影響が出るのか、お伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

経口摂取されたアスベストが発がん性を有するという有力な証拠はほとんどないことがWHO飲料水水質ガイドラインで示されております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 現在の配管の状況についてお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

石綿管は耐震性がないことから更新を進めており、市内において約116メートルを残すのみとなっております。今後の計画では、令和7年度に更新が完了するという事となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 水道事業の被災において大きな比重を占める水道管の老朽化が進み、法定耐用年数を今後超える水道管が増えるなど、水道管の布設替えによる減価償却資産は今後増加の一途をたどると思われますが、水道管施設の更新や建設改良を進めれば、それだけの料金設定にも反映することになります。

続いての質問ですけれども、老朽管更新などへの影響で水道料金の見直しなどは考えているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

水道料金においては、平成9年の料金改定後、現在に至っております。水道事業においては老朽化施設の更新や少子高齢化による水需要減少が懸念されることから、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組み、経営の健全性を実現するため、平成30年度から令和9年度までの10か年を計画期間として経営戦略を策定しております。令和5年度においては経営戦略見直しを行いました。その中で、目標年度である令和9年度までは現在の水道料金体系を維持していく考えでおります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 水道管、下水管をはじめとしたインフラの老朽化に伴う将来的な整備や、公営企業の経営上の大きな課題です。公営企業会計は現金主義の会計で、示すことが難しい将来の更新費用にどのように対応していくのか、将来的に必ず発生する老朽化更新においてどのように更新費用を見積り、当期分の費用を計上し、資金を留保し、対応していくのか、市民にも示すべきではないでしょうか。一定比率を利益から積立金として計上し、内部留保を充実させていくなど、対策も必要だと考えます。

経営戦略によると、令和9年までには減価償却費と固定資産消耗費の増加等により収益が減少する見込みとあり、欠損金の発生した場合は利益積立金を補填することで現在の水道料金体系を維持するとあります。次期経営戦略の改定においては、実情に合わせた収支計画に沿って水道料金の検討が必要になることも記載されております。これまでの設備投資によって見込まれている支払利息や減価償却の増加、原価高騰による維持管理費の上昇、少子化などによる利用料の減少など厳しい財政状況が見込まれます。このような厳しい状況下で効果的で効率的に事業経営を行うため、浄水場の統廃合などの経営改善にも努める必要があると思います。

以上の内容を踏まえまして質問いたします。人口の減少や節水意識の高まりなどにより給水収益の減少が考えられるが、今後の対応について伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、人口減少や節水意識の高止まりにより給水収益の減少が考えられることから、令和10年度から次期経営戦略の改定においても必要に合わせた収支計画に沿って水道料金の検討を行っていく考えではありますが、日頃より漏水対策を行いながら有収率の向上に努め、水道料金の現状維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 近隣の自治体や県との広域連携による水道事業の統合化や官民出資会社による包括事業運営などの検討を行うなど、スケールメリットを最大限に生かしていただいて効率的な運営に努めながら、市民に安全な、安心な水道水を供給でき続けられるようにすることが、これからも引き続き重大な要件となっております。いろいろな面から市民への負担を増やさないような検討を行っていただきたいと思います。

続きまして、水道水の有機フッ素化合物のことについて何点か質問したいと思いますが、これは午前中に花島議員も質問いたしましたことですので、ちょっと触れさせていただきます。

最近の報道等により、有機フッ素化合物によって水道水が汚染される事態が世界各地に起きているようです。2023年8月から11月にかけて沖縄県が行ったアメリカ軍基地周辺の湧

き水や河川の調査では46地点のうち33地点でP F O S、P F O Aの合計値が1リットル当たり50ナノグラムという国の暫定指針値を超えたという発がん性が指摘される有機フッ素化合物P F O Sが各地の貯水場や河川で検出されている事態を受け、政府も水道水の全国調査に乗り出しています。その結果、汚染水の実態把握が急務となり、P F A S健康影響について確定的な検知はなく、水道水や河川の暫定目標値については、政府において代表的なP F O S、P F O Aの合計で1リットル当たり50ナノグラム、10億分の1としております。

P F A Sは水や油をはじき、熱に強い特徴があり、フライパンのコーティング、食品包装など幅広く使われてきた自然環境では分解されにくく、永遠の化学物質と呼ばれております。米軍や自衛隊基地、化学工場周辺で検出される事例が多いとされております。ちなみにP F O S、P F O AどちらもP F A X有機フッ素化合物の一種です。これらの物質は20世紀半ば以降多くの製品に使用され、私たちの生活の中で役立ってはきましたが、しかし、徐々に人体や環境に対しての有害性が明らかになって、近年では汚染が命の危機を脅かす問題として世界に取り扱われるようになりました。

水や油をはじき、熱に強い、薬品にも強い、そして光を吸収しないという独特の性質を持っており、20世紀半ば以降、世界中で多くの製品に用いられ、例えば焦げつかないフライパン、当時使用がされてきました。人体の有害性として確率性が高いとされているものとしては甲状腺疾病、肝疾患、肝臓がんなど発がん性についてはP F O Aが、国際がん研究機関でも人体にして発がん性がある可能性があると評価しています。

以上の内容を踏まえて何点かお聞きいたします。

有機ヒ素化合物はどのようなものか、改めて伺います。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

現在、報道等により世界的に懸念されている有機フッ素化合物P F O S（ピーフォス）とP F O A（ピーフォア）については、金属熱気処理剤、泡消火薬剤などの用途で使用され、人の健康被害への影響から2010年にP F O Sが、2021年にP F O Aが製造、輸入等を原則禁止となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 次に、水道水の検査基準などはあるのか、伺います。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

環境省における水道水の暫定目標値におきましては、P F O S、P F O A測定合計、1リットル当たり50ナノグラムとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） どのような項目の水質検査を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものでございます。水質検査には、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目や水質管理目標設定項目があります。有機フッ素化合物PFOSとPFOAについては、水質管理目標設定項目に含まれており、水質検査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 水質検査の結果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

本市の水道事業においては、暫定目標値が示された令和2年度から水質検査計画に基づき、那珂川、久慈川、東木倉の地下水より浄化処理を行った水道水の水質検査を実施しておりますが、暫定目標値以下となっております。水質検査結果においてはホームページに掲載し、水道需要者に対しても公表しております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 有機フッ素化合物の長期摂取した場合の人体の影響について、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

環境省のQ&Aによりますと、動物実験では肝臓の機能や小動物の体重減少等への影響が指摘され、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系などとの関連性が報告されております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 最後の質問です。

最後に、水道事業者としての考えをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 上下水道部長。

○上下水道部長（金野公則君） お答えいたします。

今後も環境の変化に対応すべく水源の管理体制や水質管理体制の強化に努め、安心な水道水の供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） ありがとうございます。

人間にとっては大事な水でございます。これからも努力のほど一層よろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告13番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を16時30分といたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時30分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（木野広宣君） 通告14番、笹島 猛議員。

質問事項1、那珂市の財政状況について、2、ふるさと納税について。

笹島 猛議員、登壇願います。

〔15番 笹島 猛君 登壇〕

○15番（笹島 猛君） 議席番号15番、笹島 猛です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、那珂市の財政状況について伺ってまいります。

本市の財政状況についてですが、私がどうしてこのような財政状況について確認しようとしたのかは、一般家庭での家計、民間企業のバランスシート、損益計算書等をどう見るかによって今後取るべき経済行為が大きく影響されるからです。行政においても財政状況を把握し、確認し、市民と行政が共通の認識を持つことが持続可能な行政運営をする上で最も肝要なことと考えます。

まず、財政収支見通しについてですが、傾向としては、生産年齢人口の減少や地価の下落などによって基幹収入である市税は増収が見込めず、交付税も減収基調にあることから減少傾向にあるのか。また、子育て支援や医療、介護等の社会保障経費の増加などにより歳出は増加傾向にあるため、収支差引きにおける黒字額は年々減少していくのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

実質収支は歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございます。黒字、赤字団体の区分の指標となるものでございます。

本市の実質収支につきましては、令和３年度が14億312万4,000円、令和４年度が13億5,129万4,000円、令和５年度が10億4,741万1,000円となっており、その額は減少している状況でございます。

しかしながら、これらはコロナ対策に伴い歳出予算規模が膨らんだことも大きな要因の一つでございます。コロナ対策等の縮減に伴いまして減少しているものと考えております。とは言いましても、実質収支の推移につきましては重要な指標の一つでございますので、引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） このまま減少ということにならないということを祈っております。

自治体の財源不足を補う地方交付税、2024年度配布分が7月23日に決まりました。自主財源が豊富で、国から交付税を受けていない茨城県の不交付団体は昨年と同じく、つくば市、神栖市、東海村の3市村です。県市町村課によると、市町村別で交付税が増えたのは27市町村です。一方で、交付税が減少したのは14市町村です。

そこで、本市は増えたのか、減ったのか伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

令和６年度の本市の普通交付税額は45億3,800万円で、前年と比較しまして１億900万円増加しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地方交付税というのは状況に応じてすごく動きがあります。そんな意味で、地方交付税の措置の状況によっては基金の繰り戻しが厳しくなるという予想もされます。健全な財政の持続性を担保するには、やはり財政確保が重要であります。具体的にどのような財政確保をしていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

人口減少や少子高齢化が加速していくことが予想される中で、市税収入の大幅な伸びは期待しにくいところでございます。加えまして、歳出におきましては扶助費等の社会保障関係の増加、公共施設の長寿命化への対応などが求められていることから、令和７年度実施計画策定方針においても令和６年度当初予算における一般財源総額を超えないことを要求基準としております。事業費を含めた事業内容の精査、事業の年度間調整を図るなど、持続可能な

財政運営に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、新規大型事業についてですが、道の駅の建設費は約26億円、バードラインの4車線化事業に約20億円と新規大型事業を着々と進めておりますが、この大型事業の採算は確実にあるのかどうか。投資経費（イニシャルコスト）の一番大きいのはこれです。さらに経常的経費、維持するための経費です。さらに更新費用までが回収可能なのかどうかということです。これらについて伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の投資的経費、いわゆる建設費の回収につきましては、道の駅が公共施設であるといった観点を鑑み、道の駅単体での収益または利益等による建設費の回収という視点ではなく、道の駅整備による産業の活性化や直接及び間接的な地域への経済波及効果などに寄与するものであると捉えております。

また、経常的経費、いわゆる維持管理費につきましては、今後、基本設計の内容に基づき開設後を見据えたシミュレーションにより事業収支の試算を行っていくこととなりますが、運営を担う第3セクターの経営は基本的に独立採算で行われるため、道の駅の維持管理費や更新費用については第3セクターの売上げにより対応できるよう管理運営体制を整えていく必要があると考えております

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 8月21日なんですけれども、産業建設常任委員会で道の駅おおあらいに行ってきました。一時凍結の件について大洗に聞いてきました。道の駅のおおあらいの整備検討委員会は道の駅の必要性をゼロベースから検討したということです。もう一つは、財政的にできるだけ少ない、後世にツケを残さない施設整備を検討したということです。

もう一つは、今ある観光施設や飲食店を補完し、相乗効果を生み出す施設となるように検討したと。結果、総合的判断をして住民の生活や命を守る施設整備を優先して道の駅整備については凍結することにしたということです。

何か大きな事業をやるのには、まず財源をどうするのか、財源に余裕があればこういった道の駅もどんどんできると思うんですね。全体の限られた財源の中で市政運営をしていく中では、やはり財政面というのは本当に重要視しなければならないところだと思います。

今後、公共施設の更新に問題があったり、高齢化の進行による社会保障関係の増加、こういうものを予想すれば、明らかに厳しくなっていくというのは誰の目で見ても明らかです。

この道の駅事業は時代に逆行しているような感じがするんですが、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 回答申し上げます。

那珂インターチェンジ周辺地域における道の駅の整備につきましては、国道118号の4車線化や県植物園のリニューアルなどを好機と捉え、道の駅整備を契機としたまちづくりを進めることとして検討を始め、本市の産業振興や地域活性化につなげる拠点の創出に向け、現在事業を推進しているところでございます。

道の駅の整備を契機として、那珂インターチェンジ周辺、さらには市内の産業を活性化させ、企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す、そしてそこから得られた財源を福祉や教育などに還元していく、いわば次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた投資であると私は捉えております。そのためにも、まずは持続可能な道の駅整備の実現に向け、市役所一丸となって事業をしっかりと前に進めるとともに、財源の確保や調整をはじめ、市としましても引き続き将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 道の駅そのものは80%以上が自治体によって設置されております。

そこに税金を投入されるということは、仮に経営が失敗すれば地域の大きな重荷になってしまうということだと思います。実際に特別予算まで組んで自治体が救済に乗り出して、挙げ句閉鎖に追い込まれるという事例も出てきております。地域振興や、あるいは経済活性化を名目にして自治体が多額の税金を投入して施設の整備を行って、はやりの指定管理者制度を活用して第3セクターあるいは地域団体に運営を任せるというありきたちの事業モデルが多くの失敗を生んでいるんだということが現実なんだろうと思います。

本来、民間が事業として取り組むとすれば初期投資、つまり、施設の整備費用の回収も含めて運営の売上利益から捻出していくということが常識なはずで。道の駅の場合はほとんどが初期投資は税金で賄われ、設置後の経費だけを採算上計画に入れていくという考え方がなされがちだと思います。これは経営上の売上げとか利益の目標ハードルが通常より低い水準で容認されているということです。ただ、一見、運営しやすいとか、経営がうまくいくとかという錯覚に陥りがちなんだろうと思います。ここに大きな落とし穴があるんだろうと思います。ハードルが低い分、売上げ意欲の向上ですとか経営改善の努力、意欲が薄れていくという落とし穴に陥ってしまうということだろうと思います。

そこで、新規大型事業の財政収支の影響はどう認識しているのか、財政比率、その財政との整合性をどう考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

道の駅の整備に当たりましては、国からの補助金等のほか地方債を有効活用するとともに、なお不足する財源につきましては、特定目的基金を積極的に活用するなど、財源確保を図る必要があると考えております。

また、施設の建設に係る地方債の元利償還金、運営経費につきましては、後年度の財政負担となることを踏まえまして、引き続き、市といたしましては持続可能な財政運営に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

なお、参考としてですが、昨年の3月の定例会において報告いたしました那珂I.C周辺地域における複合交流拠点施設道の駅整備基本計画におきましては、概算事業費約26億円に對しまして、地方債は約16億円を算入するということになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 26億円のうち16億円を借入れするということで、那珂市にとっては大きな額ですよ。借入期間は多分10年か20年だと思うんです。部長どうですか、びびりませんか。まあ、いいです。

ある道の駅の駅長さんのインタビュー記事を読んだんですが、道の駅を再興されるためには、まずは行政とコンサルで造り上げた建物ばかりが豪華で、商品コンテンツや経営計画の甘い当初の計画を白紙化し、建物の減価償却をきちんと盛り上げた経営計画をつくり、コンテンツもありきたりのお土産売りや直売所ではなく、地元の魅力的なものを細部にわたり調査し、コンテンツ化できるものに集中的に投資していくということです。

機会均等と公平ばかりをうたっては成果は上がらない。そんなことで生き残れるほど道の駅の経営は甘くありません。今の道の駅は乱立する時代になり、市場原理にさらされているからです。これは道の駅川場の社長さんも同じことを言っていました。取捨選択と思い切った投資、あれもこれもやりたいではなく、どれかに決めて経営的かつ集中的に投資し、ユーザーにいかにリピートしてもらうかが重要だということでした。何らかの施設整備をするとした場合、その負担は自分たちの世代ではなく、子や孫の世代まで引き継がれることになります。10年後、20年後、30年後を見据えた、莫大な税金で建てられた建物が後世に負の遺産として残らないように、焦ることなく慎重に進めていくと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

これまで那珂市は住みやすい環境や利便性の高さといった本市の魅力を「いい那珂暮らし」としてPRし、地方創生を進めてまいりましたが、私は、この道の駅がいい那珂暮らしを、そして活力あふれる那珂市を体現する拠点となり、これからの那珂市を象徴するランドマークとなり得ると確信をいたしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、道の駅の整備により市内の産業を活性化させ、企業に那珂市に目を向けてもらい、経済を回していく、そしてそこから得られた財源を次世代の子供たちや未来の那珂市に還元していくための仕組みづくりを構築していきたいと考えております。そのためには、20年後、30年後も市民が誇りを持ち、一緒に成長し続ける持続可能な道の

駅でなければなりません。そして、道の駅の整備を契機として那珂インターチェンジ周辺を活性化させることにより、那珂市の魅力を世代を超えて育みながら、後世の子供たちにつなげていきたい、そのような思いが本市が目指す道の駅の理想の姿であり、私の決意でもあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 市長の思いとか、本市の目指す姿は理解しました。

しかし、現実的に問題なのは、利益を生まない道の駅を建てることはだめですよ。税金で維持管理する、負担する道の駅は造っちゃだめですよ。国の補助金を活用して施設を建て、運営は事業者に委託して、施設利用費を頂く。投資したら回収する、これは民間企業と同じです。それを那珂市モデルとして頑張ってやってください。

次に、自主財源等について伺ってまいります。

地方自治体は自主財源では成り立ちません。国や県からの依存財源があって、初めて健全な運営ができます。しかし、依存財源を当てにし過ぎると継続的な市民サービスはできなくなってしまいます。どんなときでも生活上必要なサービスは継続しなければなりません。そのためには、ほかからの影響を受けにくい自主財源を生み出すことが必要です。地方自治体の財源は自主財源と依存財源で構成されておりますが、民間の感覚の表現だと、自主財源とは独自の方法で財源を確保するイメージがあると思います。実際は、そのほとんどは市税、固定資産税、法人税が占めるわけですけども、そうすると、その自主財源を高めるためには人口を増やすとか、企業を誘致するしか自主財源を増やす道はないと思われま。

そこで、本市の自主財源の現状はいかがですか。また、本市の歳入全体が占める割合である自主財源比率をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

本市の一般会計における自主財源の額は、令和5年度決算で98億72万8,000円となっております。自主財源比率につきましては、40.8%というふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 40.8%というのは、これ高いんですか、低いんですか。部長、どうなんですか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

令和4年度の決算額になりますが、近隣の市町村で人口規模の近いところで見ますと、常陸太田市は32%、常陸大宮市は33%となっております。この数値についての高い、低いというのは、一般的な基準がございませんので、一応参考に申し上げます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 各市町村では、様々な取組でその地方自治体独自の財源確保の取組が検討されると思います。

そこで、本市でも独自の財源をつくり出す取組があればお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

現在、独自の財源をつくり出す取組としては、ふるさと納税制度がございます。ふるさとへの寄附を集めることで、自主財源として活用している自治体等が数多くあるというものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次は、やり方によって非常に大きな税収を見込めるふるさと納税制度に焦点を当ててお伺いいたします。

ふるさと納税とは、ご存じのとおり、各市町村がオリジナリティーを持って、その土地の特産品などを返礼品として離れた場所から納税を推進する画期的な制度です。2023年のふるさと納税による寄附額は1兆1,175億円となり、初めて1兆円を超えました。5年間で2倍以上増えたわけですね。自治体に寄附すれば、実質2,000円で好きな返礼品がもらえ、2,000円を超える負担分は住民税や所得税から控除を受けるということがあって利用者が増え続けております。

8月3日の茨城新聞によると、県内自治体への2023年度の寄附総額は、前年度から116億3,558万円増の374億1,935万円となり、4年連続過去最多を更新しました。県内で寄附の受入額が最も多かったのは、境町の99億3,812万円です。このほか10億円を超えたのは、守谷市の69億468万円、八千代町の22億8,350万円など計9市町村に上っております。ちなみに道の駅整備事業を凍結した大洗町の寄附額は、約15万円だったそうです。

ふるさと納税を安定的に、かつ増加させていくことができれば、それは那珂市の体力強化となります。もし毎年安定した5億円、10億円の税収増が見込めたらどうでしょうか。市民が不安に思っている市の財政にも安心してもらって、道の駅事業計画も進めやすいと思います。まず、この税収増が見込める、この可能性が高い制度について、本市はどのように取り組んでいるかお伺いしていきます。

まず、過去3年間、受入額、経費、それと那珂市民が他の市町村に寄附した額、収支はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

過去3年間の寄附額の受入額につきましては、令和3年度が2,965件で6,088万7,000円、

令和4年度が2,628件で5,511万8,000円、令和5年度が1,855件で4,115万6,000円となっております。

それに伴う経費でございますけれども、返礼品の調達に係る費用、送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、各ポータルサイトのシステム利用料や中間支援事業者への委託料、受領証明書発行や送付に係る費用、職員人件費等で寄附額の50%以内にとすることと定められております。

経費につきましては、令和3年度が2,885万2,000円で、経費と返礼品を含めまして45.6%になります。令和4年度が2,734万4,000円で47.7%、令和5年度が2,171万円で50.0%となっております。

また、那珂市民がほかの自治体に寄附した内容につきましては、令和4年度課税で1,773人、寄附額が1億2,850万9,000円となります。令和5年度課税では2,253人、寄附額で1億4,525万3,000円、令和6年度課税で2,679人、寄附額が1億7,050万8,000円となっております。こちらの額が那珂市の人が他の市町村に寄附した額となります。

寄附額から納税に係る費用、経費と住民税からの控除額を差し引いた収支を申し上げますと、令和3年度が2,868万8,000円のマイナス、令和4年度が4,452万9,000円のマイナス、令和5年度が6,568万6,000円のマイナスというふうになっておりますが、那珂市民のふるさと納税による市税減収分につきましては、地方交付税制度により75%が補填されるというふうな制度になっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） ご連絡いたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今、部長が言っていた令和3年が約マイナス2,800万円、4年がマイナス4,400万円、5年がマイナス6,500万円と、これあまりにも受入額が低調に推移しているんですけども、受入額の少なさ、今、私も驚いているんですけども、これ県内で何番目くらいになるんですか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 茨城県内の順位でございますけれども、令和5年度の実績で、県内市町村と茨城県を含めた45自治体のうち42位というふうになっております。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 資料は、皆さんにお渡ししていると思うんですけども、タブレットから見てください。傍聴者の方は、これを見てください。

これあまりの低さに驚いているんですけども、それで、部長がふるさと納税による市民税減税は75%が地方交付税補填されるから問題ないと言っているんですけども、依存、やはりなんですか。財源ばかり当てにされていて、自主財源を生み出す努力はしていないのかな。

そういうふうに感じていいんですか。回答は求めませんけれども、独り言ですから。

次にまいります。

多くの県内市町村は寄附が増加しているのに、なぜ本市は年々減少しているのか。返礼品の品ぞろえ、それ自体どうなのか。他市町村と比較して勝負できているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

寄附額が減少した理由といたしましては、ポータルサイト上での返礼品の見せ方による集客や広告、運用の対策が講じられていなかったため、寄附者の目に留まる機会が少なかったということなどが原因であるというふうに想定しております。

返礼品につきましては、令和4年度末、271品目から現在、447品目としておりまして、返礼品の提供事業者のご協力の下で、内容の見直しや新たな商品づくりを行って品ぞろえの充実を図っているところでございます。

また一方、全国的にふるさと納税返礼品の人気商品と言われるものがありまして、海産物や肉、安価な米など、そういう部分が人気なんですけれども、そちらの品ぞろえは比較的、那珂市のポータルサイトにおいては少ないというふうに思われます。

特に那珂市の返礼品として人気のものにつきましては、地元酒造の地ビール、また園芸農家による多肉植物の苗の詰め合わせ、干し芋などが人気の商品となっております。全国の方々が魅力的だと感じていただけるような返礼品の開拓を今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） では、新しい返礼品をラインアップするに当たって、どのような規制があつて、商品の選定基準はあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

取り扱う返礼品は、地域における雇用の創出や新たに地域資源の発掘など、地域経済の活性化に寄与するものであることが必要な条件となっております。そのため、返礼品を提出する場合には、総務省から示されております地場産品基準というのがございまして、こちらに基づき取り扱うことになっております。

この基準の主な内容といたしましては、市内で生産されたもの、あとは、返礼品の原材料の主要な部分が市内で生産されたもの、あと、市内において製造や加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相当の付加価値を生じているものということなど、年々厳格化をされているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） そういった規制がある中で、那珂市は、限られた地域資源の中でどうやって返礼品の発掘をしているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

返礼品の発掘につきましては、市内の事業者の口コミやSNSで探しております。また、職員からの情報提供を受けまして、返礼品の登録を、新商品等の登録を推進しております。また、市のホームページまたは市の広報紙でも、市内の事業者に対して新たな返礼品の商品等についての募集もしているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 言うのは簡単でも、実際にやるのは簡単でないと思います。それを担当する担当者には、よいものを見極める力と実行力が必要とされております。私は、ふるさと納税の税収増を図るには、優秀なバイヤーの育成が必要だというふうに考えます。見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の選定や新規開拓及び情報発信等の仕切りやノウハウを持っているバイヤーの役割は、非常に重要であるというふうに考えております。現在、それらを担っているのは中間支援業者ということになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今、自治体に求められているのはマーケティングやマネジメントですから、コンサルタントに頼るのもいいんですけども、本気でふるさと納税の寄附を多く受けたいと思ったら、ふるさと納税推進課とか、こういうものをつくって、これまでやらなかったものをどんどんやるように攻める自治体ということを希望しますが、回答はいいですけども、そうしたらどうですかということ。

次に、ふるさと納税については、さとふるなどといういろんな業者がサイトを運営して、そこを通して那珂市にふるさと納税を行っているというふうに理解しておりますが、現状、那珂市ではそういうサイト運営者、何社と契約しておりますか。また、ポータルサイトに対しての委託料というか、ポータルサイトの手数料、パーセンテージはどのくらいか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、那珂市が利用しているポータルサイトの名前ですけども、8社ございます。ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANA、JRE MALL、aupay、セゾン、ふるラボ、以上の8つのサイトを利用してふるさと納税の集客というか、寄附を募っ

ているところでございます。

それから、ポータルサイトの利用に係るシステムの使用料でございますけれども、これらは大体約 9 %、それから寄附額を、お金を収納するための手数料が約 2 %でございます、合計として寄附額の約 11 %がその手数料ということになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 自治体がふるさと納税を募集する上で欠かせない存在が中間事業者と呼ばれる民間企業です。地域の業者を訪問し、返礼品を開発する業者から各ポータルサイトへの画像や文書の掲載、コールセンター業務、事務手続、SNSの運営まで、様々な工程を代行しております。制度初期の頃には、自治体職員が自ら行っておりましたが、2016年から2020年頃にかけて飛躍的な利用拡大とネット通販が進み、専門的なノウハウを持つ中間業者に委託することがほぼ必須になってきました。

そこで、本市では、中間事業者はポータルサイトも手がけるさとふるやJTB、システム会社などに委託しているのか、それとも所在地域に絞って事業展開する中小企業に委託しているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

中間支援事業者は、寄附の受付、寄附者の情報管理、返礼品の発注、発送管理のほか、返礼品の新規開発及び情報発信など、ふるさと納税に関する業務を行う事業者でございます。

本市では、令和3年10月までが株式会社JTB、それ以降は株式会社フューチャーリーグネットワークと契約しておりましたが、今年度、中間支援業者の見直しを行いまして、新たにサンクスラボ株式会社と契約をいたしまして、ポータルサイトにおいても商品の見せ方等を変更するなど、今月、9月から切替えというふうにしたところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 一口に中間事業者といっても、その質はピンキリです。うまく活用すれば自治体にとっては最強の相棒になる反面、事業者選びに失敗すると寄附額は伸び悩みます。本市で委託している中間事業者は、地元に必要な人員を置き、小まめに相談に乗れるなど、熱心に活動しておりますか。また、寄附額の小さな自治体は定額率の手数料でもうからないために、無駄なことをしたくないから手を抜いてしまうようなことはないですか。伺います。また、担当者は、最適な中間事業者を選ぶ目を養う不断の努力が必要と思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

新たな中間支援事業者は、ふるさと納税事業での実績だけでなく、社内にEC部門、これ

はネットショッピングですね、を設けてE Cモールでの店舗運営の実績、自社サイトでの運営実績があることから、これまでの本市の課題であったサイト上での集客やウェブ広告の運用から顧客満足度向上となる施策について対応をしていくことに優れている事業者であるというふうに考えております。

現在、同社は、市内で積極的に返礼品事業者を訪問していただきまして、まず、事業者が替わったのでご挨拶から始まりまして、事務手続、発送手順とか商品開発のお話とかなどについて話を聞きながら、事業者と協働で新しいふるさと納税の寄附の増額のほうに頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 自治体が多く寄附を集めるには、より豪華な魅力的な返礼品を用意することが最も効果的です。寄附額で1位の境町の4大グルメ返礼品は、米、肉、干し芋、ウナギだそうです。干し芋とウナギは加工工場があって、この道の駅の店舗にも出荷しているそうです。これ昨日、テレビでやっていたのをビデオを撮って今朝見たんですけれども、いいですね、その話はね。境町は、返礼品で人気の商品を道の駅で買える、食べられるというそうです。

また、もう一つ、Y o g i b oというアメリカ発祥のビーズソファなんです。これ6万円から10万円するんですよ。これが今、伸びるということで手応え感じていると言っています。こういう価格が高いものが全般に売っていますね。だから、売上げが上がるのも当たり前かもしれないですね。トイレットペーパーとかティッシュペーパーじゃ、上がらないですからね。話は長くなっちゃうんで止めます。

2位の守谷市はアサヒビール、3位の八千代町は地元の即席麺、ヤマダイという商品です。4位は日立市で、日立製作の洗濯機、これはちょっとないと思うんですけれどもね。本市の返礼品の人気ランキングはどうなんですか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

令和5年度の実績で申し上げますと、本市の人気ランキングといたしましては、クラフトビールの定番飲み比べセット、ノン・エールという低アルコールの飲料、干し芋、平飼いの卵、多肉植物の詰め合わせ、常陸牛などが人気の返礼品となっております。また、アンコウ鍋やキノコの詰め合わせなど、茨城県の共通返礼品も人気というふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 地方税財政に弱肉強食の競争を持ち込むのは不適當かもしれませんが、それを承知で、隣で稼いでいるんで黙って見ていられないという無理な返礼品をかき集めている自治体が多いです。本市も競争に負けまいとなりふり構わず頑張っているんですか、

伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

令和3年度から令和5年度にかけて寄附額が低下してしまったことから、今回、新たな中間支援事業者を選択し直しまして、中間支援事業者とともに力を合わせて今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） これ部長、寄附額の低下が続いているね。ですから、この自主財源を得られるふるさと納税に取り組むことに、ここは問題ないんですか、那珂市は。お伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） ふるさと納税の寄附額が低下してしまったということは、大変な問題というふうに認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 現在は、必然的にいわゆる返礼品競争が発生しております。また、自治体が独力でPRするには限度があるので、中間業者の利用も事実上、不可欠です。そのコストがかさんでしまうリスクもあります。これを踏まえ、紆余曲折を経た結果、返礼品競争の白熱を防ぎ、かつ経費を抑えるために、現在、返礼品は地場産業に限ること、返礼品の仕入れ額は寄附額の30%以内に抑えること、経費の総額は寄附額の50%以内に抑えること、経費率が寄附額の50%を超えてしまうとさすがに本末転倒のような気がしますが、本市では超えておりますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

ふるさと納税の過度な返礼品競争を防ぐために、令和5年10月から自治体が寄附を募るために使う経費を寄附額の5割以下、これは返礼品の物も含めて、全部の経費を含めて5割以下とする基準が厳格化されております。

本市では、先ほども申し上げましたが、寄附額の50%の範囲で実施しているということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 総務省は、6月25日、ふるさと納税制度について、中間サイトによるポイント付与を2025年10月から禁止する方針を明らかにしました。地方公共団体から仲介業者に支払う経費がかさんでいることを問題視したものです。つまり、ポイント制がめぐ

りめぐって仲介業者の手数料への転嫁という形で自治体の経費を増大させてしまうというのは問題なんではないでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ポイント制の廃止につきましては、令和7年10月から寄附者に対してポイント等を付与するポータルサイトを通じた寄附募集を禁止することとなっております。これはポータルサイトの間でポイント還元競争が過熱しておりまして、自治体を応援するというふるさと納税の趣旨を重視した国の姿勢があるのかと思います。

このポイント制の廃止によりまして、各ポータルサイトの使用料や手数料が下がるようなことがあれば、経費の割合も下がり、本来自治体に入るべき寄附額が増えることとなりますが、今回の改正をきっかけに、そのポータルサイトの利用者の拡大が鈍化するという可能性もあるかもしれないというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ふるさと納税の使い道についてですが、しっかりと子育て支援とか、教育とか、高齢者福祉とか、使い道をしっかり明示して、お金が入ってきたけれども何に使うのかという自治体も多いと思いますが、本市のふるさと納税の使い道について伺います。

また、納税された方から那珂市にぜひ訪れてみたいというコメントは寄せられておりますか。伺います。

単なる地元商品のPRではなく、移住や交流をメイン実施して那珂市のイベントに来ていただけるような計画は考えておりますか。伺います。

また、茨城県内で体験型農園を返礼品として取り扱っている市町村は、44市町村のうち12市町村あります。本市でも返礼品に体験型農園などの取組が必要と思われますが、お伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税の使い道についてでございますけれども、寄附者が5つの事業から選択することになっております。その項目としては、自然環境の保護、福祉施策、教育文化、生活環境、市民協働のまちづくりの5つの事業に選択をしていただきまして、それらの事業に充てることになっております。

また、寄附者からのコメントとしていくつか挙げますと、ポータルサイトに掲載した自治体情報を見て魅力を感じ、応援を決めた、寄附をきっかけとして家族で訪れたいといったご意見や、旅行をきっかけとして寄附をした、地域活性化に生かしてもらいたいなどのメッセージをいただいております。

それから、議員のご指摘もあるように、移住や交流をテーマとした返礼品、また体験型農

園などについても、今後、調査をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 次に、企業版ふるさと納税の仕組みについてお伺いしていきます。

本市では、どのような取組をしておりますか。また、過去3年間の寄附額と企業数をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） ふるさと納税の制度には、一般からの寄附と、あとは企業からの寄附を募る企業版ふるさと納税というのがございます。こちらは地方公共団体が民間資金を活用しまして、地方版総合戦略に基づきまして、それらの事業を積極的に実施し、地方創生の取組をさらに加速させていくため、地方公共団体が実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度として、平成28年度に創設された制度でございます。

市では、令和2年7月3日に地方創生応援税制に係る地域再生計画の認定を受けまして、寄附を募っております。寄附額といたしましては、令和3年度が2件で510万円、令和4年度は20件で1,430万円、令和5年度は21件で、金額が減っておりますが、870万円というふうになっております。

なお、企業版ふるさと納税においては、寄附を受け付ける那珂市のプロジェクトというのを設定しておりまして、そのプロジェクトを5つ申し上げますと、1つは、農業の収益力の向上、担い手の育成を支援し、農業のビジネス化を積極的に推進する「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト、2つ目が創業支援・企業支援の強化や、地元就業の促進など魅力ある雇用を創出する「ここで働きたい」いい那珂プロジェクト、3つ目が地域おこし協力隊の受入れやサテライトオフィスの誘致を推進し、交流人口・関係人口の創出に取り組む「来て見て感じて」いい那珂プロジェクト、4つ目が結婚の促進、安心できる妊娠・出産・子育て環境の提供のほか、ICT教育の充実や仕事と家庭の両立を支援するみんなの笑顔を育てようプロジェクト、5つ目として、にぎわいづくりや住みよいまちづくりの推進により地域の活性化を図る「住まい☆スマイル」いい那珂プロジェクトの5つのプロジェクトがございまして、こちらを選定して企業から寄附を募るというものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 本市に本社機能を有しない企業からの寄附を得ることができる仕組みで、国もふるさと納税の延長線に企業版ふるさと納税ですから、いい施策だと思います。

そこで、企業版ふるさと納税を行うことでの企業側のメリットと市のメリットは何ですか。伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 企業版ふるさと納税の企業側のメリットといたしましては、単な

る税額の控除だけではなく、寄附による社会貢献を通じました法人のイメージアップ、それから認知度の向上、地域社会の活力向上などへの貢献ができることであると考えております。

また、市のメリットとしましては、資金調達ができることにより、地方創生のプロジェクトが実施できること、住みやすい、にぎわいのある地域の創設、地域経済の活性化、子育て環境の充実などが図られることでございます。また、寄附をして頂きました企業との新たな連携による事業構築の可能性などが想定されるものでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 県内でもトップの寄附額を集めている境町では、公園のリノベーションや災害対策、空き家対策、公共施設の建設など活用しているそうです。本市では、企業版ふるさと納税を地方創生にどう活用しているのか、お伺いします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

頂きました寄附につきましては、いい那珂暮らしの促進事業やアグリビジネス戦略推進事業、静峰ふるさと公園の魅力向上事業など、地方創生事業に活用しているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 企業版ふるさと納税を増やしていくためには、魅力的な施策が必要となります。本市でも地方創生を推進し、民間投資を呼び込むためにはどのような施策が必要と考えますか。市長に伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ふるさと納税等を通じて財政のほうに対する貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

回答を申し上げます。

企業から寄附を集める、民間の資金を呼び込むためには、企業側にも社会貢献や企業イメージアップにつながるようなメリットのある那珂市の地方創生プロジェクトを設定すること、そして、何よりも那珂市に興味を持ってもらうことが大切だと考えております。

そのためにも、地方創生の戦略でもあるシティプロモーションを推進し、魅力ある、住みやすい、にぎわいのある、活気のあるまちづくりを推進していくことで注目される那珂市にしていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） この企業版ふるさと納税というのは、個人版と違って返礼品がないのだと思うんです。規模が大きい会社ほど、逆に寄附へのハードルが難しいと思うんです。

経営判断が早い中小企業を回って寄附のメリットを説明するのは市長のトップセールスかもしれないですね。回答はいいですけども、そういうことです。

ふるさと納税制度、これは地域住民向上のための貴重な財源として活用できることや、地場産業の振興、物産品の魅力向上に寄与していることから、自治体による地方勧奨が積極的に行われ、全国的に受入れが増加しております。しかし、那珂市は、なぜふるさと納税が年々減少しているのか、なぜ自治体競争に負けているのか、なぜバスに乗り遅れているのか理解できません。

例えばふるさと納税で2億円頂ければ、1億円が収入なわけです。全くなかった1億円が自由に使える。1億円収入として入ってくるわけですから、みすみすチャンスを逃してしまっている。やる気がある自治体とやる気がない自治体では、差が大きいです。そして、しっかりと考えた自治体と考えない自治体では、それだけでも差が出てきます。これから何十億円もかけて道の駅を建てようとしている事業において、非常にいい制度のふるさと納税をうまく活用できない現状で市長が政治生命をかけている道の駅事業は、うまくいくと思いますか。市長に伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 貴重なご意見ありがとうございました。再三ご指摘いただきましたふるさと納税制度、寄附額が低迷している現状があります。担当部長からもありましたように、何とか挽回すべく中間支援事業者の見直しを行い、9月から新たな体制で推進をしているところでございます。

また、ふるさと納税の寄附を増加させるための手段としては、那珂市の知名度やイメージアップを図ることも重要なことでもありと考えております。それには道の駅が大きな役割を果たすと考えております。

現在、検討を進めております道の駅の建物のイメージができました。建物のイメージは、世界的な建築家による自然と調和した独創的な造形であり、唯一無二の存在で、日本の代表となる道の駅になると考えております。完成すれば、誰もが一目見て驚き、喜んでくれるような楽しくすばらしい建物になると思っております。その道の駅が那珂市のランドマークとして注目され、那珂市の知名度が上がるとともに、境町のようにふるさと納税にもよい効果があるものと期待をいたしております。道の駅の建物を見に来る方、休憩施設として利用する方、来客者が多数訪れ、本市に新たな経済効果を生み出すよい循環をつくり出していくものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） まず、投資額が小さい、ふるさと納税で成功させるというのは、効果を上げてから、投資額が大きい道の駅事業とつなげていくのが順序だと思うんですね。いきなり今、言っていた26億円もかけて云々で、片やふるさと納税は4,000、5,000、6,000万

円マイナスだと、そういうふうな連携できていないあれが成功するわけじゃないじゃないですか、常識からしてね。

次へ進みますけれども、市長は、日本を代表する道の駅、すばらしい建物になると建物のイメージばかり強調していますが、本市の道の駅は、後発のためのランドマークをただ単に注目させたいというだけなんですか。市長に再質問します。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

先ほど来答弁していますように、建物だけではなくて、中身とともに一体となって醸し出す、今までにないような唯一無二の存在を総称してランドマークというふうに表現をさせていただきました。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） ランドマークという言葉は悪いよね。六本木ヒルズか麻布台ヒルズ、高層ビルをイメージするから、那珂市のランドマークという言葉は使わないほうがいいですよ。里山を云々という感じするわけでしょう。ランドマークというのは、やはりタワーマンションとかやはり高いビルディングを印象しますんで、やめたほうがいいです。

右肩上がりの経済成長を遂げていた高度成長期なら、箱物を建ててしまえば、後はどうにでもなると許されましたでしょうが、しかし、失われた30年間、経済が停滞する現在では、失敗は許されません。市長、仏をつくって魂を入れてください。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告14番、笹島 猛議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第8号から報告第10号及び議案第48号から議案第57号までの以上13件を一括して議題とします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第8号から報告第10号までの以上3件は、報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

議案第48号から議案第57号までの以上10件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、文書管理システムに登載しました請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 連絡事項がございます。

今期定例会におきまして開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

長時間お疲れさまでした。

散会 午後 5時26分

令和6年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月20日）

令和6年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月20日（金曜日）

- 日程第 1 議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例
議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）
議案第51号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第52号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
議案第54号 茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
議案第55号 令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 令和5年度那珂市水道事業会計決算の認定について
議案第57号 令和5年度那珂市下水道事業会計決算の認定について
請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
請願第 2号 中国のウイグル人迫害と日本でのウイグル強制労働の防止法の成立を求める請願
- 日程第 2 議案第58号 那珂市名誉市民の選定について
- 日程第 3 議案第59号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 榊 原 一 和 君
3番 原 田 悠 嗣 君
5番 鈴 木 明 子 君
7番 寺 門 勲 君

2番 桑 澤 直 亨 君
4番 木 野 広 宣 君
6番 渡 邊 勝 巳 君
8番 小 池 正 夫 君

9 番 小 宅 清 史 君
 1 1 番 富 山 豪 君
 1 3 番 寺 門 厚 君
 1 5 番 笹 島 猛 君
 1 7 番 遠 藤 実 君

1 0 番 大和田 和 男 君
 1 2 番 花 島 進 君
 1 4 番 萩 谷 俊 行 君
 1 6 番 君 嶋 寿 男 君
 1 8 番 福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
政策企画課長	金 田 尚 樹 君	総 務 部 長	玉 川 一 雄 君
市民生活部長	平 野 敦 史 君	保健福祉部長	生田目 奈若子 君
産 業 部 長	加 藤 裕 一 君	建 設 部 長	高 塚 佳 一 君
上下水道部長	金 野 公 則 君	教 育 部 長	浅 野 和 好 君
消 防 長	堀 江 正 美 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君	選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠 原 広 明 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈織美 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

◎議案第48号～議案第57号及び請願第1号、請願第2号の各委員会

審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第48号から第57号までの以上10件及び請願2件を一
括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会より報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第49号、議案第50号、議案第52号から議案第54号は、全会一致で原案のとおり可決

すべきものとなりました。

議案第55号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で採択すべきものとなりました。

議案第49号は、令和6年10月1日より、那珂地方公平委員会の事務局が、那珂市から東海村に変更になることに伴い、那珂地方公平委員会特別会計を廃止するものです。

議案第50号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第52号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第53号は、令和6年10月1日より、那珂地方公平委員会の事務局が、東海村に変更になることに伴い、一部を変更するものです。

議案第54号は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて1人年額1,000円を市町村が徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものです。

議案第55号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、中国のウイグル人迫害と日本でのウイグル強制労働の防止法の成立を求める請願であり、国会や関係行政庁への意見書の提出を求めるものです。

委員からは内容に賛同する意見があり、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。なお、意見書案は別添のとおりです。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。
寺門 勲委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告申し上げます。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第50号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第55号、第56号及び第57号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第50号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第55号の当委員会所管の部分、第56号、第57号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門 厚委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第48号、第50号及び第51号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第55号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第1号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第48号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第50号及び第55号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第51号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第1号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学びを実現するため、計画的な教職員定数改善により、少人数学級の推進と、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため、意見書の提出を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。なお、意見書案は別添のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 小池委員長にちょっと聞きたいんですけども、議案第54号、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に伴い、1,000円と、これ国からの森林環境税、各個人住民税から一律1,000円徴収されると、で、茨城県も徴収1,000円されていると思うんですね、それとこの茨城租税債権管理機構って、これ、市町村から依頼された取立てすると、手数料取って取立てすると思うんですけども、ちょっとこの兼ね合いというか、よく分か

らないんですけれども、ご説明をお願いします。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） この兼ね合いというのは、どういう趣旨の質問でしょうか。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 今言っていた森林環境税と茨城租税債権管理機構ってこれ別物だと思うんですけれども、何でこれ関係しているのかなということ。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 申し訳ございませんが、そこまではちょっと詳しいことまでは分かりかねるところでございます。

○議長（木野広宣君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第48号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第49号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例、議案第50号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第51号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第52号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について、議案第54号 茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から第54号の以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第55号 令和5年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和5年度那珂市水道事業会計決算の認定について、議案第57号 令和5年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第57号までの以上3件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 中国のウイグル人迫害と日本でのウイグル強制労働の防止法の成立を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案第58号 那珂市名誉市民の選定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第58号をお開き願います。

議案第58号 那珂市名誉市民の選定について。

下記の者を名誉市民に選定したいので、那珂市名誉市民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

故白土松吉氏。

那珂郡三反田村出身。現在のひたちなか市でございます。

明治14年10月2日生まれ、昭和31年12月10日逝去でございます。

提案理由につきましては、同氏が生涯をかけて力を尽くしたサツマイモの増収栽培の研究は、那珂台地の農業振興に貢献し、戦中戦後の食糧難から多くの人々を救うとともに、本市

が特産品「ほしいも」の一大産地として発展するための重要な礎となりました。

氏の功績は顕著であり、市民が郷土の誇りとしてひとしく尊敬する者と認められることから、那珂市名誉市民選考委員会の推薦を受け、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第58号 那珂市名誉市民の選定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案第59号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第59号をお開き願います。

議案第59号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

藤田美和子、石川富子、綿引修、村上満江、住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。

令和6年12月31日で任期満了を迎える藤田美和子氏、石川富子氏を引き続き人権擁護委

員の候補者として、また新たに、綿引修氏、村上満江氏を人権擁護委員の候補者として、それぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木野広宣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第59号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（木野広宣君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに登載したとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたし

ます。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第3回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、15件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり可決等をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位におかれましては、重ねて感謝を申し上げます。

議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、十分に留意しながら、引き続き、効果的、効率的な市政運営に努めてまいります。

さて、来月10月12日でございますが、秋田県横手市との友好都市提携20周年を記念いたしまして、本市において記念式典を開催いたします。横手市とは、互いの地域で開催される観光イベントやスポーツイベントなどで多くの市民が交流をしており、また、職員間の人事交流を実施するなど、様々な分野で絆を深めてまいりました。

記念式典におきましては、これまで築き上げてきた礎に敬意と感謝を表するとともに、今後も互いに連携や協力をしていくため、友好都市としての絆がさらに深まるものと期待をいたしております。

引き続き、横手市との交流を推進し、活力あふれる交流とにぎわいのまちづくりに尽力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて、令和6年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 木 野 広 宣

那珂市議会議員 小 池 正 夫

那珂市議会議員 小 宅 清 史